

# 【ティラド環境法規制クイックガイド】

[目次へ](#)

株式会社 ティラド

経営企画室

ISO委員会

発行: 2014年7月7日  
改訂: 2015年1月8日  
改訂: 2015年6月17日  
改訂: 2016年7月22日  
改訂: 2016年11月4日  
改訂: 2017年9月19日  
[改訂: 2018年7月19日](#)

初版  
第2版  
第3版  
第4版  
第5版  
第6版  
[第7版](#)

# 第1章 当社での環境法への対応

1.1	<a href="#">社会の同行と企業への期待の変化</a>	<a href="#">3</a>
1.2	改正版ISO14001の順守義務と企業への期待	<a href="#">5</a>
1.3	改正版ISO14001順守評価の要求事項と対応	<a href="#">5</a>
1.4	ティラド環境法規制クイックガイド(テキスト)の閲覧方法	<a href="#">8</a>
1.5	当社の順守チェックシートと特定法規の要約表	<a href="#">11</a>
1.6	ISO14001の『力量、教育訓練及び自覚』要求事項とその対応	<a href="#">12</a>
1.7	法的資格と一覧表の整備	<a href="#">13</a>

# 第2章 環境法規制クイックガイドの活用方法

2.1	本書の使用方法	<a href="#">14</a>
2.2	法令の形式	<a href="#">14</a>
2.3	法律の規制の種類	<a href="#">14</a>
2.4	環境条例の調べ方(都道府県、市町村条例)	<a href="#">15</a>
2.5	環境法動向の最新状況	<a href="#">15</a>
2.6	クイックガイドのための企業関連法特定・順守項目チェックリスト	<a href="#">16</a>

# 第3章 企業関連法の解説

3.1	参考文献	<a href="#">28</a>
3.2	環境法規制の解説	<a href="#">28</a>
(E1)	廃棄物処理法	<a href="#">29</a>
(E2)	PCB廃棄物処理特別措置法	<a href="#">43</a>
(E3)	地球温暖化対策推進法	<a href="#">47</a>
(E4)	省エネ法	<a href="#">51</a>
(E5)	建築物エネルギー消費性能向上法	<a href="#">57</a>
(E6)	フロン排出抑制法	<a href="#">60</a>
(E7)	化学物質排出把握管理促進法	<a href="#">70</a>
(E8)	大気汚染防止法	<a href="#">73</a>
(E9)	自動車Nox・PM法	<a href="#">82</a>
(E10)	水質汚濁防止法	<a href="#">85</a>
(E11)	浄化槽法	<a href="#">92</a>
(E12)	下水道法	<a href="#">95</a>
(E13)	土壌汚染対策法	<a href="#">98</a>
(E14)	騒音規制法	<a href="#">102</a>
(E15)	振動規制法	<a href="#">104</a>
(E16)	工場立地法	<a href="#">106</a>
(E17)	公害防止組織整備法	<a href="#">109</a>
(E18)	消防法	<a href="#">112</a>
(E19)	高圧ガス保安法	<a href="#">119</a>
(E20)	毒物及び劇物取締法	<a href="#">124</a>
(E21)	労働安全衛生法	<a href="#">128</a>
(E22)	家電リサイクル法	<a href="#">139</a>
(E23)	小型家電リサイクル法	<a href="#">141</a>
(E24)	自動車リサイクル法	<a href="#">143</a>

- (C3)労働基準法.....
- (C4)労働者派遣法.....
- (C5)出入国管理及び難民認定法.....
- (C11)労働者災害補償保険法..... [別テキスト](#)
- (C16)雇用保険法..... [参照](#)
- (C17)健康保険法 / (18)厚生年金保険法.....
- (C24)労働保険の保険料の徴収等に関する法律.....
- (C43)労働安全衛生法(労務系).....

# 第1章 社会の同行と企業への期待の変化

## 1.1 企業のリスクと環境経営の必要性

### ◆当社及び他社の順守違反; CSRの充実、環境経営の必要性

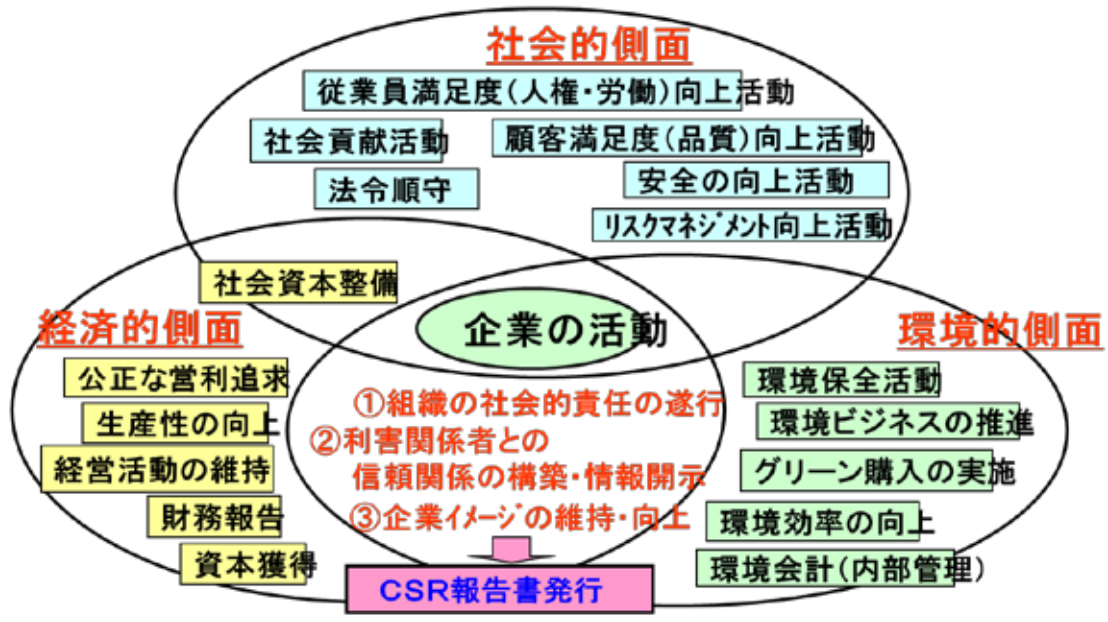
①2016年5月	名古屋 製作所	空箱置場設置に伴う緑地面積減少に伴いその対応に関し愛知県に相談時、工場立地法に関する緑地面積変更届未提出及び緑地面積率基準値未達が判明。年度内の緑地面積の改善計画及び始末書提出を要求され、条例改正に伴い東浦町に提出。
②2016年8月	秦野 製作所	順守評価時新1工場の半田(鉛)使用職場の局所排気装置の設置届が未提出が判明し、即時届出し受領されたが、既に設置済の審査は対象外となり指導書等が発行された。
③2016年1月	ダイコー	廃棄食品転売事件発覚、ダイコーは資格停止で倒産。倉庫の保管食品が腐敗し社会的な問題になる。結局廃棄委託した大企業各社が責任を負い、自主回収等膨大な費用負担を背負う。
④2014年10月	アイダ設計	廃棄物処理を無許可業者に委託、ずさんな法認識で執行役員3名が送検
⑤2012年10月	日本触媒	姫路製作所でアクリル酸中間貯蔵タンク爆発事故が発生し消防士を含む37人が死傷。初動対応も含め調査中。
⑥2012年5月	DOWA ハイテック	委託排出業者との情報授受不備による利根川水系へのホルムアルデヒド流出により行政指導を受ける。

対応 (1)順守チェックシート改定 (2)ISO委員会での点検  
 対応 (1)順守チェックシート改定

目次

### ◆環境経営を目指すための トリプルボトムラインの考え方

トリプルボトムラインとは、1997年に英国のサステイビリティ社のジョン・エルキントン氏が提唱し世界的に広まったもので、従来の経済的側面に加え社会的側面、環境的側面における企業活動の成果を情報開示することによって企業の信頼性を高め、環境経営をめざすことが重要であるという考え方。



全ての企業で、この様な法令違反をリスクと考え対応することが求められています。他社の違反事例でも自社に置換え、管理体制を常に見直し、改善することが重要です。行政処分に伴い操業がストップすれば、客先への部品供給も必ずストップします。

目次

**【持続可能な開発目標(SDGs)】**

2015年9月、国際連合は、より良き将来を実現するために今後15年かけて極度の貧困、不平等、不正義をなくし、私たちの地球を守るための計画「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択しました。そのアジェンダは、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」を掲げています。

**SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS**

世界を変えるための17の目標



貧困をなくそう 飢餓をゼロに 全ての人に健康と福祉を  
質の高い教育をみんなに ジェンダー(男女機能)平等を実現しよう  
安全な水とトイレを世界中に エネルギーをみんなにそしてクリーンに  
働きがいも経済成長も 産業と技術革新の基盤をつくろう  
人や国の不平等をなくそう 住み続けられるまちづくりを  
つくる責任つかう責任 気候変動に具体的な対策を 海の豊かさを守ろう  
陸の豊かさも守ろう 平和と公正を全ての人に パートナリシップで目標を達成しよう

このため、国内外の企業では、SDGsで示された社会課題をビジネスチャンスと捉え、経営戦略に取り込みリスク全体を下げようとする働きが始まっています。

利害関係者(客先・仕入先・行政・業界・近隣住民・株主・・・)のニーズ・期待 リスク・機会

【環境法規制の順守の取組み】



【生物多様性の取組み】

**【ESG投資の拡大】**

ESG投資とは、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)に配慮する企業を重視・選別して行う投資のことです。財務諸表ではわからないCO2抑制、労務従業員の労務管理、社外取締役の独立性などの取組み姿勢も投資の判断材料とするものです。各分野への対応が結果的に企業の長期的な成長や持続可能な社会の実現につながるという考え方に基づき、企業の投資価値を計る新たな評価基準として注目を集めています。

目次



## 1.2 改正版ISO14001の順守義務と企業への期待

### ISO14001 - 2015 4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

組織は次の事項を決定しなければならない。

c) それらのニーズ及び期待のうち、組織の順守義務となるもの

### ISO14001 - 2015 6.1.3 順守義務

\* 組織は、次の事項を行わなければならない。

a) 組織の環境側面に関する順守義務を決定し、参照する。

b) これらの順守義務を組織にどのように適用するかを決定する。

c) 環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、継続的に改善するときにこれらの順守義務を考慮に入れる。

組織は、順守義務に関する文書化した情報を維持しなければならない。

注記) 順守義務は、組織に対するリスク及び機会をもたらし得る。

### 附属書A A.6.1.3 順守義務

組織は、4.2で特定した順守義務のうち環境側面に適用されるもの、及びどのように順守義務を組織に適用するかについての、十分に詳細なレベルでの決定を行う。順守義務には、組織が順守しなければならない法的要求事項、及び組織が順守しなければならない又は順守することを選んだその他の要求事項が含まれる。

組織の環境側面に関連する強制的な法的要求事項には、適用可能な場合には、次が含まれ得る。

- a) 政府機関又はその他の関連当局からの要求事項
- b) 国際的な、国の及び近隣地域の法令及び規制
- c) 許可、認可又はその他の承認の形式において規制される要求事項
- d) 規制当局による命令、規制又は指針
- e) 裁判所又は行政審判所の判決

[目次](#)

注) NGOとの合意等その他の要求事項は当テキストでは対象外である。

## 1.3 改正版ISO14001順守評価の要求事項と対応

### ISO14001-9.1.2 順守評価

組織は、順守義務を満たしていることを評価するために必要なプロセスを確立し、実施し、維持しなければならない。

組織は、次の事項を行わなければならない。

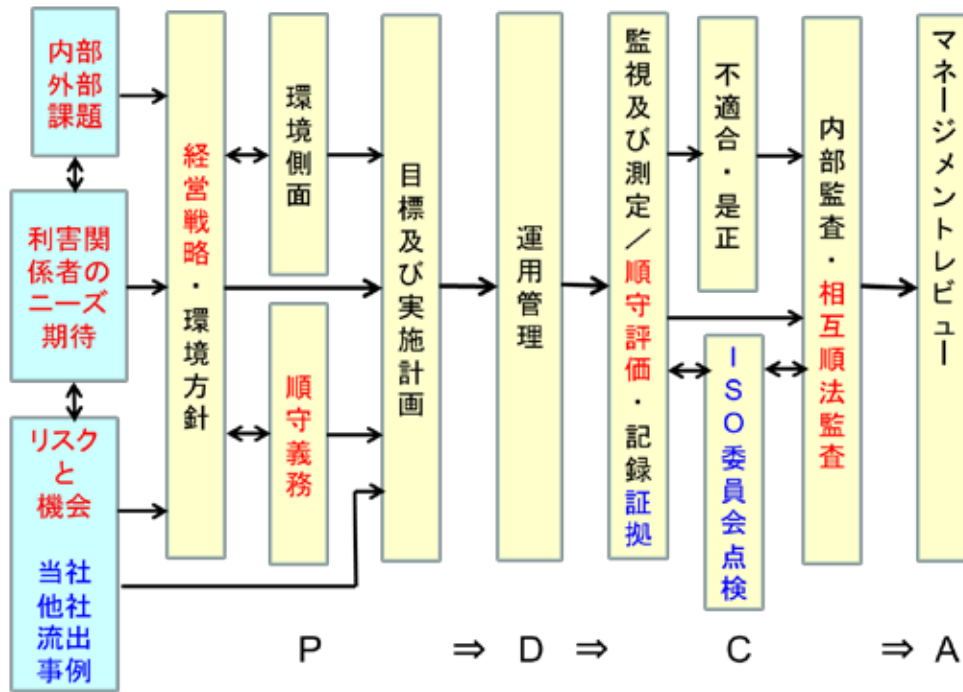
- a) 順守する頻度を決定する。
- b) 順守を評価し、必要な場合には、処置をとる。
- c) 順守状況に関する知識及び理解を維持する。

組織は、順守評価の結果の証拠として、文書化した情報を保持しなければならない。

- (1) 法規制及びその他の要求事項の順守状況を定期的に評価するための手順を求めている。
- (2) また、その定期的な評価の記録を要求されている。  
この記録には、評価して問題なしとした証拠(エビデンス)も含まれるので注意のこと。  
KES、エコアクション21、エコステージ等ISO14001以外の環境マネジメントシステムにおいても、その各規格及びガイドラインで環境関連法令の年1回の順守状況の点検とその記録の保管が要求されています。

[目次へ](#)

## ISO14001:2015改正版の構成とティラドの対応



### 【ISO委員会点検】

下記の通り、相互環境順法監査規定(T15-02-00A)を改定し、運用を改善しました。

不適合判定基準の明確化

不適合:法令違反。

要望 :法令違反ではないが改善を要する項目。

ISO委員会での点検(ダブルチェック)

各部署での順守評価時×の事項が相互順法監査指摘事項に確実に記載されているか？確実に是正されているか？

順守評価結果、相互環境順法監査結果の判定は適正か？

[目次へ](#)

## ◆仕入先様へのEMS整備と順法の徹底要請

### 【管理レベルの向上活動】

①2007年4月:グリーン調達ガイドラインでEMSの外部認証取得を要請

「当社EMS認証」取得率100%をめざす。

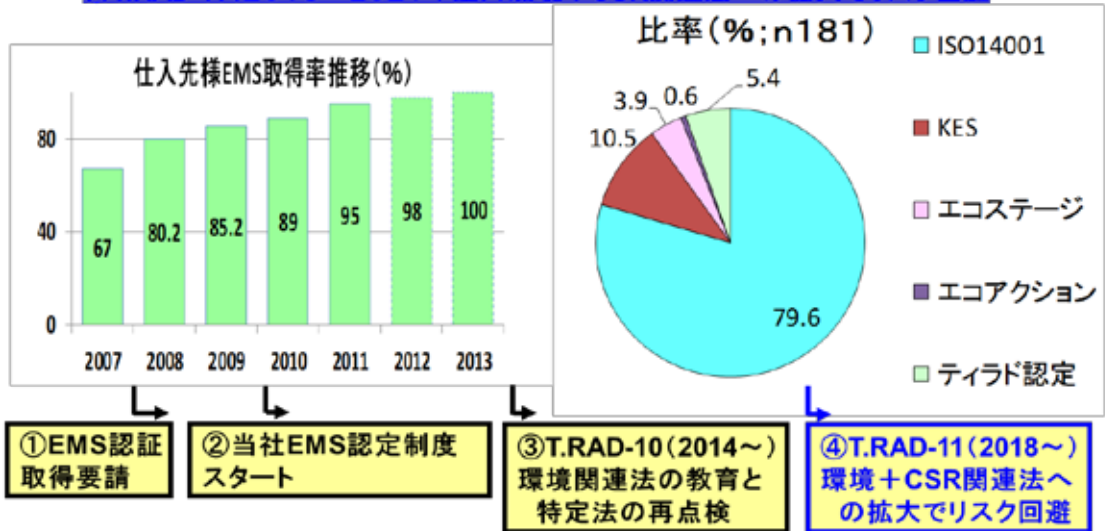
KESマネジメントシステム認証取得支援活動をスタート

②2010年4月:独自での外部認証取得の難しい仕入先様の支援として

KESステップ1帳票+当社帳票で当社が認定を与える制度をスタート

③T.RAD-10(2014~2017年度):環境関連法教育と特定した法律の再点検

④T.RAD-11(2018~2021年度):環境+CSR関連法への拡大でリスク回避



ISO14001以外の環境マネジメントシステムでの「順守義務」

KES、エコアクション21、エコステージ等ISO14001以外の環境マネジメントシステムにおいても、その各規格及びガイドラインで環境関連法令の順守が要求されています。具体的には下記の各項目が要求されています。

- (1) 組織が特定した環境関連法令の一覧表の整備。
- (2) 法改正に対応した年1回の一覧表の見直し最新のもので管理する。

【環境関連法的その他の要求事項調査】				
環境関連法的及びその他の要求事項 適用調査表				
法規等名称	適用条件(抜粋)	適用or外	当組織で適用を受ける該当施設	
大 気	大気汚染防止法	「ばい煙発生施設」「粉じん発生施設」設置、又は1万m <sup>3</sup> /h以上	適用外	
	自動車NOx・PM法	対象地域、関東8都県市はディーゼル車のみ、販売・製造・使用事業者	適用外	
水 質	水質汚濁防止法(下水道法)	特定施設から公共用水域へ排出、(50m <sup>3</sup> /d以上汚水等の排出)	適用外	
	浄化槽法	浄化槽使用者	適用外	
騒音・振動	騒音規制法	指定地域、30tプレス機、7.5kw以上の空気圧縮機等特定施設	適用外	
	振動規制法	指定地域、機械プレス、空気圧縮機等特定施設	適用外	
悪 臭	悪臭防止法	規制地域、特定悪臭物質	適用外	
廃 棄 物	廃棄物処理法	一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物がある	適用	廃棄物の収集、分別、保管
	フロン回収破壊法	フロン類を含む第一種特定製品(エアコン、冷蔵・冷凍器)の廃棄	適用外	
	改正リサイクル法	パソコン所有者、紙製造業、ガラス容器製造業、建設業他	適用	パソコン
	家電リサイクル法	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの消費者、事業者、小売業者他	適用	テレビ、冷蔵庫、エアコン
	自動車リサイクル法	自動車所有者、引き取り業者、フロン回収業者、解体業者他	適用外	
	容器包装リサイクル法	特定容器利用、製造、特定包装利用の事業者	適用外	
土 地	工場立地法	敷地9,000m <sup>2</sup> 、建物3,000m <sup>2</sup> の新設(増設)、工業団地他	適用外	
	土壌汚染対策法	有害物質特定施設を設置していた土地、土壌汚染の生ずる土地	適用外	
地下水	工場用水法	指定地域内の地下水採取	適用外	
エネルギー	省エネルギー法	原油換算1,500kl/年以上使用、輸送事業者、特定機器製造他	適用外	
化学物質	労働安全衛生法	有害物製造、有機則、特化則、鉛予防則の指定物質の使用	適用	廃棄物の収集、分別、保管
	毒物及び劇物取締法	毒物、劇物の製造、輸入、販売業及び業務上取扱者	適用外	
	消防法(危険物関連)市条例あり	危険物の指定量以上貯蔵、取扱い、運搬	適用外	
	高圧ガス保安法	高圧ガス、特定高圧ガス、第一種ガスの製造貯蔵等及び取扱	適用外	
	P.R.T.R法	第一種指定(特定)化学物質の取扱事業者、常雇用21名以上	適用外	
地方条例	神奈川県生活環境保全条例	大気、騒音の最小化及び廃棄物の適正処理、減量等の努力義務	適用	廃棄物の収集、分別、保管
協定・覚書	市町村公害防止協定		適用外	
	業界規範・協定		適用外	
	地域との協定・覚書		適用外	
顧客要求	グリーン調達、EMS導入、化学物質規制		適用	グリーン調達、EMS導入
その他	自主基準の設定、関連組織要請		適用外	

**KES殿指定書式から適用要求事項をピックアップ! \*\*\*コンサル時アドバイスあり\*\*\***

【要求事項のマニュアルへの反映】				
【表 - 2】 法的及びその他の要求事項の概要				
区分	名 称	要求事項	環境影響項目	管理部門
廃棄物	廃棄物処理法	・廃棄物置場の保管基準の順守 ・産業廃棄物の委託契約の締結 ・特管産業廃棄物管理責任者の選任と届出 ・産業廃棄物マニフェストを収集運搬/処分委託の都度交付し回収する。	廃油(特管) 廃酸(特管) 汚泥 廃プラスチック	・親会社 ( ~ ) 委託B業務部(*3) ( & )
リサイクル	改正リサイクル法	・長期使用、再生資源・部品利用の努力義務	パソコン	経理・総務グループ
	家電リサイクル法	・買替、廃棄等業者引渡し時リサイクル料の支払	エアコン、テレビ、冷蔵庫	
化学物質	労働安全衛生法 (有機溶剤中毒予防規則)	・有機溶剤の取扱所での掲示 ・有機溶剤を取扱う作業員への教育 ・有機溶剤作業主任者の選任	廃塗料	委託ビジネス業務部( )
地方条例	神奈川県生活環境保全条例(*1)	・大気・騒音の最小化、廃棄物の削減努力 ・アイドリングストップ	廃棄一般物 車両(*2)	委託B業務部、経理・総務G
その他の要求事項	顧客要求	・親会社のグリーン調達ガイドライン	EMS登録	営業・業務グループ

\*1: 伊勢原市、秦野市環境保全課に確認したところ 両市とも【神奈川県生活環境の保全等に関する条例】に順ずるとのことである。  
\*2: 親会社より借用車(自動車、フォークリフト)  
\*3: アスニ委託ビジネス業務部



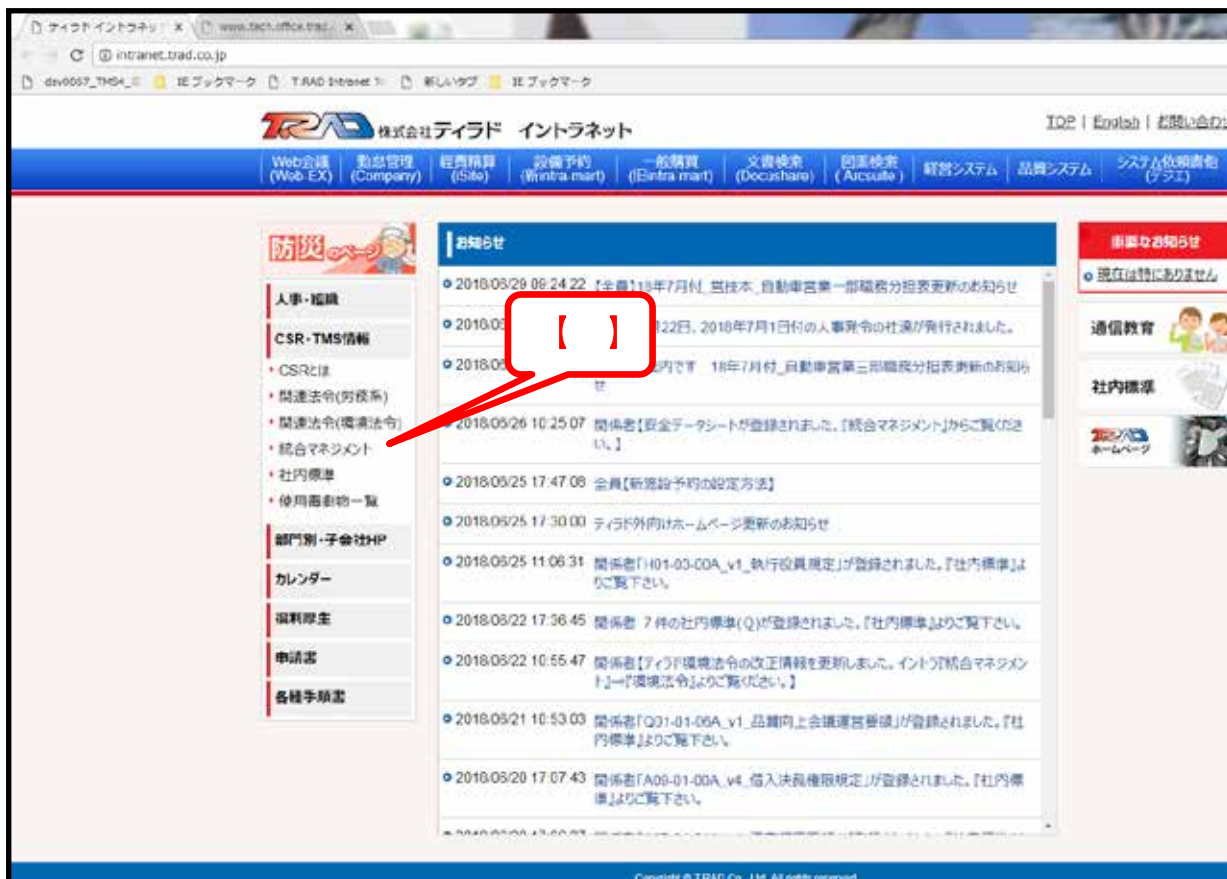
## 1.4 ティラドでの環境法規制クイックガイド(テキスト)の閲覧方法

ティラド社内での環境法規制クイックガイド(テキスト)の閲覧方法

各地区の法的要求事項一覧表は

イントラネット>1. CSR・TMS情報 統合マネジメント>ティラド環境法規制クイックガイド

で閲覧できます。



【社外秘】

【 統合マネジメント：索引 】

(インターネットアクセスはChromeでお願いします)

管理部署/作成者：TMS推進室/野崎  
作成日：2013/2/18  
更新日：2017/3/8

<p><b>方針・目標</b></p> <p>品質基本方針   環境基本方針</p> <p>中計 I-RAD-10 (経営室 H/P)</p> <p>年度方針 (経営室 H/P)</p> <p>全社 ISO年間計画</p>	<p><b>統合マニュアル・標準</b></p> <p>統合マニュアル (統合マニュアル 付表3)</p> <p>社内標準</p>	<p><b>環境報告書</b></p> <p>社会・環境報告書 (TRAD_H/P)</p>
<p><b>審査・レビュー・内部監査</b></p> <p>ISO審査結果・結果分析</p> <p>トップマネジメントレビュー</p> <p>相互環境法監査</p> <p>内部監査員名簿</p> <p>相互環境法監査員名簿</p> <p>本社ブロックマネジメントレビュー</p> <p>本社ブロック内部監査</p>	<p><b>得意先要求事項・規格要求事項</b></p> <p>得意先品質保証マニュアル (品質部)</p> <p>得意先グリーン調達マニュアル</p> <p>ISO/TS18949:2009</p> <p>ISO 9001:2015</p> <p>ISO 14001:2015</p> <p>ISO検索 (日本工業標準調査会 H/P)</p>	<p><b>法的要求事項</b></p> <p>環境法令 (改正情報更新)</p> <p>安全データシート SDS (Excel版) (web版)</p> <p>SDS登録申請書 (Excel版)</p>
<p><b>ISO</b></p> <p>1809001 全社</p> <p>18014001 全社</p>	<p><b>TMS推進室発行管理文書</b></p> <p>特殊特性一覧: CVD10001</p> <p>部門標準的アプローチ概要一覧 (スワード有)</p>	<p><b>使用毒劇物一覧</b></p>
<p><b>ISO事務局</b></p> <p>ISO事務局・管理責任者</p>	<p><b>規格解説・教育資料</b></p> <p>180/TS18949 要求事項の解説</p> <p>18014001 要求事項の解説</p> <p>ティラド環境法規制クイックガイド</p> <p>環境概論 教育テキスト</p> <p>ティラド用語集 (業務開発部 H/P)</p>	<p>eco BRAIN 環境法令管理リスト (第二法規)</p> <p>※各ISO事務局専用</p> <p>法令メルマガ(第一法規)</p> <p>法令データ提供システム(総務省e-Gov)</p> <p>東京都例規集   法台区例規集</p> <p>神奈川県例規集   千代田区例規集</p> <p>愛知県法規集   豊田市例規集</p> <p>滋賀県例規集   名古屋市例規集</p> <p>大阪府例規集   東淀川区例規集</p> <p>   知多中部広域事務組合</p> <p>   東近江市例規集</p> <p>   大阪府例規集</p>

目次

目次へ

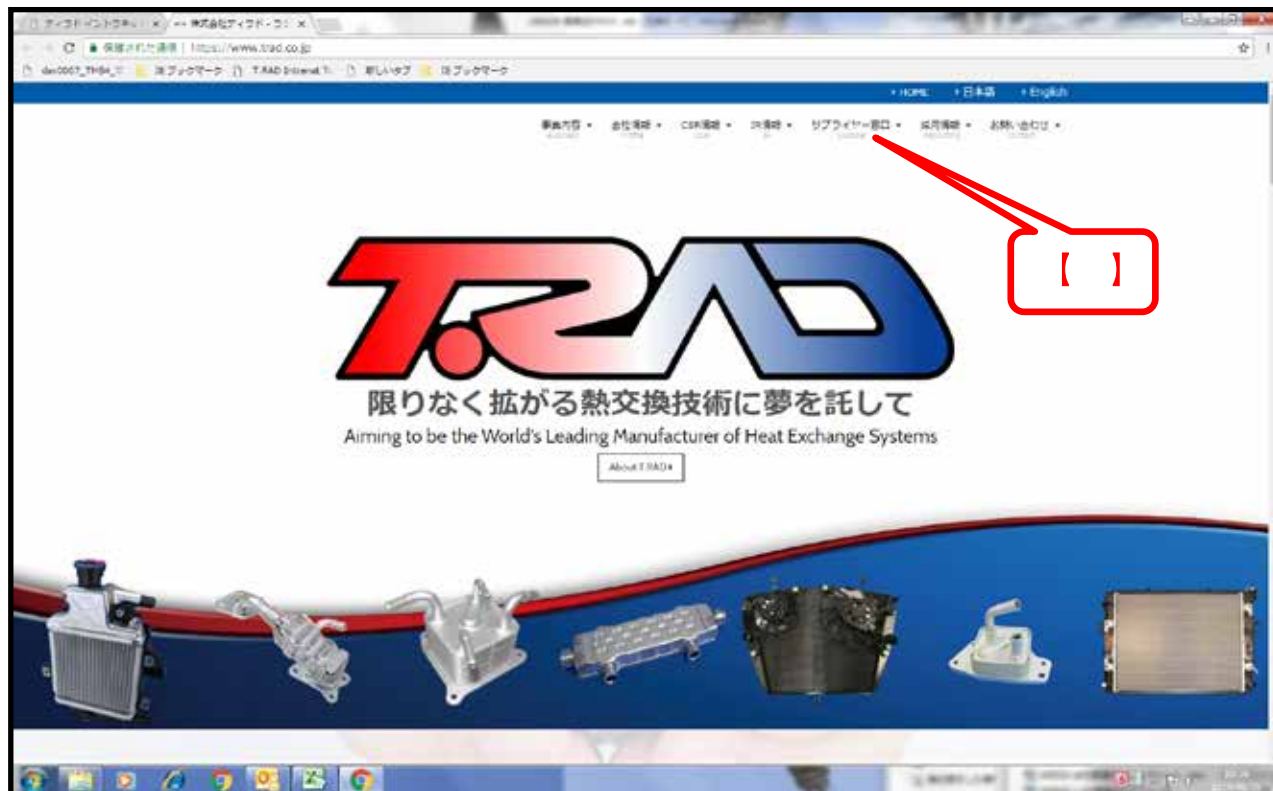
## 仕入先様の環境法規制クイックガイド(テキスト)の閲覧方法

「ティラド」インターネット検索>ティラド ホームページ>サプライヤー窓口

グリーン調達ガイドライン>仕入先用環境テキスト&環境関連法チェックシート

で閲覧できます。

目次



デイトラドイントラネット x グリーン調達ガイドライン x

保護された通信 | https://www.ttrad.co.jp/databox/data.php/supplier\_green\_ja/code

dev0067\_TMS4\_0 IEブックマーク T.RAD Intranet T. 新しいタブ IEブックマーク

HOME

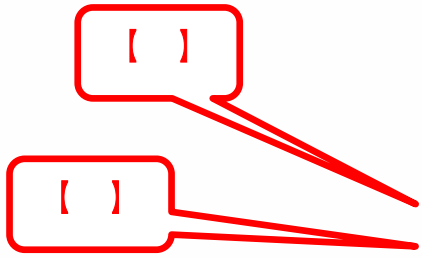
**T.RAD** 事業内容 会社情報 CSR情報 IR情報 サプライヤー窓口 採用

サプライヤー窓口 募集要項 調達品目 ご提案受付 グリーン調達ガイドライン フォーマットダウンロード

仕入れCSRガイドライン

## グリーン調達ガイドライン

1. グリーン調達ガイドライン (日本語版) [📄](#)
2. グリーン調達ガイドライン (英語版) [📄](#)
3. グリーン調達ガイドライン (中国語版) [📄](#)
4. 環境負荷物質管理基準 (2018年4月更新) [📄](#)
5. グリーン調達ガイドライン受領書兼環境取組み状況調査表 [📄](#)
6. 【デイトラド企業調達法規制クイックガイド】 [📄](#)
7. 企業調達法規制調査 自主チェックシート [📄](#)



目次

2016年度 環境関連法令等調査 自主チェックシート(仕入先調査表 付表)

調査年月日	年 月 日	
会社名	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>【クリックすると各種法律の詳細が閲覧できる。】</b> </div>	
自主チェック実施会社名 (上記会社名と異なる場合)		
記入者(役職・氏名)		
自主チェック項目		HPテキスト参照事項又は関連法規
環境マネジメントシステム第3者認証	環境マネジメントシステム第3者認証は取得済ですか？ 認証された環境マネジメントシステムの種類は何ですか？ 認証取得の場合、何年後に何の取得を予定していますか？その他の対応予定はありますか？	
(1) 産業廃棄物処理法 施行令 施行規則	産業廃棄物が排出されますか？	P 20 廃棄物処理法 確認1
	廃棄物処理：運搬委託先と登録書の写しを添付し契約書を締結していますか？	P 23 廃棄物処理法 2B(4)
	廃棄物処理：運搬の委託先にマニフェスト票を交付していますか？	P 23 廃棄物処理法 2B(5)
	マニフェスト票が期限内に返却されなかった場合や虚偽の報告が認められたとき、都道府県知事に報告していますか？	P 23 廃棄物処理法 2B(5)
	産業廃棄物の保管場所は種類・管理者名・連絡先等掲示板で表示し、適切に管理されていますか？	P 23 廃棄物処理法 2B(3)
	発生量が1000以上である場合、処理計画を都道府県知事に報告していますか？	P 24 廃棄物処理法 2B(6)
	一般廃棄物は排出されますか？	P 21 廃棄物処理法 確認2
	処理：運搬委託先は登録された適正な業者ですか？	P 25 廃棄物処理法 2C(1)
	市町村条例に従い適切に処理していますか？	P 25 廃棄物処理法 2C(2)
	特別管理産業廃棄物は排出されますか？	P 21 廃棄物処理法 確認3
廃棄物処理：運搬委託先と登録書の写しを添付し契約書を締結していますか？	P 26 廃棄物処理法 2D(3)	
廃棄物処理：運搬の委託先にマニフェスト票を交付していますか？	P 26 廃棄物処理法 2D(4)	
マニフェスト票が期限内に返却されなかった場合や虚偽の報告が認められたとき、都道府県知事に報告していますか？	P 26 廃棄物処理法 2D(4)	
産業廃棄物の保管場所は種類・管理者名・連絡先等掲示板で表示し、適切に管理されていますか？	P 26 廃棄物処理法 2D(2)	
発生量が50以上である場合、処理計画を都道府県知事に報告していますか？	P 27 廃棄物処理法 2D(7)	
有資格者である特別管理産業廃棄物責任者を選任していますか？	P 26 廃棄物処理法 2D(5)	
廃棄物が地下にある土地の形質の変更をしますか？	P 22 廃棄物処理法 確認4	
その土地の形質に着手する日の30日前に都道府県知事に届出していますか？	P 27 廃棄物処理法 2E(1)	



## 1.5 当社の順守チェックシートと特定法規の要約表

イントラネット>CSR・TMS情報 統合マネジメント>相互順法監査>20XX年度  
で閲覧できます。

【 】:順法チェックシート

【 】:特定法規の要約表

No.	法規制	評価結果	備考
1	特定製品に該当する製品の回収及び顧客の取扱いに関する法律		
2	電子メールの使用の目的		
3	特定製品に該当する製品の回収及び顧客の取扱いに関する法律		
4	大気汚染防止法		
5	水質汚濁防止法 (水濁法)		
6	下水処理法		
7	浄化槽法		
8	土壌汚染対策法		
9	騒音規制法		
10	振動規制法		
11	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
12	びりばい防止法 (廃棄物の処理)		
13	特定化学物質の製造・輸入・販売の規制等及び管理に関する法律 (特定化学物質)		
14	毒物及び劇物取締法		
15	労働安全衛生法		
16	消防法		
17	責任方保険法		

【 】:特定法規の要約表

【 】:各順法チェックシート

1.6 ISO14001の「力量、認識」要求事項とその対応

7.2 力量

組織は、次の事項を行わなければならない。

- a) 組織の環境パフォーマンスに影響を与える業務、及び順守義務を満たす組織の能力に影響を与える業務を組織の管理下で行う人(又は人々)に必要な力量を決定する。
- b) 適切な教育、訓練又は経験に基づいて、それらの人々が力量を備えていることを確実にする。
- c) 組織の環境側面及び環境マネジメントシステムに関する教育訓練のニーズを決定する。
- d) 該当する場合には、必ず、必要な力量を身に付けるための処置をとり、とった処置の有効性を評価する。

注記 適用される処置には、例えば、現在雇用している人々に対する、教育訓練の提供、指導の実施、配置転換の実施などがあり、また、炉器量を備えた人々の雇用、そうした人々との契約締結などもあり得る。

組織は、力量の証拠として、適切な文書化した情報を保持しなければならない。

7.3 認識

組織は、組織の管理下で働く人々が次の事項に関して認識を持つことを確実にしなければならない。

- a) 環境方針
- b) 自分の業務に関係する著しい環境側面及びそれに伴う顕在する又は潜在的な環境影響
- c) 環境パフォーマンスの向上によって得られる便益を含む、環境マネジメントシステムの有効性に対する自らの貢献
- d) 組織の順守義務を満たさないことを含む、環境マネジメントシステム要求事項に適合しないことの意味

- (1) 法規制及びその他の要求事項の順守状況を定期的に評価するための手順を求めている。
- (2) また、その定期的な評価の記録を要求されている。

目次

KES、エコアクション21、エコステージ等ISO14001以外の環境マネジメントシステムにおいても、その各規格及びガイドラインで環境関連法令の年1回の順守状況の点検とその記録の保管が要求されています。

実行と確認・順守評価【順守評価シート】

法的及びその他要求事項の順守状況チェック表				作成日 2008年 7月 25日	
* チェックは 1回/年以上実施				組織名 アスニ株式会社	
適用を受ける法規名		該当する施設・物質	法規の要求事項	適	正不適正 不適正の場合の対応
廃棄物	廃棄物処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	【産業廃棄物】 廃油、廃プラ 【特別管理産業廃棄物】 鉛、水銀、シンナー、 酸性廃液(汚泥、スラッジ)	保管場所表示、保管基準の順守		
			運搬・処分業者との委託契約 (親会社)		
			マニフェストの交付・回収		
リサイクル	改正リサイクル法 家電リサイクル法	・パソコン ・テレビ、エアコン、冷蔵庫	特管物管理責任者の選任届出 (親会社)		
			廃棄物の減量等の推進 (親会社)		
化学物質	労働安全衛生法 (有機則、鉛則、特化則)		長期使用、再生資源の努力義務		
			買換時リサイクル料負担		
地方条例	神奈川県生活環境保全条例	・廃棄物、自動車	作業主任者の選任表示 (親会社)		
			作業環境測定の実施 (親会社)		
顧客要求 その他	親会社のグリーン調達ガイドライン		安全衛生教育		
			大気、騒音の最小化、廃棄物の減量努力		
			EMS登録		



## 1.7 法的資格と一覧表の整備

【ティラドで必要となる法的資格】：**貴社で必要な法的資格は???**

安全管理者教育 / 排水処理業務教育 / 動力プレス事業所内検査  
 資格取得 / 動力プレス事業所内 / プレス機械の金型等の業務に  
 係る特別教育 / 高圧ガス製造保安責任 / 高圧ガス販売主任 /  
 公害防止管理者(大気) / 公害防止管理者(騒音) / 公害防止管  
 理者(水質) / 産業廃棄物中間処理施設技術管理者 / 危険物取  
 扱者 / 電検2種 / 電検3種 / 電気主任技術者 / 電気取扱い業務  
 に係る特別教育 / 電気工事士 / 移動式クレーン運転養成講習 /  
 床上操作式クレーン運転技能 / クレーンの運転の業務に係る特別  
 教育 / ボイラー技士免許 / ボイラー整備士免許 / ガス溶接作業主  
 任者 / ガス溶接技能講習 / アーク溶接等の業務に係る特別教育 /  
 研磨砥石取替え等の業務に係る特別教育 / 第1種衛生管理者 /  
 プレス機械作業主任者 / 乾燥設備作業主任者 / はい作業主任者 /  
 玉がけ技能講習 / 第1種圧力容器主任者 / 毒劇物取扱い責任者 /  
 鉛作業主任者 / 第2種酸素欠乏危険作業主任者 / 第2種酸素欠乏  
 危険作業特別教育 / 特別化学物質等作業主任者 / 有機溶剤作業  
 主任者 / フォークリフト運転技能 / フォークリフト運転業務に係る特  
 別教育 / 産業ロボットの業務に係る特別教育 / エネルギー管理士 /  
 エネルギー管理者 / エックス線撮影作業特別教育

目次

**貴社では法的資格一覧表は整備していますか???**

免許・資格・講習区分	種別法令	名称(資格名、講習名)	教育科目 実施部署	受講者 選定部署	講習内容区分: 社内講習も可(内)、社外講習(外)												
					講習 内容 区分	資格 講習 要否	更新 時期	更新 人事	150	財務 経理	業務 開発	調達	技術	研究 統計			
国家資格	特定工場における公害防止組織の 設置に関する法律	公害防止管理者(大気)	工管部総務G	工管部総務G	外			○									
国家資格	特定工場における公害防止組織の 設置に関する法律	公害防止管理者(騒音・振動)	工管部総務G	工管部総務G	外			○									
国家資格	特定工場における公害防止組織の 設置に関する法律	公害防止管理者(水質)	工管部総務G	工管部総務G	外			○									
国家資格	廃棄物処理及び清掃に関する法律	特別管理産業廃棄物 管理責任者	工管部総務G	工管部総務G	外			○									
国家資格	高圧ガス保安法	高圧ガス製造保安責任者 (乙種機械・西理科学)	生産部	生産部	外												
国家資格	高圧ガス保安法	高圧ガス製造保安責任者(第2種冷凍)	製作試験部	製作試験部	外												○
資格取得講習	高圧ガス保安法	CE導入側保安責任者(第2種貯蔵所)	製作試験部	製作試験部	外												○
国家資格	エネルギーの使用に関する法律	エネルギー管理士	生産部	生産部	外												
国家資格	電気事業法	電気主任技術者(電線2種・電線3種)	生産部	生産部	外												
免許	電気事業法	電気工事士	生産部/製作・試験部	生産部/製作・試験部	外												
資格取得講習	高圧ガス保安法	特定高圧ガス取扱い主任者講習	生産部	生産部	外												
資格取得講習	エネルギーの使用の合理化に関する 法律	エネルギー管理員	生産部/製作・試験部	生産部/製作・試験部	外												○
国家資格免許	消防法施行令	危険物取扱者	生産部/製作・試験部	生産部/製作・試験部	外	要	10年	○									○
法定講習	消防法施行令	危険物取扱者保安講習	各部署	各部署	外	要	3年	○									○
資格取得講習	消防法施行令	甲種防火管理者	工管部総務G	工管部総務G	外			○									
資格取得講習	消防法	防火管理者	工管部総務G	工管部総務G	外			○									
免許	労働安全衛生法	衛生管理者(第1種・第2種)	人事総務部	人事総務部	外			○									
免許	労働安全衛生法	衛生工学衛生管理者	生産部	生産部	外												
国家資格	毒物及び劇物取締法	毒物劇物取扱い責任者	各部署	各部署	外								○				○
免許	労働安全衛生法	ボイラー技師免許(特級、1級、2級)	生産部	生産部	外												
作業主任	免許	労働安全衛生法	ガス溶接作業主任者	生産部	生産部	外	要	5年									
作業主任	技能講習	労働安全衛生法	乾燥設備作業主任者	生産部	生産部	外	要	5年									
作業主任	技能講習	労働安全衛生法	プレス機械作業主任者	生産部	生産部	外	要	5年									
作業主任	技能講習	労働安全衛生法	第1種圧力容器取扱作業主任者	生産部	生産部	外											
作業主任	技能講習	労働安全衛生法	ボイラー取扱作業主任者	生産部	生産部	外	要	5年									
作業主任	技能講習	労働安全衛生法	はい作業主任者	生産部	生産部	外											
作業主任	技能講習	労働安全衛生法	鉛作業主任者	生産部	生産部	外											
作業主任	技能講習	労働安全衛生法	第2種酸素欠乏危険作業主任者	生産部	生産部	外											
作業主任	技能講習	労働安全衛生法	特定化学物質及び四アルキル鉛化合物作業主任者	生産部	生産部	外											

## 第2章 環境法規制クイックガイドの活用方法

### 2.1 本書の見直し改定と最新版の維持管理について

毎年度初めに当社ISO委員会メンバーとISO推進担当で新しく公布施行、又は改正施行された法律にも対応した内容で見直し改定して箇所は下線を引き識別します。必ず発行年度の確認をし最新版を活用して下さい。

### 2.2 法令の形式

法律	憲法の定めに従い国会で制定される制文法をいうが、広く法規一般をいうこともある。
施行令 施行規則	法律の施行手続きとか、法律の委任した事項等が主に規定される。その規定の形式が政令で定める場合を施行令、省令で定める場合を施行規則という。ただ、政令が施行規則である場合は、その下部の奨励には施行細則と付けられることがある。
法令	法律と命令を合わせていう。命令は政令・省令・府令をいう。
政令	法令の形式で、内閣によって制定される命令。
省令	法令の形式で、事務を分掌する行政機関である省の命令。
府令	法令の形式で、内閣府の命令
告示	公の機関がその決定した事項その他一定の事項を、公式に知らせるための形式の名称であるが、省令の一段下位の命令を定める法形式のように扱われている場合もある。
通達	上級官庁から下級官庁または職員に対して行われる一種の行政処分名称であり、法令の解釈や適用の一般方針を内容とするものもあれば、個々の具体的な問題についての上級官庁の見解を示すために発せられるものもある。
条例	地方公共団体の議会の制定するもの。

[目次](#)

### 2.3 法律の規制の種類(例:廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

#### 第3条 事業者の責務 (責務規定)

人として当然なすべきこと。主体の宣言的役割。

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

\*環境基本法のように責務規定だけの法律はISO14001では特定しなくても良いことになっている 順守評価で具体的に評価できるものがないため!

#### 第5条 清潔の保持等 (努力義務規定)

実施しなくても法的に罰せられることはない。

但し行政の指導・勧告があり、従わない場合公表され、社会的地位が失墜。

土地の所有者又は占有者は、その土地において他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められる物を発見したときは速やかにその旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。

#### 第16条 投棄禁止 (不作為義務規定)

実施してはならない義務。法的に罰せられる。

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

#### 第12条 事業者の処理 (作為義務規定)

実施しなくてはならない義務。法的に罰せられる。

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には政令で定める基準に従わなければならない。

[目次](#)

## 2.4 環境条例の調べ方(都道府県、市町村条例)

地方自治体の行政事務に属するものと、地方自治法上規定される事項について、地方自治体の議会を経て制定される法形式。

条例は、自治事務に関し、法律の範囲内で、法令に違反しない範囲内において制定できる。調査にあたって注意したいのは「**上乘せ規制**」「**横出し規制**」である。

### ステップ1. 生活環境保全条例を調べる

かつての公害防止条例(現在でも公害防止条例のままの自治体もある)  
多くの自治体で公害防止条例を改正し、公害対策にその他環境政策を追加  
公害規制では、大気・水質・騒音・振動について、ほぼ全ての都道府県に、  
国の法律対象施設以外の施設に対して届出・規制基準順守などを義務付け  
地球温暖化対策、廃棄物対策、化学物質、自然環境などの規定もあることも

### ステップ2. 温暖化対策条例を調べる

生活環境保全条例とは別に、大規模排出事業者への計画書提出制度などを規定

### ステップ3. 廃棄物対策条例を調べる

排出事業者への処理委託先への実地確認義務など、独自規制が多い

第3章 環境関連法令の解説では、当社で特定された法律に対する神奈川県、愛知県、滋賀県、秦野市、名古屋市、東近江市、東浦町の条例も掲載しています。是非参考にしてください。

## 2.5 企業関連法動向の最新状況(2018年5月18日現在)

ISO事務局が毎年年度初めに 日本能率協会 環境法規制セミナー  
第1法規 環境法令・条令基礎セミナーに参加し、変化点の情報収集を行う。

< 審議会などで審議中の法律 >

< 国会審議中 >

[改正オゾン保護法](#)  
[改正省エネ法\(荷主\)](#)  
[気候変動適応法](#)

目次

< 公布(官報) >

[改正廃棄物処理法](#)  
[土壌汚染対策法](#)  
[改正化審法](#)

< 施行 >

[改正大気汚染防止法](#)  
[建築物省エネ法](#)  
[改正安衛法](#)  
[改正PCB特措法](#)  
[水銀汚染防止法](#)

目次

## 2.6 環境関連法特定・順守項目チェックシート

### 【(E1)廃棄物処理法】

チェック項目	参照ページ
<b>産業廃棄物が排出されますか？</b>	P29 確認1
廃棄物処理・運搬委託先と登録書写しを添付し契約書を締結していますか？	P33 2B(4)
廃棄物データシート(WDS)を提供しているか？新フォーム使用(水銀・石綿追加)？	P33 2B(4)
委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじんが含まれる場合、その旨が契約書(覚書でも可)に記載されていますか？	P33 2B(4)
委託先の許可証は期限切れをおこしていませんか？	P33 2B(4)
廃棄物処理・運搬の委託先にマニフェスト票を交付していますか？	P33 2B(5)
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじんが含まれる場合、その数量をマニフェストに記載していますか？	P33 2B(5)
廃棄物処理・運搬の委託先にマニフェスト票を交付していますか？	P33 2B(5)
マニフェスト票が期限内に返却されなかった場合や虚偽の報告が認められたとき、都道府県知事に報告していますか？	P33 2B(5)
産業廃棄物の保管場所は種類・管理者名・連絡先等掲示版で表示し、適切に管理されていますか？	P32 2B(3)
発生量が1000t以上である場合、処理計画を都道府県知事に報告していますか？	P33 2B(6)
<b>一般廃棄物は排出されますか？</b>	P30 確認2
処理・運搬委託先は登録された適正な業者ですか？	P34 2C(1)
市町村条例に従い適切に処理されていますか？	P34 2C(2)
<b>特別管理産業廃棄物は排出されていますか？</b>	P30 確認3
廃棄物処理・運搬委託先と登録書写しを添付し契約書を締結していますか？	P35 2D(3)
廃棄物処理・運搬の委託先にマニフェスト票を交付していますか？	P35 2D(4)
マニフェスト票が期限内に返却されなかった場合や虚偽の報告が認められたとき、都道府県知事に報告していますか？	P35 2D(4)
特別管理産業廃棄物の保管場所は種類・管理者名・連絡先等掲示版で表示し、適切に管理されていますか？	P35 2D(2)
発生量が50t以上である場合、処理計画を都道府県知事に報告していますか？	P36 2D(7)
有資格者である特別管理産業廃棄物管理責任者を選任していますか？	P36 2D(5)
<b>廃棄物が地下にある土地の形質の変更をしますか？</b>	P31 確認4
その土地の形質に着手する日の30日前に都道府県知事に届出していますか？	P36 2E(1)

### 【(E2)PCB廃棄物処理特別措置法】

チェック項目	参照ページ
<b>PCB廃棄物を保管していますか？</b>	P43 確認1
毎年度、高濃度PCB廃棄物の保管及び処分の状況を都道府県知事に届出していますか？	P44 2A(1)
PCBの譲渡・譲受をしていませんか？	P44 2A(3)
相続・合併・分割により継承した場合は30日以内にその旨を都道府県知事に届出していますか？	P44 2A(4)
高濃度PCB、低濃度PCBそれぞれの廃棄処分契約終了後に都道府県知事に届出していますか？	P44 2A(2)
<b>PCB使用製品を使用していますか？</b>	P43 確認3
高濃度PCB使用製品の廃棄の見込みに関し、都道府県知事に届出していますか？	P44 2C(1)
処分期限内に廃棄することが困難な場合、都道府県知事に届出していますか？	P45 2C(2)
PCB使用製品の廃棄を終えたとき、その旨を都道府県知事に届出していますか？	P45 2C(2)

### 【(E3)地球温暖化防止対策推進法】

チェック項目	参照ページ
<b>前年度の原油換算エネルギー使用量が1500kL以上の特定排出者に該当しますか？</b>	P47 確認2
毎年度、都道府県知事に結果及び計画を報告していますか？	P48 2B(1)
市町村条例では都道府県条例より厳しい使用量が設定されていますか？	P49 3(5)
該当しますか？	P49 3(5)
要求がある場合、毎年度、市町村長に結果及び計画を報告していますか？	P49 3(5)

### 【(E4)省エネ法】

チェック項目	参照ページ
<b>年度の原油換算エネルギー使用量が1500kLを超える第2種エネルギー管理指定工場ですか？</b>	P51 確認1
有資格のエネルギー管理員を選任し経済産業大臣に届出していますか？	P53 2A(8)
毎年度定期報告書を経済産業大臣に報告していますか？	P53 2A(4)
主務大臣より勧告・命令を受けたことがありますか？その対応はどうしましたか？	P54 2A(11)



年度の原油換算エネルギー使用量が3000kLを超える第1種エネルギー管理指定工場ですか？	P51 確認1
有資格のエネルギー管理者を選任し経済産業大臣に届出していますか？	P53 2A(7)
役員からエネルギー統括者を選任し経済産業大臣に届出していますか？	P53 2A(5)
有資格のエネルギー管理企画推進者を選任し経済産業大臣に届出していますか？	P53 2A(6)
毎年度定期報告書を経済産業大臣に報告していますか？	P54 2A(10)
毎年度中長期計画書を経済産業大臣に報告していますか？	P54 2A(9)
主務大臣より勧告・命令を受けたことがありますか？その対応はありましたか？	P54 2A(11)
年度の貨物輸送事業者に輸送される貨物輸送エネルギー使用量が3000万トンキロを超える特定荷主ですか？	P51 確認2
超える場合、経済産業大臣に報告していますか？	P54 2B(4)
定期報告書、計画書を主務大臣に提出していますか？	P54 2B(5, 6)
主務大臣より勧告・命令を受けたことがありますか？適切に措置しましたか？	P55 2B(7)
<b>【(E5)建築物エネルギー消費性能向上法】</b>	
チェック項目	参照ページ
建築物に関する建築主等が適用を受けますか？ (建築主として新築、増築、改築、修繕、模様替等の計画がありますか？)	P57 確認1
建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替、空気調和設備の設置、改修の際、エネルギー消費性能の向上を図っていますか？	P57 2A(1)
所轄行政庁より建築物の設計、施工に対し指導助言を受けていますか？ また、その指導、助言に対し適切に処置していますか？	P57 2A(2)
特定建築行為をしようとする建築主は、その工事を着手する前に、建築エネルギー消費性能向上計画を作成し、所轄行政庁の適合判定を受けましたか？	P57 2A(3)
床面積の合計が300㎡以上の建築主は工事に着手する21日前に所轄行政庁に届出していますか？	P58 2A(5)
<b>【(E6)フロン排出抑制法】</b>	
チェック項目	参照ページ
第1種特定製品管理者ですか？	P60 確認3
特定製品に冷媒として充填されているフロン類を大気中に放出していませんか？	P61 2A(1)
特定製品の全製品に対し3ヵ月に1回以上簡易点検を実施していますか？	P63 2D(4)
定格7.5kW以上50kW未満のエアコンを保有し3年に1回以上定期点検をしていますか？	P63 2D(4)
定格50kW以上のエアコンを保有し年1回以上定期点検をしていますか？	P63 2D(4)
定格7.5kW以上の冷蔵機器・冷凍機器を保有し年1回以上定期点検をしていますか？	P63 2D(4)
漏えい個所の修理は即時実施していますか？	P63 2D(4)
漏えい又は故障の場合、修理が完了するまでフロン類の充填を依頼していませんか？	P63 2D(4)
全製品の点検記録を製品廃棄まで保存していますか？	P63 2D(4)
年度ごとのフロン類の漏えい量を把握していますか？	P63 2D(4)
年度の漏えい量が1,000t-CO <sub>2</sub> を超える場合所轄大臣に実績報告をしていますか？	P63 2D(4)
第1種特定製品廃棄等実施者ですか？	P63 2D(6)
第1種特定製品廃棄等実施者はフロン類充填回収業者にフロンを引渡す際に、 主務省令で定められた所定の事項を記載した書面を交付していますか？	P63 2D(6)
フロン類充填回収業者から交付の引取証明書を3年間保管していますか？	P64 2D(7)
引取証明書を所定期間内に送付を受けないとき、所定事項不記載や虚偽事項記載のとき、都道府県知事に報告していますか？	P64 2D(7)
都道府県知事より指導・助言・勧告・命令を受けたことがありますか？ その対応は適切でしたか？	P64 2D(8, 9)
<b>【(E7)化学物質排出把握管理促進法】</b>	
チェック項目	参照ページ
従業員が21名以上で、特定第1種指定化学物質を年間0.5t以上又は第1種指定化学物質を1t以上取り扱いますか？	P70 確認1
都道府県知事に毎年届出していますか？	P70 2A(1)
SDSを入手し作業者に閲覧できるように管理していますか？	P71 3(1)
他の事業者を提供するときは、SDSを提供していますか？	P70 2A(2)
第2種指定化学物質を取り扱っていますか？	P70 確認2
SDSを入手し作業者に閲覧できるように管理していますか？	P71 3(1)
他の事業者を提供するときは、SDSを提供していますか？	P70 2A(2)



<b>[(E8)大気汚染防止法]</b>	
チェック項目	参照ページ
<b>煤煙発生施設を設置していますか？</b>	P73 確認1
煤煙発生施設は都道府県知事へ届出していますか？	P77 2A(1)
排出基準は順守されていますか？記録は保管されていますか？	P77 2A(2)(3)
公害防止管理者は選任していますか？	P78 2A(5)
<b>揮発性有機化合物排出施設を設置していますか？</b>	P74 確認2
揮発性有機化合物排出施設は都道府県知事へ届出していますか？	P78 2B(1)
揮発性有機化合物排出施設の変更時は都道府県知事へ届出していますか？	P78 2B(1)
排出基準は順守されていますか？記録は保管されていますか？	P78 2B(2)(3)
<b>一般粉じん発生施設を設置していますか？</b>	P74 確認3
一般粉じん発生施設は都道府県知事へ届出していますか？	P78 2C(1)
一般粉じん発生施設の変更時は都道府県知事へ届出していますか？	P78 2C(1)
構造使用管理基準は順守されていますか？	P78 2C(2)
公害防止管理者は選任していますか？	P78 2C(3)
<b>特定粉じん発生施設を設置していますか？</b>	P75 確認4
特定粉じん発生施設は都道府県知事へ届出していますか？	P78 2D(1)
特定粉じん発生施設の変更時は都道府県知事へ届出していますか？	P78 2D(1)
敷地境界基準は順守されていますか？記録は保管されていますか？	P78 2D(2)(3)
公害防止管理者は選任していますか？	P79 2D(4)
<b>特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の発注を行いますか？</b>	P75 確認5
作業開始の14日前までに都道府県知事に届出していますか？	P79 2E(1)
作業基準は順守されていますか？	P79 2E(2)
<b>特定物質発生施設を設置していますか？</b>	P75 確認6
故障や破損その他の事故が発生し多量の物質が排出された時は、直ちに応急の処置を講じ、速やかに復旧するとともに都道府県知事に通報していますか？	P79 2F(1)
<b>指定物質発生施設を設置していますか？</b>	P76 確認7
指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類毎に定められた基準を順守しているか？	P79 2G(1)
<b>水銀排出施設設置者ですか？</b>	P76 確認8
水銀排出施設を設置しようとするとき、届出事項の変更するとき、都道府県知事に届出していますか？	P79 2H(1)
水銀排出施設に係る排出基準を順守していますか？	P79 2H(2)
水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、記録を残しこれを保持していますか？	P79 2H(3)
<b>[(E9)自動車Nox・PM法]</b>	
対象地域(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・愛知県・三重県・大阪府・兵庫県)内で自動車を保有していますか？	P82 確認1
排出基準に適合しない自動車を使用していませんか？	P83 2A(1)
対策地域内にその使用の本拠地があり、対象自動車を30台以上保有している特定事業者ですか？	P82 確認2
自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のための計画を都道府県知事に報告していますか？	P83 2B(1)
<b>[(E10)水質汚濁防止法]</b>	
チェック項目	参照ページ
<b>特定施設を設置して、公共水域に水を排出していますか？</b>	P85 確認1
特定施設は都道府県知事へ届出していますか？	P87 2A(1)
特定施設の変更時は都道府県知事へ届出していますか？	P87 2A(1)
排出口において排出基準に適合していますか？	P87 2A(2)
有害物質使用特定施設から有害物質を含む特定地下浸透水を浸透させていませんか？	P87 2A(3)
有害物質使用特定施設から有害物質を含む特定地下浸透防止のための構造及び使用方法に関する基準を順守していますか？	P87 2A(4)
有害物質使用特定施設の定期点検の記録を保管していますか？	P87 2A(5)
特定施設から公共用水域に搬出する場合又は地下浸透させる場合は汚染状態を測定し記録を保存していますか？	P87 2A(6)
公害防止管理者は選任していますか？	P88 2A(9)
<b>有害物質貯蔵指定施設を設置していますか？</b>	P85 確認2
所定の事項を都道府県知事に届出していますか？	P88 2B(1)
有害物質を含む水の地下浸透の防止のための構造や設置及び使用の基準は順守していますか？	P88 2B(2)
定期点検しその記録を保存していますか？	P88 2B(3)

<b>【(E10)水質汚濁防止法】 続き</b>	
チェック項目	参照ページ
特定施設、指定施設、貯油施設の破損等により公共水域への流出、地下への浸透等の事故はなかったか？	P86 確認3
人の健康被害を生じる恐れのあるときは、直ちに防止のための処置を講じるとともに、事故の状況、講じた措置を都道府県知事に届出しましたか？	P88 2B(4)
<b>【(E11)浄化槽法】</b>	
チェック項目	参照ページ
浄化槽を設置していますか？	P92 確認1
浄化槽設置は都道府県知事へ届出しましたか？	P92 2A(1)
浄化槽の構造・規模の変更時は都道府県知事に届出していますか？	P92 2A(1)
浄化槽の使用に当っては環境省令で定める規則を順守していますか？	P92 2A(3)
浄化槽の保守点検及び清掃を実施し記録を作成し3年間保存していますか？	P92 2A(4)
浄化槽管理者は新設した又はその構造・規制の変更をした浄化槽について使用開始から3ヵ月経過した日から5ヵ月間に指定機関の水質検査を受けたか？	P92 2A(5)
浄化槽管理者は毎年指定機関の行う水質検査を受けていますか？	P92 2A(5)
浄化槽管理者は処理対象人員501人以上の規模で設置した技術管理者に変更があった場合は、変更の日から30日以内に都道府県知事に提出していますか？	P93 2A(6)
<b>【(E12)下水道法】</b>	
チェック項目	参照ページ
①50m <sup>3</sup> /日以上 of 下水を排除して公共下水道を利用していますか？	P95 確認1
日当りの下水量、水質、使用開始時期を公共下水道管理者に届出していますか？	P95 2A(1)
水質の測定結果は政令で定める基準を満足していますか？	P96 2B(5)
政令で定める水質基準を超える恐れがあり、除外施設を設置していますか？	P95 確認2
下水の水質を測定し、記録を残していますか？	P96 2A(3)
水質の測定結果は政令で定める水質基準を満足していますか？	P96 2B(5)
水質汚濁防止法又はダイオキシン類特措法で定める特定施設を設置していますか？	P95 確認3
特定施設の使用開始時期を公共下水道管理者に届出していますか？	P96 2B(1)
特定施設を設置するとき下水道管理者に届出していますか？	P96 2B(2)
排水口の水質は政令で定める基準を満足していますか？	P96 2B(3)
<b>【(E13)土壤汚染対策法】</b>	
チェック項目	参照ページ
3000m <sup>2</sup> 以上の面積の土地の形質の変更を行いますか？行っていますか？	P98 確認1
変更に着手する日の30日前までに都道府県知事に届出していますか？	P99 2A(1)
有害物質使用特定施設の敷地であった又は都道府県知事から土壤汚染調査を命じられた土地を所有していますか？	P98 確認2
所定の者に所定の方法による調査をさせて都道府県知事に報告していますか？	P99 2B(1)
要措置区域内の土地を所有していますか？	P98 確認3
期限までに汚染の除去又は同等以上の措置を講じようとしていますか？	P99 2C(1)
形質の変更をしていますが？	P99 2C(2)
形質変更時要届出区域内において土地の形質を変更しようとしていますか？	P98 確認4
着手する日の14日前までに都道府県知事に届出していますか？	P99 2D(1)
自主的に土壤汚染状況調査を行いましたか？	P99 確認5
調査の結果、特定有害物質の汚染状態が基準に適合しないと思われるときは、都道府県知事に区域の指定をすることを申請しましたか？	P99 2E(1)
指定区域内の土地の土壤を指定区域外へ搬出しようとしていますか？	P99 確認6
汚染土壌搬出に着手する14日前までに都道府県知事に届出しましたか？	P99 2F(1)
汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託していますか？	P100 2F(2)
汚染土壌の運搬委託した者に管理票を交付しましたか？	P100 2F(3)
管理票の写しを保管していますか？	P100 2F(3)
管理票の送付を受けないときや虚偽記載を受けたときは、都道府県知事に届出していますか？	P100 2F(3)
<b>【(E14)騒音規制法】</b>	
チェック項目	参照ページ
指定地域内にあり、特定施設を設置していますか？	P102 確認1
設置工事の開始の日の30日前までに市町村長に届出していますか？	P102 2A(1)
指定地域の指定区分、時間帯区分毎の規制基準を満足していますか？	P102 2A(1)
呼び加圧能力980kN以上の機械プレス、落下部分の重量1t以上の鍛造機を設置している場合、有資格の公害防止管理者を選任していますか？	P103 2A(3)

<b>[(E15) 振動規制法]</b>		
チェック項目	参照ページ	
指定地域内にあり、特定施設を設置していますか？	P104 確認1	
特定施設の設置を市町村長に届出していますか？	P104 2A(1)	
指定地域の指定区分、時間帯区分毎の規制基準を満足していますか？	P104 2A(2)	
呼び加圧能力2,94kN以上の液圧プレス、呼び加圧能力980kN以上の機械プレス、落下部分の重量1t以上の鍛造機を設置している場合、有資格の公害防止管理者を選任していますか？	P105 2A(3)	
<b>[(E16) 工場立地法]</b>		
チェック項目	参照ページ	
工場は敷地面積9000㎡以上又は建築面積3000㎡以上ですか？	P106 確認1	
増設等で超える計画はありますか？		
新設、増設時、都道府県知事に届出していますか？	P106 2A(1)	
生産施設面積、緑地面積、環境施設面積の割合は基準を満足していますか？	P106 2A(1)	
基準値を満足していない場合、行政の指示に適切に対応していますか？	P106 2A(1)	
<b>[(E17) 公害防止組織法]</b>		
チェック項目	参照ページ	
①大気関係有害物質発生施設又は排ガス量が10000㎡以上の施設を設置し、ばい煙発生特定工場として適用を受けますか？	P109 確認1	
②水質関係有害物質発生施設又は排水量が10000㎡以上の施設を設置し、汚水等排出特定工場として適用を受けますか？	P109 確認1	
加圧能力が980kN以上の機械プレス又は落下部の重量が1t以上の鍛造機を設置し、騒音発生特定工場として適用を受けますか？	P109 確認1	
法で定めた能力を超える石綿加工関連設備を設置し、特定粉じん発生工場として適用を受けますか？	P109 確認1	
法で定めた能力を超えるコークス炉、鉱物加工関連設備を設置し、一般粉じん発生工場として適用を受けますか？	P109 確認1	
法により指定された地域内にあって、加圧能力が2941kN以上の液圧プレス又は加圧能力980kN以上の機械プレス及び落下部分の重量が1t以上の鍛造機を設置し、振動発生特定工場として適用を受けますか？	P109 確認1	
電気炉、洗浄施設等ダイオキシン類対策法の特定施設を設置し、ダイオキシン類発生特定工場として適用を受けますか？	P109 確認1	
常用使用する従業員が20人を超える場合、公害防止統括者を選任し、都道府県知事に届出していますか？	P109 2A(1)	
公害防止統括者の代理人を選任していますか？	P110 2A(4)	
常用使用する従業員が21人を超える場合、有資格者の公害防止管理者を選任し、都道府県知事に届出していますか？	P109 2A(2)	
公害防止管理者の代理人を選任していますか？	P110 2A(4)	
◆排ガス量40000㎡以上ばい煙発生施設及び排出水量10000㎡以上の汚水等排出施設を設置しており、有資格者を公害防止主任管理者を選任し、都道府県知事に届出していますか？	P110 2A(3)	
公害防止主任管理者の代理人を選任していますか？	P110 2A(4)	
<b>[(E18) 消防法]</b>		
チェック項目	参照ページ	
収容人員が50人以上の工場、倉庫、事務所等に該当しますか？	P112 確認1	
防火管理者(有資格者)の選任、届出を行っていますか？	P115 2A(1)	
消防計画を作成していますか？	P115 2A(1)	
消火・通報・避難訓練を実施していますか？	P115 2A(1)	
消防施設の点検、整備を実施していますか？	P115 2A(1)	
指定数量以上の危険物を取扱っており、危険物取扱者の適用を受けますか？	P112 確認2	
指定数量以上の危険物を製造所、貯蔵所、取扱所以外の場所で取り扱っていますか？	P115 2B(1)	
製造所、貯蔵所、取扱所の構造や設備、取扱方法は政令で定める基準を順守していますか？	P115 2B(1)	
危険物製造所、貯蔵所、取扱所の設置、変更時は市町村長へ届出し許可を得ていますか？	P116 2B(2)	
設備の変更を行う場合は、市町村長等の検査を受けていますか？	P116 2B(2)	
製造所、貯蔵所、取扱所の位置、構造及び設備が政令の基準に適合する様維持していますか？	P116 2B(3)	



所定の危険物施設設置に該当し、危険物取扱の有資格者で6ヶ月以上の実務経験を有する者を危険物保安監督者と定め市町村長へ届出していますか？	P116 2B(4)
所定の危険物施設設置に該当し、危険物保安員の定め設備保安の業務を行なっていますか？	P116 2B(5)
所定の危険物施設設置に該当し、予防規定を定め市町村長に許可を得ていますか？	P116 2B(5)
所定の危険物施設に該当し、定期点検、記録の作成保存はしていますか？	P116 2B(5)
危険物の運搬は基準に従って行い、移送時には危険物取扱者を乗車させていますか？	P116 2B(6)
危険物の流出等その他の事故が発生したとき、流出及び拡散の防止、危険物の除去等応急処置を速やかに実施していますか？	P116 2B(7)
<b>消防活動阻害物質を取り扱う者として適用を受けますか？</b>	P115 確認3
消防署長等へ届出を行っていますか？	P116 2C(1)
<b>指定可燃物を取り扱う者として適用を受けますか？</b>	P115 確認4
市町村条例に定める基準に従っていますか？	P116 2D(1)

### **[(E19)高圧ガス保安法]**

チェック項目	参照ページ
<b>高圧ガスの第1種製造者として適用を受けますか？</b>	P119 確認1
都道府県知事の届出していますか？	P120 2A(1)
施設は技術上の基準を順守していますか？	P120 2A(2)
従業員に対し保安教育計画を策定し、保安教育を実施していますか？	P120 2A(3)
業の内容に応じて高圧ガス保安統括者、高圧ガス製造保安管理技術者(有資格)、高圧ガス製造保安係員(有資格)、高圧ガス製造保安主任者(有資格)、高圧ガス製造保安企画推進者、冷凍保安責任者(有資格)などを選任し規定職務を行っていますか？	P120 2A(4)
都道府県知事が行う保安検査を受けていますか？	P120 2A(5)
定期自主検査を行い、検査記録を作成し、保存していますか？	P120 2A(6)
高圧ガスを移動する場合は基準を守り、一定量以上の移動を行う場合は移動計画書の提出、携帯、移動確認者による監督などを実施していますか？	P120 2A(7)
危険な状態になったときは、応急処置を講じ直ちに都道府県知事に届出していますか？	P120 2A(8)
<b>高圧ガスの第2種製造者として適用を受けますか？</b>	P119 確認2
都道府県知事の届出していますか？	P120 2B(1)
施設は技術上の基準を順守していますか？	P120 2B(2)
従業員に対し、保安教育を実施していますか？	P120 2B(3)
業の内容に応じて、高圧ガス保安統括者、冷凍保安責任者(有資格者)などを選任し、規定する職務を行っていますか？	P120 2B(4)
定期自主検査を行い、検査記録を作成し、保存していますか？	P120 2B(5)
高圧ガスを移動する場合は基準を守り、一定量以上の移動を行う場合は移動計画書の提出、携帯、移動確認者による監督などを実施していますか？	P121 2B(6)
危険な状態になったときは、応急処置を講じ直ちに都道府県知事に届出していますか？	P121 2B(7)
<b>高圧ガス貯蔵所を所有していますか？</b>	P119 確認3
都道府県知事の許可又は届出を行っていますか？	P121 2C(1)
施設は技術上の基準を順守していますか？	P121 2C(2)
従業員に対し、保安教育を実施していますか？	P121 2C(3)
高圧ガスを移動する場合は基準を守り、一定量以上の移動を行う場合は移動計画書の提出、携帯、移動確認者による監督などを実施していますか？	P121 2C(4)
危険な状態になったときは、応急処置を講じ直ちに都道府県知事に届出していますか？	P121 2C(5)
<b>特定高圧ガスの消費者ですか？</b>	P119 確認5
都道府県知事に届出を行っていますか？	P121 2E(1)
技術上の基準を順守していますか？	P121 2E(2)
従業員に対し、保安教育を実施していますか？	P122 2E(3)
特定高圧ガス取扱主任者を選任し、規定する職務を行っていますか？	P122 2E(4)
高圧ガスを移動する場合は基準を守り、一定量以上の移動を行う場合は移動計画書の提出、携帯、移動確認者による監督などを実施していますか？	P122 2E(5)
危険な状態になったときは、応急処置を講じ、直ちに都道府県知事に届出していますか？	P122 2E(6)

**[(E20)毒物及び劇物取締法]**

チェック項目	参照ページ
特定事業における業務上取扱者ですか？	P124 確認3
毒劇物を取扱うことになった日から30日以内に都道府県知事に届出していますか？	P125 2C(1)
薬剤師から選任の毒劇物取扱主任者を設置し都道府県知事に届出していますか？	P125 2C(2)
盗難にあい、紛失することを防ぐのに必要な措置を講じていますか？	P126 2C(3)
毒劇物の容器、被包、貯蔵する場所に「医薬品外」の文字、毒物には赤地に白色で「毒物」の文字、劇物には白地に赤色で「劇物」の文字を表示していますか？	P126 2C(4)

**[(E21)労働安全衛生法]**

チェック項目	参照ページ
労働契約、3・6協定を結んでいますか？	労働契約法、36条
従業員10名以上ですか？	
安全衛生推進者を選任していますか？	P128 2(1)
従業員50名以上ですか？	
安全・衛生管理者、産業医は選任・届出していますか？	P128 2(1)
安全・衛生委員会は活動していますか？	P129 2(2)
定期健康診断の実施と届出はしていますか？	P130 2(4)
身障者雇用推進者は選任していますか？身障者雇用比率は2%以上ですか？	障害者雇用促進法
衛生管理者の定期巡視は週1回以上行っていますか？	P128 2(1)
産業医の定期巡視は月1回以上行っていますか？	P128 2(1)
従業員300名以上ですか？	
総括安全衛生管理者は選任・届出していますか？	P128 2(1)
プレスは保有していますか？	
プレス金型の取付、取外し作業講習は受講していますか？	P130 2(4)
プレス機械作業主任者技術講習は受講していますか？	P128 2(1)
プレスの法定点検(年次点検)は実施していますか？	P129 2(4)
安全装置は設置され、使用されていますか？	P129 2(4)
溶接・はんだ・ろう付け工程は保有していますか？	
決められた保護具があり、適正に使用されていますか？	P129 2(4)
アーク溶接等の作業講習は受講していますか？	P130 2(4)
鉛作業主任者講習は受講していますか？	P133 3(3)
ガス溶接技能講習は受講していますか？	P130 2(4)
ガス溶接安全衛生教育は実施していますか？	P128 2(1)
ガス溶接作業主任者はいますか？	P128 2(1)
粉じん作業安全衛生教育は実施していますか？	P130 2(4)
健康診断は実施していますか？	P130 2(4)
環境測定は実施していますか？	P130 2(4)
石綿の有無を把握していますか？	
石綿等による労働者の健康被害を防止するため、あらかじめ当該建築物、工作物について、石綿等の使用の有無を調査し、その結果を記録していますか？	P133 3(7)
調査を行ったにもかかわらず、当該建築物、工作物について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析により調査し、その結果を記録していますか？	P133 3(7)
石綿等の封じ込め又は囲い込み作業を行う仕事の発注時、仕事の請負人に対し、建築物、工作物における石綿等の使用状況等を通知していますか？	P133 3(7)
石綿等の封じ込め等の仕事の発注時、仕事の請負人に対し、法及びこれに基づく命令の規定の順守を妨げる条件を付さないように配慮していますか？	P133 3(7)
労働者が石綿の粉じんにはく露するおそれがある時は、吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じていますか？	P134 3(7)
労働者を臨時に就業させる作業場において、石綿の粉じんにはく露するおそれがある時は、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させていますか？	P134 3(7)
建築物の貸与者は、石綿等の粉じんを発生させ、及び労働者がその粉じんにはく露するおそれがある時は、吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じていますか？	P134 3(7)
石綿等の粉じんが発生する屋内作業については、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けていますか？	P134 3(7)
事業者は、石綿等の粉じんが発生する屋内作業については、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任していますか？	P134 3(7)
石綿等の粉じんが発生する屋内作業について局所排気装置等は、1回/年、自主検査を行い、記録を残し3年間保存していますか？	P134 3(7)
産業ロボットは保有していますか？	
作業範囲は隔離していますか？	P129 2(4)
産業ロボットの作業講習は受講していますか？	P130 2(4)



ホスト・クレーンは保有していますか？	
クレーン運転(5トン未満)作業講習は受講していますか？	P130 2(4)
玉掛け業務(吊り上げ1トン未満)作業講習は受講していますか？	P130 2(4)
床上操作式クレーン運転技能講習(5トン以上)は受講していますか？	P130 2(4)
玉掛け技能講習(1トン以上)は受講していますか？	P130 2(4)
玉掛け業務従事者安全衛生教育は実施していますか？	P130 2(4)
クレーン従事者教育は実施していますか？	P130 2(4)
吊り具の点検は決められた通りに実施されていますか？	P129 2(4)
旋盤は保有していますか？	
保護具が決められ、着用は順守されていますか？	P129 2(4)
レーザー加工機は保有していますか？	
安全地域・安全柵は設置していますか？	P129 2(4)
ボール盤は保有していますか？	
メガネを着用、軍手は使用禁止が明確になっていますか？実施されていますか？	P129 2(4)
グラインダーは保有していますか？	
研削砥石取替え作業講習の受講修了者はいますか？	P130 2(4)
ベンダーは保有していますか？	
作業範囲を隔離していますか？	P129 2(4)
ボイラーは保有していますか？	
ボイラー取扱作業主任者はいますか？	P128 2(1)
フォークリフトは保有していますか？	
運転者は運転免許を保持していますか？	P130 2(4)
フォークリフト1トン未満作業講習は受講していますか？	P130 2(4)
フォークリフト技能講習(1トン以上作業)は受講していますか？	P130 2(4)
フォークリフト安全衛生教育は実施していますか？	P130 2(4)
フォークリフト作業指揮者教育は実施していますか？	P130 2(4)
年次・月次点検は実施していますか？	P129 2(4)
日常点検チェックは実施していますか？	P129 2(4)
運行計画書は作成・維持していますか？	P129 2(4)
ヘルメット、シートベルトの着用は実施していますか？	P129 2(4)
自動車を保有していますか？	
安全運転管理者を決め道路交通法へ対応していますか？	道路交通法
高所作業車は保有していますか？	
高所作業車作業(10メートル未満)講習は受講していますか？	P130 2(4)
高所作業車作業(10メートル以上)講習は受講していますか？	P130 2(4)
塗装設備を保有していますか？	
環境調査を実施していますか？	P130 2(4)
定期健康診断を実施していますか？	P132 3(2)
有機溶剤使用量規制はありますか？	P132 3(2)
乾燥設備作業主任者技能講習は受講していますか？	P128 2(1)
有機溶剤作業主任者技能講習は受講していますか？	P128 2(1)
有機溶剤作業従事者安全衛生教育は実施していますか？	P130 2(4)
特化物を使用していますか？	P131 3(1)
特化物作業主任者講習は受講していますか？	P128 2(1)
電源設備を保有していますか？	
電検3種免許の必要はありますか？必要な場合がありますか？	P129 2(4)
高圧、特別高圧の電気取扱作業講習は受講していますか？	P130 2(4)
低圧電気の取扱作業講習は受講していますか？	P130 2(4)
積載荷重1トン以上の昇降機を保有していますか？	
エレベーター設置届出はしていますか？	P129 2(4)
エレベーター検査証は適切に保管はしていますか？	P129 2(4)
エレベーター設置報告書(積載荷重0.25～1トン未満)は提出していますか？	P129 2(4)
エレベーター定期自主検査は1回/年は適切に実施していますか？	P129 2(4)
エレベーター定期自主検査は1回/月は適切に実施していますか？	P129 2(4)
エレベーター定期自主検査記録を3年間保管していますか？	P129 2(4)
その他	
第二種圧力容器の自主検査記録は保管していますか？	P129 2(4)
局所排気装置等労働省で定める設備の自主検査記録は保管していますか？	P129 2(4)
定期健康診断結果報告書は保管していますか？	P129 2(4)
VDT健康診断結果報告書は保管していますか？	P129 2(4)
騒音健康診断結果報告書は保管してありますか？	P129 2(4)
振動健康診断結果報告書は保管してありますか？	P129 2(4)

その他	
高所作業車の自主検査記録は保管していますか？	P129 2(4)
職長安全衛生教育は実施していますか？記録は保管していますか？	P130 2(4)
雇い入れ時の教育は実施していますか？記録は保管していますか？	P130 2(4)
法改正追加 リスクアセスメントの義務化	
第57条第1項に規定する表示義務の対象物質(6.6.7物質)を新規に採用する場合、リスクアセスメントを実施していますか？	P134 4(1)
その結果事業場に合った措置を講じましたか？	P134 4(1)
化学物質の管理として、必ずSDSを入手して作業者に周知するとともに現場に掲示していますか？	P71 3(1)
法改正追加 心理的な負担の程度を把握するための検査(労働者数50人未満の事業場は当面猶予)	
医師、保健師等による心理的負担の程度を把握する検査を実施していますか？	P134 4(2)
その検査の結果は医師から通知され、希望する労働者に医師による面接指導を実施していますか？	P134 4(2)
法改正追加 受動喫煙の防止	
室内又はこれに準ずる環境において分煙等を実施していますか？	P134 4(3)
<b>【(E22)家電リサイクル法】</b>	
<b>チェック項目</b>	<b>参照ページ</b>
特定家庭用機器を廃棄するときは、再商品化が確実に行われるように適切な者に引渡していますか？	P139 2(1)
特定家庭用機器を製造又は輸入していますか？	P139 確認2
自らが製造し、輸入した特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められた場合、引き取っていますか？	P140 2B(1)
指定引取場所について所定事項を公表していますか？	P140 2B(1)
引取った特定家庭用機器廃棄物を遅滞なく再商品化していますか？	P140 2B(2)
再商品化に必要な料金の金額を適切な方法で公表していますか？	P140 2B(3)
<b>【(E23)小型家電リサイクル法】</b>	
<b>チェック項目</b>	<b>参照ページ</b>
小型電子機器を排出する場合、分別して排出し、認定を受けた収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引渡すように努めていますか？	P141 2(1)
再資源化認定事業者ですか？	P141 確認1
再資源化のための収集運搬及び処分事業を行おうとする者として計画を作成して主務大臣に申請していますか？	P141 2A(1)
使用済小型電子機器等の引取りを求められたとき、引き取っていますか？	P141 2A(2)
認定事業者で使用済小型電子機器の収集運搬車の外から見やすいように表示していますか？また、運搬車に所定の事項を記載した書面等を備え付けていますか？	P142 2A(3)
認定事業者で、毎年再資源化事業の実施状況を主務大臣に提出していますか？	P142 2A(4)
<b>【(E24)自動車リサイクル法】</b>	
<b>チェック項目</b>	<b>参照ページ</b>
所有自動車を廃棄しますか？	P143 確認1
自動車が使用済自動車となったとき、適切な引取業者に引渡していますか？	P144 2A(1)

<b>【(C3)労働基準法】 2018年度よりCSR関連法に関し手は別テキスト参照願います。</b>		
チェック項目	参照ページ	
従業員を採用する際、労働契約書(または雇用条件通知書)を書面で公布していますか？日本語の読めない外国人労働者に対して、英語など母国語の契約書を作成し、交付していますか？	別テキスト参照	
労働契約書(または雇用条件通知書)には絶対的明示項目が記載されていますか？		
労働契約書(または雇用条件通知書)には相対的明示項目が記載されていますか？(契約書に明示しない場合、該当箇所の就業規則を公布していますか？)		
労働契約期間の定めがある場合(契約社員との労働契約)契約書に～の記載はありますか？契約期間は3年ないか更新条項の有無は記載されているか更新する場合又はしない場合の判断基準はきさいされているか		
労働契約期間の定めがある場合(いわゆる定年制の従業員)契約書に下記記載はありますか？例)契約期間の定め		
雇入れ当初の賃金は明示されていますか？。計算及び支払いの方法、賃金の締切り日及び支払日の時期が明示されていますか？		
契約書は各拠点にて3年間保存されていますか？		
就業規則は各作業場の見やすい場所への掲示、備付け、書面の交付などによって、労働者に周知していますか？		
賃金控除に関する労使協定は、各作業場の見やすい場所への掲示、備付けていますか？		
時間外・休日労働の労使協定は締結されていますか？		
前年度との労使協定の有効期限から継続するように締結しましたか？		
労働基準監督署に届出していますか？		
常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備付けていますか？		
契約社員も36協定の対象労働者としていますか？(時間外・休日労働させる場合)		
目次		

<b>【(C4)労働者派遣法】 2018年度より別テキスト参照願います。</b>		
チェック項目	参照ページ	
派遣事業所ごとに専属の派遣先責任者が選出されていますか？	別テキスト参照	
派遣先責任者の職務を理解し、実施していますか？		
また全てを認識していますか？		
派遣労働者の性別や年齢の指定や事前面接の要求など、派遣労働者を特定する行為を行っていますか？(紹介予定派遣は除く)		
過去1年以内に離職した労働者を派遣労働者として受け入れていませんか？		
事業単位の期間制限による3年の派遣可能期間を延長する場合、適切な意見聴取手続きが必要であることを理解していますか？		
派遣可能期間の制限を受ける労働者派遣を受け入れる場合に、派遣契約の締結に当って、派遣元事業主に対し、事業所単位の抵触日の通知を行なっていますか？		
労働者派遣個別契約の締結に際し、派遣法第26条に基づき、個別の派遣就業条件などに関する事項を、都度具体的に定め、その契約内容を書面に記載していますか？		
契約書に派遣労働者の性別は記載してはいけないことになっていますが、記載されていませんか？		
派遣先は、事業所ごとに、派遣先管理台帳を作成していますか？		
派遣先台帳には、派遣労働者ごとに定められた内容について記載されていますか？		
派遣先管理台帳を3年間保存していますか？		
派遣先は派遣先管理台帳の記載事項の内、定められた項目について、派遣元事業主に1ヵ月に1回以上一定の期日を定めて法定どおり通知を実施していますか？		
労働者派遣契約の締結に当たり、派遣元事業主に対して、事業所単位の期間制限に最初に抵触することになる日を予め、派遣元に通知していますか？		
目次		

<b>【(C5)出入国管理及び難民認定法】 2018年度より別テキスト参照願います。</b>	
チェック項目	参照ページ
外国人を雇入れていますか？	別テキスト参照
外国人を雇用する際、在留資格の確認をパスポートと在留カードの原本でしていますが在留資格が超えていないか確認していますか？	
在留資格と職務内容は一致していますか？	
有期労働契約の期間は、在留期限を超えて締結されていませんか？	
在留期限の更新を条件とする労働契約としていますか？(在留期間の延長更新がされなければ、労働契約期間の更新がされないという契約になっていますか？)	
目次	



**【(C11)労働者災害補償保険法】 2018年度より別テキスト参照願います。**

チェック項目	参照ページ
従業員が業務または通勤途上で、負傷などを負った場合、療養(補償)給付たる療養の給付請求書または費用請求書を提出していますか？	別テキスト参照
従業員が業務または通勤途上に負傷などし、休養した場合(4日以上)、休業(補償)給付請求書を提出していますか？	
海外へ従業員を派遣する場合、特別加入申請書を提出していますか？	
* 海外出張(指揮命令が日本側)であれば申請の必要はないが、短期間であっても指揮命令が海外にあれば派遣扱いになるので注意のこと。	
海外出向者について、海外派遣に関する報告書を提出していますか？	
目次	

**【(C16)雇用保険法】 2018年度より別テキスト参照願います。**

チェック項目	参照ページ	
労働者を雇い入れた場合、被保険者資格取得届を提出していますか？ 提出期限:雇入れた日の属する月の翌月10日まで。	別テキスト参照	
雇用している被保険者が退職した場合、被保険者資格喪失届を提出していますか？ 提出期限:10日以内。		
雇用している被保険者が氏名を変更した場合、被保険者氏名変更届を提出していますか？提出期限:速やかに。		
被保険者を転勤させた時、必要な届け出をしていますか？ 提出期限:10日以内。転勤先のハローワーク。		
被保険者が育児休暇を開始した際、「雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書」を提出していますか？提出期限:休業開始して10日以内。		
被保険者が、育児休業給付金の支給を受けようとするとき、支給単位期間から起算して4カ月を経過する日の属する月の末日までに公共職業安定所長に提出する制度を説明していますか？		
上記は労使協定が締結されていれば会社が代理で申請できることになってます。労使協定を締結していますか？		
「育児休業給付受給資格確認票」、(初回)育児休業給付金支給申請書を公共職業安定所長に提出していますか？		
雇用している被保険者が60歳に達した時、「雇用保険被保険者60歳到達時賃金証明書」を提出していますか？		
被保険者は、初めて高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けようとするとき、「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書」に「雇用保険被保険者60歳到達時賃金証明書」などを添えて、公共職業安定所長に提出しなければならない。本件について被保険者に説明していますか？		
上記は労使協定が締結されていれば会社が代理で申請できることになってます。労使協定を締結していますか？		
「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書」に「雇用保険被保険者60歳到達時賃金証明書」などを添えて、公共職業安定所長に提出していますか？		
目次		

**【(C17、18)健康保険法・厚生年金保険法】 2018年度より別テキスト参照願います。**

チェック項目	参照ページ	
加入対象となっている労働者について資格取得届が提出されていますか？ 提出期限:5日以内 入社日から5日以内(事実のあった日から5日以内)	別テキスト参照	
退職した場合には資格喪失届が提出されていますか？ 提出期限:5日以内 退職日(死亡日)翌日から5日以内		
被保険者標準報酬月額算定基礎届(定時決定)を提出していますか？ 提出期限:毎年1回 7月10日までに		
賞与支払い届を提出していますか？ 提出期限:賞与を支払った日から5日以内		
被保険者の氏名変更届を提出していますか？ 提出期限:被保険者から氏名変更の申し出を受けて、速やかに(出来る限り急いで)		
育児休業終了者から申し出があった場合、育児休業等終了時報酬月額変更届を提出していますか？		
保険者が婚姻等により新たな被扶養者が生じた時は被扶養者届を提出していますか？ 提出期限:新たに生じた日の翌日から起算して5日以内		
被扶養者が増減した時は被扶養者異動届を提出していますか？ 提出期限:その都度(出産、死亡)		
外国人労働者を雇い入れの際に、給与から保険料控除のある雇用保険、社会保険(厚生、健保)について概略を説明していますか？(簡略に翻訳したものを提示していますか？)		
目次		

**【(C24)労働保険の保険料の徴収等に関する法律】 2018年度より別テキスト参照願います。**

チェック項目	参照ページ
継続事業に関わる「労働保険概算保険料申告書」を提出していますか？ 保険年度の6/1から40日以内。	別テキスト参照
上記報告書とともに概算保険料を納めていますか？	
継続事業に関わる「労働保険確定保険料申告書」を提出していますか？ 保険年度の6/1から40日以内。	
上記報告書とともに概算保険料を納めていますか？	
<a href="#">目次</a>	

**【(C43)労働安全衛生法(労務系)】 2018年度より別テキスト参照願います。**

チェック項目	参照ページ	
労働者が労災事故その他就業中又は事業場内若しくはその付属建設物における負傷、窒息、又は急性中毒により、死亡又は休業した場合(休業4日未満)、労働者死傷病報告(休業4日未満)を提出していますか？ 期限:各四半期の最後の月の翌月末日まで。	別テキスト参照	
労働者が労災事故その他就業中又は事業場内若しくはその付属建設物における負傷、窒息、又は急性中毒により、死亡又は休業した場合(休業4日以上)、労働者死傷病報告を提出していますか？期限:遅滞なく。		
火災、爆発、遠心機械・研削といしその他拘束回転体の破損事故、機械集材装置、巻上げ機又は索道の鎖又は柵の切断事故、建設物、付属建設物又は機械集材装置、煙突、高架そう等の倒壊の事故が発生した場合、報告書を提出していますか？		
ボイラーの破裂、煙道ガスの爆発又はこれに準ずる事故が発生した場合、報告書を提出していますか？		
小型ボイラーの第一種圧力容器及び第二種圧力容器の破裂の事故が発生した場合、報告書を提出していますか？		
クレーンの逸走、倒壊、落下又はジブの折損、ワイヤーロープ又はつりチェーンの切断事故が発生した場合、報告書を提出していますか？		
移動式クレーンの倒壊、落下又はジブの折損、ワイヤーロープ又はつりチェーンの切断事故が発生した場合、報告書を提出していますか？		
デリックの倒壊又はブームの折損、ワイヤーロープの切断事故が発生した場合、報告書を提出していますか？		
エレベーターの昇降路等の倒壊又は機器の墜落、ワイヤーロープの切断事故が発生した場合、報告書を提出していますか？		
建設用リフトの昇降路等の倒壊又は機器の墜落、ワイヤーロープの切断事故が発生した場合、報告書を提出していますか？		
簡易リフトの機器の墜落、ワイヤーロープ又はつりチェーンの切断事故が発生した場合、報告書を提出していますか？		
ゴンドラの逸走、倒壊、落下又はアームの折損、ワイヤーロープの切断事故が発生した場合、報告書を提出していますか？		
<a href="#">目次</a>		



## 第3章 環境法の解説

### 1. 参考文献

本テキストでは、本文中で参照する法令等の表を下記文献で引用しています。  
【参考文献】『ISO環境法クイックガイド20XX、ISO環境法研究会編、第一法規』  
この参考文献は各地区ISO事務局が持っておりますが、管理部署では是非1冊購入してください。

【参考文献】



[目次](#)

### 2. 企業関連法規制の解説

次ページから記載

[目次](#)

[目次](#)

# 廃棄物処理法

(廃棄物の処理及び清掃に関する法)

2017年6月16日公布 2018年4月1日施行  
 但し電子マニフェスト使用義務については2020年4月1日施行  
 参考:水銀環境汚染防止法 2017年8月16日施行

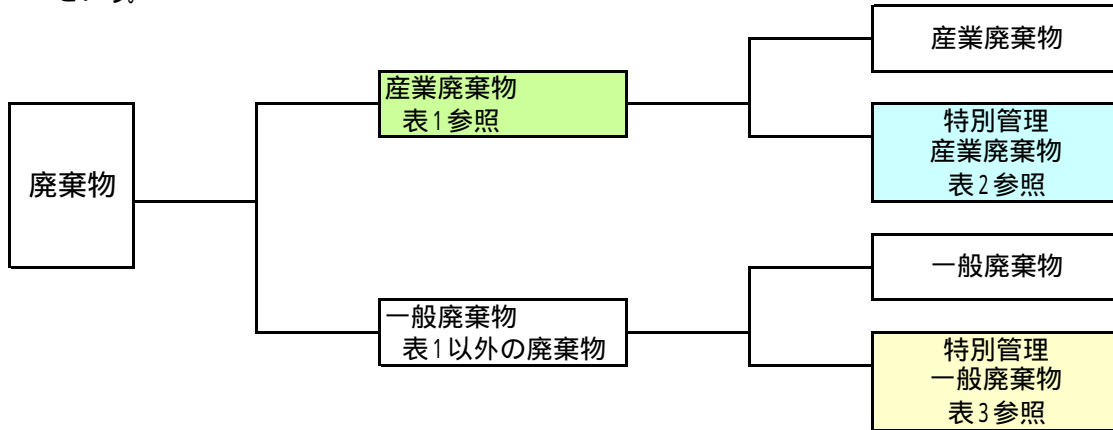
## 1. 適用要否の確認

**(確認 1: 産業廃棄物が排出されますか?)**

**排出される 適用を受ける 2A(P31)、2B(P32)の順守が必要!**  
**排出されない 適用を受けない**

### 【廃棄物とは】(法第2条)

『廃棄物』とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(ただし、放射性廃棄物を除く。)をいう。



### 【産業廃棄物とは】(法第2条、令第2条)

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物及び輸入された廃棄物をいう。

[チェック  
へ戻る](#)

#### (表1 産業廃棄物の20種類)

- 1、燃え殻
- 2、汚泥
- 3、廃油
- 4、廃酸
- 5、廃アルカリ
- 6、廃プラスチック類
- 7、紙くず (建設業、パルプ・紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業に係るもの及びPCBが塗布され又は染み込んだものに限る)
- 8、木くず (建設業、木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業に係るもの及び貨物の流通のために使用したパレットに係るもの並びにPCBが染み込んだものに限る)
- 9、繊維くず(天然 (建設業、繊維工業に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る)
- 10、動植物残差 (食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動植物に係る固形状不要物)
- 11、動物系固形不要物(と畜場や食鳥処理場で処理された獣畜食鳥に係る固形状不要物)
- 12、ゴムくず(天然)
- 13、金属くず
- 14、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- 15、鋳さい (製鉄所の炉の残さなど)
- 16、がれき類 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物)
- 17、動物のふん尿 (畜産農業に係るものに限る)
- 18、動物の死体 (畜産農業に係るものに限る)
- 19、ばいじん (煤煙発生施設及びダイオキシン類特定施設又は廃棄物焼却施設にて集じん施設によって集められたもの)
- 20、上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの(コンクリート固形化物)

[チェック  
へ戻る](#)

石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築や改築又は除去も伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの(令第6条第1項第1号ロ、則第7条の2の3)。

水銀使用製品産業廃棄物とは、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品であって規則別表第4表に掲げる、水銀電池、空気亜鉛電池、スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る)X、蛍光灯(冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯を含む)X、HIDランプ(高輝度放電ランプ)X、放電ランプ(蛍光灯及びHIDランプを除く)X、農薬、気圧計、湿度計、液柱形圧力計、弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る)X、真空計X、ガラス製温度計、水銀充満圧力式温度計X、水銀体温計、水銀式血圧計、温度定点セル、顔料X、ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る)、灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、水銀抵抗原器、差圧式流量計、傾斜計、周波数標準機X、参照電極、握力計、医薬品、水銀の製剤、塩化第一水銀の製剤、塩化第二水銀の製剤、よう化第二水銀の製剤、硝酸第一水銀の製剤、硝酸第二水銀の製剤、チオシアン酸第二水銀の製剤、酢酸フェニル水銀の製剤、及び当該水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品(別表第4下段にX印のあるものに係るものを除く)、及びその他水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品、が産業廃棄物となったもの(令第6条第1項第1号ロ、則第7条の2の4)。

水銀含有ばいじん等とは、ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さいは、水銀を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい1キログラムにつき15ミリグラムを超えて含有するもの、及び廃酸又は廃アルカリは、水銀を当該廃酸又は廃アルカリ1リットルにつき15ミリグラムを超えて含有するもの(令第6条第1項第2号ホ、則第7条の8の2)。

詳細は、環境省ホームページ【水銀廃棄物ガイドライン】参照

水銀廃棄物の分類:P3、水銀使用製品は起き物:P62~86

チェック  
へ戻る

### (確認 2: 一般廃棄物が排出されますか?)

排出される 適用を受ける 2A(P31)、2C(P36)の順守が必要!  
排出されない 適用を受けない

【一般廃棄物とは】(法第2条)

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

チェック  
へ戻る

### (確認 3: 特別管理廃棄物が排出されますか?)

排出される 適用を受ける 2A(P31)、2D(P36)の順守が必要!  
排出されない 適用を受けない

【特別管理廃棄物とは】(法第2条、令第2条の4)

特別管理廃棄物とは、産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性、その他人の健康または生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

チェック  
へ戻る

## 表2 特別管理産業廃棄物の種類と確認項目

### 【特別管理産業廃棄物】

廃油(燃焼しやすい揮発油、灯油、軽油類の廃油で引火点70度未満のもの)

廃酸(著しく腐食性を有する水素イオン濃度指数pH2.0以下のもの)

廃アルカリ(著しく腐食性を有する水素イオン濃度pH12.5以上のもの)

感染性産業廃棄物(感染性病原体が含まれる若しくは付着している又はそのおそれのある産業廃棄物、及び病院、診療所、衛星検査所、介護老人保健施設その他人が感染し又は感染するおそれのある病原体を取扱う施設において生じた感染性廃棄物であって汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴム屑、金属屑、ガラス屑等)

特定有害産業廃棄物(廃PCB等やPCB汚染物やPCB処理物、及び廃水銀等や水銀処理及び廃石綿等、並びにその他水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1-2-ジクロロエタン、1-1-ジクロロエチレン、シス-1-2-ジクロロエチレン、1-1-1-トリクロロエタン、1-1-2-トリクロロエタン、1-3-ジクロロプロペン、1-4ジオキサン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン等特定の物質を基準値以上含んでいる煤塵、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ等)

輸入廃棄物について、輸入廃棄物焼却施設にて生じ集じん施設によって集められた煤塵、及びダイオキシン対策措置法上の焼却施設において生じ集じん施設によって集められた煤塵又は燃え殻及びダイオキシン類を含む汚泥及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの。廃棄物処理施設にて生じ集じん施設によって集められた煤塵及びダイオキシン類を含む燃え殻や汚泥。

チェック  
へ戻る

表3 特別管理一般廃棄物の種類と確認項目

【特別管理一般廃棄物】

国内における日常生活に伴って生じた廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれるPCB使用部品

- ◆1時間当たりの処理能力200kg以上又は火格子面積2㎡以上の廃棄物焼却施設において生じ集塵施設によって集められた煤塵、及び当該廃棄物を処分するために処理したもののうち、有害物質が基準以上に含まれるもの。

ダイオキシン類対策特別措置法上の1時間あたりの焼却能力が50kg以上又は火床面積が0.5㎡以上の廃棄物焼却施設において生じた煤塵又は燃え殻、及び当該廃棄物を処分するために処理したもの。

ダイオキシン類対策特別措置法上の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち排ガス洗浄施設や湿式集塵施設及び当該廃棄物焼却炉において生じる灰の貯蔵施設であって汚水又は廃液を排出する施設を有する工場又は事業場において生じたダイオキシン類を含む汚水、及び当該廃棄物を処分するため処理したもの。

病院、診療所、衛星検査所、介護老人保健施設その他人が感染し又は感染するおそれのある病原体を取扱う施設において生じた感染病原体が含まれ若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物等の感染性一般廃棄物。

チェック  
へ戻る

(確認 4: 廃棄物が地下にある土地の形質の変更をしますか?)

変更する 適用を受ける 2E(P37)の順守が必要!  
変更しない 適用を受けない

【指定区域とは】(法第15条の17、令第13条の2)

指定区域とは、廃棄物が地下にある土地であって、土地の掘削その他土地の形質変更が行われることによって、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのあるものとして廃止された一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地等の区域を指定区域として都道府県知事が指定する。

チェック  
へ戻る

2. 順守事項

事業者の責務(法第3条)

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。また廃棄物の軽減に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際し、その製品や容器が廃棄物となった場合における処理にいついて予め評価をし適正処理が困難にならないような開発及び情報の提供をしなければならない。さらに廃棄物の減量その他適正な処理の確保に関する国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

土地又は建物の占有者の努力義務(法第5条)

土地又は建物の占有者は、その占有し又は管理すると地位又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

土地の所有者又は占有者は、その所有し又は占有し若しくは管理する土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するよう努めなければならない。

2A 全ての国民は

(1) 投棄禁止(法第16条、第25条、第32条)

何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。

この規定に違反して廃棄物を捨てた者は、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。また法人の業務に関しこの規定に違反したときは、行為者を罰するほかその法人に対して3億円以下の罰金を科す。

(2) 焼却禁止(法第16条の2、令第14条)

何人も、廃棄物処理法の廃棄物処理基準に従って行う焼却、他の法令又はこれに基づく処分により行う焼却、公益上もしくは社会の習慣上やむを得ないもの、又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である焼却として政令が定めるものを除いて焼却してはならない。



(3) 指定有害廃棄物の処理禁止(法第16条の3、令第15条、第16条、則第12条の31)

何人も、法令で定める方法による場合を除き、人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として政令で定めるもの(硫酸ピッチ)の保管、収集、運搬、処分をしてはならない。

## 2B 産業廃棄物排出事業者

(1) 事業者の処理責任(法第11条)

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

**建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外(法第21条の3)**

土木建築に関する工事が数次の請負によって行われる場合にあつては、当該建設工事に伴い生じる廃棄物の処理について、この法律の規定の適用については、当該建設工事の注文者から直接建設工事を請負った元請業者を事業者とする。

但し、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について、下請負人の行う保管に関しては、当該下請負人もまた事業者とみなす。

また、環境省令で定める建設工事に伴い生じる廃棄物について、当該建設工事請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、第1項の規定にかかわらず、その下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物をその下請負人の廃棄物とみなす。環境省令で定める建設工事に伴い生ずる廃棄物は、建築物等の全部又は一致部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く建設工事であつて、その請負代金の額が500万円以下であるもの又は引渡しがなされた建築物等の瑕疵の補修に関する工事であつて、これを請負人に施行させることとした場合における適正な請負代金相当額が500万円以下であるもの、のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物(特別管理一般廃棄物及び地区別管理産業廃棄物を除く)であるもの、1回あたりに運搬される量が1㎡以下であることがあきらかとなるよう区分して運搬されるもの、当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの、当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する元事業者が所有し又は使用权を有する施設に運搬されるもの、のいずれにも該当すると認められる廃棄物とする(則第18条の2)。

また、建設工事に伴い生ずる廃棄物について、その下請負人がその運搬又は処分を他人に委託する場合には、第1項の規定にかかわらず、その下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物をその下請負人の廃棄物とみなす。

(2) 自ら運搬又は処分を行う場合(法第12条、令第6条、第6条の4、則第8条の5、法第15条、第15条の2の2、第15条の2の3、則第12条の5の2、第12条の7の2)

事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合は、産業廃棄物の収集運搬及び処分の基準に従わなければならない。また産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、その産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。その産業廃棄物処理施設が設置されたときは、産業廃棄物処理責任者を置き、施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため技術管理者を置かなければならない。さらに帳簿を備え所定事項を記載し保存しなければならない。

産業廃棄物処理施設のうち焼却施設や石綿溶融施設、PCB処理施設及び最終処分場の設置者は、その施設について環境省令で定める期間ごとに都道府県知事の検査を受けなければならない。又その施設の維持管理をし、その情報を公表しなければならない。

(3) 保管(法第12条、則第8条)

事業者は、産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準に従い、産業廃棄物が飛散し流出し地下浸透し悪臭が発散しないよう措置を講ずること。さらにねずみが生息し及び蚊やはえその他の害虫が発生しないようにし、石綿含有産業廃棄物にあつては、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な処置及び覆いを設けることや梱包をすること等飛散の防止のために必要な措置を講じ、水銀使用製品産業廃棄物にあつては、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講じ、周囲に囲いを設け、見やすい場所に産業廃棄物の保管場所である旨・保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む)・保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先を表示した縦及び横それぞれ60cm以上の掲示版が設けられている場所で生活環境の保全上支障のないように保管しなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

### 事業場外保管の届出(法第12条、則第8条の2、第8条の2の2、第8条の2の3)

事業者は、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について、事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物を300㎡以上である場所において保管を行おうとするときは、予め環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届出なければならない。但し、廃棄物処理法第14条第1項又は第6項の許可に係る事業の用に供される施設(保管場所を含む)及び第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管、並びにPCB廃棄物処理特別措置法第8条の規定による届出に係るPCB廃棄物の保管は除く。

また非常災害のために必要な応急措置として行う場合において、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、当該産業廃棄物の当該保管を行った事業者は、当該保管を行った日から起算して14日以内に環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

チェック  
へ戻る

### (4)他社委託による処理(法第12条、令第6条の2、則第8条の4、第8条の4の2)

事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当法第14条に規定する産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処理業者その他環境省令で定められた者であって、それぞれ産業廃棄物委託基準に従い、他人の産業廃棄物の運搬又は処分の若しくは再生を業として行うことができるもので、委託しようとする産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれる者に委託しなければならない。さらにその産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、その産業廃棄物について発生から最終処分が終了する迄の一連の処理の工程における処理が適切に行われているために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。産業廃棄物処理委託契約は、所定事項を記載した書面により行い委託業者の効力ある許可証等の写しを添付する。産業廃棄物処理委託契約書は契約の終了の日から5年間保存しなければならない。

### 産業廃棄物処理委託契約書の記載事項(法第12条、令第6条の2、則第8条の4の2)

#### 1. 委託する産業廃棄物の種類及び数量

委託する産業廃棄物の適正な処理のための情報として廃棄物データシート(WDS)を提供しなければならない。フォームは石綿・水銀が追加された新フォームを使用のこと。

2. 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
3. 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力
4. 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第15条の4の5第1項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨
5. 産業廃棄物の処分を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地や最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
6. 委託契約の有効期限
7. 委託者が受託者に支払う料金
8. 受託者が産業廃棄物収集運搬又は産業廃棄物の処分業の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲
9. 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあっては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積換え又は保管を行う場合には、当該積換え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積換のための保管上限
10. 前号の場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物あるときは、当該積換え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの等に関する事項
11. 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項 チェック  
へ戻る
  - イ、当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
  - ロ、通常の保管状況の下での腐敗や揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
  - ハ、他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
  - ニ、当該産業廃棄物が、廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機であって、日本工業規格C095号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項
  - ホ、委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その旨
  - ヘ、その他当該産業廃棄物を取扱う際に注意すべき事項
12. 委託契約の有効期間中に該当産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
13. 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項 チェック  
へ戻る
14. 受託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項



(5) 産業廃棄物管理票の管理(法第12条の3、則第8条の20、第8条の21、則第8条の21の2、則第8条の26～則第8条の29)

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業省令で定める場合を除きその産業廃棄物の引渡と同時に運搬又は処分を委託した者に対し所定事項を記載した産業廃棄物管理票(マニフェスト票)を交付しなければならない。またその管理票の写しを、その交付した日から最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けた日から5年間保存しなければならない。

産業廃棄物管理票交付者は、運搬又は処分委託者から送付を受けた管理票の写しによって、その運搬又は処分が終了したことを確認し、その送付を受けた日から5年間保存しなければならない。また前年度分の管理票の交付状況に関する報告書を毎年6月30日までに産業廃棄物を排出する事業場ごとに当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

さらに産業廃棄物管理票交付者は、交付の日から90日(最終処分については180日)以内に管理票の写しの送付を受けないとき、又は所定事項記載や虚偽事項記載の管理票の写しの送付を受けたとき、又は産業廃棄物処理業者から処理困難事由の通知を受けたときは、速やかにその産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、生活環境保全上の支障の除去又は発生防止のために必要な処置を講じ、所定時間内に管理票の写しの送付を受けない時は期間が経過した日から30日以内に、所定事項記載や虚偽事項記載の管理票の写しの送付を受けたときは管理票の送付を受けた日から30日以内に、産業廃棄物処理業者から処理困難事由の通知を受けた場合において管理票の写しの送付を受けてないときは処理困難事由を受けた日から30日以内に都道府県知事に報告しな<sup>チェック</sup>ければなら<sup>へ戻る</sup>ない。

産業廃棄物管理票の記載事項(法第12条の3、則第8条の21)

1. 産業廃棄物管理票の交付年月日及び公布番号
2. 氏名又は名称及び住所
3. 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
4. 産業廃棄物管理票の交付を担当した者の氏名
5. 産業廃棄物の種類及び数量
6. 産業廃棄物の荷姿
7. 運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称及び住所
8. 運搬先の事業場の名称及び住所並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積換え又は保管を行う場合には、当該積換え又は保管を行う場所の所在地
9. 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
10. 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量

(6) 多量排出事業者の処理計画(法第12条、令第6条の3、則第8条の4、法第33条)

前年度の産業廃棄物発生量1000t以上である多量の産業廃棄物を生じる事業場を設置している事業者は、その事業場に係る産業廃棄物の減量とその他処理に関する計画を作成し、その年度の6月30日迄に都道府県知事に提出し、その実施状況について翌年度の6月30日迄に報告しなければならない。

この規定に違反して報告せず又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

(7) 勧告及び命令(法第12条の6)

都道府県知事は、事業者が産業廃棄物管理票の交付や保存及び報告等に係る規定を順守していないと認めるときは、その者に対し、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講ずるべき旨の勧告をすることができる。その事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。また勧告を受けた事業者が、その後正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(8) 措置命令(法第19条の5、第19条の6)

産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集運搬又は処分が行われたばあいにおいて、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、その保管、収集運搬又は処分を行った者 適法業者委託に違反した委託をした者 管理票に係る義務について管理票不交付、所定事項不記載、虚偽事項記載をした者及び管理票の写しを保存しなかった者並びに処分の終了した旨の記載のある管理票の写しの送付を受けなかったときに適切な措置を講じなかった者 不適正保管、収集運搬又は処分をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は助けた者に対して、都道府県知事は期限を定めてその支障の除去等の措置を講ずるべきことを命ずることができる。

また産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、不適正処分等を行った者が資力等の事情から、その者のみでは十分に措置を講ずることが困難な時、排出事業者がその処理に対し適正な対価を負担していない時、不適正な収集運搬又は処分が行われることを知り又は知ることができた時、その他の廃棄物につき発生から最終処分が終了する迄の一連の処理の工程における処理のが適正に行われるために必要な措置を講ずるとの趣旨に照らして排出事業者が支障の除去等の措置を採らせることが適当であると認められる時、のいずれにも該当すると認められるときは、その産業廃棄物排出事業者等に対し、都道府県知事は期限を定めて支障の除去等の措置を講ずるべきことを命ずることができる。

### 廃棄物処理法(マニフェスト票)

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

#### 様式第二号の六

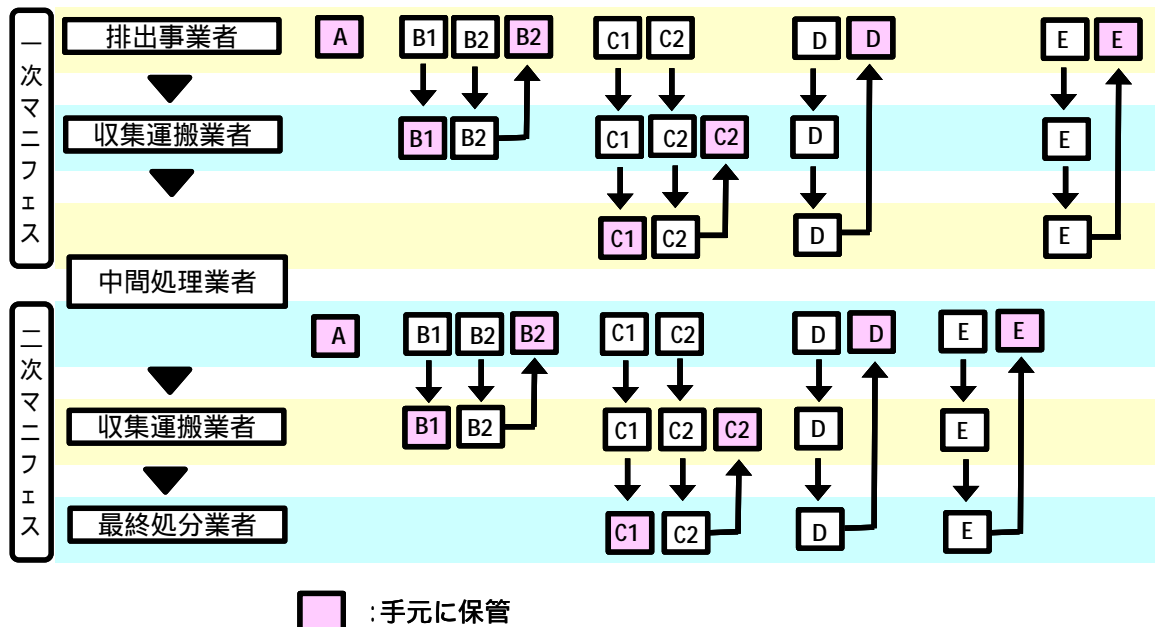
#### 産業廃棄物管理票

交付年月日	平成 年 月 日	交付番号		交付担当者	氏名
事業者	氏名又は名称			事業場	名称
	住所 〒				所在地 〒
	電話番号				電話番号
産業廃棄物	種類			数量	荷姿
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)				
最終処分の場所	所在地				
運搬受託者	氏名又は名称			運搬先の事業場	名称
	住所 〒				所在地 〒
	電話番号				電話番号
処分受託者	氏名又は名称			段替え又は保存	所在地 〒
	住所 〒				
	電話番号				電話番号
運搬担当者	氏名	受領印	印	運搬終了年月日	平成 年 月 日
処分担当者	氏名	受領印	印	処分終了年月日	平成 年 月 日
最終処分を行った場所	所在地				

#### (記載上の注意)

1. 日本工業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
2. 余白は斜線を引くこと。
3. 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。
4. 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。

### マニフェストの流れ





## 2C 一般廃棄物事業者

### (1) 委託(法第6条の2、令第4条の4、則第1条の17・18)

事業者は、一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当法第7条に規定する一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処理業者その他環境省令で定める者であって、一般廃棄物委託基準に従って、他人の一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者であって委託しようとする一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれる者に委託しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

### (2) 市町村条例の順守

一般廃棄物については、市町村固有の責務であるとされ、それぞれの市町村により対応が異なるため、市町村の条例を順守することが求められる。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

## 2D 特別管理産業廃棄物排出事業者

### (1) 自ら運搬又は処分を行う場合(法第12条の2、令第6条の5、法第15条)

事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合は、特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処分の基準に従い行わなければならない。また、産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、その産業廃棄物処理施設を設置しようとする地の管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。その産業廃棄物処理施設が設置されたときは、産業廃棄物処理責任者を置き、施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるための技術管理者を置かなければならない。さらに帳簿を備え指定事項を記載し保存しなければならない。

産業廃棄物処理施設のうち焼却施設や石綿溶融施設、PCB処理施設及び最終処分場の設置者は、その施設について環境省令で定める期間ごとに都道府県知事の検査を受けなければならない。又その施設の維持管理をし、その情報を公表しなければならない。

### (2) 保管(法第12条の2、則第8条の13)

事業者は、特別管理産業廃棄物が運搬される迄の間、特別管理産業廃棄物保管基準に従い、産業廃棄物が飛散し流出し地下浸透し悪臭が発散しないようにし、またその特別管理産業廃棄物がその他のものと混合するおそれがないように仕切りを設ける等の措置を講ずること。さらにねずみが発生し及び蚊やはえその他の害虫が発生しないようにし、周囲に囲いを設け、見やすい場所に産業廃棄物の保管場所である旨・保管する産業廃棄物の種類・保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先を表示した、縦及び横それぞれ60cm以上の掲示板が設けられている場所で、生活環境の保全上支障のないように保管しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

### (3) 委託(法第12条の2、令第6条の6)

事業者は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当法に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者であって、それぞれ特別管理産業廃棄物委託基準に従い、他人の特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができるものであって委託しようとする特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれる者に委託しなければならない。さらに、その特別管理産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、その特別管理産業廃棄物について発生から最終処分が終了する迄の一連の処理の工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。特別管理産業廃棄物処理委託契約は、指定事項を記載した書面により行い受託業者の効力のある許可証等の写しを添付する。さらに委託しようとする者に対し、予めその特別管理産業廃棄物の種類・数量・性状その他環境省令で定める事項を文書で通知しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

### (4) 産業廃棄物管理票の交付(法第12条の3、則第8条の26～29)

事業者は、その特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その廃棄物の引渡しと同時に運搬又は処分を委託した者に、所定事項を記載した産業廃棄物管理票(マニフェスト票)を交付しなければならない。また、その管理票の写しを、その交付した日から最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けた日から5年間保存しなければならない。

産業廃棄物管理票交付者は、運搬又は処分受託者から送付を受けた管理票の写しによって、その運搬又は処分が終了したことを確認し、その送付を受けた日から5年間保存しなければならない。また、前年度分の管理票交付状況を毎年6月30日迄に都道府県知事に報告しなければならない。

さらに産業廃棄物管理票交付者は、交付の日から60日(最終処分については180日)以内に管理票の写しの送付を受けないときは、又は所定事項不記載や虚偽記載の管理票

の写しの送付を受けたとき、又は産業廃棄物処理業者から処理困難事由の通知を受けたときは、速やかにその産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生防止のために必要な措置を講じ、所定期間内に管理票の写しをの送付を受けないときは期間が経過した日から30日以内に、所定事項不記載や虚偽事項記載の管理票の写しの送付を受けたときは管理票の写しの送付を受けた日から30日以内に、産業廃棄物処理業者から処理困難事由の通知を受けた場合において管理票の写しの送付を受けていないときは処理困難事由の通知を受けた日から30日以内に都道府県知事に報告しなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

#### (5) 特別管理産業廃棄物管理責任者(法第12条の2、則第8条の17)

特別管理産業廃棄物を生じる事業者は、その事業場ごとに環境省令で定める資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

#### (6) 帳簿の保存(法第12条の2、則第2条の5、第8条の18)

特別管理産業廃棄物を生じる事業者は、事業場ごとに帳簿を備え、その特別管理産業廃棄物の処理について所定事項を記載し、閉鎖後5年間保存しなければならない。

#### (7) 多量排出事業者の処理計画(法第12条の2、令第6条の7、則第2条の5、第8条の17、法第33条)

前年度の特別管理産業廃棄物発生量50t以上である多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、その事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量とその他処理に関する計画を作成し、その年度の6月30日迄に都道府県知事に提出し、その実施状況について翌年度の6月30日迄に報告しなければならない。

この規定に違反して報告せず又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

### 2E 廃棄物が地下にある土地の形質の変化をする者

#### (1) 形質の変更の届出(法第15条の19)

指定区域内において、土地の形質の変更をしようとする者は、その土地の形質に着手する日の30日前までに、所定事項を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

### 3 留意事項

#### (1) 廃棄物処理業者(法第7条、第8条、第14条、第15条)

産業廃棄物及び一般廃棄物の収集・運搬・中間処理、最終処分を業として行う場合には、都道府県知事又は市町村長許可を受けなければならない。また産業廃棄物処理施設を設置しようとするときは都道府県知事の許可を受けなければならない。焼却施設、破碎施設、選別施設等施設ごとに管理基準が定められており順守しなければならない。産業廃棄物処理業者は、その廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。又自己の名義をもって他人にその廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わしてはならない。

#### (2) 廃棄物再生事業者(法第20条の2、令第17条、則第16条の3)

廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力が、その事業を的確にかつ継続して行うに足るものとして環境省令で定める基準に適合するときは、その事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

#### (3) 廃棄物輸出入業者(法第15条の4の5、第15条の4の7、第10条)

廃棄物を輸入しようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。環境大臣は、当該許可の申請が、その輸入に係る廃棄物が国内におけるその国外廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らして国内において適正に処理されると認められるものであること、及び申請者がその国外廃棄物を自ら又は他人に委託して適正に処理することができることと認められること、並びに申請者がその国外廃棄物の処理を他人に委託して行おうとする者である場合においては、その国外廃棄物を国内において処分することにつき相当の理由があると認められること、について適合していると認めるときでなければ認可をしてはならない。

産業廃棄物を輸出しようとする者は、その産業廃棄物が所定の要件に該当するものであることについて環境大臣の認可を受けなければならない。

一般廃棄物を輸出使用する者は、その一般廃棄物が所定の要件に該当するものであることについて環境大臣の確認を受けなければならない。

#### (4) 優良産業廃棄物処理業者に係る認可期間の特例制度(法第14条、令第6条の9、第6条の11、則第9条の3、第10条の4の2、第10条の16の2、第10条の18の2)

都道府県知事は、従前の許可の有効期限において特定不利益処分を受けていないこと。会社情報、事業計画の概要、許可の状況、施設の状況、直前3年の各事業年度の財

務諸表、料金の提示方法、生活環境保全上の利害関係者に対する事業場の公開の有無と頻度等の事項に係る情報について当該許可の更新の申請の日前6月間インターネットを利用する方法により公表し、かつ更新していること。事業活動に係る環境配慮の状況がISO 14001又はEA21の認証を受けていること。使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されていること。直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計で除して得た値(自己資本比率)が100分の10以上であること。直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額(経常利益金額等)の平均額が零を超えること。法人税等、所行税、地方消費税、不動産取引税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料並びに労働保険料を満期していないこと。事業の用に供する特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積み立てをしていること。の認めるときは、許可期間を7年とする。



#### 4. 廃棄物処理法「順守評価シート」

対象: 全社(含む業務用品等の廃棄)

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
11. 廃棄物 処理法 施行令 施行規則	・一般廃棄物の処理 ----- 産業廃棄物(令2) 特別管理一般廃棄物(令1)	法6の2 罰 罰 令4の4 則1の17~ 19	1) 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準・委託の基準は明確ですか? 収集運搬業許可書及び処理業者許可書確認	産業廃棄物 担当	はい いいえ 収集運搬業許可書 許可証No.
			2) 特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準・委託の基準は明確ですか? 収集運搬業許可書及び処理業者許可書確認		はい いいえ 処理業者許可書 許可証No.
Notes	・特別管理産業廃棄物管理責任者の選任	法2 令2の4〔表 3〕 則1の2 <u>廃水銀等</u>	・産業廃棄物で、爆発性、毒性、感染性、健康・生活環境に被害発生の可能性があり、政令で定める特別管理産業廃棄物がありますか? (表3参照) (例)・燃えやすい廃油/揮発性塗料廃液 ・廃酸/廃硝酸(Pb) ・特定有害廃棄物(廃PCB)等々 ・廃水銀又は廃水銀化合物(例)水銀を媒体とする測定機器(水銀使用製品は除く)等々	特別管理産業廃棄物管理責任者	ある ない 【特別管理産業廃棄物名を記載】 ・ ・ ・ 管理帳票
			・特別管理産業廃棄物管理者〔有資格者〕を選任していますか? 【桑野・名古屋・滋賀】	特別管理産業廃棄物管理責任者	はい いいえ 〔選任の場合:氏名、選任日〕 氏名: 、選任日: 終了証: 管理帳票
水銀含有産 廃規制 (H29.10施 行) の準備	・産業廃棄物の多量排出	法12 令6の4 則8の4の6	・産業廃棄物の多量排出事業者(前年度発生量1,000t以上)は、産業廃棄物の減量等に関する前年度実績を作成し、6月30日までに都道府県知事に提出していますか?	産業廃棄物 担当	ある ない 提出日: 届出書類
			・産業廃棄物の多量排出事業者(前年度発生量1,000t以上)は、産業廃棄物の減量等に関する計画を作成し、6月30日までに都道府県知事に提出していますか?		ある ない 提出日: 届出書類
水銀による 環境の汚染 に防止に関 する法律が 2017/10より 施行されま す。  対応の準備 として、現存 の水銀使用 製品の確認 ・把握をして おいて下 さい。  水銀使用 機器・設備 の一覧表等 の作成  管理・保 管状況確認	・ <u>産業廃棄物保管基準</u>	法12 則8	・産業廃棄物が運搬されるまでの間、以下の産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように産業廃棄物を保管する上で下記の項目を遵守していますか? (1)保管要件 1)周囲に囲いを設ける(荷重耐力上安全なものに限る) 2)掲示板の要件 イ.掲示板の大きさ:縦60cm×横60cm以上ですか ロ.掲示内容 ・産業廃棄物の保管の場所である旨 ・保管する産業廃棄物の種類 ・保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 ・下記(2)(2)で定める高さのうち最高のもの (2)産業廃棄物の飛散、流出、地下水への浸透、悪臭発散の防止する上で下記の項目を遵守していますか? 1)保管に伴い、汚水が生じるおそれがある ・排水溝等の設置 ・底面を不透水性の材料で覆う 2)屋外で容器を用いずに保管する場合 ・産業廃棄物の高さが、保管場所の各部分について定める高さを超えない (3)ネズミ、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないこと	産業廃棄物 担当	はい いいえ  はい いいえ ある ない
			・産業廃棄物の飛散、流出、地下水への浸透、悪臭発散の防止する上で下記の項目を遵守していますか? 1)保管に伴い、汚水が生じるおそれがある ・排水溝等の設置 ・底面を不透水性の材料で覆う 2)屋外で容器を用いずに保管する場合 ・産業廃棄物の高さが、保管場所の各部分について定める高さを超えない (3)ネズミ、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないこと	産業廃棄物 担当	管理帳票 保管状況確認 写真等 ある ない  はい いいえ  はい いいえ
水銀含有産 廃規制法 ガイドライン (案)	・産業廃棄物の運搬を委託できる者 ・産業廃棄物の処分を委託できる者	法12 則8の2の 8、8の3 法15の4の 2~4	・産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、以下の者に委託していますか? (1)運搬の委託 1)産業廃棄物収集運搬業者:都道府県知事の許可を受けた者 2)以下の者 イ.市町村又は都道府県(産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合に限り) ロ.専ら再生利用を目的とする産業廃棄物収集・運搬業者 ハ.産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者として環境省令で定めた者 ニ.産業廃棄物の再生利用等の特例について環境大臣の認定を受けた者(認定に係る産業廃棄物の運搬を行う場合に限り)	産業廃棄物 担当	契約書 等  はい いいえ  はい いいえ
			(2)処分の委託 1)産業廃棄物処分業者:都道府県知事の許可を受けた者 2)以下の者 イ.市町村又は都道府県(産業廃棄物の処分を行う場合に限り) ロ.専ら再生利用を目的とする産業廃棄物処分業者 ハ.産業廃棄物処分業の許可を要しない者として環境省令で定めた者 ニ.産業廃棄物の再生利用等の特例について環境大臣の認定を受けた者(認定に係る産業廃棄物の処分を行う場合に限り)		産業廃棄物 担当



廃掃法「順守評価シート」 - 続き -

対象: 全社(含む業務用品等の廃棄)

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
11. 廃棄物 処理法 施行令 施行規則	・産業廃棄物の収集・運搬・処分等の委託の基準	法12 令6の2 則8の4～8 の4の4	<p>産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、以下の基準に従っていますか？                      &lt;産業廃棄物の運搬・処分等の委託基準&gt;                      (1) 産業廃棄物の運搬; 産業廃棄物運搬業を行う者で、委託する産業廃棄物の運搬が事業範囲に含まれている者に委託</p>	産業廃棄物 担当	はい いいえ 契約書No. 契約書
		法12 令6の2 則8の4～8 の4の4	<p>(2) 産業廃棄物の処分又は再生; 産業廃棄物処分業又は再生業を行うことができる者で、委託する産業廃棄物の処分又は再生が事業範囲に含まれる者に委託                      (3) 委託契約は書面で行い、契約書には下記の事項が記載され、下記書面が添付されていること                      (該当項目を へ) * 契約書の記載事項                      産業廃棄物の種類及び数量                      運搬においては、運搬最終目的地の所在地                      処分又は再生においては、処分又は再生の場所の所在地、方法、施設の処理能力                      処分(最終処分)においては、最終処分の場所の所在地、方法、施設の処理能力                      その他環境省令で定める事項                      委託契約の有効期限                      委託者が受託者に支払う料金                      委託者が産業廃棄物又は産業廃棄物処分業の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲                      運搬の委託で、積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行う場所の所在地、保管可能な産業は起き物の種類、その場所での積替えのための保管場所                      上記 の場合において、産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの許可等に関する情報                      委託者の有する産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下に関する情報                      ・産業廃棄物の性状、荷姿に関する事項                      ・その他5項目(廃棄物データシートWDSの作成)                      WDSは新書式を使用(廃水銀追加: JIB2017.7)                      委託契約の有効期間中に前号の情報に変更があった場合の伝達方法に関する事項                      受託業務終了時の委託者の受託者への報告に関する事項                      委託契約解除時の未処理産業廃棄物の取り扱いに関する事項                      * 添付書類                      運搬に関する委託契約書                      産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し                      産業廃棄物の再生利用認定証の写し                      その他の委託者が産業廃棄物運搬業を行うことができる者で、委託する運搬が事業範囲に含まれることを証する書面                      処分又は再生に係る委託契約書                      産業廃棄物処分業の許可証の写し                      産業廃棄物の再生利用認定証の写し                      その他の受託者が産業廃棄物処分業又は再生業を行うことができる者で、受託する産業廃棄物の処分又は再生が事業範囲に含まれていることを証する書面                      (4) 委託契約書等の保存                      * 委託契約書及び書面は、契約終了日から5年間保存されていますか                      (5) 再委託の承諾するときは、承諾に係る書面の写しを承諾から5年間保存する</p>	産業廃棄物 担当	はい いいえ 契約書No. 契約書  【契約書には左記内容が記載されているか】 ある ない ある ない ある ない  ある ない ある ない ある ない ある ない ある ない ある ない ある ない  はい いいえ 契約書等管理文書 管理台帳、承諾書 はい いいえ 管理台帳、承諾書 はい いいえ 確認記録 等
廃棄物の適正な処理の促進に関する条例	・処理を委託する場合における確認等(委託契約前)	法12	産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、その産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、その産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程における処理が適正に行われていることを確認していますか？	産業廃棄物 担当	はい いいえ 確認記録 等
名古屋製作所 名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例	・処理を委託する場合における確認等(委託契約後)	愛知条例7 名古屋条例7	<p>県内(市内)産業廃棄物の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託した事業者は、当該委託に係る県内産業廃棄物の適正な処理を確保するため、当該県内産業廃棄物の処理の状況を定期的に確認していますか？(定期的 1回/年以上)                      ・定期確認の結果は5年間保管していますか？                      ・有良産業廃棄物処分業者への定期立ち入りは確認不要(ホームページ等で必要事項の記録は残していますか？)</p>	名古屋 産業廃棄物 担当	はい いいえ はい いいえ はい いいえ 確認記録 等
特別管理産業廃棄物 保管基準	・特別産業廃棄物の多量排出者	法12の2の ~ 令6の7 則8の17の 2、3	<p>前年度、特別産業廃棄物を50t以上排出していますか？ 多量排出事業者                      ・特別産業廃棄物の多量排出事業者(前年度発生量50t以上)は、特別産業廃棄物の減量等に関する前年度実績を作成し、6月30日までに都道府県知事に提出していますか？                      ・特別産業廃棄物の多量排出事業者(前年度発生量50t以上)は、特別産業廃棄物の減量等に関する計画を作成し、6月30日までに都道府県知事に提出していますか？</p>	産業廃棄物 担当	はい いいえ 確認記録 等 はい いいえ 届出No.: 提出日: 届出書 はい いいえ 届出No.: 提出日: 届出書

廃掃法「順守評価シート」 - 続き -

対象: 全社 [含む業務用品等の廃棄]

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス	
11. 廃棄物 処理法  施行令 施行規則	・特別管理産業廃棄物の 処理 【資料】特管産廃物処理 基準概要 <a href="#">水銀汚染防止法</a> <a href="#">水銀廃棄物ガイドライン</a>	法12の2 ~ 、 令6の5 則8の5の2~8 の12	・処理されるまでの間、特別管理産業廃棄物保管基準に従い保管していますか？ <a href="#">現存の水銀使用製品の確認・把握はされていますか？</a> <a href="#">水銀使用機器・設備の一覧表等の作成</a> <a href="#">廃棄予定の有無</a> (1) 保管は次の要件を満たす場所で行うこと イ. 周囲に囲いが設けられていますか？(囲いに特別管理産業廃棄物の荷重がかかる場合には、構造耐力上安全であること。) ロ. 見やすい場所に必要事項が記載された掲示板が設けられていますか？ ハ. 保管のための保管場所の掲示板はありますか？ (2) 飛散、流出、地下浸透、悪臭の発散がないように次の措置を講ずること イ. 保管に伴い生ずる汚水によって公共水域及び地下水を汚染しないよう、必要な排水溝を設けるとともに、底面を不透水性の材料にて覆っていますか？ ロ. 屋内において容器を用いずに保管する場合には、積み上げられた特別管理産業廃棄物が決められた高さを超えないようにしていますか？ 産業廃棄物を保管する場合の高さ制限を遵守していますか？ (3) ネズミ、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにしていますか？ (4) 他の物が混入するおそれがないように、仕切りを設ける等必要な措置を講じていますか？。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合で、感染性産業廃棄物以外のものが混合するおそれのない場合は仕切りを設けなくて保管できる	特別管理産業廃棄物管理責任者	管理状況確認 写真等	
		則8の13第1号イ	はい		いいえ	
		則8の13第1号ロ、ハ	はい		いいえ	
		則8の13第2号イ	はい		いいえ	
		則8の13第2号ロ	はい		いいえ	
		則8の13第3号	はい		いいえ	
		則8の13第4号	必要なし			
		法12の2 ~ 、 令6の5、6 則8の5の2 ~8の17	・処理を委託する場合は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者・特別管理産業廃棄物処分業者へ委託するとともに、委託基準に従っていますか？ <a href="#">水銀製品廃棄物を取り扱える業者か？</a> ・発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めていますか？(注意義務)		はい	いいえ
		法12の3の 則8の19	・産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、産業廃棄物の引渡と同時に運搬を委託した者に対し、産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を委託した者の疎明又は名称その他を記載した産業廃棄物管理票を交付していますか？		はい	いいえ
		法12の3 則8の21の	・交付した管理票の写しを交付した日から5年間保存していますか？ *A票の保存		はい	いいえ
法12の3 則8の26	・管理票交付者は、管理票の写しの送付を受けた時は、運搬又は処分の終了を管理票で確認し、管理票の写しの送付を受けた日から5年間保存していますか？ *B2,D,E票保存	はい	いいえ			
法12の3 則8の27 *本規定は H20.4.1 より適用	・毎年度、管理票送付者は、管理票に関する報告書を作成し、都道府県知事に提出していますか？(電子マニフェスト分は除く) (1) 報告作成区分: 産業廃棄物を排出する事業場ごと (2) 提出期限: 毎年6月30日 (3) 報告機関: 当該年の3月31日以前の1年間 (4) 報告内容: 交付した管理票の交付等の状況を則様式3号により作成 (5) 提出先: 事業場の所在地を管轄する都道府県知事	はい	いいえ			
Notes 特定の産業廃棄物の多量排出事業者に対して、紙電子マニフェストの使用の義務が閣議決定されました(H29年3月) …いづれは全ての産廃に対し、電子化の要求が予測されますので、今から準備を進めておいて下さい。	法12の3 則8の28~ 29	・管理票を交付した日から一定期間内に管理票の写しの送付を受けないとき、又は記載漏れや虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けた時は、速やかに状況を把握し、適切な措置を講じていますか？【送付期限】 B2票(運搬終了票)及びD票(中間処分終了票)の送付遅れ【90日以内(特別管理産業廃棄物の場合60日以内)】 E票(最終処分終了票)の送付遅れ【180日以内】 送付期限(90日又は180日)が経過した日から30日以内に都道府県知事に報告書の提出(則様式第4号) ・産業廃棄物処理業者から処理困難通知を受けた時は、速やかに処理状況を把握し、適切な処置を講じていますか？	管理表 管理記録等	ある	ない	
法12の5 則8の19	・引渡した3日以内に管理票情報を情報処理センターに登録していますか？ 運搬終了報告通知、処分終了報告(中間)通知、処分終了報告(最終)通知、最終処分終了報告通知を確認していますか？ 管理票遅滞の通知、虚偽の報告、処理困難通知を受けたことがありますか？	名古屋 滋賀 廃棄物 担当	はい	いいえ		
・産業廃棄物管理票(電子マニフェスト) 名古屋・滋賀製作所	はい	いいえ	ある	ない		

廃掃法「順守評価シート」 - 続き -

対象: 全社 [含む業務用品等の廃棄]

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
11. 廃棄物処理法	・産業廃棄物管理票(電子マニフェスト) 名古屋・滋賀製作所  ・管理票の記載事項	法12の5 則8の19  法12の5 則8の19	期間経過日から30日以内、虚偽を知った日から30日以内、通知を受けて30日以内に都道府県知事に報告を行う 管理票の記載事項 管理票の交付年月日及び交付番号 氏名又は名称及び住所 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地 管理票の交付を担当した者の氏名 運搬又は処分を受託した者の住所 運搬先の事業場の名称及び所在地(産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合は、当該積替え又は保管を行う場所の所在地) 産業廃棄物の荷姿  産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地 中間処理業者(次号に規定する場合を除く)は、交付又は回付された管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号 中間処理業者(産業廃棄物処分委託者が電子情報処理組織使用事業者である場合に限り)、処分委託者の氏名又は名称及び情報センターへの登録番号 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量	名古屋 滋賀 廃棄物担当  廃棄物担当	はい いいえ 受渡確認票、各種報告通知、管理記録等 問題無 問題有  管理票 管理記録 等  問題無 問題有 管理票 管理記録 等
神奈川県廃棄物の不適正処理の防止に関する条例	・廃棄物保管場の届出(敷地内に設置した場合のみ)	廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例10	・産業廃棄物の生じた場所以外の場所(県の区域内に限る)において当該産業廃棄物を保管しようとする事業者は、当該産業廃棄物の保管の用に供する土地(以下この条において「保管用地」という。)の区域ごとに、次に掲げる事項を知事に提出していますか? 氏名、住所(法人名称、代表者氏名) 保管用地所在地、面積、所有者氏名、住所 産業廃棄物種類、数量 産業廃棄物保管方法 産業廃棄物処理計画 保管の開始日 その他規則で定める事項	秦野 廃棄物担当	はい いいえ 届出日: 年 月 日 届出書類
本社・神田・大阪 ----- 東京都廃棄物条例 産廃Q&A 東京都産廃FAQ 大阪府	・テナントからの産業廃棄物処理		・ビルのテナント(賃貸人)が自己の事業活動から発生させた産業廃棄物は、各テナントが排出事業者として処理委託契約を処理業者と直接締結していますか? ・産業廃棄物処理の委託契約については、契約締結に関する権限をビル管理会社等に委任する委任状を個々のテナント等がビル管理会社等に交付するのであれば、ビル管理会社等が一括して委託契約を締結することは可能です。締結はされていますか? ・事務所で使用した事務用品を廃棄した事がありますか?  産業廃棄物として産業廃棄物処理業者に処理を委託するもの(該当項目の へ) プラスチック製の不要物(事務用品、弁当の容器・カップ類の容器・ペットボトル、その他の容器包装等) 金属製の不要物(事務用品、空き缶、事務機、スチールロッカー等) ガラス、陶磁器製の不要物(コーヒーカップ、グラス、電球等) 廃蛍光管・廃乾電池・情報処理機器、事務機器、通信機器、消火器、ユニフォーム(合成繊維製)、ボタン電池、鉛蓄電池等	本社 神田 大阪	はい いいえ 処理委託契約書  締結 している していない 管理会社等の 委託契約書 等  はい いいえ
全社	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	法6	・特定家庭用機器(洗濯機、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫等)の廃棄はありましたか? ・上記廃棄物引渡し時に、家電リサイクル券管理票(排出者控え)を受領しましたか? ・上記の廃棄物は自ら、産廃処理業者へ処理を委託しましたか? ・委託した場合、産廃処理業者と契約書は締結していますか? ・上記の廃却処理をビル管理会社に委託した場合、上記の廃棄物がビル管理会社との契約内容に含まれていますか?	全社 廃棄物担当	はい いいえ 管理票排出者控え  はい いいえ 管理票排出者控え  はい いいえ 委託契約書 締結 している していない  はい いいえ 委託契約書

環境法規制に対する順守状況の総合評価 \*各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに 印を記入)	特記事項	部門長
法律等が守られている		
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)		

目次へ



# PCB 廃棄物処理特別措置法

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措

2016年5月2日公布 2016年8月1日施行

## 1. 適用要否の確認

### (確認 1: PCB 廃棄物を保管していますか?)

**保管している 適用を受ける 2A(P44)の順守が必要!**  
**保管していない 適用を受けない**

#### 【PCB 廃棄物とは】(法第2条、令第1条、則第2条表)

PCB 廃棄物とは、ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し若しくは封入されたものが廃棄物になったものをいう。但し環境に影響を及ぼす恐れのないものとして、PCB 廃棄物を処分するために処理されたもので環境省令で定めた基準に適合するものは除く。

高濃度PCB 廃棄物とは、ポリ塩化ビフェニル原液が廃棄物となったもの及びポリ塩化ビフェニルを含む油やポリ塩化ビフェニルが塗布され染み込み付着し封入された物が廃棄物になったもののうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるものをいう。

PCB 使用製品とは、ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され染み込み付着し封入された製品をいう。

但し、環境に影響を及ぼすおそれのないものとして法令で定めるものは除く。

高濃度PCB 使用製品とは、ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され染み込み付着し封入された製品のうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるものをいう。

[チェック  
へ戻る](#)

【表1】環境に影響を及ぼすおそれのない廃棄物の基準(PCB 廃棄物を処理したもの)(則2)

廃油	当該廃油に含まれるPCBの量が資料1kgにつき0.5mg以下
廃酸又は廃アルカリ	当該廃酸又は廃アルカリに含まれるPCBの量が資料1ℓにつき0.03mg以下
廃プラスチック類又は金属くず	当該廃プラスチック類又は金属くずにPCBが付着していない、または封入されていない
陶磁器くず	当該陶磁器くずにPCBが付着していない
廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず及び陶磁器くず以外の廃棄物	当該処理したものに含まれるPCBの量が検液1ℓにつき0.003mg以下

【表2】高濃度PCB 廃棄物の基準(則4)

汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他PCBが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの	当該廃棄物のうちPCBを含む部分1kgにつき5000mg
金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他PCBが付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの	当該廃棄物に付着し、又は封入された物1kgにつき5000mg

【表3】高濃度PCB 使用製品の基準(則7)

紙、木又は繊維その他PCBが塗布され、又は染み込んだ製品	当該製品のうちPCBを含む部分1kgにつき5000mg
金属、ガラス又は陶磁器その他PCBが付着し、又は封入された製品	当該製品に付着し、又は封入された物1kgにつき5000mg

### (確認 2: PCB 製造者又はPCB 使用製品製造者ですか?)

**PCB 製造者又はPCB 使用製品製造者である 適用を受ける 2B(P44)の順守要!**  
**PCB 製造者又はPCB 使用製品製造者でない 適用を受けない。**

[チェック  
へ戻る](#)

### (確認 3: PCB 使用製品を使用していますか?)

**使用している 適用を受ける 2C(P44)の順守が必要!**  
**使用していない 適用を受けない**

[チェック  
へ戻る](#)



## 2 順守事項

### 事業者の責務(法第3条、法第4条)

PCB廃棄物保管事業者は、そのPCB廃棄物を自らの責任において確実にかつ適正に処理しなければならず、及びPCB廃棄物の確実にかつ適正な処理に関し国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

PCB使用製品所有事業者は、確実にそのPCB使用製品を廃棄し、又はそのPCB使用製品を廃棄し、又はそのPCB使用製品からPCBを除去するよう努めなければならない、及びPCB廃棄物の確実にかつ適切な処理に関し国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

### 2A PCB廃棄物保管事業者

#### (1) 保管等状況の届出(法第8条、法第15条、則第9条)

PCB廃棄物保管事業者は、毎年度6月30日迄に、前年度における高濃度PCB廃棄物の保管及び処分状況に関し保管の場所その他の所定の事項を都道府県知事に届出なければならない、またこの届出に係る保管場所を変更してはならない、但し高濃度PCB廃棄物の確実にかつ適正な処理に支障を及ぼすおそれのないものとして省令が定める場合はこの限りではない。

PCB廃棄物保管事業者は、毎年度6月30日迄に、前年度におけるPCB廃棄物の保管及び処分状況に関し保管の場所その他の所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック](#)  
へ戻る

#### (2) 期間内の処理(法第10条、法第14条、法第15条、令第7条、則第13条)

PCB廃棄物保管事業者は、高濃度PCB廃棄物の種類ごと及び保管場所が所在する区域ごとに高濃度PCB廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、この法施行の日から平成39年3月31日の処分期間内に自ら処分し又は処分を他人に委託しなければならない。また全ての高濃度PCB廃棄物の処分を終えた者は、省令に定めるところにより、その旨を都道府県知事に届出なければならない。但し、高濃度PCB廃棄物を、処分期間内に自ら処分し又は処分を他人に委託することが困難なことに係る届出書を都道府県知事に届け出たこと及び処分期間の末日から起算して1年を経過した日(特例処分期限日)迄に、自ら処分し又は処分を他人に委託することが確実であることはいずれにも該当する高濃度PCB廃棄物保管事業者は、特例処分期限日迄に、その高濃度PCB廃棄物を自ら処分し又は処分を他人に委託しなければならない。

PCB廃棄物保管事業者は、高濃度PCB廃棄物を除くその他のPCB廃棄物の処理の体制の整備状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内、そのPCB廃棄物を自ら処分し又は処分を他人に委託しなければならない。また全てのPCB廃棄物の処分を終えた者は、省令に定めるところにより、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

#### (3) 譲渡の制限(法第17条、則第26条)

何人も、地方公共団体に譲渡する場合及び地方公共団体が譲受ける場合及び処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とする場合並びにPCB廃棄物保管事業者が当該PCB廃棄物の処理を特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理廃棄物処理業者、無害化処理認定業者に委託する場合等環境省令で定める場合のほか、PCB廃棄物を譲渡し又は譲受けてはならない。

[チェック](#)  
へ戻る

#### (4) 承継の届出(法第16条、則第25条)

PCB廃棄物保管事業者について相続や合併又は分割により事業者の地位を承継した者は、その承継の日から30日以内にその旨を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック](#)  
へ戻る

### 2B PCB使用製品製造者

#### (1) 協力の要請(法第22条)

環境大臣は、PCB使用製品製造者に対し、PCB廃棄物の確実にかつ適正な処理を円滑に推進するための資金の出損その他必要な協力を求めるよう努めるものとする。

### 2C PCB使用製品所有使用者

#### (1) 保管等状況の届出(法第19条)

PCB使用製品所有事業者は、毎年度6月30日迄に、前年度における高濃度PCB使用製品の廃棄の見込みに関し、保管の場所その他の所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック](#)  
へ戻る

(2) 期間内の廃棄(法第18条、法第19条)

PCB使用製品所有事業者は、処分期間内にその高濃度PCB使用製品を廃棄しなければならない。但し、処分期間内に廃棄することが困難なことに係る届出書を都道府県知事に届出たこと及び廃棄した高濃度PCB使用製品を特例処分期限日迄に、自ら処分し又は処分を他人に委託することが確実であることいずれにも該当する所有事業者は、特例処分期限日迄に、その高濃度PCB使用製品を廃棄しなければならない。また処分期間内又は特例処分期限日に廃棄されなかった高濃度PCB使用製品については、これを高濃度PCB廃棄物とみなして、この法律及び廃棄物処理法の規定に適用する。

全てのPCB使用製品の廃棄を終えた者は、省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

チェック  
へ戻る  
チェック  
へ戻る

3 留意事項

(1) PCB廃棄物処理基本計画(法第6条、第7条)

環境大臣は、廃棄物処理法による基本方針に即し、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するためのポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を定めなければならない。

都道府県又は政令で定める市は、廃棄物処理法による廃棄物処理計画及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に即して、その区域内におけるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を定めなければならない。

チェック  
へ戻る

4 PCB廃棄物処理特別措置法「順守評価シート」

目次へ

対象: 秦野・滋賀

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
12. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理のする特別措置法 施行規則 法規施行令 H28版-環境省資料 判定基準表 H28年版-改正PCB特別措置法概要	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物	法2 令1 則3	・当所はPCBを含む下記の廃棄物を保管していますか?(該当項目を ) PCB原液 PCBを含む油 PCBが塗布され、染み込み、付着し、もしくは封入されたもの(昭和15年以前に製造されたトランス・コンデンサが古典的な製品) ・PCBを含む廃棄物の種類・量(単)・廃棄物の形式等を把握していますか [秦野地区] ①-1 高圧コンデンサ 1台 x 35kg 日本コンデンサ工業 92725 643年10月 100kVA [滋賀地区] -2 安定器用コンデンサ 18台 松下電器産業(NZ110111/2HA) 110W 1灯 製造年月日不明 -2 安定器用コンデンサ 1台 松下電器産業(FZ11114406) 110W 1灯 製造年月日不明 -3 安定器用コンデンサ 2台 松下電器産業(SNZ11022HA) 110W 2灯 製造年月日不明 ②-6 電灯変圧器 1台 松下電器産業 41440285 1972年 100kVA 低濃度	特別管理産業廃棄物管理責任者	保管 無し 保管及び処理状況等届出書
			特別管理産業廃棄物管理責任者	している 無し	
12. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理のする特別措置法 施行規則 法規施行令	・ポリ塩化ビフェニル使用製品	電気関係報告規則 第4条の表中 第15号の2 第16号 第17号の2	・A.使用報告 PCB電気工作物の使用に係る事項(設置者氏名・名称・住所・事業場の名称・所在地・電気工作物の種類・定格・製造者名・型式・製造年月・設置年月等)について、所轄産業保安監督部長に報告していますか?	特別管理産業廃棄物管理責任者	はい いいえ 提出先: 年 月 日 提出日:
			・B.変更報告 上記Aの事項に変更があった場合には、変更に係る事項について、所轄する産業保安監督部長に報告していますか?		はい いいえ 提出先: 年 月 日 提出日:
			・C.廃止(使用中)報告 使用していたPCB電気工作物の使用を中止した(電路から外した)法人は、廃止(使用中)に係る事項として、機器の特定のために必要な事項や廃止理由(損壊、焼損の場合にはその後の処置を含む)等を、所轄産業保安監督部長に報告していますか?		はい いいえ 提出先: 年 月 日 提出日:
12. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理のする特別措置法 施行規則 法規施行令	・保管状況の届出	法8 則5	・PCB廃棄物の保管及び処理状況等届出書(保管事業者用)(様式第1号(一)(第五条関係)を毎年6月30日までに都道府県知事に届出していますか ・PCBを含む廃棄物は、適正な方法で保管されていますか[上記報告書参照]	特別管理産業廃棄物管理責任者	はい いいえ 提出日: はい いいえ
		則6	・PCBを含む廃棄物を保管する事業場を変更していますか? ・変更があった日から10日以内に、保管の直前及び変更後の都道府県知事に届出していますか?		変更 有り 無し 届出 はい いいえ 提出日: 変更届
12. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理のする特別措置法 施行規則 法規施行令	・処分契約の届出	法15	・高濃度PCBの廃棄処分契約終了後に都道府県知事へ20日以内に届出していますか?	特別管理産業廃棄物管理責任者	はい いいえ 提出日: 年 月 日
			・低濃度PCBの廃棄処分契約終了後に都道府県知事へ20日以内に届出していますか?		はい いいえ 提出日: 年 月 日

対象: 秦野・滋賀

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
	・期間内の処分 注) 処理完了期限1年前倒し (H28・10改訂) 計画的処理完了期限	法10 令3 令6 別表	・PCBを含む廃棄物(使用中も含む)の期間内の処分 高濃度PCB ・神奈川愛知(東京豊田エリア) 平成34年3月31日 まで ・滋賀(大阪エリア) 平成33年3月31日まで 低濃度PCB 平成39年3月31日まで ・処分にあたり、中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)への事前登録は完了していますか? ・計画的処理完了期限までに処理できる確認はと れていますか?		はい いいえ JESCO早期登録 : 受領日: 登録書 計画完了エビデンス
	・処分の届出	法10 則13	・全ての高濃度PCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を 他人に委託した日から20日以内にその旨を都道府 県知事に届けていますか【正本、副本】		はい いいえ 届出: 年月日 届出書
	・PCB廃棄物(全体) 保管事業者	法15	・全てのPCB廃棄物(高濃度PCB廃棄物を除く)を自 ら処分し、又は処分を他人に委託した日から20日 以内にその旨を都道府県知事に届けていますか 【正本、副本】		はい いいえ 届出: 年月日 届出書
	承継 譲渡・譲受の制限	法16	・保管事業者は相続者、事業を継続した法人が 承継しましたか? 譲渡から30日以内に都道府県知事に届出しま したか?		
		法17 則26	・PCB廃棄物を、当所以外の者から譲受されまし たか?  但し、環境省の定める場合のほか、PCB廃棄物を 譲り渡し、譲り受けしてはならない		譲渡有 譲渡無 提出日: 管理帳票 譲渡有 譲渡無 管理帳票

環境法規制に対する順守状況の総合評価 \*各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに 印を記入)	特記事項	部門長
法律等が守られている		
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)		

目次へ



# 地球温暖化対策推進法

2016年5月27日公布 公布の日から施行

## 1 適用要否の確認

### 【地球温暖化とは】(法第2条)

地球温暖化とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが、大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体としての地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

### 【温室効果ガスとは】(法第2条、令第1条、第2条)

温室効果ガスとは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、とハイドロフルオロカーボン19物質、パーフルオロカーボン9物質、六フッ化硫黄、三ふっ化窒素をいう。

### 【温室効果ガスの排出とは】(法第2条)

温室効果ガスの排出とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し放出若しくは漏出させ又は他人から供給された電気若しくは熱を使用することをいう。

### 【温室効果ガスの総排出量とは】(法第2条、令第3条、第4条)

温室効果ガスの総排出量とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定められる方法により算出されるその物質の排出量にその物質の地球温暖化係数を乗じて得た量の合計をいう(P48参照)。

### 【確認 1:事業者ですか?】

事業者である。適用を受ける 2A(P48)の順守が必要!  
事業者でない 適用を受けない

[チェック  
へ戻る](#)

### 【確認 2:特定排出者に該当しますか?】

該当する 適用を受ける 2B(P48)の順守が必要!  
該当しない 適用を受けない

### 【特定排出者とは】(法第21条の2、令第5条)

特定排出者とは、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出する者として政令で定められ、エネルギー起源二酸化炭素については、事業所を設置している者であって、その設置しているすべての事業所の前年度における原油換算エネルギー使用量の合計が1500キロリットル以上である事業者及び省エネ法に規定する特定荷主・特定貨物輸送事業者・特定旅客輸送事業者・特定航空輸送事業者、また非エネルギー起源の二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン・パーフルオロカーボン・六フッ化硫黄については、その排出を伴う事業活動を行う者であって、事業活動の区分に応じ算定される排出量の合計が3000トン以上であり、常時使用する従業員の数が21人以上である事業者をいう。

[チェック  
へ戻る](#)

### 【確認 3:一般消費者に対するエネルギー供給の事業を行う者ですか?】

該当する 適用を受ける 2C(P48)の順守が必要!  
該当しない 適用を受けない

### 【確認 4:京都議定書に基づく算定割当量管理を行おうとする国内法人ですか?】

行おうとする者 適用を受ける 2D(P48)の順守が必要!  
行おうとしない 適用を受けない

## 2. 順守事項

### 事業者の責務(法第5条)

事業者は、その事業活動に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のた

めの施策に協力しなければならない。

## 2A 事業者

### (1) 事業活動に伴う排出抑制等(法第23条)

事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩、その他の事業活動を取巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。

### (2) 日常生活における排出抑制への寄与(法第24条)

事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は業務の製造や輸入若しくは販売又は提供を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量が、より少ないものの製造等を行うとともに、その日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行なうよう努めなければならない。

### (3) 計画の作成、公表、結果の公表(法第36条)

事業活動に関し、京都議定書目標達成計画の定めるところに留意し、温室効果ガスの排出抑制のための計画を作成し、公表するように努めなければならない。また、計画の実施状況の公表に努めなければならない。

## 2B 特定排出者

### (1) 温室効果ガス算定排出量の報告(法第26条、令第5条、第6条、法第34条)

特定排出者は、毎年度主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項を事業所轄大臣に報告しなければならない。但し、その特定排出者が、エネルギー起源の二酸化炭素については、前年度の原油換算エネルギー使用量が1500キロリットル以上である事業所、並びに非エネルギー起源の二酸化炭素その他の温室効果ガスについては、その温室効果ガスの種類ごとに排出量が3000トン以上である事業所を設置している場合には、その規模以上の事業所ごとに主務省令で定める事項を所轄大臣に報告しなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

【エネルギー使用量における原油換算値算出方法】

エネルギーの種類	単位	年間使用量(A)	原油換算係数(B)	原油換算KI(A×B)
電力	昼間	千kWh/年	0.257KI/千kWh	
	夜間	千kWh/年	0.239KI/千kWh	
	昼夜不明	千kWh/年	0.252KI/千kWh	
揮発油	KI/年		0.89KI/KI	
ナフサ	KI/年		0.88KI/KI	
灯油	KI/年		0.95KI/KI	
軽油	KI/年		0.99KI/KI	
A重油	KI/年		1.01KI/KI	
B・C重油	KI/年		1.08KI/KI	
石油アスファルト	t/年		1.08KI/t	
石油コークス	t/年		0.92KI/t	
液化石油ガス(LPG)	t/年		1.30KI/t	
液化天然ガス(LNG)	t/年		1.41KI/t	
都市ガス	種類別		ガス会社に確認	
石炭	原料炭	t/年	0.748KI/t	
	一般炭	t/年	0.663KI/t	
	無煙炭	t/年	0.694KI/t	
			合計(原油換算KI)	

連鎖化事業者は、その加盟者が設置している連鎖化事業に係るすべての事業所における事業活動を、その連鎖化事業者の事業活動とみなし、当規定を適用する。

[チェック  
へ戻る](#)

## 2C 一般消費者に対するエネルギー供給の事業を行う者

### (1) 二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報の提供(法第35条)

一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者は、その供給したエネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

## 2D 算定割当量の管理を行おうとする国内法人

### (1) 管理口座の開設(法第46条)

算定割当量の管理を行なおうとする国内法人は、環境大臣及び経済産業大臣による管理講座の開設を受けなければならない。

(2) 振替手続(法第48条)

算定割当量の取得及び移転は、環境大臣及び経済産業大臣が割当量講座簿において減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。

3 その他留意事項

(1) 地球温暖化対策計画(法第8条)

政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画を定めなければならない。

(2) 国及び地方公共団体の施策(法第19条)

国は、温室効果ガス排出の抑制のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努める。

(3) 政府及び地方公共団体の実施計画(法第20条、第21条)

政府は、地球温暖化対策計画に即して、その事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする。

都道府県及び市町村長は、地球温暖化対策計画に即して、その都道府県及び市町村の事務及び事業に関し温暖化ガスの排出抑制のための措置に関する計画を策定するものとする。実行計画を策定したときは、遅滞なく公表し、またその計画に基づき措置の実施の状況を公表しなければならない。

(4) 森林等による吸収作用の保全等(法第42条)

政府及び地方公共団体は、地球温暖化対策計画に定められた温室効果ガスの吸収量に関する目標を達成するため、森林林業基本法に規定する森林林業基本計画その他の森林の整備及び保全又は緑地の保全及び緑地化の推進に関する計画に基づき温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るものとする。

チェック  
へ戻る

(5) 国民の責務(法第6条)

国民は、その日常生活に関し温室効果ガス排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

チェック  
へ戻る

4 地球温暖化対策推進法「順守評価シート」

対象: 秦野・笠寺・名古屋・滋賀

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
19. 地球温暖化対策の推進に関する法律 施行規則 法規施行令  愛知: 県民の生活環境の保全等に関する条例  神奈川県地球温暖化対策推進条例 名古屋: 市民の健康と安全を確保する環境保全に関する条例施行細則	・対象事業者及び計画書の作成、提出	神奈川県条例4 愛知県条例73 名古屋市条例施行細則83, 84 滋賀県条例20	・当所は、条例で定める事業者該当しますか【対象となる事業所】 神奈川県: 原油換算エネルギー使用量の合計が1500Kℓ以上 愛知県: 原油換算エネルギー使用量の合計が1500Kℓ以上 名古屋市: 原油換算エネルギー使用量の合計が800Kℓ以上 滋賀県: 原油換算エネルギー使用量の合計が1500Kℓ以上 作成マニュアル(滋賀)	エネルギー管理士(笠寺: エネルギー管理員)	はい いいえ 原油換算エネルギー使用量:
		名古屋条例施行細則84	・温室効果ガスの排出の抑制等のための「地球温暖化対策計画書」を作成し、これを知事に提出していますか?(名古屋市長) ・3年毎提出(提出期限: 7月末)	名古屋・エネルギー管理士 笠寺: エネルギー管理員	はい いいえ 届出日:
		神奈川県条例11	・特定大規模事業者は、規則で定めるところにより「事業活動温暖化対策計画書」を作成し、規則で定める日までに知事に提出していますか?		
	・状況報告書の作成、提出	神奈川県条例14	・事業活動温暖化対策計画書を提出した事業者は、当該事業活動温暖化対策計画書に記載された事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況を記載した「排出状況報告書」を作成し、規則で定める日までに知事に提出していますか?	秦野 エネルギー管理士	はい いいえ 提出日:
		神奈川県条例15	・計画書提出事業者は、規則で定める日までに地球温暖化対策の実施の結果を記載し「結果報告書」を作成し知事に提出していますか?		はい いいえ 届出日:



4 地球温暖化対策推進法「順守評価シート」 - 続き -

対象: 秦野・笠寺・名古屋・滋賀

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
名古屋:市民の健康と安全を確保する環境保全に関する条例施行細則 滋賀:低炭素社会づくりの推進に関する条例	・状況報告書の作成、提出	名古屋市条例73 市条例施行細則85	・地球温暖化対策計画書に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施の状況を記載した「地球温暖化対策実施状況書」を作成し、知事に提出していますか?。(名古屋市:市長)	名古屋:エネルギー管理士 笠寺:エネルギー管理員	はい いいえ 届出日:
		滋賀県条例21-1	・事業者行動計画の実施状況を記載した報告書「事業者行動報告書」を作成し、知事に提出していますか?(滋賀)  ・毎年提出(提出期限7月末)	滋賀 エネルギー管理士	はい いいえ 届出日:
環境法規制に対する順守状況の総合評価 *各エビデンスにて確認願います					
総合評価(いずれかに 印を記入)			特記事項		部門長
法律等が守られている					
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)					

[目次へ](#)

# 省エネ法

(エネルギーの使用の合理化に関する法)

## 1 適用要否の確認

### [エネルギー及び燃料とは] (法第2条、則第2条)

エネルギーとは、燃料並びに熱及び電気をいう。

燃料とは、原油及び揮発油、重油その他ナフサ、灯油、軽油、石油ガスの石油製品、可燃性天然ガス並びに石炭及びコークスその他コークス炉ガス、高炉ガスの石炭製品であって、燃料その他の経済産業省令で定める用途に供するものをいう。

### [電気の需要の平準化とは] (法第2条)

電気の需要の平準化とは、電気の需要量の季節又は時間帯による変動を縮小させることをいう。

**(確認 1:工場等(連鎖化事業に係るものを含む)においてエネルギーを使用して事業を行う者ですか?)**

**エネルギーを使用して事業を行う者 適用を受ける 2A(P52)の順守が必要!**  
**エネルギーを使用して事業を行わない者 適用を受けない**

### [工場等とは] (法第3条)

工場等とは、工場又は事務所その他の事業場をいう。

### [連鎖化事業とは] (法第19条、則第22条の2)

連鎖化事業とは、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標や商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ継続的に経営する指導を行う事業であって、当該約款に、その事業に加盟する者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の条件に関する事項であって経済産業省令で定めるものに係る定めがあるものをいう。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(確認 2:荷主ですか?)**

**荷主である 適用を受ける 2B(P54)の順守が必要!**  
**荷主でない 適用を受けない**

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(確認 3:貨物輸送事業者ですか?)**

**貨物輸送事業者である 適用を受ける 2C(本文省略)の順守が必要!**  
**貨物輸送事業者でない 適用を受けない**

**(確認 4:旅客輸送事業者ですか?)**

**旅客輸送事業者である 適用を受ける 2D(本文省略)の順守が必要!**  
**旅客輸送事業者でない 適用を受けない**

**(確認 5:航空輸送事業者ですか?)**

**旅客輸送事業者である 適用を受ける 2E(本文省略)の順守が必要!**  
**旅客輸送事業者でない 適用を受けない**

**(確認 6:建築物の建築主等ですか?)**

**建築物の建築主等である 適用を受ける 2F(P55)の順守が必要!**  
**建築物の建築主等でない 適用を受けない**

**(確認 7:住宅の建築を業として行う建築主ですか?)**

**住宅の建築を業として行う建築主である 適用を受ける 2G(省略)の順守要!**  
**住宅の建築を業として行う建築主でない 適用を受けない**

**(確認 8: エネルギー消費機器等製造事業者等ですか?)**

**エネルギー消費機器等製造事業者等である 適用を受ける 2H(省略)の順守要!**  
**エネルギー消費機器等製造事業者等でない 適用を受けない**

**(確認 9: 熱損失防止建築材料製造事業者等ですか?)**

**熱損失防止建築材料製造事業者等である 適用を受ける 2I(省略)の順守要!**  
**熱損失防止建築材料製造事業者等でない 適用を受けない**

**(確認 10: 電気事業者ですか?)**

**電気事業者である 適用を受ける 2J(省略)の順守が必要!**  
**電気事業者でない 適用を受けない**

**2. 順守内容**

**事業者の努力(法第70条)**

事業者は、基本方針の定めるところに留意して、その従業員の通勤における公共交通機関の利用の推進その他の措置を確実に実施することにより、輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

**2A 工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者**

**(1) エネルギー使用者の努力(法第4条)**

エネルギーを使用する者は、基本方針に定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

**(2) エネルギー使用事業者の判断の基準となるべき事項(法第5条)**

経済産業大臣は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るための所定の事項並びにエネルギー使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置に関し事業者の判断の基準となるべき事項を定め公表する。

**(3) 指導及び助言(法第6条)**

主務大臣は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の的確な実施を確保するため必要があるときは、判断の基準となるべき事項を勘案して必要な指導及び助言をすることができる。

**(4) エネルギー使用状況の届出(法第7条、第19条、令第2条)**

工場等を設置している者は、その設置しているすべての工場等のエネルギーの前年度の使用量の合計が原油換算エネルギー使用量の数値で1500キロリットル以上であるときは、その設置しているすべての工場等の前年度のエネルギー使用量その他のエネルギーの使用の状況に関し指定事項を経済産業大臣に届出なければならない。

連鎖化事業者は、その連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及びその加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等におけるエネルギーの前年度の使用量の合計量が原油換算エネルギー使用量の数値で1500キロリットル以上であるときは、その設置しているすべての工場等及びその連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している連鎖化事業に係るすべての工場等の前年度エネルギー使用量とその他のエネルギー使用の状況に関し所定事項を経済産業大臣に届出なければならない(P48参照)。

**【特定事業者とは】(法第19条、令第2条)**

特定事業者とは、工場等を設置している者のうち、その設置しているすべての工場等におけるエネルギーの年度の使用量の合計量が原油換算エネルギー使用量の数値で1500キロリットル以上であって、エネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者をいう。

[チェック  
へ戻る](#)



**【特定連鎖化事業者とは】(法第19条、令第2条)**

特定連鎖化事業者とは、連鎖化事業者のうち、当該連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及びその加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等におけるエネルギーの年度の使用量の合計量が原油換算エネルギー使用量の数値で150キロリットル以上であって、エネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者を

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(5) エネルギー管理統括者の選任と届出(法第7条の2、第19条の2)**

特定事業者は、その設置している工場等における、また特定連鎖化事業者は、その設置している工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置しているその連鎖化事業に係る工場等における、エネルギー使用量の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持やエネルギー使用の方法の改善に及び監視等の業務を統括管理するため、事業の実施を統括管理(役員)する者からエネルギー管理統括者を選任しなければならない。エネルギー管理統括者の選任又は解任について経済産業大臣に届出なければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(6) エネルギー管理企画推進者の選任と届出(法第7条の3、第19条の2)**

特定事業者また特定連鎖化事業者は、エネルギー管理統括者を補佐するため、エネルギー使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者又は又はエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちからエネルギー管理企画推進者を選任しなければならない。そのエネルギー管理企画推進者の選任又は解任について経済産業大臣に届出なければならない。さらにエネルギー管理企画推進者には省令で定める期間ごとに講習を受けさせなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(7) 第1種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理者の選任(法第8条)**

第1種特定事業者は、その設置している第1種エネルギー管理指定工場等ごとに、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちからエネルギー管理者を選任しなければならない。そのエネルギー管理者の選任又は解任について経済産業大臣に届出なければならない。

**【第1種エネルギー管理指定工場等とは】(法第7条の4、法第19条の2、令第2条の2)**

第1種エネルギー管理指定工場とは、特定事業者が設置している工場等、また特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置しているその連鎖化事業に係る工場等のエネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で3000キロリットル以上である工場等を第1種エネルギー管理指定工場等といい、それを設置している事業者を第1種特定事業者という。

**【エネルギー使用量における原油換算値算出方法】**

エネルギーの種類		単位	年間使用量(A)	原油換算係数(B)	原油換算KI(AxB)
電力	昼間	千kWh/年		0.257KI/千kWh	
	夜間	千kWh/年		0.239KI/千kWh	
	昼夜不明	千kWh/年		0.252KI/千kWh	
揮発油		KI/年		0.89KI/KI	
ナフサ		KI/年		0.88KI/KI	
灯油		KI/年		0.95KI/KI	
軽油		KI/年		0.99KI/KI	
A重油		KI/年		1.01KI/KI	
B・C重油		KI/年		1.08KI/KI	
石油アスファルト		t/年		1.08KI/t	
石油コークス		t/年		0.92KI/t	
液化石油ガス(LPG)		t/年		1.30KI/t	
液化天然ガス(LNG)		t/年		1.41KI/t	
都市ガス		種類別		ガス会社に確認	
石炭	原料炭	t/年		0.748KI/t	
	一般炭	t/年		0.663KI/t	
	無煙炭	t/年		0.694KI/t	
				合計(原油換算KI)	

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(8) 第2種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理員の選任(法第18条)**

第2種特定事業者は、その設置している第2種エネルギー管理指定工場等ごとに、エネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者又はエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちからエネルギー管理員を選任しなければならない。そのエネルギー管理員の選任又は解任について経済産業大臣に届出なければならない。

**【第2種エネルギー管理指定工場等とは】(法第17条、第19条の2、令第2条、第6条)**

第2種エネルギー管理指定工場とは、特定事業者が設置している工場等、また特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟

者が設置しているその連鎖化事業に係る工場等のエネルギーが、第1種エネルギー管理指定工場等であって、エネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1500キロリットル以上である工場等を第2種エネルギー管理指定工場といい、それを設置している事業者を第2種特定事業者という。

[チェック  
へ戻る](#)

#### (9) 中長期計画の作成と提出(法第14条、第19条の2)

特定事業者は、その設置している工場等について、また特定連鎖化事業者は、その設置している工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置しているその連鎖化事業に係る工場等について、判断の基準となるべき事項において定められたエネルギー使用の合理化目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し主務大臣に提出しなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

#### (10) 定期報告(法第15条、第19条の2)

特定事業者は、その設置している工場等における、また特定連鎖化事業者は、その設置している工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設定しているその連鎖化事業に係る工場等について、判断基準となるべき事項において定められたエネルギー使用の合理化目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し主務大臣に提出しなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

#### (11) 指示及び命令(法第16条)

主務大臣は、特定事業者又は特定連鎖化事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であるときは、エネルギー使用の合理化計画を作成し提出すべき旨の指示をすることができる。さらにその後正当な理由がなくその指示に係る措置をとらなかったときは、審議会等の意見を聴いてその指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

[チェック  
へ戻る](#)

## 2B 荷主

#### (1) 荷主の努力(法第58条)

荷主は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの消費量との対比における性能が優れている輸送方法を選択するための措置及び定量で提供される輸送力の利用効率の向上のための措置を適確に実施することにより貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

#### (2) 荷主の判断の基準となるべき事項(法第59条)

経済産業大臣及び国土交通大臣は、荷主が貨物事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、荷主の努力措置並びにその貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置に関し荷主の判断の基準となるべき事項を定めて公表する。

#### (3) 指導及び助言(法第58条)

主務大臣は、荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の適確な実施を確保するため必要があるときは、判断の基準となるべき事項を助言して必要な措置及び助言をすることができる。

#### (4) 貨物輸送量の届出(法第61条、令第10条)

荷主は、前年度の政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量が3000万トンキロ以上であるときは、経済産業省で定めるところにより所定の事項を経済産業大臣に届出なければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

#### 【特定荷主とは】(法第61条、令第10条)

特定荷主とは、荷主であって、政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送される貨物の年度の輸送量が3000万トンキロ以上で、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として経済産業大臣より指定された事業者。

#### (5) 計画の提出(法第62条)

特定荷主は、毎年度、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化目標に関するその達成のための計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

#### (6) 定期報告(法第63条)

特定荷主は、毎年度、貨物輸送事業者に行なわせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量をその他の貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況及びその貨物の輸送に係る

エネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施状況に関し、所定の事項を主務大臣に報告しなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

**(7) 勧告及び命令(法第64条)**

主務大臣は、特定荷主における貨物輸送事業者に行なわせる貨物輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であるときは、その貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。勧告に従わないときはその旨を公表することができる。その勧告に係る措置をとらなかったときは、審議会等の意見を聴いてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

[チェック  
へ戻る](#)

- 2C 貨物輸送事業者
- 2D 旅客輸送事業者
- 2E 航空輸送事業者

**2F 建築物の建築者等**

**(1) 建築主等の努力(法第72条)**

建築物の建築をしようとする者等は、基本方針に定めるところに留意して建築物の外壁や窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備の他の機械換気設備や照明設備や給湯設備や昇降機に係るエネルギーの効率的利用のための措置を確実に実施することにより建築物に係るエネルギー使用の合理化に資するよう努めるとともに建築物に設ける電気を消費する機械器具に係る電気の需要の平準化に資する電気の利用のための措置を適確に実施することにより電気の需要の平準化に資するよう努めなければならない。

- 2G 住宅事業建築主
- 2H エネルギー消費機器等製造事業者等
- 2I 熱損失防止建築材料製造事業者
- 2J 電気事業者
- 2K エネルギー供給事業者・建築物販売又は賃貸事業者・エネルギー消費機器小売業者

は省略

**3 留意事項**

**(1) 基本方針(法第3条)**

経済産業大臣は、工業又は事務所その他の事業場、輸送、建築物、機械機器等に係るエネルギーの使用の合理化を総合的に進める見地から、エネルギー使用の合理化に関する基本方針を定め、公表しなければならない。

エネルギーの使用の合理化に関する基本方針(H21経済産業省告示第57号)

**(2) 2016年4月より施行、運用強化**

[ティラド\(特定事業者番号:0352031\)2015年度報告分【A】](#) [2016年度報告分【S】](#)

省エネ法の定期報告書を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施するもの。

優良事業者を業種別に公表して称揚する一方、停滞事業者以下より厳格に調査する。

2016年度 Sクラス 優良事業者 6657社(58.3%)	Aクラス 一般的な事業者 3373社(29.6%)	Bクラス 停滞事業者 1368社(12.2%)	Cクラス 注意を要する事業者
【水準】 努力目標達成 または ベンチマーク 目標達成	【水準】 SクラスにもBクラス にも該当しない事 業者	【水準】 努力目標未達 かつ直近2年連続 で原単位が対前 年度比増加 または 5年間平均原単 位が5%超増加	【水準】 Bクラスの事業者の 中で特に判断基準 順守状況が不十分
【対応】 経産省HPで事業者 名や連続達成年数 を表示。	【対応】 特段なし。	【対応】 注意文書を送付し、 現地調査等を重点 的に実施。	【対応】 省エネ法第6条に 基づく指導を実施。

[チェック  
へ戻る](#)

H27年度定期報告より



4 省エネ法「順守評価シート」 - 続き -

対象: 秦野・笠寺・名古屋・滋賀

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス										
省エネ法 施行令 施行規則	・エネルギー指定工場の適用条件	法7の2 法7の4 令2 法17 令6	・当社は、エネルギー指定工場のいずれに該当しますか？ 下表の前年度使用実績記載(4月1日から3月31日までの年度におけるエネルギー使用量の合計) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>原油換算値(電気と熱の合算)</td> </tr> <tr> <td>第一種エネルギー管理指定工</td> <td>3,000kI/年以上</td> </tr> <tr> <td>第二種エネルギー管理指定工</td> <td>1,500kI/年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">前年度使用実績</td> </tr> <tr> <td colspan="2">kI</td> </tr> </table>		原油換算値(電気と熱の合算)	第一種エネルギー管理指定工	3,000kI/年以上	第二種エネルギー管理指定工	1,500kI/年以上	前年度使用実績		kI		各製作所 生産部 総務 試験	下記該当項目を 第1種エネルギー管理指定工場 第2種エネルギー管理指定工場 該当しない
		原油換算値(電気と熱の合算)													
	第一種エネルギー管理指定工	3,000kI/年以上													
	第二種エネルギー管理指定工	1,500kI/年以上													
	前年度使用実績														
	kI														
	・特定事業者指定工場の届出		・燃料、電気の使用量が適用条件以上の場合、経済産業大臣に届出していますか？(5月末までに届出(合計と工場等の内訳を記載))	全社事務局	はい いいえ 届出書類										
	・エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者の選任、届出	法7の2・則6,6の3 法7の3・則6の4,6	・エネルギー管理統括者を選任し届出をしていますか (選任または解任があった日後の最初の7月末日までに) ・エネルギー企画推進者を選任し届出をしていますか	全社事務局	はい いいえ 選任者名: 届出書類 はい いいえ 選任者名: 届出書類										
	・エネルギー管理者(員)の選任、届出	法8・則8・9 法13・則11・13 法8・9則8,9 則12	・エネルギー管理者(員)の選任届を経済産業大臣に届出していますか？ (選任または解任があった日後の最初の7月末日までに)(選任すべき事由が生じた日から6ヶ月以内) ・エネルギー管理者(員)は、所定の資格を持った者から選任されていますか ・エネルギー管理員は3年毎の定期講習を受講されていますか	各製作所 生産部 総務 試験	はい いいえ 年 月 日 届出 選任者名: はい いいえ 年 月 日 受講										
	・エネルギー使用の中長期的な計画策定と提出	法14 則15	・毎年度、中長期的なエネルギー使用合理化計画を作成して、経済産業大臣に次年度の7月末日までに提出していますか？	全社事務局	はい いいえ 年 月 日 届出 届出計画書										
・エネルギー使用状況の定期報告	法15 則17	・毎年度、使用状況等について報告書を作成して、経済産業大臣に次年度の7月末日までに提出していますか？(該当項目を へ) 使用量 使用設備の状況 設備の改廃状況 合理化に関する設備の状況	全社事務局	はい いいえ 年 月 日 届出 エネルギー管理指定工場 単位の報告書											
・特定荷主の要件	法61 令10	・特定荷主に該当しますか？ … [年間貨物量: t・km] 貨物輸送業者に輸送させる貨物量が年間3,000万t・km以上の荷主が該当	全社事務局	はい いいえ											
・輸送量の届出	法61 則42	・前年度において貨物業者に輸送させた輸送量が3,000万t・km以上の場合、経済産業省に提出していますか？ 毎年度4/末まで	全社事務局	はい いいえ 年 月 日 届出 届出書類											
・中長期的な計画の作成と提出	法62 則45	・毎年度、中長期的なエネルギー使用合理化計画を主務大臣に提出していますか？ 毎年度6/末まで	全社事務局	はい いいえ 年 月 日 届出 中長期計画書											
・エネルギー使用状況の定期報告	法63 則46	・毎年度、エネルギー使用状況の報告書を主務大臣に提出していますか？ 毎年度6/末まで	全社事務局	はい いいえ 年 月 日 届出 エネルギー使用状況報告											
電気事業法 秦野 名古屋 滋賀 笠寺	・主任技術者選任	法43 規則52	・ <u>事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任していますか？</u>	生産技術 担当	はい いいえ 主任技術者氏名: 主任技術者選任又は解任届出書										
	・主任技術者選任又は解任届出	法43 規則55	・主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出ないですか？[解任したときも、同様とする。]	生産技術 担当	はい いいえ 届出日: 年 月 日 主任技術者氏名: 主任技術者選任又は解										

環境法規制に対する順守状況の総合評価 \*各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに 印を記入)	特記事項	部門長
法律等が守られている		
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)		

# 建築物エネルギー消費性能向上法

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)

2015年7月8日公布 2016年4月1日施行

## 1 適用要否の確認

(確認 1: 建築物に関する建築主等ですか?)

**建築主等である 適用を受ける 2A(P57)の順守が必要!**  
建築主でない 適用を受けない

施行日は平成28年4月1日。但し、適合義務、届出等の規制的措置については平成29年4月の施行予定である。

[チェック  
へ戻る](#)

【建築物とは】(法第2条、令第1条)

『建築物』とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。

『建築設備』とは、空気調和設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機をいう。

『建築主等』とは、建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする建築主又は建築物の所有者や管理者若しくは占有者をいう。

## 2. 順守事項

### 2A 建築主等

(1) 建築主等の努力(法第6条、第7条)

建築主等は、その建築物の新築や増築若しくは改築、建築物の修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとする建築物についてエネルギー消費性能の向上を図るよう努めなければならない。

住宅事業建築主その他の建築物の販売又は賃貸を行う事業者は、その販売又は賃貸を行う建築物についてエネルギー消費性能を表示するよう努めなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

(2) 指導及び助言(法第8条、第9条、第10条)

所管行政庁は、建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、建築主等に対し建築物エネルギー消費性能基準を勘案して建築物の設計や施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

国土交通大臣は、建築物エネルギー消費性能基準の適合する建築物の建築が行われることを確保するため特に必要があると認めるときは、建築物の設計又は施行を行う事業者に対しエネルギー消費性能を勘案して建築物のエネルギー消費性能向上及び建築物のエネルギー消費性能の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

経済産業大臣は、建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物の建築が行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、建築物の直接外気に接する屋根や壁又は床を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料の製造や加工又は輸入を行う事業者に対し建築物エネルギー消費性能基準を勘案して当該建築材料の断熱性に係る品質の向上及び当該品質の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

[チェック  
へ戻る](#)

[チェック  
へ戻る](#)

(3) 特定建築物の建築主の基準適合義務及び適合性判定(法第11条、第12条)

非住宅部分の規模がエネルギー消費性能の確保を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める床面積の合計が2000㎡以上である特定建築物の新築若しくは増築若しくは改築又は特定建築物以外の建築物の増築をし当該建築物が増築後において特定建築物となる場合の建築主は、当該特定建築物を建築物エネルギー消費性能基準に適合されなければならない。

特定建築行為をしようとする建築主は、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画を作成し、所轄行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

(4) 特定建築物に係る基準適合命令等及び報告と検査等(法第14条、第17条)

所管行政庁は、特定建築物建築主の基準適合義務に違反している事実があると認めるときは、当該建築主に対し相当の期間を定めて当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

所轄行政庁は、特定建築物に係る基準適合命令等の施行に必要な限度において政令で定めるところにより建築主に対し特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適

合に関する事項に関し報告させ又は職員に特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り特定建築物及び建築設備や建築材料並びに書類その他の物件を検査させることができる。

#### (5) 一定規模以上の建築物の建築主の届出等(法第19条)

特定建築物以外の建築物の新築及び増築又は改築にあってエネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める床面積の合計が300㎡以上のものの建築主は、その工事に着手する日の21日前までに国土交通省令で定めるところにより当該行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所轄行政庁に届出なければならない。

[チェック](#)  
へ戻る

#### (6) 建築物に係る計画変更指示等及び報告と検査等(法第19条、第21条)

所管行政庁は、建築物建築に関する届け出があった場合において、その届出に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その届出を受理した日から21日以内に限り、その届出をした者に対しその届出に係る変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

当該行政庁は当該指示を受けた者が正当な理由がなくその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し相当の期間を定めてその指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

所轄行政庁は、計画変更指示命令等の施行に必要な限度において政令で定めるところにより建築主等に対し建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ又は職員に建築物若しくはその工事現場に立ち入り、建築物及び建築設備や建築材料並びに書類その他の物件を検査させることができる。

#### (7) 特殊な構造又は設備を用いる建築物の認定(法第23条、第25条)

国土交通大臣は、建築主の申請により特殊の構造又は設備を用いて建築が行われる建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の認定をすることができる。当該認定を受けたときは、当該建築物の建築のうち第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、同上第3項の適合判定通知書の交付を受けたものとみなし、第19条第1項の届出をしなければならないものについては、同行の届出をしたものとみなす。

#### (8) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(法第29条30条35条、令第3条)

建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築や改築及び修繕若しくは模様替え若しくは建築物への空気調和等の設備若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとするときは、国土交通省令で定めるところによりエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画を作成し所轄行政庁の認定を申請することができる。当該認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては同上第3項の適合判定通知書の交付を受けたものとみなし、第19条第1項の届出をしなければならないものについては同等の届出を打出したものとみなす。また建築基準法の建築物の容積率の算出の基礎となる延べ面積には、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち計画の認定基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は参入しないものとする。

[チェック](#)  
へ戻る

#### (9) 建築物エネルギー消費性能に係る認定(法第36、則第9条)

建築物の所有者は、国土交通省で定めるところにより所轄行政庁に対し当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請することができる。当該認定を受けた者は、当該認定を受けた建築物その敷地又はその利用に関する広告や契約に係る書類その他国土交通大臣が定める宣伝用物品や銃砲を提供するために作成する電磁的記録に国土交通省令で定めるところにより当該建築物が当該認定を受けている旨の表示を付することができる。



#### 4. 建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律(順守チェックシート)

対象: 秦野・笠寺・名古屋・滋賀

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律 (H29/4/1~施行)  Notes 省エネ法に基づく省エネ措置の届出等については、H29/3/31をもって廃止 4/1以降は建築物省エネ法に基づく手続きが必要 来期改定対応	第1種 特定建築物の届け出 (延床面積2000㎡以上)	法75-1 令17~19	・新築・改築・増築・大規模改修・模様替、空調設備等の設置・回収を行った、もしくは行う予定がありますか、 P48~49の内容記載 済 第1種特定建築物(延べ床面積2,000㎡以上の出住宅を含む建築物)について、下記の条件に該当する新築、大規模修繕、模様替、空調設備等の設置・改修を行う場合には、着手予定の21日前までに所管行政庁に届出していますか？ (1)新築・改築・増築・床面積2,000㎡以上 (2)修繕・模様替：当該面積合計2,000㎡以上又は面積合計が全体の1/2以上 (3)空調設備等の改善： 定格出力の合計が300kW以上又は全体の1/2以上の空調設備の取替 定格出力の合計が200kW以上又は全体の1/2以上の機械換気設備等の取替 2,000㎡以上の床面積又は床面積の1/2以上に関する証明設備の取替 定格出力の合計200kW以上又は全体の1/2以上の給湯設備の熱源機器 2以上の昇降機の取替	人事総務	はい いいえ 年 月 日 届出
	第2種 特定建築物の届け出 (延床面積300㎡以上 ~2000㎡未満)				法75-2 令20-2

環境法規制に対する順守状況の総合評価 \*各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに 印を記入)	特記事項	部門長
法律等が守られている		
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)		

# フロン排出抑制法

## (確認 1: フロン類製造業者等ですか?)

**フロン類製造業者等である 適用を受ける 2A(P6.1), 2B(P6.1)の順守が必要!**  
フロン類製造業者等でない 適用を受けない

### 【フロン類とは】(法第2条)

フロン類とは、クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)のうちオゾン層保護法第2条第1項に規定する特定物質並びに地球温暖化対策推進法第2条第3項第4号に掲げる物質をいう。

[チェック  
へ戻る](#)

## (確認 2: 指定製品製造業者等ですか?)

**指定製品製造業者等である 適用を受ける 2A(P6.1), 2C(P6.1)の順守が必要!**  
指定製品製造業者等でない 適用を受けない

### 【指定製品とは】(法第2条)

指定製品とは、フロン類使用製品のうち、特定製品その他我国において大量に使用され、かつ相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してのフロン類の排出抑制を推進することを技術的に可能なものとして政令で定めるものをいう。

## (確認 3: 第1種特定製品管理者ですか?)

**第1種特定製品管理者である 適用を受ける 2A(P6.1), 2D(P6.2)の順守が必要!**  
第1種特定製品管理者でない 適用を受けない

[チェック  
へ戻る](#)

### 【特定製品とは】(法第2条)

特定製品とは、第1種特定製品及び第2種特定製品をいう。

### 【第1種特定製品とは】(法第2条)

第1種特定製品とは、エアコンディショナー及び冷蔵機器や冷凍機器のうち、一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の業務用の機器であって、冷媒としてフロン類が充填されているものをいう。

### 【第2種特定製品とは】(法第2条、第89条)

第2種特定製品とは、使用済自動車再資源化法第2条第8項に規定する特定エアコンディショナーをいう。

第2種特定製品に使用されているフロン類の回収破壊については、この法律で定めるほか使用済自動車再資源化法の定めるところによる。

[チェック  
へ戻る](#)

## (確認 4: 第1種特定製品整備者ですか?)

**第1種特定製品整備者である 適用を受ける 2A(P6.1), 2E(P6.4)の順守が必要!**  
第1種特定製品整備者でない 適用を受けない

## (確認 5: 特定解体工事元請業者ですか?)

**特定解体工事元請業者である 適用を受ける 2A(P6.1), 2F(P6.5)の順守が必要!**  
特定解体工事元請業者でない 適用を受けない

## (確認 6: 第1種フロン類充填回収業者ですか?)

**第1種フロン類充填回収業者である 適用を受ける 2A, 2G(P6.5)の順守が必要!**  
第1種フロン類充填回収業者でない 適用を受けない

### 【第1種フロン類充填回収業者とは】(法第2条)

第1種フロン類充填回収業者とは、第1種特定製品の整備が行われる場合において当該第1種特定製品に冷媒としてフロン類を充填すること及び第1種特定製品の整備又は廃棄等が行なわれる場合において当該特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収することを業として行うことについて当法による登録を受けた者をいう。

**(確認 7: 第1種フロン類再生業者ですか?)**

**第1種フロン類再生業者である 適用を受ける 2A, 2H(P.66)の順守が必要!**  
**第1種フロン類再生業者でない 適用を受けない**

**【第1種フロン類再生業者とは】(法第2条)**

第1種フロン類再生業者とは、第1種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生を業として行うことについて当法による許可を受けた者をいう。

**(確認 8: フロン類破壊業者ですか?)**

**フロン類破壊業者である 適用を受ける 2A, 2I(P.67)の順守が必要!**  
**フロン類破壊業者でない 適用を受けない**

**【第1種フロン類破壊業者とは】(法第2条)**

フロン類破壊業者とは、特定製品に冷媒として充填されているフロン類の破壊を業として行うことについて当法による許可を受けた者をいう。

## 2. 順守内容

### 特定製品の管理者の責務(法第5条)

特定製品の管理者は、指針に従い、特定製品の使用等をする場合には、当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために講ずる施作に協力しなければならない。

### 2A 何人も

#### (1) フロン類の放出禁止(法第86条)

何人もみだりに特定製品に冷媒として充填されているフロン類を大気中に放出してはならない。

[チェック  
へ戻る](#)

### 2B フロン類製造業者等

#### (1) フロン類製造業者等の判断基準となるべき事項(法第9条)

主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、フロン類の製造業者等がフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のために取組むべき措置に関してフロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

[チェック  
へ戻る](#)

#### (2) 指導及び助言(法第10条)

主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため必要があると認めるときは、フロン類の製造業者等に対し、判断の基準となるべき事項を勧告して、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のための措置に関して必要な指導及び助言をすることができる。

#### (3) 勧告及び命令(法第11条)

主務大臣は、フロン類の製造業者等のフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のための措置の状況が、判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該フロン類の製造業者等に対し、その判断の根拠を示して、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けたフロン類の製造業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また勧告を受けたフロン類の製造業者等がその勧告に従わなかった旨を公表された後において、フロン類の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会等の意見を聴いて、当該フロン類の製造業者等に対し、その勧告に係る措置を取るべきことを命ずることができる。

### 2C 指定製品製造業等

#### (1) 指定製品製造業者等の判断の基準となるべき事項(法第12条)

主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、指定製品について、指定製品ごとに使用フロン類の環境影響度の低減に関し、指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

#### (2) 勧告及び命令(法第13条)

主務大臣は、指定製品の製造業者等が製造等を行う指定製品について、判断の基準となるべき事項に照らして、使用フロン類の環境影響度の低減を相当程度行う必要があると認めるときは、当該指定製品の製造業者等に対し、その目標を示して、当該指定製品について使用フロン類の環境影響度の低減を図るべき旨の勧告をすることができる。また勧告を受けた指定製品の製造業者等が、その勧告に従わなかった旨の公表された後において、なお正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかった場合において、フロン類の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会等の意見を聴いて、当該指定製品の製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

[チェック  
へ戻る](#)

#### (3) 環境影響度の表示(法第14条)

主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、指定製品について、指定製品ごとに、指定製品のフロン類の環境影響度に関し、指定製品の製造業者等が表示に際して指定製品の製造業者等が順守すべき事項を定め、これを告示するものとする。

#### (4) 勧告及び命令(法第15条)

主務大臣は、指定製品の製造業者等がその製造等を行う指定製品について、告示されたところに従って使用フロン類の環境影響度に関する表示をしていないと認めるときは、当該指定製品の製造業者等に対し、当該指定製品について告示されたところに従って使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた指定製品の製造業者等が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また勧告を受けた指定製品の製造業者等が、その勧告に従わなかった旨の公表された後において、フロン類の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審査会等の意見を聴いて、当該指定製品の製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

[チェック  
へ戻る](#)

#### (5) 特定製品へのフロン類の放出禁止等の表示(法第87条)

特定製品の製造業者等は、当該特定製品を販売するときまでに、当該特定製品に冷媒として充填されているフロン類に関し、当該特定製品に見やすくかつ容易に消滅しない方法で、当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと、当該特定製品を廃棄する場合には当該フロン類の回収が必要であること、当該フロン類の種類及び数量その他主務省令で定める事項を表示しなければならない。

### 2D 第1種特定製品管理者

#### (1) 第1種特定製品管理者の判断の基準となるべき事項(法第16条、H26年経済・環境省告示第13号)

主務大臣は、第1種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するため、第1種特定製品の管理者が当該フロン類の管理の適正化のために管理第1種特定製品の使用等に際して取り組むべき措置に関して、第1種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

#### (2) 指導及び助言(法第17条)

都道府県知事は、第1種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するため必要があると認めるときは、第1種特定製品の管理者に対し、判断の基準となるべき事項を勧告して、第1種特定製品の管理者に対し、判断の基準となるべき事項を勧告して、第1種特定製品の使用等について必要な措置及び助言をすることができる。

#### (3) 勧告及び命令(法第18条、則第2条)

都道府県知事は、第1種特定製品の管理者の管理第1種特定製品の使用等状況が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該第1種特定製品の管理者に対し、その判断の根拠を示して、当該管理第1種特定製品の使用等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種特定製品の管理者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。また勧告を受けた第1種特定製品の管理者が、その勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかった場合において、第1種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を著しく害すると認めるときは、当該第1種特定製品の管理者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

[チェック  
へ戻る](#)



(4)フロン類算定漏えい量等の報告等(法第19条、フロン類算定漏えい量報告等命令)  
第1種特定製品の管理者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、フロン類算定漏えい量その他主務省令で定める事項を、当該第1種特定製品の管理者に係る事業を所轄する大臣に報告しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

【第1種特定製品の管理者が講ずべき措置とは】(法第16・18・19条、告示)

管理第1種特定製品の点検

簡易点検:全製品、3ヵ月に1回以上

エアコンディショナー:異常音並びに外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着有無

冷蔵機器及び冷凍機器:異常音並びに外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着有無  
冷蔵又は冷凍の用に供されている倉庫、陳列棚、その他の設備設置場所の温度

注意)冷凍式エアードライヤー内蔵型・搭載型空気圧縮機、別置形冷凍式エアードライヤーも対象となる。

【簡易点検の手引】

一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会(JARAC)、経済産業省、環境省は改正フロン法対応として簡易点検のやり方、記録の取り方等を解説図・写真をまじえ分かりやすくまとめた手引を発行しています。また、具体的なチェックシートも掲載されています。JARAC、経済産業省、環境省の各ホームページで閲覧、ダウンロードができます。是非活用して下さい。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

定期点検:全製品、一定以上の製品

エアコンディショナー:圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が7.5kW以上50kW未満のものは、3年に1回以上、50kW以上のものは、1年に1回以上

冷蔵機器及び冷凍機器:圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が7.5kW以上のものは、1年に1回以上

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

管理第1種特定製品からのフロン類の漏えい時の措置

漏えい個所の修理

故障等に係る点検及び修理

漏えい又は故障を確認した場合は、修理が完了するまで、フロン類の充填を委託してはならない

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

点検及び修理に係る記録

管理第1種特定製品ごとに、点検及び整備に係る事項を記載した記録を備え、当該管理第1種特定製品を廃棄するまで保存

第1種特定製品整備者又は第1種フロン類充填回収者から、管理第1種特定製品の整備に際して記録簿の提示を求められたときは、これに必ず

管理第1種特定製品の整備又は廃棄等を行う際、特定製品の製造業者等が表示したフロン類以外の冷媒が現に充填されている場合は、第1種特定製品整備者又は第1種フロン類充填回収業者に対して、冷媒の種類を説明する

管理第1種特定製品を他者に売却する場合、記録簿又はその写しを当該管理第1種特定製品と合せて売却の相手方に引き渡す

フロン類算定漏えい量等の報告等

フロン類算定漏えい量が1,000 CO<sub>2</sub>-t 以上の第1種特定製品の管理者は、毎年7/末日、所轄大臣に前年度の実績報告(文献1、P73、表8)

フロン類算定漏えい量が1,000 CO<sub>2</sub>-tを超えていなくても、監視の意味で実績の集計は必要となる

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

【第1種特定製品廃棄等実施者とは】(法第2条、法第41条)

第1種特定製品廃棄等実施者とは、第1種特定製品を廃棄すること又は当該製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡することを行おうとする第1種特定製品の管理者をいう。

(5)フロン類の引渡義務(法第41条)

第1種特定製品廃棄等実施者は、自ら又は他の者に委託して、第1種フロン類充填回収業者に対し、当該第1種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引渡さなければならない。

(6)書面の交付(法第43条)

第1種特定製品廃棄等実施者は、当該第1種特定製品に冷媒として充填されているフ

ロン類を自ら第1種フロン類充填回収業者に引渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第1種フロン類充填回収業者に所定事項を記載した書面を交付しなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

#### (7) 引取証明書による確認と保存(法第45条)

第1種特定製品廃棄等実施者は、第1種フロン類充填回収業者から引取証明書の交付を受けたときは、当該引渡しを終了したことを、それぞれ当該引取証明書により確認し、かつ当該証明書を、それぞれ交付を受けた日から主務省令で定める期間(3年間)保存しなければならない。また主務省令で定める期間内(30日以内)に引取証明書の交付を受けないとき又は所定事項が記載されていない引取証明書若しくは虚偽の記載のある引取証明書の交付を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

#### (8) 指導及び助言(法第48条)

都道府県知事は、第1種特定製品廃棄等実施者に対し、フロン類の引渡しの実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

#### (9) 勧告及び命令(法第49条)

都道府県知事は、第1種特定製品廃棄等実施者が書面の交付や引取証明書に係る規定を順守していないと認めるときは、当該第1種特定製品廃棄等実施者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。正当な理由がなくてフロン類の引渡しをしない第1種特定製品廃棄等実施者があるときは、当該第1種特定製品廃棄等実施者に対し、期限を定めて当該引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種特定製品廃棄等実施者が、正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該第1種特定製品廃棄等実施者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

[チェック  
へ戻る](#)

#### (10) 費用負担(法第74条)

第1種特定製品廃棄等実施者は、第1種フロン類充填回収業者の請求に応じて適正な料金をの支払いを行なうことにより、当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

## 2E 第1種特定製品整備者

#### (1) フロン類充填の委託義務等(法第37条)

第1種特定製品の整備を行う者は、第1種特定製品の整備に際して、当該第1種特定製品に冷媒としてフロンを充填する必要があるときは、当該フロン類の充填を第1種フロン類充填回収業者に委託しなければならない。

#### (2) フロン類回収の委託義務等(法第39条)

第1種特定製品整備者は、第1種特定製品の整備に際して、当該第1種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収する必要があるときは、当該フロン類の回収を第1種フロン類充填回収業者に委託しなければならない。

#### (3) 指導及び助言(法第48条)

都道府県知事は、第1種特定製品整備者に対し、フロン類の充填のお委託や回収の委託の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該充填の委託や回収の委託の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

#### (4) 再生証明書の回付(法第59条)

第1種特定製品整備者は、再生証明書の回付を受けたときは、遅滞なく当該フロン類に係る第1種特定製品の整備の発注をした第1種特定製品管理者に、当該再生証明書を回付しなければならない。さらに当該回付をした再生証明書の写しを、当該回付をした日から主務省令で定める期間(3年間)保存しなければならない。

#### (5) 勧告及び命令(法第49条、法第62条)

都道府県知事は、第1種特定製品整備者がフロン類の充填の委託や回収の委託をに際して第1種フロン類充填回収業者に通知すべき規定を順守していないと認めるときは、当該第1種特定製品整備者に対し、必要な処置を講ずべき旨の勧告をすることができる。正当な理由がなくてフロン類の充填の委託や回収の委託をしない第1種特定製品整備者があるときは、当該第1種特定製品整備者に対し、期限を定めて当該充填の委託や回収の委託をすべき旨の勧告をすることができる。また勧告を受けた第1種特定製品整備者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該第1種特定製品整備者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

主務大臣は、第1種特定製品整備者が再生証明書に係る規定を順守していないと認めるときは、当該第1種特定製品整備者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種特定製品整備者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を執らなかつたときは、当該第1種特定製品整備者に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

#### (6) 費用負担及び費用請求(法第74条)

第1種特定製品整備者は、第1種フロン類充填回収業者の請求に応じて適正な料金の支払いを行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。第1種特定製品整備者は、自らフロン類の回収を行ったときは、当該第1種特定製品のせいびの発注をした第1種特定製品管理者に対し、当該フロン類の回収等の費用に関し適正な料金を請求することができる。

### 2F 特定解体工事元請業者

#### (1) 第1種特定製品設置有無の確認(法第24条)

建築物その他の工作物の全体又は一部を解体する建築工事を発注しようとする第1種特定製品管理者から直接当該建設工事を請負おうとする建設業を営む者は、当該建築物その他の工作物における第1種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、所定事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

#### (2) 指導及び助言(法第48条)

都道府県知事は、特定解体工事元請業者に対し、建築物その他の工作物における第1種特定製品の設置の有無についての確認及び説明の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該確認及び説明の実施に関し、必要な指導及び助言をすることができる。

### 2G 第1種フロン類充填回収業者

#### (1) 登録(法第27条、則第8条)

第1種フロン類充填回収業を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

#### (2) 引取義務と引取証明書の交付(法第44条、法第45条)

第1種フロン類充填回収業者は、第1種特定製品廃棄等実施者から直接に又は第1種フロン類引渡受託者を通じてフロン類の引取を求められたときは、書面の交付又は委託確認書の回付がない場合その他正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引取らなければならない。フロン類の引取に当っては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従ってフロン類を回収しなければならない。

第1種フロン類回収業者は、第1種特定製品廃棄等実施者から直接フロン類を引取ったときは、フロン類の引取を証する書面に、主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第1種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を交付しなければならない。この場合において当該第1種フロン類充填回収業者は、当該引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間(3年間)保存しなければならない。また第1種フロン類引取受託者を通してフロン類を引取ったときは、当該第1種フロン類引取受託者に引取証明書を交付するとともに、遅滞なく当該フロン類に係る第1種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書の写しを送付しなければならない。

#### (3) 引渡義務(法第46条)

第1種フロン類充填回収業者は、第1種特定製品廃棄等実施者や第1種特定製品整備者からフロン類を引取ったときは、自ら当該フロン類の再生をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第1種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引渡さなければならない。フロン類の引渡に当っては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従ってフロン類を運搬しなければならない。

#### (4) 充填量及び回収量の記録と報告(法第47条)

第1種フロン類充填回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに第1種特定製品の整備が行われる場合において第1種特定製品に冷媒として充填した量及び回収した量、第1種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第1種フロン類再生業を行う場合において再生した量、第1種フロン類再生業者に引渡した量、フロン類破壊業者に引渡した量その他主務省令で定める事項に関し記録を作成し、その業務を行う事業所に保存しなければならない。また第1種特定製品の整備の発注をした第1種特定製品管理者、第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者又は第1

種フロン類引渡受託者から、これらの者に係る充填量や回収量の記録を閲覧したい旨の申し出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第1種フロン類充填回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに毎年度、前年度において第1種特定製品の整備が行われる場合において第1種特定製品に冷媒として充填した量、第1種フロン類再生業を行う場合において再生した量、第1週フロン類再生業者に引渡した量、フロン類破壊業者に引渡した量その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

#### (5) 指導及び助言(法第48条)

都道府県知事は、第1種フロン類充填回収業者に対し、フロン類の引取及び引渡しの実施を確保するため、必要があると認めるときは、当該引取及び引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

#### (6) 再生証明書の回付(法第59条)

第1種フロン類充填回収業者は、再生証明書の交付を受けたときは、遅滞なく所定の区分に応じ、それぞれの該当者に当該再生証明書を回付しなければならない。この場合において当該回付をした再生証明書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間(3年間)保存しなければならない。

#### (7) 勧告及び命令(法第49条、法第62)

都道府県知事は、第1種フロン類充填回収業者が充填証明書や回収証明書の交付に係る規定及び引取証明書に係る規定を順守していないと認めるときは、当該第1種フロン類充填回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。また第1種フロン類充填回収業者がフロン類の充填に関する基準や運搬に関する基準を順守していないと認めるときは、当該第1種フロン類充填回収業者に対し、期限を定めて、その基準を順守すべき旨の勧告をすることができる。さらに正当な理由がなく、フロン類の引取り又は引渡しをしない第1種フロン類充填回収業者があるときは、当該第1種フロン類充填回収業者に対し、期限を定めて、その引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種フロン類充填回収業者があるときは、当該第1種フロン類充填回収業者に対し、期限を定めて、その引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種フロン類充填回収業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該第1種フロン類充填回収業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

主務大臣は、第1種フロン類充填回収業者が、再生証明書に係る規定を順守していないと認めるときは、当該第1種フロン類充填回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種フロン類充填回収業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

#### (8) 費用請求と費用負担(法第74条、法第75条、法第69条)

##### 2H 第1種フロン類再生業者

第1種フロン類充填回収業者は、第1種特定製品整備者からフロン類の回収の委託を受けようとするときは又は第1種特定製品廃棄等実施者からフロン類の引取りを求められたときは、当該第1種特定製品整備者又は第1種特定製品廃棄等実施者に対し、当該フロン類回収、当該フロン類をフロン類破壊業者又は第1種フロン類再生業者に引渡すために行なう運搬及び当該フロン類の破壊マヤは再生を行う場合に必要となる費用に関し適正な料金を請求することができる。

第1種フロン類充填回収業者は、第1種フロン類再生業者のフロン類の再生に要する費用の請求に要する費用の請求に応じて適正な料金の支払いを行うものとする。またフロン類破壊業者のフロン類の破壊に要する費用の請求に応じて適正な料金の支払いを行うものとする。

#### (1) 許可(法第50条、則第55条)

第1種フロン類再生業を行おうとする者は、その業務を事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

#### (2) 再生義務と再生証明書の交付(法第58条、則第59条)

第1種フロン類再生業者は、第1種フロン類充填回収業者からフロン類を引取った場合において、当該フロン類の再生を行うときは、主務省令で定めるフロン類の再生に関する基準に従って、フロン類の再生を行わなければならない。フロン類の再生を行った場合において、当該フロン類のうち再生されなかったものがあるときは、フロン類破壊業者に対し、これを引渡さなければならない。またフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従ってフロン類を運搬しなければならない。



第1種フロン類再生業者は、フロン類の再生を行ったときは、フロン類の再生を行ったことを証する書面に、主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類を引取った第1種フロン類充填回収業者に、当該再生証明書を交付しなければならない。この場合において当該第1種フロン類再生業者は、当該再生証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間(3年間)保存しなければならない。

### (3)再生の記録等(法第60条)

第1種フロン類再生業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、再生した量、フロン類破壊業者に引渡した量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。さらに主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において再生した量、フロン類破壊業者に引渡した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

### (4)指導及び助言(法第61条)

主務大臣は、第1種フロン類再生業者に対し、フロン類の引渡しを確保するため、必要があると認めるときは、当該引渡しに関し、必要な指導及び助言をすることができる。

### (5)勧告及び命令(法第62条)

主務大臣は、第1種フロン類再生業者がフロン類の再生に関する基準や運搬に関する基準を順守していないと認めるときは、当該第1種フロン類再生業者に対し、期限を定めて、その基準を順守すべき旨の勧告をすることができる。また再生証明書に係る規定を順守していないと認めるときは、当該第1種フロン類再生業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。さらに正当な理由がなくてフロン類の引渡しをしない第1種フロン類再生業者があるときは、当該第1種フロン類再生業者に対し、期限を定めて、当該引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種フロン類再生業者が、正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該第1種フロン類再生業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

### (6)費用請求と費用負担(法第75条、法第69条)

第1種フロン類再生業者は、フロン類の再生に要する費用に関して、第1種フロン類充填回収業者に対し、適正な料金を請求することができる。

第1種フロン類再生業者は、フロン類は破壊業者のフロン類の破壊に要する費用の請求に応じて、適正な料金の支払いを行うものとする。

## 21 フロン類破壊業者

### (1)許可(法第63条、則第70条)

フロン類破壊業を行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

### (2)引取及び破壊義務と費用の請求(法第69条)

フロン類破壊業者は、第1種フロン類充填回収業者や第1種フロン類再生業者からフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引取らなければならない。また自動車製造業者等からフロン類の破壊の委託の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。フロン類を引取ったときマヤはフロン類の破壊を受託したときは、主務省令で定めるフロン類の破壊に関する基準に従って、当該フロン類を破壊しなければならない。

フロン類破壊業者は、フロン類の破壊に要する費用に関して、第1種フロン類充填回収業者や第1種フロン類再生業者及び自動車製造業者等に対し、適正な料金を請求することができる。

### (3)破壊証明書の交付(法第70条)

フロン類破壊業者は、フロン類を引取った場合において、フロン類を破壊したときは、フロン類を破壊したことを証する書面に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類を引取った第1種フロン類充填回収業者に、当該破壊証明書を交付しなければならない。この場合において当該フロン類破壊業者は、当該破壊証明書の写しを当該交付した日から主務省令で定める期間(3年間)保存しなければならない。

### (4)破壊量の記録(法第71条)

フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、破壊した量その他主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。さらに主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、

前年度において破壊した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(5) 指導及び助言(法第72条)

主務大臣は、フロン類破壊業者に対し、フロン類の引取りや破壊の受託又は破壊の実施に関し、必要な指導及び助言をすることができる。

(6) 勧告及び命令(法第73条)

主務大臣は、フロン類破壊業者がフロン類の破壊に関する基準を順守していないと認めるときは、当該フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、その基準を順守すべき旨の勧告をすることができる。また正当な理由がなくてフロン類の引取り若しくは破壊の受託又は破壊をしないフロン類破壊業者があるときは、当該フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、その引取り若しくは破壊の受託又は破壊をすべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けたフロン類破壊業者が、正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該フロン類破壊業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 留意事項

(1) 指針の策定(法第3条)

主務大臣は、フロン類の使用の抑制及びフロン類の排出の抑制を図ることによりオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に資するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する事項について指針を定め公表するものとする。

4 フロン排出抑制法「順守評価シート」

【対象: 全社(含む: 空調機器(スポットクーラー含む)に関して)】

法規名	要求事項	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	管理者	2条-8項	・フロン類使用製品の所有者、その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任者を置いていますか？	人事・総務担当	はい いいえ 管理責任者(管理職):
	「管理の適正化」	2条-9項	・当該フロン類の排出量の把握、充填、回収、再生、破壊その他の行為が適正に行われるようにすることにより、当該フロン類の排出の抑制を図っていますか、 ・該当製品の台帳管理をしていますか？	人事・総務 生技セ 技本・試験	はい いいえ 登録台帳:
施行令 フロン排出抑制法の体系	簡易定期点検 第一種特定製品	法16条 告示第2、 1項	・第一種特定製品対象 ・簡易定期点検を行っていますか？(3か月に一回以上) 異常音・外観損傷・摩耗・腐食及び錆び、その他劣化・油漏れ・熱交換器の覆付着有無の確認 ・簡易点検記録を管理していますか？	人事・総務担当	はい いいえ 簡易点検記録  点検記録No.:
	定期点検 (業者・有資格者)	法16条 告示第2、 2項、 第4	・第一種特定製品で定格7.5KW以上のフロン類使用製品の定期点検を行っていますか ・7.5kw以上の冷凍冷蔵庫機器:1年に1回以上 ・50kw以上の空調機器:1年に1回以上 ・7.5~50kw未満の空調機器:3年に1回以上 ・定期点検記録を管理していますか？	人事・総務担当	はい いいえ 定期点検記録No.: 定期点検記録  保管ファイル:
環境省 フロン排出抑制法ポータルサイト	記録の保管	法16条 告示第4号	・点検記録簿・冷媒回収証明・充填証明等の記録簿は製品廃棄まで保存していますか ・各事業所は冷媒充填量を把握し、その結果(充填量換算後)を本社事務局へ報告していますか？(1回/年:6月末までに)	人事・総務担当	はい いいえ 登録台帳: 報告年月日: 年 月 日
	漏洩量の把握及び報告	法19 命令2,3, 4	・毎年度、第一種特定製品の管理者(全社事務局)は、全事業所分を集計したフロン類算定漏えい量が1,000 CO <sub>2</sub> -t以上(特定漏えい者)の場合、国(事業所管大臣)へ報告していますか？	全社事務局	はい いいえ(漏洩量合計: t-CO <sub>2</sub> ) 届出日: 年 月 日 集計表 報告書
経産省・ 環境省 告示第13号	点検/回収/修理/破壊証明の受理	法37 測15,16 法39 測22,23	・点検記録簿・冷媒回収証明・充填証明等の記録簿は点検/回収/修理/破壊処理終了後30日以内に受理しましたか？ エビデンス:各種記録簿、委託確認書	人事・総務担当	はい いいえ 点検日: 年 月 日 回収証明受領日: 充填証明受領日: あり なし
	第一種特定製品の廃棄等	法43	・第一種特定製品の廃棄を行いましたか？(手引き第3版 5頁) 業務用エアコン(スポットクーラー含む)・冷蔵庫機器・冷凍機器(自販機含む)	人事・総務担当	はい いいえ 廃却日: 廃却一覧表、回収依頼書、委託確認書等
第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	事業者の責務	法2	・特定製品が整備され、又は廃棄される場合、フロン類の適正かつ確実な回収、破壊及び排出の抑制に必要な措置を講じていますか？	人事・総務 技本、試験	はい いいえ 上記同
	第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	法43	・自ら又は委託して、フロン類を第一種フロン回収業者に引渡していますか？(技本)	人事・総務 技本、試験	はい いいえ 破壊業者許可書
			・直接、フロン類を第一種フロン回収業者に引渡す時に、回収依頼書を交付していますか？ ・他の者に委託するときには、委託者に対して委託確認書を交付していますか？		はい いいえ 回収依頼書又は委託確認書:
			・回収依頼書、委託確認書の写しを3年間保管していますか？		はい いいえ 保管状況及び一覧表等

【対象：全社（含む：空調機器（スポットクーラ含む））に関して】

法規名	要求事項	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	引取証明書(フロン類の引取を証する書面)	法45	・第1種フロン類引渡委託者又は第1種特定製品の廃棄等実施者は、第1種フロン類回収業者より引取証明書を受け取りましたか？	人事・総務担当	はい いいえ 最新版引取証明書
			・第1種特定製品の廃棄等実施者は、引取証明書の交付又は当該引取証明書の写し送付により引渡しの終了の確認を行いましたか？		はい いいえ 最新版引取証明書
			・回収依頼書又は委託確認書を交付の日から30日以内に引取証明書の交付又は引取証明書の写しの送付を受けないとき、虚偽の内容の交付又は送付を受けたときには、都道府県知事に報告しましたか？		あり なし 奉告日： 報告書
			・引取証明書の写しを3年間保管していますか？		保管状況および 一覧表等
回収ポンベ			・回収ポンベは、耐圧検査有効期限内（技本）	技本・試験	はい いいえ

環境法規制に対する順守状況の総合評価 \*各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに 印を記入)	特記事項	部門長
法律等が守られている		
法律等が守られていない		

[目次へ](#)

# 化学物質排出把握管理促進法

## 1 適用要否の確認

### 【PRTRとは】

Pollutant Release and Transfer Registration の略で、環境汚染物質排出・移動登録制度と訳されている。

### （確認 1: 第1種指定化学物質等取扱事業者ですか？）

**第1種指定化学物質等取扱事業者である 適用を受ける 2A(P70)の順守が必要！**  
**第1種指定化学物質等取扱事業者でない 適用を受けない**

### 【第1種指定化学物質とは】(法第2条、令第1条別表第1)

第1種指定化学物質とは、次の3つの条件いずれかに該当する化学物質で、相当広範な地域の環境において継続して存在することが認められるもので、462物質が指定されている。

人の健康や生息生育に支障を及ぼすおそれがあるもの

自然的作用による化学的变化により容易に生成する化学物質が人の健康や動植物の生息生育に支障を及ぼすおそれのあるもの

オゾン層を破壊し太陽紫外線放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれのあるもの

### 【第1種指定化学物質等取扱事業者とは】(法第2条、令第3条～第5条)

第1種指定化学物質等取扱事業者とは、第1種指定化学物質の製造の事業を営む者及び業として第1種指定化学物質又は第1種指定化学物質1%以上含有する製品を使用する者その他業として第1種指定化学物質等を取扱う者。及び事業活動に伴って付随的にその第1種指定化学物質を生成し排出することが見込まれる者であって、政令で定める24業種に該当し、その第1種指定化学物質を年間1トン以上取扱い、常時雇用する従業員の数が21人以上である事業場を有する事業者。さらにカドミウム・砒素等15種の特定第1種指定化学物質又はその物質を0.1%以上含有する製品を年間0.5トン以上取扱う事業場を有する事業者。その他政令で定める要件に該当する者をいう。

[目次](#)

[チェック  
へ戻る](#)

### （確認 2: 第2種指定化学物質等取扱事業者ですか？）

**第2種指定化学物質等取扱事業者である 適用を受ける 2B(P71)の順守が必要！**  
**第2種指定化学物質等取扱事業者でない 適用を受けない**

### 【第2種指定化学物質とは】(法第2条、令別表第2)

第2種指定化学物質とは、第1種指定化学物質の条件のいずれかに該当し、相当広範な地域の環境において継続して存在することとなる見込まれるもので、100物質が指定されている。

[チェック  
へ戻る](#)

## 2 組織の行うべき内容

### 指定化学物質等取扱事業者の責務(令第4条)

第1種指定化学物質及び第2種指定化学物質が人の健康を損なうおそれがあるものであること等を認識し、かつ化学物質管理指針に留意して指定化学物質の製造使用その他の取扱等に係る管理を行うとともにその管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努める。

### 2A 第1種指定化学物質等取扱事業者

#### (1) 排出量及び移動量の把握と届出(法第5条、則第2条～第6条)

第1種指定化学物質等取扱事業者は、第1種指定化学物質の排出量及び移動量を把握して、毎年、事業者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して主務大臣に届出なければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

#### (2) 性状及び取扱いに関する情報の提供(法第14条)

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡又は提供するときは、その相手方に対して、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報(MSDS:Material



Safety Data Sheet)を文書や磁気ディスク等の方法で提供しなければならない。また、その情報の内容に変更が生じたときは速やかに情報を提供しなければならない。

指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法を定める省令(H12通商産業省 令第401号)。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

### (3) 勧告及び公表(法第15条)

経済産業大臣は、情報の提供の規定に違反する指定化学物質等取扱事業者があるときは、その指定化学物質等取扱事業者に対し、必要な情報を提供すべきことを勧告することができる。

[大防法](#)  
[チェック](#)  
[へ戻る](#)

## 2B 第2種指定化学物質等取扱事業者

### (1) 性状及び取扱いに関する情報の提供(法第14条)

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡又は提供するときには、その相手方に対して、その化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書や磁気ディスク等の方法で提供しなければならない。またその情報の内容に変更が生じたときは速やかに情報を提供しなければならない。

指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法を定める省令(H12通商産業省令 第401号)。

### (2) 勧告及び公表(法第15条)

経済産業大臣は、情報の提供の規定に違反する指定化学物質等取扱事業者があるときは、その指定化学物質等取扱事業者に対し、必要な情報を提供すべきことを勧告することができる。

## 3 留意事項

### (1) SDSの記載事項

(指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令)

SDSの主な記載事項は次のとおりである。

用途、組成・成分情報、応急措置、火災時の措置、漏出時の措置、取扱い及び保管上の注意、暴露防止及び保護措置、物理的及び化学的性質、安定性及び反応性、有害性情報、廃棄場の注意、輸送上の注意、適用法令など。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

## 4 PRTR法『順守評価シート』

対象: 秦野・笠寺・名古屋・滋賀

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
13, PR TR法	・第1種指定化学物質	法2 令1別表1	・当所は、政令で指定された第1種指定化学物質を取り扱っていますか (462物質 例 鉛、キシレン、トルエン、フロンR22等)	人事・総務 担当	はい いいえ
施行規則 法規施行令	・特定第1種指定化学物質	令4 イ	・当所は、政令で指定された特定第1種指定化学物質(15物質)を取り扱っていますか 【上記別表1の第1種指定化学物質の内、特定第1種の印が対象】例: 石綿、6価クロム化合物、ベンゼン等	人事・総務 担当	はい いいえ
愛知県民の 生活環境の 保全等に関 する条例	・事業者の責務	法4 愛知県条例 68, 69条 名古屋市条 例 神奈川条例 39, 42 条	・指定化学物質取扱い事業者は、第1種指定化学物質及び第2種指定化学物質が人の健康を損なうおそれがあることを認識し、化学物質管理指針に留意して指定化学物質等の取扱い等に係る管理を行っていますか?(滋賀は法令のみ) 名古屋・笠寺: 特定化学物質等管理書の作成と取扱量の報告 秦野: 管理に関する目標の作成と取扱量・目標の状況報告	人事・総務 担当	はい いいえ 提出日:
名古屋市民 の健康と安 全を確保す る環境の保 全に関する 条例	・第1種指定化学物質等 取扱事業者の特定	法2 令3~5	・当所は、第1種指定化学物質取扱い事業場に特定されますか(該当項目を 〇) 従業員数、常用雇員数が21以上 第1種指定化学物質の年間取扱量1t以上 特定第1種指定化学物質の年間取扱量0.5t以上	人事・総務 担当	はい いいえ

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス				
神奈川県生活環境の保全等に関する条例  PRTR制度概要	・第1種指定化学物質の排出等の把握	法5	・第一種指定化学物質の排出量及び移動量の把握を把握をしていますか？(下表に記載) 前年度排出量等の把握(本表に記載)	人事・総務担当	はい いいえ				
						当所が届け出た主な化学物質の名	年間取扱量	年間排出量	年間移動量
						キシレン	↑	↑	↑
						クロム及び3価クロム	↑	↑	↑
						トルエン	↑	↑	↑
						ニッケル	↑	↑	↑
						鉛	↑	↑	↑
ベンゼン	↑	↑	↑						
	・排出量及び移動量等の把握、届出	法5	・4月1日～翌年3月31日までの年間取扱量・排出量及び移動量を把握し、6月30日までに都道府県知事へ提出されていますか？		はい いいえ 提出日: 届出書No.				
	指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供 SDS(安全データシート)	法14 省令3	指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者へ譲渡又は提供するときは、その譲渡、提供するときまでに、相手方に対して当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報(性状取扱情報)を提供(文書、磁気ディスク等)該当する物質がありますか？ SDSを仕入れ先に提供されていますか？ また、仕入れ先が保管していますか？	人事/総務受入・調達生産部 試験品証品管	SDSの提供: はい いいえ  SDS保管状況確認: はい いいえ				
秦野 神奈川県生活条例	・化学物質管理目標作成・達成状況報告書届出	神奈川県生活条例42	・化学物質管理目標作成・達成状況報告書の届出をしていますか？	秦野 人事・総務担当	はい いいえ 提出日:				
名古屋・笠寺	・指定化学物質の取扱量の把握、届出等	愛知県条例67、68	・把握される前年度の特定化学物質の取扱量を市長に届出をしていますか？	名古屋・笠寺 人事・総務担当	はい いいえ 提出日:				
県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則	・特定化学物質等適正管理書の作成等	愛知県条例69 名古屋市条例49	・特定化学物質等を適正に管理するための方法を記載した書面を作成するよう努めていますか？ ・特定化学物質等管理書を作成し、又は変更したときは、規則で定めるところにより、これを知事に提出していますか？		はい いいえ 提出日:				
	名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例	・特定事業所における事故時の措置	愛知県条例70 名古屋市条例50		・設備の破損その他の事故が発生し、特定化学物質が当該特定事業所から大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き特定化学物質の排出又は浸透の防止のための応急の処置を講じ、かつ、その事故の状況を知事に通報するとともに、速やかに、その講じた措置の内容その他の規則で定める事項を知事に届出していますか？	はい いいえ 提出日:			
環境法規制に対する順守状況の総合評価 *各エビデンスにて確認願います									
総合評価(いずれかに 印を記入)			特記事項	部門長					
法律等が守られている									
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)									

[目次へ](#)

# 大気汚染防止

2015年6月19日公布 2018年4月1日施行

参考:水銀環境汚染防止法 2017年8月16日施行

## 1 適用要否の確認

**(確認 1: 煤煙発生施設設置者ですか?)**

**煤煙発生施設設置者である 適用を受ける 2A(P77)の順守が必要!**  
**煤煙発生施設設置者でない 適用を受けない**

**【煤煙とは】(法第2条、令第1条)**

煤煙とは、燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物や燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん及び物の燃焼・合成・分解その他の処理に伴い発生する物質のうちカドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質をいう。

**【煤煙発生施設とは】(法第2条、令第2条別表第1)**

煤煙発生施設とは、工場又は事業場に設置される施設で、煤煙を発生し排出するものうち、その施設から排出される煤煙が大気の汚染の原因となるものとして政令で定めらるるボイラー、水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉、金属の精錬又は無機化学工業品の製造用に供する焙焼炉や焼結炉及び焼炉等の33種類の施設をいう。

[チェック  
へ戻る](#)

煤煙発生施設(施行令別表第1)

No.	煤煙発生施設	定格・能力
1	ボイラー	電熱面積10㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上
2	ガス発生炉、加熱炉	原料処理能力20t/日以上、燃焼能力50リットル/時以上
3	ばい焼炉、焼結炉	原料処理能力1t/日以上
4	金属精錬用の溶鉱炉、転炉、平炉	原料処理能力1t/日以上
5	金属精錬又は鑄造用の溶鉱炉	火格子面積1㎡以上、羽口断面面積0.5㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上、変圧器定格能力200kVA以上
6	金属精錬、圧延、熱処理用の加熱炉	火格子面積1㎡以上、羽口断面面積0.5㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上、変圧器定格能力200kVA以上
7	石油製品、石油化学製品、コールタール製品製造用の加熱炉	火格子面積1㎡以上、羽口断面面積0.5㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上、変圧器定格能力200kVA以上
8	石油精製の流動接触分解装置の触媒再生	触媒の付着する炭素の燃焼能力200kg/時以上
8-2	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置の焼却炉	燃焼能力6リットル/時以上
9	窒素系製品製造用の焼成炉、溶融炉	火格子面積1㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上 変圧器定格能力200kVA以上
10	無機化学工業用品又は食品製造用の反応炉、直下炉	火格子面積1㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上 変圧器定格能力200kVA以上
11	乾燥炉	火格子面積1㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上 変圧器定格能力200kVA以上
12	製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイト製造用電気炉	変圧器定格能力1000kVA以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積2㎡以上、燃焼能力200kg/時以上
14	銅、鉛、亜鉛の精錬用のばい焼炉、焼結炉 溶鉱炉、転炉、溶解炉、乾燥炉	原料処理能力1.5t/時以上、火格子面積0.5㎡以上、羽口断面面積0.2㎡以上、燃焼能力20リットル/時以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウム製造用の乾燥施設	容量0.1立方m以上
16	塩素化エチレン製造用の塩素急速冷凍装置	塩素処理能力50kg/時以上
17	塩素第二鉄製造用の溶解炉	塩素処理能力50kg/時以上
18	活性炭製造用の反応炉	燃焼能力3リットル/時以上
19	化学製品製造用の塩素反応施設 塩素水素反応施設、塩化水素吸収施設	塩素処理能力50リットル/時以上
20	アルミニウム製錬用の電解炉	電流容量30kA以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用の反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉	燐酸処理能力80kg/時以上、燃焼能力50リットル/時以上 変圧器定格能力200kVA以上
22	弗酸製造用濃縮施設、吸収施設、蒸留施設	電熱面積10㎡以上、ポンプ動力1kW以上
23	トリポリ酸ナトリウム製造用の反応施設 乾燥炉、焼成炉	原油処理能力80kg/時以上、火格子面積1㎡以上 燃焼能力50リットル/時以上

[チェック  
へ戻る](#)

24	鉛の第二次製錬又は鉛の管、板、線製造の溶解炉	燃焼能力10リットル/時以上、変圧器定格能力40kVA以上
25	鉛蓄電池製造用の溶解炉	燃焼能力4リットル/時以上、変圧器定格能力20kVA以上
26	鉛系顔料製造用の溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設	容量0.1立方m以上、燃焼能力4リットル/時以上 変圧器定格能力20kVA以上
27	硝酸製造用吸収施設、漂白施設、濃縮施設	硝酸の合成、漂白、濃縮能力100kg/時以上
28	コークス炉	原料処理能力20t/時以上
29	ガスタービン	燃焼能力50リットル/時以上
30	ディーゼル機関	燃焼能力50リットル/時以上
31	ガス機関	燃焼能力50リットル/時以上
32	ガソリン機関	燃焼能力50リットル/時以上

[チェック  
へ戻る](#)

**(確認 2:揮発性有機化合物排出施設設置者ですか?)**

**揮発性有機化合物排出施設設置者である 適用を受ける 2B(P78)の順守要!**  
**揮発性有機化合物排出施設設置者でない 適用を受けない**

**【揮発性有機化合物とは】(法第2条、令第2条の2)**

揮発性有機化合物とは、大気中に排出され又は飛散したときに気体である有機化合物をいう。

**【揮発性有機化合物排出施設とは】(法第2条、令第2条の3別表第1の2)**

揮発性有機化合物排出施設(下表)とは、工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気の汚染原因となるものであって、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なものとして政令で定める揮発性有機化合物による溶剤乾燥施設や洗浄施設及びその貯蔵施設並びに塗装施設とその乾燥施設や接着乾燥施設や印刷乾燥施設等をいう。

[チェック  
へ戻る](#)

【表】揮発性有機化合物排出施設

1. VOCを溶剤として使用する化学製品製造用の乾燥施設(VOCを蒸発させるためのものに限る)	送風機の送風能力(送風機が設置されていない場合は、排風機の排風能力)が3,000m <sup>3</sup> /時以上
2. 塗装施設(吹付塗装)	排風機の排風能力が100,000m <sup>3</sup> /時以上
3. 塗装用の乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装を除く)	送風機の送風能力が10,000m <sup>3</sup> /時以上
4. 印刷回路用銅張積層板、粘着テープもしくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る)の製造に係る接着用の乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m <sup>3</sup> /時以上
5. 接着用の乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材又は木製品(家具を含む)の製造用を除く)	送風機の送風能力が15,000m <sup>3</sup> /時以上
6. 印刷用の乾燥施設(オフセット輪転印刷)	送風機の送風能力が7,000m <sup>3</sup> /時以上
7. 印刷用の乾燥施設(グラビア印刷)	送風機の送風能力が27,000m <sup>3</sup> /時以上
8. 工業用のVOCによる洗浄施設(当該洗浄施設において洗浄の用に供したVOCを蒸発させるための乾燥施設を含む)	洗浄施設においてVOCが空気が接する面の面積が5m <sup>2</sup> 以上
9. ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20kPaを超えるVOCの貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む)を除く)	容量が1,000kl以上

[チェック  
へ戻る](#)

**(確認 3:一般粉じん発生施設設置者ですか?)**

**一般粉じん発生施設設置者である 適用を受ける 2C(P78)の順守が必要!**  
**一般粉じん発生施設設置者でない 適用を受けない**

**【一般粉じんとは】(法第2条、令第2条の4)**

一般粉じんとは、物の破碎や選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し又は飛散する粉じんのうち、特定粉じん以外の物をいう。



**【一般粉じん発生施設とは】(法第2条、令第3条別表第2)**

一般粉じん発生施設(下表;文献1 P.93表4)とは、工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し及び排出し又は飛散させるもののうち、その施設から排出され又は飛散する一般粉じんが大気汚染の原因となるものとして政令で定める一定規模以上のコークス炉、鉱物又は土石の堆積場、ベルトコンベア及びバケットコンベア、破碎機及び摩砕機、ふるいの5種類の施設をいう。

[チェック  
へ戻る](#)

【表】一般粉じん発生施設

1. コークス炉	原料処理能力が1日当たり50t以上
2. 鉱物(コークスを含み、石綿を除く)又は土石の堆積場	面積が1,000㎡以上
3. ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く)	ベルトの幅が75cm以上であるが、又はバケットの内容積が0.03㎡以上
4. 破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものおよび密閉式のものを除く)	原動機の定格出力が75kW以上
5. ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く)	原動機の定格出力が15kW以上

[チェック  
へ戻る](#)

**(確認 4: 特定粉じん発生施設設置者ですか?)**

**特定粉じん発生施設設置者である 適用を受ける 2D(P.78)の順守が必要!**  
**特定粉じん発生施設設置者でない 適用を受けない**

**【特定粉じんとは】(法第2条、令第2条の4)**

特定粉じんとは、物の破碎や選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し又は飛散する粉じんのうち石綿その他の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質をいう。

**【特定粉じん発生施設とは】(法第2条、令第3条の2別表2の2)**

特定粉じん発生施設(文献1 P.93表5)とは、工場又は事業場に設置される施設で特定粉じんを発生し及び排出し又は飛散させるもののうち、その施設から排出され又は飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となるものとして政令で定める解綿用機械、紡織用機械、切断機、研磨機、切削用機械、破碎機及び摩砕機、プレス、穿孔(せんこう)機の9種類の施設をいう。

[チェック  
へ戻る](#)

**(確認 5: 特定粉じん排出等作業者または排出作業を伴う建設工事の発注者ですか?)**

**特定粉じん排出等作業者または排出作業を伴う建設工事の発注者です 適用を受ける 2E(P.79)の順守が必要!**  
**特定粉じん排出等作業者または排出作業を伴う建設工事の発注者でない 適用を受けない**

**【特定粉じん排出等作業とは】(法第2条、令第3条の4)**

特定粉じん排出等作業とは、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材や保温材及び耐火被覆材である特定建設材料が使用されている建築物その他の工作物を解体し改造し又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され又は飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となる作業をいう。

[チェック  
へ戻る](#)

**(確認 6: 特定物質発生施設設置者ですか?)**

**特定物質発生施設設置者である 適用を受ける 2F(P.79)の順守が必要!**  
**特定物質発生施設設置者でない 適用を受けない**

**【特定物質とは】(法第17条、令第10条)**

特定物質(文献1、P.81)とは、物の合成や分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれのあるアンモニア、弗化水素、シアン化水素、一酸化炭素、ホルムアルデヒド、メタノール、硫化水素、燐化水素、塩化水素、二酸化窒素、アクロレイン、二酸化硫黄、塩素、二酸化炭素、ベンゼン、ピリジン、フェノール、硫黄、弗化ケイ素、ホスゲン、二酸化セレン、クロソホン酸、黄リン、三塩化りん、臭素、

ニッケルカルボニル、五塩化りん、メルカプタンをいう。

**【特定物質発生施設とは】(法第17条、令第10条)**

特定物質発生施設とは、物の合成や分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康や若しくわ生活環境に係る被害を生じるおそれのあるものとして政令で定める特定物質を発生する施設で、煤煙(ばいえん)発生施設を除くものをいう。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(確認 7: 指定物質排出施設設置者ですか?)**

**指定物質排出施設設置者である 適用を受ける 2G(P79)の順守が必要!**  
**指定物質排出施設設置者でない 適用を受けない**

**【特定物質とは】(法附則第9項、令附則第3項)**

指定物質(文献1、P69)とは、継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となる有害大気汚染物質のうち、人の健康に係る被害を防止するためのその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンをいう。

**【指定物質排出施設とは】(法附則第9項、令附則第4項別票第6)**

指定物質排出施設(文献1、P80表7)とは、継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となる有害大気汚染物質のうち、人の健康に係る被害を防止するためにその排出又は飛散を早急に抑制しなければならない指定物質を大気中に排出又は飛散させる施設で、一定規模以上のコークス炉、ベンゼン蒸留施設、トリクロロエチレンによる乾燥施設等をいう。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(確認 8: 水銀排出施設設置者ですか?)**

**水銀排出施設設置者である 適用を受ける 2H(P79)の順守が必要!**  
**水銀排出施設設置者でない 適用を受けない**

**【水銀等とは】(法第2条)**

水銀等とは、水銀及びその化合物をいう。

**【水銀排出施設とは】(法第2条、令第3条の5)**

水銀排出施設とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するものうち政令で定める水俣条約付属書Dに掲げる施設又は同付属書Dに掲げる工程を行う施設のうち条約第8条、2(D)の基準として環境省令で定める基準に該当するものをいう。

**【表10】水銀排出施設となる施設**

水俣条約の 対象施設	大気汚染防止法の 水銀排出施設	施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準 ( $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ )	
			新規施設	既存施設
石炭火力発電所産業 用石炭燃焼ボイラー	石炭専焼ボイラー	伝熱面積 $10\text{m}^2$ 以上 燃焼能力 $50\text{L}/\text{時}$ 以上	8	10
	大型石炭混焼ボイラー			
	小型石炭混焼ボイラー		10	15
非鉄金属(銅、鉛、亜鉛及び工業金)製造に 用いられる精錬及び焙焼の工程	一次施設 銅又は工業金	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)及びヒト焼炉/金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む)転炉及び平炉: 原料処理能力 $1\text{t}/\text{時}$ 以上	15	30
	一次施設 鉛又は亜鉛	金属の精錬の用に供する溶解炉(こしき炉を除く): 火格子面積 $1\text{m}^2$ 以上 羽口面断面積 $0.5\text{m}^2$ 以上 燃焼能力 $50\text{L}/\text{時}$ 以上 変圧器定格容量 $200\text{kVA}$ 以上		
	二次施設 銅、鉛又は亜鉛	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む)、転炉、溶解炉及び乾燥炉: 原料処理能力 $0.5\text{t}/\text{時}$ 以上 火格子面積 $0.5\text{m}^2$ 以上 羽口面断面積 $0.2\text{m}^2$ 以上 燃焼能力 $20\text{L}/\text{時}$ 以上	100	400

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

[表10]水銀排出施設となる施設 続き

水俣条約の 対象施設	大気汚染防止法の 水銀排出施設	施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準 ( $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ )	
			新規施設	既存施設
非鉄金属(銅、鉛、亜鉛及び工業金)製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	二次施設 工業金	鉛の二次精錬の用に供する溶解炉: 燃焼能力10L/時以上 変圧器定格容量40kVA以上 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、 焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉: 原料処理能力0.5t/時以上	30	50
廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)	火格子面積2㎡以上 焼却能力200Kg/時以上	30	50
	水銀含有汚泥等の焼却炉等	水銀回収業務付け産業配起き物又は水銀含有再生資源を取扱う施設(加熱工程を含む施設に限る)(施設規模による裾切はなし)	50	100
セメントクリンカーの製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉	火格子面積1㎡以上 燃焼能力50L/時以上 変圧器の定格容量200kVA以上	50	80

チェック  
へ戻る

## 2 順守内容

### 事業者の責務(法第17条の2、第17条の14、第18条の21)

事業者は、煤煙の排出の規則等に関する措置のほか、その事業活動に伴う煤煙の大気中への排出の状況を把握するとともに、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようしなければならない。

事業者は、その事業活動に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようしなければならない。

### 2A 煤煙発生施設設置者

#### (1) 施設設置及び廃止の届出、変更届(法第6条、第11条、則第8条)

煤煙発生施設(P58表)を設置しようとする者は、その煤煙量又は煤煙濃度がその煤煙発生施設の種類、構造、使用方法、煤煙の処理方法を都道府県知事に届けなければならない。また、内容等に変更があったとき又は当該施設の使用を廃止したときは、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

チェック  
へ戻る

#### (2) 煤煙の排出制限(法第13条)

煤煙発生施設で発生する煤煙を大気中に排出する者は、その煤煙量又は煤煙濃度がその煤煙施設の排出口において排出基準に適合しない煤煙を排出してはならない。

一般排出基準は、硫黄酸化物・煤塵・有害物質ごとに定められており、硫黄酸化物に係る煤煙発生施設において発生し排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量について地域の区分ごとに排出口の高さに応じて定める許容限度(法第3条第2項第1号、令第5条別表第3、則第3条別表第1)。煤塵に係る煤煙発生施設において発生し排出口から大気中に排出される排出物に含まれる煤煙の量について施設の種類及び規模ごとに定める許容限度(法第3条第2項第2号、則第4条別表第2)。有害物質に係る煤煙発生施設において発生し排出口から大気中に排出される排出物に含まれる有害物質の量について有害物質の種類及び施設の種類ごとに定める許容限度(法第3条第2項第3号、則第5条別表第3)。

特別排出基準は、硫黄酸化物、煤塵又は特定有害物質に係る煤煙発生施設が集合して設置されている施設集合地域において新設される煤煙発生施設について適用される(法第3条第3項、令第6条、則第6条、第7条)。

上乘せ排出基準は、都道府県はその区域のうちに一般排出基準によっては十分ではない区域について、その区域における煤煙発生施設にて発生する物質について条例で厳しい許容限度を定めることができる(法第4条、令第7条)。

総量規制基準は、硫黄酸化物や窒素酸化物等の指定煤煙ごとに定められた指定地域において一定規模以上の特定工場等で発生する指定煤煙について適用される(法第5条の2、令第7条の3別表第3、則第7条別表第4)。

燃料使用基準は、硫黄酸化物に係る煤煙発生施設で燃料使用量に著しい季節変動があるものが密集している地域について環境大臣が定める基準に従い都道府県知事が定め(法第15条、令第9条、則第14条)。

チェック  
へ戻る



**(3) 煤煙量等の測定と記録(法第16条、則第15条、法第35条)**

煤煙排出者は、その煤煙発生施設に係る煤煙量又は煤煙濃度を測定し、その結果を記録し保存しなければならない。

この規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし又は記録を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処する。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(4) 事故時の措置(法第17条、令第10条)**

煤煙排出施設設置者は、煤煙発生施設において故障や破損その他の事故が発生し、煤煙が立機器中に多量に排出されたときは、直ちに応急の措置を講じ、かつ速やかに復旧するよう努め、直ちにその事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。

**(5) 公害防止管理者の選任(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)**

一定の条件の下に、公害防止管理者を選任する必要がある。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**2B 揮発性有機化合物排出施設設置者**

**(1) 届出義務、変更(法第17条の5、第17条の7)**

揮発性有機化合物排出施設(文献1、P92表3)を設置しようとする者は、名称、所在地、代表者氏名、揮発性有機化合物排出施設の種類、構造、使用及び処理の方法などを都道府県知事に届出なければならない。また内容等を変更しようとするときは、その旨を都道府県知事に届けなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(2) 排出基準の順守(法第17条の10)**

揮発性有機化合物排出施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者は、その揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(3) 濃度の測定・記録(法第17条の12、則第15条の3)**

揮発性有機化合物排出者は、当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度を測定し、その結果を記録し保存しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**2C 一般粉じん発生施設設置者**

**(1) 届出義務、変更(法第18条、第18条の2、則第10条)**

一般粉じん発生施設(文献1、P80表5)を設置しようとする者は、名称、所在地、代表者氏名、一般粉じん発生施設の種類、構造、使用及び管理の方法、発生施設の配置図などを都道府県知事に届けなければならない。また、内容等に変更があった場合にも都道府県知事に届けなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(2) 施設の構造使用管理基準の順守(法第18条の3、則第16条)**

一般粉じん排出施設は政令で定める構造と使用・管理に関する基準を遵守しなければならない。

\* 粉じんの発生量などに関する規制値は定められていない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(3) 公害防止管理者の選任(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)**

一定の条件の下に、公害防止管理者を選任する必要がある。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**2D 特定粉じん排出施設設置者**

**(1) 届出義務、変更(法第18条の6、第18条の7、則第10条の2)**

特定粉じん発生施設を設置しようとする者は、名称、所在地、代表者氏名、特定粉じん発生施設の種類、構造、使用及び管理の方法、処理又は飛散防止の方法、発生施設の配置図などを都道府県知事に届けなければならない。また、内容等に変更があった場合にも都道府県知事に届けなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(2) 敷地境界基準の遵守(法第18条の10、第18条の5、則第16条の2)**

特定粉じん発生施設は、敷地境界における規制基準(敷地境界基準)として、規則第16条の2に示された、大気中の石綿濃度が1リットルにつき10本以下という基準を遵守しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(3) 測定・記録(法第18条の12、則第16条の3)**

特定粉じん発生施設は、敷地境界における大気中の特定粉じんの濃度を測定し、記録しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)



- (4) 公害防止管理者の選任(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)  
一定の条件の下に、公害防止管理者を選任する必要がある。

[チェック  
へ戻る](#)

## 2E 特定粉じん排出作業等作業発注者及び施行者

### (1) 届出義務(法第18条の15、則第10条の4)

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の発注者は、作業開始の14日前までに、名称、工事の場所、作業の種類、実施時期、使用箇所・面積、作業方法などを都道府県知事に届けなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

### (2) 解体工事に係る調査及び説明等(法第18条の17)

建築物等を解体し、改善し又は補修する作業を伴う建設工事の受注者は、当該解体工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより当該解体工事等工事の発注者に対し当該調査の結果について所定の事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。またこの場合において当該解体工事が特定工事に該当するときは所定の事項を書面に記載して説明しなければならない。解体工事を請負契約によらないで自ら施工する者は、当該解体工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。

当該解体工事が特定工場に該当するか否かについて調査を行った者は、当該調査に係る解体工事を施工するときは、環境省で定めるところにより当該調査の結果その他所定の事項を当該解体等工事の場所において公衆に見やすいよう掲示しなければならない。

解体工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずるところにより調査に協力しなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

### (3) 発注者の配慮(法第18条の20)

特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該工事の請負契約に関する事項について、作業基準の順守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

### (4) 作業基準の遵守(法第18条の18、第18条の14、則第16条の4別表第7)

特定粉じん排出等作業を行う事業者は、規則第16条の4別表7に示された作業基準を遵守しなければならない。

## 2F 特定物質発生施設設置者

### (1) 事故時の措置(法第17条)

特定物質を発生する施設について、故障や破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに応急の処置を講じ、かつ速やかに復旧するよう努め、直ちにその事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

## 2G 指定物質排出施設設置者

### (1) 指定物質抑制基準の遵守(法附則9項、令附則3項・4高、H9.2.6環境庁告示5)

指定物質の排出事業者は、指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類ごとに定められた、排出又は飛散の抑制に関する基準を遵守しなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

## 2H 水銀排出施設設置者

### (1) 施設設置及び変更の届出(法第18条の23、法第18条の25、則第10条の5)

水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより所定事項を都道府県知事に届出なければならない。また届出に係る事項の変更をしようとするときは、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

### (2) 排出基準の順守(法第18条の28)

水銀排出者は、その水銀排出施設に係る排出基準を順守しなければならない。

### (3) 水銀濃度の測定及び記録(法第18条の30、則第16条の12)

水銀排出者は、環境省令で定めるところにより当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保持しなければならない。

### 3 留意事項

#### (1) 自動車排ガスについて(法第3条)

大気汚染防止法は自動車排ガスを規制している。しかし、この規制は実際に自動車を運転している個々のドライバーに直接義務が課せられるのではなく、規制を受けるのは自動車メーカーなどの製造者サイドである。

自動車  
Nox法  
チェック  
へ戻る

#### (2) 損害賠償(法第25条～第25条の6)

煤煙や粉じん、特定物質が人の健康に被害を及ぼした場合は、事業者の無過失であっても損害賠償の責任を負う。

#### (3) 罰則(法第33条～第37条)

排出基準違反、総量規制違反については、過失の有無にかかわらず直ちに罰則が適用される。行為者を罰するほか、その法人などに対して罰金刑が課せられる(両罰)。

#### (4) ダイオキシン類の排出基準(ダイオキシン類対策特別措置法)

ダイオキシン類の排出基準を定めている。

#### (5) 2015年6月19日公布の改正法で、水銀規制が新たに追加

目的規定(第1条)が変更。新たな章(第2章の4)ができ、「水銀等の排出の規制等(第18条の21 - 第18条の35)」が追加

[目次へ](#)

### 4 大気汚染防止法 「順守評価シート」

対象: 秦野・笠寺・名古屋・滋賀

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス	
4. 大気汚染防止法			当所は、法で定める下記のばい煙発生施設に該当しますか？ 該当項目を ボイラ:伝熱面積 10㎡以上or 8㎡以上(名古屋、笠寺) 燃焼能力50ℓ/時以上 金属製品の熱処理用加熱炉:火格子面積 1㎡以上 or 変圧器定格能力 200kVA以上 or 燃焼能力50ℓ/時以上 (名古屋、笠寺) 加熱炉:原料処理能力5t/日or燃焼能力40 ℓ/時以上 乾燥炉:火格子面積1㎡以上or変圧器定格能 力200kVA以上or燃焼能力50ℓ/時以上 定格能力80kVA以上or燃焼能力40ℓ/時以上 輸送用機器機械製造用の塗装用乾燥施設: (名古屋、笠寺)変圧器定格能力200kVA以上or 燃焼能力50ℓ/時以上 その他	生産技術 担当	はい いいえ 対象設備一覧 設備名:	
秦野地区 神奈川県 条例 秦野市 条例	・揮発性有機化合物 (VOC)排出施設	法2 令2の3 別表第1の 2	・当所は、法で定める揮発性有機化合物排出施設 に該当しますか？(該当項目を へ) 塗装施設(吹付塗装に限る):排風機の排風能力 が1時間当たり100,000㎡以上のも の 塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着 塗装に係るものを除く):送風機の送風能力が1時 間当たり10,000㎡以上のも の VOCによる洗浄施設:空気に接する面の面積が 5㎡以上	生産技術 担当	はい いいえ	
名古屋地区	・ばい煙発生施設の設置・ 変更等の届出	法6 則8	・前回のチェック以後、新たにばい煙発生施設の設置 がありましたか？	生産技術 担当	はい いいえ 設置届	
愛知県条例 名古屋市 条例 東浦町 条例	・設置届出及び変更届 出: 着手60日前	法8	・前回のチェック以後、特定施設設置の使用・変更 がありましたか？(該当項目を へ) 設備の構造 使用方法 ばい煙処理方法	生産技術 担当	はい いいえ 届出日: 変更届	
	・使用届出・氏名変更届・ 使用廃止届: 事由発生から30日以内	法11	・前回のチェック以後、氏名等変更・使用廃止 がありましたか？ 該当項目を 代表者の氏名 工場・事業場の名称・所在地 ばい煙発生施設の使用廃止	生産技術 担当	はい いいえ 届出日: 変更届	
滋賀地区	・ばい煙発生施設実施の 制限	法10	・施設の設置、構造変更届出受理日から60日経過 前の届出に係る行為の実施の禁止を順守して いますか？	生産技術 担当	有 無	
滋賀地区	・ばい煙の測定義務	法16則15	・ばい煙の発生施設の測定項目・測定頻度… …測定・記録を行っていますか？	生産技術 人事総務	はい いいえ	
滋賀県条例 東近江市 条例	施設の 種類	硫酸酸化物 排出量	硫酸酸化物 総量規制地 域内の特定 工場	窒素酸化物 総量規制地 域内の特定 工場	ばいじん	測定日: 測定結果 硫酸酸化物(SOX) <g/mN 窒素酸化物(NOx) <ppm ばいじん
	その他の 全ての 施設	10mN 以上	4万以上 4万未満	常時 2ヶ月に 1回以上	常時 2ヶ月に 1回以上 年2回以上	2ヶ月に 1回以上 年2回以上

## 4 大気汚染防止法「順守評価シート」

対象: 栗野・笠寺・名古屋・滋賀

法規名	要求事項(順守事項)		条項	適用条件			被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス	
	その他の 全ての 施設	10mN 未満		4万以上  4万未満	常時	2ヶ月に 1回以上			2ヶ月に 1回以上
4. 大気汚染防止法							年2回以上		
	・記録の保管	法16 則15		・ばい煙発生施設のばい煙量、ばい煙濃度の測定記録を3年間保管していますか？			生産技術 人事総務	はい いいえ 管理台帳	
	・ばい煙量の測定義務(名古屋・笠寺)	県条例23 則21 市条21		・ばい煙の測定頻度は、ばい煙に係る全施設(ばい煙発生施設の区分関係なく)年2回以上実施していますか？			名古屋・笠 寺 生産技 術 人事	はい いいえ 測定日: 測定結果:	
4. 大気汚染防止法	・事故時の措置		法17	・ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出された時は応急措置を講じ、知事へ報告していますか？			生産技術 担当	はい いいえ 報告書	
			東近江市 条例49	・ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出された時は応急措置を講じ、市長へ報告していますか？				はい いいえ 報告書	
施行令 施行規則	・揮発性有機化合物排出施設設置・変更の届出設置届出及び変更届出: 着手60日前		法17の5 則9の2	・前回のチェック以降、揮発性有機化合物排出施設を新規に設置しましたか？			生産技術 担当	はい いいえ 届出日: 届出書	
栗野地区 神奈川県 生活条例			法17の7	・前回のチェック以後、特定施設設置の使用・変更がありましたか？ 該当項目を 排出施設の構造 排出施設使用方法 VOCの処理方法				はい いいえ 届出日: 変更届	
名古屋地区 愛知県条例 名古屋 市条例 東浦町 条例	使用届出・氏名変更届・ 使用廃止届: 事由発生から30日以内		法17の6 法17の13	・前回のチェック以後、氏名変更・使用廃止がありましたか？ 該当項目を 代表者の氏名 工場・事業場の名称・所在地 施設使用廃止			生産技術 担当	はい いいえ 届出日: 届出書	
滋賀地区 滋賀県条例 東近江市 条例	・経過措置		法17の6	・既存施設がVOC排出施設となった場合、30日以内に知事へ届出をしていますか？				有 無 届出日:	
	・実施の制限		法17の9	・各種届出の受理日から60日後でなければ施設設置等をしてはならないことを順守していますか？				有 無	
	・濃度の測定義務		法17の12 則15の3	・VOC排出者は温度を測定していますか？ (原則年1回以上)			生産技術 人事総務	はい いいえ 測定日: 測定結果:	
	・記録の保管			・測定記録を3年間保管していますか？				はい いいえ 管理台帳	
栗野 神奈川県 生活条例	・排出基準の順守		県生活条例 2、27	・ばい煙指定物質(Cd,Cl,HCl、フッ素鉛及びその化合物窒素酸化物等)を使用しているか ・ばい煙の測定と記録があるか			栗野 人事・総務G	はい いいえ 測定記録:	
アスベスト関係	特定粉じん発生施設 (アスベスト) 排出等作業		法2の12 令3の3~4	・次の特定建築材料を使用する建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を行いましたか？ 該当項目を 【特定工事】 吹付け石綿 石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材			生技 人事総務	はい いいえ	
解体工事を始める前に	特定粉じん発生施設 届出		法18の15 則16の15	・特定工事(特定粉じん施設排出等作業を伴う建設工事)の発注者は、実施の14日前までに知事へ届出を提出していますか？				はい いいえ 届出日: 届出書	
アスベスト対策Q&A	解体工事の発注者の義務		法18の17	・特定工事の発注者は、工事前に工事施行者から、事前調査結果につき、書面による説明と交付を受けていますか？				はい いいえ 調査報告書	
環境法規制に対する順守状況の総合評価 *各エビデンスにて確認願います									
総合評価(いずれかに 印を記入)			特記事項				部門長		
法律等が守られている									
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)									

目次へ

# 自動車NOx・PM法

(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する)

## 1 適用要否の確認

### (確認 1: 対策地域内で自動車を保有していますか?)

**対策地域内で自動車を保有している 適用を受ける 2A(P83)の順守が必要!**  
**対策地域内で自動車を保有していない 適用を受けない**

#### 【対策地域とは】(法第6条第1項、第8条第1項、令第1条別表第1)

対策地域とは、自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法による措置のみでは環境基本法の大気環境基準の確保が困難であると認める地域として政令で定める地域をいい、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県の8都府県の大部分が該当する。

#### 【対象自動車とは】(法第33条、令第8条、法第12条、令第4条、則第3条)

対象自動車とは、その運行に伴って排出される窒素酸化物や粒子状物質が対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定めるものをいい、普通貨物自動車、大型バス、マイクロバス、乗用自動車、特殊自動車であって、対策地域内に使用の本拠の位置を有するもの。

[チェック  
へ戻る](#)

### (確認 2: 周辺地域内自動車を使用する事業者ですか?)

**対策地域内で自動車を保有している 適用を受ける 2B(P83)の順守が必要!**  
**対策地域内で自動車を保有していない 適用を受けない**

#### 【周辺地域とは】(法第36条)

周辺地域とは、対策地域の周辺の地域であって、その地域内に使用の本拠の位置を有する自動車が、指定地域内において相当程度運行されていると認められる地域として主務省令で定める地域をいう。

#### 【指定地域とは】(法第36条)

指定地域とは、重点対策地区のうち対策地域外に使用の本拠を有する自動車による大気の汚染防止を図るための対策を推進することが必要と認められる地区として都道府県知事の申し出に基づいて環境大臣が指定する地区をいう。

#### 【周辺地域内自動車使用事業者とは】

(法第36条、令第9条、運行回数を定める命令第3条)

周辺地域内自動車使用事業者とは、対策地域の周辺市域内に使用の本拠の位置を有する周辺地域内自動車を使用する事業者が、一の都道府県の区域内に使用の本拠の位置を有するものを30台以上有し、かつ対策地域内の指定地区内において運行する回数が年300回以上である事業者をいう。

[チェック  
へ戻る](#)

### (確認 3: 重点対策地域内で特定建物の新築等を行いますか?)

**重点対策地域内で特定建物の新築等を行う 適用を受ける 2C(P83)の順守要!**  
**重点対策地域内で特定建物の新築等を行わない 適用を受けない**

#### 【特定建物とは】(法第20条、令第6条)

特定建物とは、対策地域内の他の地区に比較して、大気の汚染が特に著しい地区であって、その地区の実情に応じた大気の汚染の防止を図るための対策を計画的に実施することが特に必要であると認める地区として都道府県知事が指定する地区をいう。

#### 【重点対策地区とは】(法第15条、第17条)

重点対策地区とは、対策地域内の他の地区に比較して、大気の汚染が特に著しい地区であって、その地区の実情に応じた大気の汚染の防止を図るための対策を計画的に実施することが特に必要であると認める地区として都道府県知事が指定する地区をいう。

## 2 順守内容



## 事業者の責務(法第4条)

事業者は、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物の排出の抑制のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自動車排出窒素酸化物等による大気の汚染防止に関する施策に協力しなければならない。

自動車の製造又は販売を業とする者は、その自動車の製造等に際して、その製造等に係る自動車を使用されることにより排出される自動車排出窒素酸化物等による大気の汚染の防止に資するよう努めなければならない。

### 2A 対策地域内にて対象自動車を有する事業者

#### (1) 窒素酸化物排出基準等(法第12条、則第4条別表第1、第2、第3、第4)

環境大臣は、窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準(文献1、P95表2)を定める。事業者は、排出基準に適合しない自動車を使用してはならない。

[チェック  
へ戻る](#)

#### (2) 特定事業者の計画の作成と報告(法第33条、第34条)

特定事業者は、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために取組む措置の実施に関する計画を作成し都道府県知事に提出し、毎年その措置の実施の状況に関し都道府県知事に報告しなければならない。

#### 【特定事業者とは】(法第33条、令第8条)

特定事業者とは、一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有する対象自動車を30台以上使用する事業者をいう。

### 2B 周辺地域内自動車使用事業者

#### (1) 計画の作成と報告(法第36条、第37条)

事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために取組む措置であって、指定地域内において運行される周辺地域内自動車に係るものの実施に関する計画を作成して都道府県知事に提出し毎年その措置の実施の状況に関し都道府県知事に報告しなければならない。

[水濁法  
チェック  
へ戻る](#)

#### (2) 勧告及び公表(法第39条)

都道府県知事は、周辺地域内事業者の事業活動に伴うその指定地区における周辺地域内自動車に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制が判断基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、その判断の根拠を示して必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

### 2C 重点対策地区内での特定建築新設等実施者

#### (1) 新設等の届出(法第20条)

窒素酸化物重点対策地区内又は粒子状物質重点対策地区内において、自動車の交通需要を生じさせる程度の大きい特定用途に供する部分のある建物で、特定用途に供する部分の延べ面積が、その重点対策地区内の道路及び自動車交通の状況を勘案して都道府県条例で定める規模以上のものの新築等をする者は、所定事項を都道府県知事に届出なければならない。

## 3 留意事項

#### (1) 総量削減基本方針(法第6条、第8条)

国は、自動車の交通が集中している地域で大気汚染防止法の規制のみによっては二酸化炭素に係る大気環境基準の確保が困難である地域について自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針を定めるものとする。

国は、自動車の交通が集中している地域で大気汚染防止法及びスパイクタイヤ粉塵防止法の規制のみによっては浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の確保が困難である地域について自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針を定めるものとする。

#### (2) 総量削減計画(法第7条、第9条、令第2条、第3条)

都道府県知事は、窒素酸化物対策地域にあっては、窒素酸化物総量削減基本方針に基づきその窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関し実施すべき施策に関する計画を定めなければならない。

都道府県知事は、粒子状物質対策地域にあっては、粒子状物質総量削減基本方針に基づき、その粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減に関し実施すべき施策に関する計画を定めなければならない。

[目次へ](#)

#### 4 自動車NOx・PM法 「順守評価シート」

対象: 秦野・名古屋・笠寺・(滋賀)

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
20. 自動車NOx・PM法  施行令 施行規則  自動車NOx・PM法の 車種規制 について 名古屋: 貨物自動車 等の車種規制 非適合車の 使用抑制等 に関する 要綱	・規制対象等 窒素酸化物対策地域 粒子状物質対策地域	法6,8 令別表1	・窒素酸化物対策地域・粒子状物質対策地域に 該当しますか 埼玉・千葉・・・文献1P100	業務・受入 人事・総務	する しない
	・法適用条件	令4 則3,4	・対策地域内に本拠地をおく対象自動車(車種規制) ・周辺地域内自動車を使用した貨物の運送を継続し て行わせる荷主(努力義務) 普通貨物自動車、大型バス(30人以上)、マイクロ バス(11人以上30人未満)、特殊自動車		ある ない はい いいえ
	・経過措置	法13 令5 令別表2	・自動車車検証の制度を通じて、自動車NOx・PM法 の規制適合車の確認		している していない していない場合は改善 指導:
	・荷主の義務(指導)	ISO 14001  事業者 の努力 法40	・産廃収集運搬業者・納入業者・宅配業者等の使用 車両が適合車であるかの確認・指導をしていますか? ・周辺地域内自動車を使用した貨物の運送を 継続して行わせる荷主(努力義務) 努力義務を 確認していますか? 対象: 仕入先納入車両・製品納入車両		している していない していない場合は改善 指導:  はい いいえ
	・運送委託、物品購入の 相手への要請	要綱6	・産廃収集運搬業者・輸送業者・宅配業者等の使用 車両が適合車かの確認・指導をしていますか? ・上記の確認結果を知事に報告していますか(措置 報告書) 毎年6月30日までに	名古屋 業務	している していない している していない 報告日: 措置報告書

環境法規制に対する順守状況の総合評価 \*各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに 印を記入)	特記事項	部門長
法律等が守られている		
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)		

[目次へ](#)

# 水質汚濁防止法

## 1 適用要否の確認

### (確認 1: 特定施設を設置し公共用水域に水を排出していますか?)

**特定施設を設置し公共用水域に水を排出している 適用を受ける 2A(P87) 順守要!**  
**特定施設を設置してなく公共用水域に水を排出していない 適用を受けない**

#### 【特定施設とは】(法第2条、令第2条、令第1条別表第1)

特定施設とは、有害物質を含む汚水又は廃液又は生活環境に被害を生じるおそれのある程度の汚水又は廃液を排出する施設をいう。特定施設を設置する被工場又は事業場を特定事業場という。

有害物質使用特定施設とは、人の健康に係る被害を生じるおそれがある有害物質を製造し使用し又は処理する特定施設をいう(法第2条第2項第1号、令第2条、法第2条第7項)。

#### 【表】 有害物質

カドミウム及びその化合物 シアン化合物 有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る) 鉛及びその化合物 六価クロム化合物 砒素及びその化合物 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 ポリ塩化ビフェニル トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエチレン ⑰1,2-トリクロロエタン ⑱1,3-ジクロロプロペン ⑲チウラム ⑳シマジン ㉑チオペンカルブ ㉒ベンゼン ㉓セレン及びその化合物 ㉔ほう素及びその化合物 ㉕ふっ素及びその化合物 ㉖アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ㉗塩化ビニルモノマー ㉘1,4-ジオキサン

#### 【公共用水域とは】(法第2条)

公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、公共溝渠(こうきょ)、灌漑用水路、その他公共用水路のことである。ただし、公共用下水道や流域下水道は下水道法の適用を受けるため、水質汚濁防止法の適用は受けない。

#### 【汚水等、排出水とは】(法第2条)

汚水等とは、特定施設から排出される汚水又は廃液のことである。

排出水とは、特定事業場から公共用水域に排出される水のことである。

チェック  
へ戻る

### (確認 2: 指定施設を設置していますか?)

**指定施設を設置している 適用を受ける 2B(P88)の順守が必要!**  
**指定施設を設置していない 適用を受けない**

#### 【指定施設とは】(法第2条、令第3条の3)

指定施設とは、有害物質を貯蔵し若しくは使用し又は有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質として政令で定める指定物質(下表)を製造し貯蔵し使用し若しくは処理する施設をいう。指定施設を設置する工場又は事業場を指定事業場という。

有害物質貯蔵施設とは、人の健康に係る被害を生ずるおそれのある有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設をいう(法第2条第2項第1号、令第2条、令第4条の4)。

チェック  
へ戻る

#### 【表】 指定物質

1. ホルムアルデヒド  
3. ヒドロキシルアミン  
5. 塩化水素  
7. アクリロニトリル  
9. アクリルアミド  
11. 次亜塩素酸ナトリウム  
13. 酢酸エチル  
15. 硫酸

2. ヒドラジン  
4. 過酸化水素  
6. 水酸化ナトリウム  
8. 水酸化カリウム  
10. アクリル酸  
12. 二硫化炭素  
14. メチル - タ - シャリ - プチルエーテル(別名MTBE)

16. ホスゲン  
 18. クロルスルホン酸  
 20. クロロホルム  
 22. クロロピクリン  
 24. ジメチルエチルスルフィニルイソ  
 プロピルチオホスフェイト(別名オキ  
 シデプロホス又はESP)  
 27. スチレン  
 29. パラ-ジクロロベンゼン  
 31. 3,5 - ジクロロ - N - (1,1 - ジメチ  
 ル - 2 - プロピニル)ベンズアミド  
 (別名プロピザミド)  
 33. チオリン酸O,O-ジメチル - O -  
 (3 - メチル - 4 - ニトロフェニル)  
 (別名フェントロチオン又はMEP)  
 35. 1,3 - ジチオラン - 2 - イリデンマ  
 ロン酸ジイソプロピル(別名イソプロ  
 チオラン)  
 37. チオリン酸O,O - ジエチル - O -  
 (5 - フェニル - 3 - イソオキサゾリル  
 (別名イソキサチオン)  
 39. チオリン酸O,O - ジエチル - O -  
 (3,5,6 - トリクロロ - 2 - ピリジル)  
 (別名クロルピリホス)  
 42. 1,2,4,5,6,7,8,8 - オクタクロロ - 2,  
 3,3a,4,7,7a - ヘキサヒドロ - 4,7 -  
 メタノ - 1H - インデン(別名クロルデ  
 ン)  
 43. 臭素  
 45. ニッケル及びその化合物  
 47. アンチモン及びその化合物  
 49. 臭素酸及びその化合物  
 51. マンガン及びその化合物  
 52. 鉄及びその化合物  
 54. 亜鉛及びその化合物  
 56. 1,3,5,7 - テトラアザトリシクロ  
 [3.3.1.1<sup>3,7</sup>]デカン(別名ヘキサメチ  
 レンテトラミン)

17. 1,2-ジクロロプロパン  
 19. 塩化チオニル  
 21. 硫酸ジメチル  
 23. リン酸ジメチル = 2,2-ジクロロビニ  
 ル(別名ジクロロボス又はDDVP)  
 25. トルエン  
 26. エピクロロヒドリン  
 28. キシレン  
 30. N - メチルカルバミン酸2 - セカン  
 ダリ - プチルフェニル(別名フェノ  
 カルプ又はBPMC)  
 32. テトラクロロイソフタロニトリル  
 (別名クロロタロニル又はTPN)  
 34. チオリン酸S - ベンジル - O,O -  
 ジイソプロピル(別名イプロベンホ  
 ス又はIBP)  
 36. チオリン酸O,O - ジエチル - O -  
 (2 - イソプロピル - 6 - メチル - 4 -  
 ピリジニル(別名ダイアジノン)  
 38. 4 - ニトロフェニル - 2,4,6 - トリ  
 クロロフェニルエーテル(別名クロル  
 ニトロフェン又はCNP)  
 40. フタル酸ビス(2 - エチルヘキセル)  
 41. エチル = (Z) - 3 - [N - ベンジル  
 - N - [[メチル(1 - メチルチオエチリ  
 デンアミノオキシカルボニル)アミノ]  
 チオ]アミノ]プロピオナート(別名アラ  
 ニカルプ)  
 44. アルミニウム及びその化合物  
 46. モリブデン及びその化合物  
 48. 塩素酸及びその化合物  
 50. クロム及びその化合物(六価ク  
 ロム化合物を除く)  
 53. 銅及びその化合物  
 55. フェノール類及びその化合物

[チェック  
へ戻る](#)

### (確認 3: 貯油施設を設置していますか?)

**貯油施設を設置している 適用を受ける 2C(P88)の順守が必要!**  
 貯油施設を設置していない 適用を受けない

#### 【貯油施設とは】(法第2条、令第3条の3、第3条の4)

貯油施設等とは、重油その他の政令で定める油を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定める施設をいう。貯油施設等を設置する工場又は事業場を貯油事業場という。

[チェック  
へ戻る](#)

## 2 順守内容

### 事業者の責務(法第14条の4)

事業者は、排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排水又は地下への浸透の状況を把握するとともに、その汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない。



## 2A 特定事業場

### (1) 特定施設の設置及び廃止の届出(法第5条、7条、9条、10条、則第3条)

特定施設を設置しようとするときは、事業場の名称、所在地、施設の種類・構造等所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。また内容等に変更があった場合や当該施設の廃止をした場合にも都道府県知事に届出なければならない。

工場若しくは事業場において、有害物質使用特定施設を設置しようとする者は、所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック](#)  
へ戻る

### (2) 排出水の排出制限(法第12条)

特定事業場から排出水を排出する者は、その汚染状態がその特定事業場の排出口において排出基準に適合しない排出水を排出してはならない。

一般基準は、排出水の汚染状態について定め、有害物質による汚染状態にあつては排出口に含まれる有害物質の量について有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては化学的酸素要求量その他の水の汚染状態を示す項目ごとに定める許容限度(法第3条、排水基準を定める省令第1条別表第1及び別表第2)。

★許容限度別表第1のトリクロロエチレン許容限度が平成27年9月に0.3mg/ℓから0.1mg/ℓに改正された。

上乘せ基準は、都道府県知事はその区域に属する公共用水域のうちに省令で定める排出基準によっては人の健康を保護し又は生活環境を保全することが十分でない区域があるときは、その区域の範囲を明らかにし政令で定める基準に従い条例で政令で定める排出基準に代えて適用すべき厳しい許容限度を定めることができる(法第3条、令第4条)

横出し基準は、都道府県知事は一般基準以外の項目及び特定施設以外の事業場について条例で許容限度を定めることができる(法第29条)。

総量規制基準は、都道府県知事が指定地域内の指定地域内事業場から排出される排出水の化学的酸素要求量及び窒素又はりん化合物の含有量の環境負荷量の項目について定める(法第4条の2、令第4条の2、法第4条の3、4、5)

[チェック](#)  
へ戻る

### (3) 特定地下浸透水の浸透制限(法第12条の3)

有害物質使用特定施設を設定する特定事業場から排出水を排出する者は、有害物質を含む特定地下浸透水を浸透させてはならない。

[チェック](#)  
へ戻る

### (4) 構造基準等の遵守(法第12条の4、則第8条の2～第8条の5)

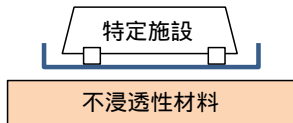
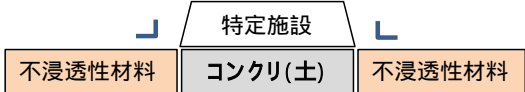
有害物質使用特定施設を設置している者は、その有害物質使用特定施設について有害物質を含む水の地下への浸透防止のための構造や設備及び使用の方法に関する基準を遵守しなければならない。

[チェック](#)  
へ戻る

### (5) 施設の定期点検(法第14条、則第9条の2の3)

有害物質使用特定施設を設置している者は、その有害物質使用特定施設について定期(文献1、P124)に点検し、その結果を記録し保存しなければならない。

水濁法 A B 基準対比表

	A 基準 新設・移設の施設に適用	B 基準 既存の施設に適用
構造	床全面を不浸透性材料で被膜 防液堤等による流出防止  	施設直下を除き不浸透性材料で被膜 施設本体からの漏洩を確認出来る措置 防液堤等による流出防止  
点検頻度	1回/年	1回/月
配管	床面から離れて設置され、目視確認が容易である事	目視による確認が出来る事
点検頻度	1回/年	1回/6ヵ月
地下配管・排水溝	地下浸透防止に必要な強度を有し、容易に劣化する恐れのない物(不浸透性材料等で作られている)	地下浸透の有無を確認出来る措置をする事 ・不浸透性材料での被膜 ・漏洩が確認出来る仕組みがある事 排水溝の異常の有無 1回/6ヵ月 ・湛水試験、ファイバースコープ等による目視確認の実施 地下浸透の有無 1回/月
点検頻度	1回/年	

\* 建屋・施設等、構造上で対応する基準

\* 仕組み(監視・測定等)で対応する基準

[チェック](#)  
へ戻る

**(6) 排水水汚染状態の測定及び記録(法第14条、則第9条、第9条の2、法第33条)**

特定施設から排水水を公共用水域に排出する者又は特定地下浸透水を地下に浸透させる者は、その排水水や特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し保存しなければならない。

この規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし又は記録を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処する。

総量規制基準適用の指定地域内事業場の場合には、排水水の汚濁負荷量の測定や記録及び測定手法の都道府県知事への届出が必要である。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(7) 事故時の措置(法第14条の2)**

特定施設を設置する工場又は事業場の設置者は、その特定事業場において特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくは排出基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され又は有害物質を含む水が地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは排出基準に適合しないおそれのある水の排出又は地下浸透の防止のための応急処置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届出なければならない。

**(8) 地下水浄化措置命令(法第14条の3、則第9条の3)**

特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ又は生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事はその被害を防止するため必要な限度で、その特定事業場の設置者に対し相当の期限を定めて地下水の水質の浄化のための措置を講ずることを命ずることができる。

**(9) 公害防止管理者の選任(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)**

一定の要件の下に、公害防止管理者を選任する必要がある。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**2B 指定事業場**

**(1) 指定施設設置の届出(法第5条、則第3条)**

工場若しくは事業場において、有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者は、所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(2) 構造基準等の遵守(法第12条の4、則第8条の2～第8条の5、第8条の6)**

有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、その有害物質貯蔵指定施設について有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造や設置及び使用の方法に関する基準を遵守しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(3) 施設の定期点検(法第14条、則第9条の2の3)**

有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、その有害物質貯蔵指定施設について定期点検し、その結果を記録し保存しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(4) 事故時の措置(法第14条の2)**

指定施設を設置する工場又は事業場の設置者は、その指定事業場において指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出され又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は地下浸透防止のための応急の処置を講ずるとともに速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届出なければならない。

浄槽法  
[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(5) 地下水浄化措置命令(法第14条の3、則第9条の3)**

指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事はその被害を防止するため必要な限度で、その指定事業場の設置者に対し、相当の期限を定めて地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。

**2C 貯油事業場**

**(1) 事故の措置(法第14条の2)**

貯油施設を設置する工場又は事業場の設置者は、その貯油事業場において貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が公共用水域に排出され又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出

又は浸透の防止のための応急の処置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届出なければならない。

### 3 留意事項

#### (1)生活排水対策の推進(法第14条の4～第14条の10)

生活排水対策を推進するため行政や国民は責務を負う。都道府県知事は水質汚濁を防止するために必要と認められた場合は生活排水対策重点地域を指定する。市町村は生活排水対策重点地域における生活排水対策推進計画を定める。

#### (2)損害賠償(法第19条～第20条の5)

有害物質の排出又は地下浸透により人の生命や健康に害を与えた場合は、無過失だっても損害賠償の責任を負う。特定施設からの排出、公共用水域への排出に限定せず、事業場からの排出全てが対象である。

#### (3)罰則(法第30条～第35条)

排出基準違反には、直ちに場則が適用される。ただし、総量規制違反と地下浸透禁止違反は直罰制ではない。

[目次へ](#)

### 4 水質汚濁防止法「順守評価シート」

対象: 秦野

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
5. 水質汚濁防止法  施行令 施行規則 排出基準を定める省令 水質汚濁防止法の体系	特定施設の有無	法2 令2 別表1 特定施設一覧	以下に該当する施設等がありますか? (該当項目を ^) 公共用水域に水を排水する事業場で、表1に該当する施設 有害物質(表2)を含む排水(表3-1) 生活環境に係る被害を生じるCOD他の汚染水	生産技術 人事・総務 担当	はい いいえ 特定施設一覧表
	指定施設の有無	法2 令2 別表2 有害物質一覧	有害物質(別表2)を貯蔵・使用する施設はありますか?	生産技術 人事・総務 担当	はい いいえ 指定施設一覧表
		法2 令3の3 別表4 指定物質	指定物質(別表4)を貯蔵・使用・処理する施設はありますか?	生産技術 人事・総務 担当	はい いいえ 指定施設一覧表
	貯油施設等の有無	法2 令3の4、3の5	以下に該当する施設等がありますか? (該当項目を ^) 重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油を貯蔵する施設 油水分離施設		はい いいえ 貯蔵施設一覧表
	構造基準等の遵守 (有害物質使用特定施設、貯蔵指定施設)	法12	有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設が有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守していますか? [表5] 有害物質使用特定施設に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法	生産技術 人事・総務 担当	はい いいえ 届出書の添付資料
	定期点検 (有害物質使用特定施設、貯蔵指定施設)	法14	有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の設置者は定期点検結果を記録、保管保存していますか? (3年間保存)		はい いいえ 定期点検記録
	特定施設	法2 (1)(2) 令2・3・3の2 令・別表1参照	以下のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設がありますか? (該当項目を ^) 有害物質を含む排水 生活環境に係る被害を生じるCOD他の汚染水 指定地域特定施設(201人以上500人以下のし尿浄化槽)	生産技術 人事・総務 担当	はい いいえ 特定施設一覧表
	特定施設の設置・変更・廃止等の届出	法5 1項	特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を着工予定日の60日前までに都道府県知事に届出していますか? (該当項目を ^) 氏名、名称、住所、法人代表者氏名 工場/事業場名称、所在地 種類 構造 設備 使用方法 処理方法 汚染状態、量 その他環境省令で定める事項	生産技術 人事・総務 担当	はい いいえ 届出日: 届出書類
法5 3項		有害物質貯蔵指定施設(指定施設(有害物質を貯蔵するものに限る)であって当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ)を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を着工予定日の60日前までに都道府県知事に届出していますか?(該当項目を ^) 氏名、名称、住所、法人代表者氏名 工場/事業場名称、所在地 構造 設備 使用方法 処理方法 その他環境省令で定める事項	生産技術 人事・総務 担当	はい いいえ 届出日: 届出書類	



水質汚濁防止法『順守評価シート』

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
5.水質汚濁防止法  施行令 施行規則  排出基準を定める省令	・経過措置	法6	・既存施設が特定施設となった場合は30日以内に都道府県知事に届けていますか？	人事・総務担当	はい いいえ 届出日: 届出書類
	・特定施設等の構造等の変更の届出  着工予定日60日前	法7	・前回のチェック以降、特定施設、有害物質貯蔵指定施設の下記6項目に対して変更を行い、都道府県知事に届出しましたか？ 該当項目を 施設の構造 施設の設備 施設の使用法 汚水等の処理方法 排出水の汚染状態および量 その他環境省令で定める事項		はい いいえ 届出日: 届出書類
	・氏名変更等・使用廃止届出  事由発生から30日以内	法10	・前回のチェック以降、特定施設、有害物質貯蔵指定施設の下記4項目に対して変更を行い、都道府県知事に届出しましたか？ 該当項目を 氏名、名称、住所、法人代表者氏名 工場/事業場名称、所在地 特定施設の種類の使用廃止		はい いいえ 届出日: 届出書類
	・事業者の主な順守事項 構造基準等の順守	法12の4 規則第8の2~7	・有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造・処置に関する基準として、環境省令で定める基準を順守していますか？ (該当項目を へ) 適用範囲: 施設の設置場所の床面、周囲 設置本体(地下貯蔵本体は除く) 施設本体の付帯する配管等(地下設備) トレンチ構造(地下設置)/地下埋設 施設本体に付帯する排水溝等) 地下貯蔵施設 施設の係る使用方法	生産部 生技G担当	はい いいえ
					・有害物質を使用する施設本体からの漏洩検知設備等の設置、その他漏洩を確認出来る構造になっているか
		・事業者の主な順守事項 定期点検 【表5】有害物質使用特定施設に係る構造等に関する基準及び定期点検の方	法14	・上記について定期点検を以下に従って行って記録の保管・保存をしていますか？ A基準: 1回/年 B基準: 1回/1か月 or 1回/6か月 (施設により異なる)	人事・総務担当
	・事故時の措置	法14の2	・前回チェック以後、排水に関する事故等がありましたか？  有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、その事故の状況および講じた措置の概要を知事に届出していますか？	人事・総務担当	あり なし 発生日: 年 月 日 届出書類 はい いいえ 届出日: 届出書類
秦野 ----- 神奈川県生活条例 ----- 秦野市地下水保全条例 施工規則	・事業者の主な順守事項 排水等の測定	法14 ~ 則9、 9の2 県 生活条例規 則33、37 別表9、10	・上場排水濃度の測定をしていますか？ *届出義務なし 3項目 2回/年 対象物質 排出基準 PH 5.8~8.6 BOD < 25mg/L (県条例による上乗せ規則) COD < 25mg/L (県条例による上乗せ規則) SS < 70mg/L (県条例による上乗せ規則) 亜鉛及びその他の化合物 < 1.0mg/L (県条例による上乗せ規則) 銅及びその他の化合物 < 1.0mg/L (県条例による上乗せ規則) マンガン及びその他の化合物 < 1.0mg/L (県条例による上乗せ規則) 鉄及びその他の化合物 < 1.0mg/L (県条例による上乗せ規則) 窒素含有量 < 100mg/L (県条例による上乗せ規則)	秦野 人事・総務 担当	はい いいえ  対象物質 PH BOD COD SS 亜鉛 銅 マンガン 鉄 窒素 測定記録
	・事業者の主な順守事項 定期点検	法14	・上記について定期点検を実施していますか？	人事・総務担当	はい いいえ 定期点検記録
	・記録の保管	法14	・排水の汚濁負荷量の測定結果は、保存されていますか(排水口毎) 3年間保存	人事・総務担当	はい いいえ (3年間) 測定記録台帳
	・事故、異常発生状況 処置対策の手順		・事故、異常発生時等に関する手順書はありますか？	秦野生技 担当	ある ない 手順書No.:
・事故、異常発生時等に関する記録はありますか？			秦野 日常 生技G 外部調査 人事・総務	ある ない 管理台帳No.:	



水質汚濁防止法 『順守評価シート』

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
秦野 ----- 神奈川県生活条例 ----- 秦野市地下水保全条例 施工規則	・県の排水指定物質	県条例28 県規則33	・排水指定物質(鉛、クロム、ふっ素、銅、亜鉛等とその化合物等)を使っていますか？	人事・総務 担当	はい いいえ
		県条例31 県規則37	・排水の測定(毎月)とその記録はありますか？ (3年間保存されていますか)		はい いいえ *測定記録( ):
		県条例2 (2)(3)(4)	・条例で指定する対象物質を使用する使用事業所ですか？  (1)トリクロロエチレン (2)テトラクロロエチレン (3)1,1,1-トリクロロエタン (4)四塩化炭素 (5)1,1,2-トリクロロエタン (6)1,2-ジクロロエタン (7)1,1-ジクロロエチレン (8)シス-1,2-ジクロロエチレン (9)ジクロロメタン (10)ベンゼン (11)クロロホルム		はい いいえ
		県条例7	・使用事業所の設置届を提出していますか？		はい いいえ 届出日: 年 月 日 設置届
		県条例 附則8	・この条例の施行(H12.4.1)の際、現に井戸を設置していた場合、市長に届けを出していますか？		はい いいえ 届出日: 年 月 日 届出書類
		県条例39	・この条例施工(H12.4.1)後、新たに井戸を設置していますか？		はい いいえ 設置日: 年 月 日
		県条例40	・井戸を設置していた場合、市長の許可を受けて届出をしていますか？		はい いいえ 届出日: 年 月 日 届出書類
		県条例70	・井戸設置者は、定期的に水質検査を行っていますか？		はい いいえ 検査日: 年 月 日 検査結果
滋賀製作所 ----- 滋賀県公害防止条例 ----- 公害防止条例施行規則 ----- 東近江市条例 ----- 東近江市条例施行規則	特定施設の構造等の届出	滋賀県条例 21の2,3	有害物質使用特定施設、有害物貯蔵指定施設の届出をしていますか？(地下浸透するおそれがある) 該当項目を 氏名,名称,住所,法人代表者氏名 工場等名称,所在地 有害物質使用特定施設種類 有害物質使用特定施設の構造 有害物質使用特定施設使用方法 汚水等の処理の方法 その他規則で定める事項	人事・総務 担当	届出 有 届出 無  届出日: 年 月 日 特定施設の変更届出書
特定施設の構造等の変更の届出 氏名の変更等の届出	滋賀県条例 23,26条 東近江市条例 22,25条	特定施設の構造等の変更を知事に届出していますか？(市条例により市長に届出) 該当項目を 氏名,名称,住所,法人代表者氏名 工場等名称,所在地 特定施設種類 特定施設の構造 特定施設設備 特定施設使用方法 特定施設排出汚泥,廃液処理方法 排出水汚染状態,量 その他規則で定める事項	変更有 変更無  届出日: 年 月 日 変更時の届出書		
点検義務	滋賀県条例 施行規則3 条 滋賀 県条例53条 法14	滋賀県公害防止条例施行規則別表第1(3条関係)特定施設がありますか？ 有害物質使用特定施設、有害物貯蔵指定施設を設置している者は、定期に点検し、その結果の記録を保存していますか？	有 無  はい いいえ 点検日: 点検結果		
事故時の措置	法14の2 滋賀県条例 29条の6	*有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、その事故の状況および講じた措置の概要を知事に届出していますか？	有 無 届出日: 年 月 日 点検結果		

環境法規制に対する順守状況の総合評価 \*各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに 印を記入)

特記事項

部門長

法律等が守られている

法律等が守られていない  
(不順守項目の改善が必要)

目次へ

# 浄化槽法

## 1 適用要否の確認

### (確認 1: 浄化槽を設置していますか?)

浄化槽を設置している 適用を受ける 2A(P92)の順守が必要！  
浄化槽を設置していない 適用を受けない

#### 【浄化槽とは】(法第2条)

浄化槽とは、便所と連結して、し尿及びこれと併せて雑排水を処理し、終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設をいう。

[チェック  
へ戻る](#)

### (確認 2: 浄化槽製造業者ですか?)

浄化槽製造業者である 適用を受ける 2B(P93)の順守が必要！  
浄化槽製造業者でない 適用を受けない

### (確認 3: 浄化槽工事業者ですか?)

浄化槽工事業者である 適用を受ける 2C(P93)の順守が必要！  
浄化槽工事業者でない 適用を受けない

### (確認 4: 浄化槽清掃業者ですか?)

浄化槽清掃業者である 適用を受ける 2D(P93)の順守が必要！  
浄化槽清掃業者でない 適用を受けない

### (確認 5: 浄化槽保守点検業者ですか?)

浄化槽清掃業者である 適用を受ける 2E(P93)の順守が必要！  
浄化槽清掃業者でない 適用を受けない

## 2 順守内容

[目次](#)

### 2A 浄化槽設置者

#### (1) 浄化槽設置の届出(法第5条)

浄化槽を設置し又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者は、都道府県知事及びその都道府県知事を経由して特定行政庁に届けなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

#### (2) 浄化槽工事の施行(法第6条)

浄化槽工事は、浄化槽工事の技術上の基準に従って行わなければならない。

#### (3) 使用準則の順守(法第3条、則第1条)

浄化槽を使用する者は、浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

#### (4) 保守点検及び清掃(法第8条、第9条、第10条、第10条の2、第11条の2、 則第2条、第3条、第8条の2)

浄化槽管理者は、毎年1回浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。その場合保守点検又は清掃の記録を作成し3年間保存しなければならない。

浄化槽管理者は、浄化槽の使用の開始の日から30日以内に所定の事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

浄化槽管理者は、その浄化槽の使用を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

#### (5) 水質検査(法第7条、第11条、則第4条、第9条)

浄化槽管理者は、新たに設置され又はその構造若しくは規制の変更をした浄化槽については使用開始後3月を経過した日から5月間に指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

浄化槽管理者は、毎年1回指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

**(6) 浄化槽管理者等変更の報告(法第10条の2、則第8条の2)**

浄化槽管理者は、浄化槽管理者及び処理対象人員501人以上の規模の場合に設置した技術管理者の変更があったときは、変更の日から30日以内に所定の事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

[下水道法  
チェック  
へ戻る](#)

**2B 浄化槽製造業者**

**(1) 認定と表示(法第13条、第17条)**

浄化槽を工場において製造しようとする者は、製造しようとする浄化槽の型式について国土交通大臣の認定を受けなければならない。その浄化槽を販売するときまでに認定の表示を付さなければならない。

**2C 浄化槽工事業業者**

**(1) 登録と標識(法第21条、第30条)**

浄化槽工事業を営もうとする者は、その業務を行なおうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。その営業所及び浄化槽工事の現場ごとに所定の事項を記載した標識を掲げなければならない。

**(2) 浄化槽設備士の設置(法第29条)**

浄化槽工事業者は、営業所ごとに浄化槽設備士を置かなければならない。

**(3) 帳簿の備付(法第31条)**

浄化槽工事業者は、営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し所定の事項を記載し保存しなければならない。

**2D 浄化槽清掃業者**

**(1) 認可と標識(法第35条、第39条)**

浄化槽清掃業を営もうとする者は、その業務を行なおうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。その営業所ごとに所定の事項を記載した標識を上げなければならない。

**(2) 帳簿の備付(法第40条)**

浄化槽清掃業者は、営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し所定の事項を記載し保存しなければならない。

**2E 浄化槽保守点検業者**

**(1) 登録(法第48条)**

都道府県は、条例で浄化槽の保守点検を業とする者について、都道府県知事の登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を設けることができる。

**3 留意事項**

[目次へ](#)

#### 4 浄化槽法「順守評価シート」

対象:名古屋

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
7. 浄化槽法  施行令 環境省 関係 浄化槽法 施行規則	・設置届	法5の1	・浄化槽を設置、またはその構造、規模を変更しようとするものは、県知事に届出していますか？	人事・総務 担当	はい いいえ 浄化槽種類: 届出日:
	・設置後検査	法7	・浄化槽使用開始後(変更後含む)、3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に、指定検査機関による水質検査を受けなければならないことを遵守していますか？	人事・総務 担当	はい いいえ 実施日: 検査記録No.:
	・使用開始の報告	法10の2	・浄化槽の使用開始の日から30日以内に環境省令で定める事項を記載した報告書を知事に届け出なければならないことを遵守していますか？	人事・総務 担当	はい いいえ 提出日: 報告書No.:
	・浄化槽管理者の変更	法10の2	・浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に環境省令で定める事項を記載した報告書を県知事に提出しなければならないことを遵守していますか？	人事・総務 担当	はい いいえ 提出日: 報告書No.:
	・法定検査(11条)	法11	・浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回、指定機関で以下の検査を受ける 該当項目を 外観検査 水質検査 書類検査	人事・総務 担当	はい いいえ 実施日: 検査記録No.:
	・廃止の届出	法11の2	・浄化槽管理者は、該当浄化槽の使用を廃止した時は、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を県知事に届け出なければならないことを遵守していますか？	人事・総務 担当	はい いいえ 提出日: 報告書No.:
	・保守点検及び清掃	法10	・浄化槽管理者は、毎年1回の清掃と浄化槽の点検(種類により異なる)をしなければならないことを順守していますか？ 点検回数:150人槽 2回/月、45人槽 6回/年	人事・総務 担当	はい いいえ 実施日: 点検記録No.:

環境法規制に対する順守状況の総合評価 \*各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに 印を記入)	特記事項	部門長
法律等が守られている		
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)		

[目次へ](#)



# 下水道法

## 1 適用要否の確認

**(確認 1: 継続して政令で定める量の下水を排除して公共下水道を使用していますか?)**

継続して政令で定める量の下水を排除して公共下水道を使用している  
適用を受ける 2A(P95)の順守が必要!

継続して政令で定める量の下水を排除して公共下水道を使用していない  
適用を受けない

【政令で定める量とは】(法第11条の2、令条8条の2)

- 政令で定める量とは、1日における汚水の量50m<sup>3</sup>以上とする。  
汚水とは、生活あるいは事業に起因するか、付随する排水である。

[チェック  
へ戻る](#)

**(確認 2: 継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用していますか?)**

継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用している  
適用を受ける 2B(P96)の順守が必要!

継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用していない  
適用を受けない

【政令で定める水質とは】(法第11条の2、令条8条の2)

(但し特定施設を設置する事業場からの基準と条例で定める基準は除く)

温度	40 以上
水素イオン濃度	pH5.7以下8.7以上
生物化学的酸素要求量	300mg/リットル以上(5日間)
浮遊物質	300mg/リットル以上
ヨウ素消費量	220mg/リットル以上
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類 5mg/リットル以上
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	銅植物油脂類 30mg/リットル以上 等
下水とは、生活あるいは事業に起因するか、付随する廃水(汚水)又は雨水である。	

[目次](#)

[チェック  
へ戻る](#)

**(確認 3: 水質汚濁防止法又はダイオキシン類対策特別措置法で定める特定施設から、継続して下水を排除して公共下水道を使用していますか?)**

水質汚濁防止法又はダイオキシン類対策特別措置法で定める特定施設から、  
継続して下水を排除して公共下水道を使用している  
適用を受ける 2B(P96)の順守が必要!

水質汚濁防止法又はダイオキシン類対策特別措置法で定める特定施設から、  
継続して下水を排除して公共下水道を使用していない  
適用を受けない

【特定施設とは】(法第2条の2、令9条の7)

特定施設とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法12条第1項第6号に規定する特定施設をいう。  
特定施設を設置している事業場や工場は特定事業場という。

[チェック  
へ戻る](#)

## 2 順守内容

### 2A 政令で定める量又は水質の下水排水者

(1) 使用開始の届出(法第11条の2)

継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、予めその下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届出なければならず、

[チェック  
へ戻る](#)

(2) 除外施設の設置(法第12条、令第9条、法第12条の10、令第9条の8)

公共下水道管理者は、著しく公共下水道の施設の機能を妨げ又は施設の損傷するおそれのある下水を継続して排除し公共下水道を使用する者に対し、政令に定める基準に従い、条

例で除外施設を設け又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

(3) 水質の測定義務(法第12条の11)

継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で、政令で定める者は、その下水の水質を測定し記録しておかなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

2B 特定事業場

(1) 使用開始の届出(法第11条の2)

水質汚濁防止及びイダイオキシン類対策特別措置法による特定施設の設置者は、予め使用開始の時期を公共下水道管理者に届出なければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

(2) 特定施設の設置の届出(法第12条の3)

工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、その工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、所定の事項を公共下水道管理者に届出なければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

(3) 排出基準の順守(法第12条の2、令第9条の4)

特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、その公共下水道への排出において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

土対法  
[チェック](#)  
[へ戻る](#)

(4) 除外施設の設置(法第12条の11)

上下水道管理者は、政令で定める基準又は政令で定める基準に従い条例で定める基準に適用しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対して、条例で除外施設を設け又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

(5) 水質の測定義務(法第12条の12)

継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設の設置者は、その下水の水質を測定し記録しておかなければならない。

(6) 事故時の措置(法第12条の9)

特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに引続くその下水の排出を防止するための応急の処置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者へ届出なければならない。

3 留意事項

(1) 改善命令(法第37条の2)

基準に適合しない下水を排出するおそれのある場合は、公共下水道管理者による特定施設の構造、使用方法、汚水の処理方法改善命令または下水排除の停止命令がある。

(2) 罰則(法第45条～50条)

排水基準違反には直ちに罰則が課せられる。

[目次へ](#)

4 下水道法「順守評価シート」

対象: 栗野・笠寺・滋賀

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
6. 下水道法 施行令 施行規則 下水道法の体系	・使用開始等の届け出対象になる事業場	令8の2	・規制対象の事業場ですか(下水道における特定施設が対象) 対象事業場(該当項目を へ) □汚水を50m <sup>3</sup> /日以上排出している 排水温40 以上 水素イオン濃度 pH5.7以下、8.7以上 □生物化学的酸素要求量300mg/ℓ以上(5日間) □浮遊物質 300mg/ℓ以上 □よう素消費量 220mg/ℓ以上 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱物油類5mg/ℓ以上) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類30mg/ℓ以上) 水質汚濁防止法による特定施設を設置 * 条例による上乘せ基準がある場合に注意	人事・総務担当	はい いいえ
	・公共下水道届出	法11の2	・公共下水道届を提出していますか?(該当項目を へ) 使用開始の時期 下水の量又は水質 下水の量又は水質の変更		ある ない 届出日: 届出書類

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
6. 下水道法  施行令 施行規則	・特定施設届出 (公共下水道管理者へ)	法12の3 法12の3 法12の3 法12の3	・特定施設届出を提出していますか？ (該当項目を へ) 設置時 現在設置されている施設が新たに特定施設となった時(30日以内) 特定施設を設置する事業場等が新たに公共下水道を使用する時(30日以内) 構造、汚水の処理方法、下水の量、水質変更時	人事・総務 担当	ある ない 届出日: 届出書類
		法12の6	・届出受理後60日以内の設置・変更禁止		ある ない
	・特定施設変更届出 (公共下水道管理者へ)	法12の7, 8	・特定施設変更届出を提出していますか？ (事由発生から30日以内) (該当項目を へ) 代表者、事業場の名前の変更 廃止 譲り受け、借受、地位承継	人事・総務 担当	ある ない 届出日: 届出書類
		令9	・条例により除外施設(下水による障害を除去するために必要な施設)を必要とする水質基準は満足していますか？(該当項目を へ) 温度:45 以上 水素イオン濃度:pH5以下、9以上 ノルマルヘキサン抽出物質含有量: 鉱物油:5mg/lを超えるもの 動植物油:30mg/lを超えるもの □よう素消費量:220mg/l以上	人事・総務 担当	はい いいえ 記録No. 測定記録
	・水質の測定義務 (届け出義務なし) (特定施設がある場合)	法12の12	・以下の測定、記録をとっていますか？ (使用開始等の届け出対象になる事業場が対象) 該当項目を 温度または水素イオン濃度:1回/1日(pH) 生物化学的酸素要求量:1回/14日(BOD) その他:1回/7日	人事・総務 担当	はい いいえ 測定結果No.: 測定記録
		則15	・記録は5年間保管していますか？	人事・総務	はい いいえ 測定記録
・事故時の措置	(1)法12の12 (2)令9の8,9	(1)応急処置の実施:事故の状況と措置の概要を公共下水道管理者に報告しましたか？ (2)事故の定義:水濁法施行令2条各号の物質、ダイオキシン類、同令3条の4各号に掲げる油を含む下水が特定事業場から公共下水道に流入する事故が発生したとき	人事・総務 担当	発生あり 発生なし 報告書( ): 報告日: 年 月 日 事故報告書	
・排出基準の順守	法12の2 令9の4 令9の4,9 の5 社内規定	・排出基準は順守されていますか？ (1)特定事業場からの下水の排除の制限 (2)有害物質を含む水の排出基準 (3)生活環境項目の排水基準 K03-01-01A 寮野・名古屋・笠寺・滋賀 対象	人事・総務 担当	順守されている 怠りあり 排出基準記録 等	
滋賀 東近江市 下水道条例 東近江市 下水道条例  施行規則	・除外施設等と管理者の選任 除害施設等管理責任者の資格:除害施設等を設置する事業所に勤務している者で、施行規則12条の3に該当する者	市下水道条例13	・除外施設等を設置した日から起算して14日以内に除外施設等管理者を選任していますか？ 除外施設等管理者を変更した場合も同様とする。	滋賀製作所 人事・総務 担当	ある ない 届出日: 届出書類
		市下水道条例13(2)	・除外施設等管理責任者を選任したときは、その日から7日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届出していますか？		ある ない 届出日: 届出書類
	・付帯設備	市下水道条例施行規則4	・排水設備を設置するときは、次に掲げる付帯設備を市長に届出なければならないことを遵守していますか？。(該当項目を へ) ごみよけ装置 浴場、流し場等の汚水流出箇所(固形物の流下を止めるのに必要な目幅10ミリメートル以下のごみよけを設けること) 油脂遮断装置 油脂類を多量に排出する箇所 沈砂装置 土砂を多量に排出する箇所 厨かきよけ装置 飲食店食料品店等において多量の厨かきを排出する箇所 水洗便所の付帯装置 逆流防止装置 大便器の洗浄にフラッシュバルブを使用する場合 洗浄装置 小便器  ・清掃等の実施状況 【ゴミ除け装置 20 年 月 日実施】 【油脂遮断装置 20 年 月 日実施】	滋賀製作所 人事・総務 担当	はい いいえ 届出書類  実施記録 はい いいえ はい いいえ
寮野 寮野市 下水道条例 施行規則	・除外施設等と管理者の選任	市水道条例14	・除外施設(例:グリストラップ)等を設置した日から起算して10日以内除外施設等管理責任者を選任し、その旨を市長に届出していますか？ 除外施設等管理責任者を変更した場合も同様とする。	寮野製作所 人事・総務 担当	はい いいえ 届出日: 届出書類
		市水道条例規則12	・除外施設等管理責任者は公害防止管理者(水質関係第1種から第4種までの有資格者に限る。)の資格を有していますか？又は市長が行う講習の課程を修了していますか？	寮野製作所 人事・総務 担当	はい いいえ 修了書
環境法規制に対する順守状況の総合評価 *各エビデンスにて確認願います					
総合評価(いずれかに 印を記入)			特記事項	部門長	
法律等が守られている					
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)					

# 土壌汚染対策法

## 1 適用要否の確認

2017年5月19日公布 公布の日から2年を超えない政令で定める日施行 但し、形質変更届時の調査結果提出は2018年4月1日施行

《確認 1: 一定規模以上の面積の土地(3000㎡)の形質の変更をしようとする者ですか?》

- ◆一定規模以上の面積の土地(3000㎡)の形質の変更をしようとする者である適用を受ける 2A(P99)の順守が必要!
- ◆一定規模以上の面積の土地(3000㎡)の形質の変更をしようとする者でない適用を受けない

[チェック  
へ戻る](#)

《確認 2: 使用者が廃止された有害物質使用特定施設の敷地であった土地の所有者等、又は都道府県知事から土壌汚染状況調査を命じられた土地の所有者等ですか?》

- 使用者が廃止された有害物質使用特定施設の敷地であった土地の所有者等、又は都道府県知事から土壌汚染状況調査を命じられた土地の所有者等である適用を受ける 2B(P99)の順守が必要!
- 使用者が廃止された有害物質使用特定施設の敷地であった土地の所有者等、又は都道府県知事から土壌汚染状況調査を命じられた土地の所有者等でない適用を受けない

### 【特定有害物質とは】(法第2条、令第1条)

特定有害物質とは、カドニウム、全シマン、六価クロム、有機りん化合物、水銀、PCB、鉛、砒素、トリクロロエチレン、クロロエチレン等土壤に含まれることに起因して、人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

### 【有害物質使用特定施設とは】(法第3条)

有害物質使用特定施設とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設で、同法同条同項第1号に規定する物質のうち特定有害物質であるものを製造或使用又は処理する施設をいう。

[目次](#)

[チェック  
へ戻る](#)

《確認 3: 要措置区域内の土地の所有者等ですか?》

- 要措置区域内の土地の所有者等である 適用を受ける 2C(P99)の順守が必要!
- 要措置区域内の土地の所有者等でない 適用を受けない

### 【要措置区域とは】(法第6条)

要措置区域とは、土壌汚染状況調査の結果、その土地の特定有害物質による汚染状況が政令で定める基準に適合しないと認める場合、及び土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生じ又は生ずるおそれのあるものとして政令で定める基準に該当する場合に、都道府県知事が、その土地の区域をその土地が特定有害物質によって汚染されており、その汚染による人の健康に係る被害の防止をするために汚染の除去や汚染の拡散防止その他の措置を講ずることが必要な区域として指定した区域をいう。

[チェック  
へ戻る](#)

《確認 4: 形質変更時要届出区域内において土地の形質を変更しようとする者ですか?》

- 形質変更時要届出区域内において土地の形質を変更しようとする者である適用を受ける 2D(P99)の順守が必要!
- 形質変更時要届出区域内において土地の形質を変更しようとする者でない適用を受けない

### 【形質変更時要届出区域とは】(法第11条)

形質変更時要届出区域とは、土壌汚染状況調査の結果、その土地の土壤の特定有害物質による汚染状況が政令で定める基準に適合しないと認められ、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生じ又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当しないと認める場合に、都道府県知事が、その土地の区域をその土地が特定有害物質によって汚染されており、その土地の形質の変更をしようとするとき届出をしなければならない区域として指定した区域をいう。

[チェック  
へ戻る](#)



**(確認 5: 自主的に土壤汚染状況調査を行った者ですか?)**

自主的に土壤汚染状況調査を行った者である  
適用を受ける 2E(P99)の順守が必要!  
自主的に土壤汚染状況調査を行った者でない 適用を受けない

[チェック  
へ戻る](#)

**(確認 6: 指定区域内土地の土壤を指定区域外へ搬出しようとする者ですか?)**

指定区域内土地の土壤を指定区域外へ搬出しようとする者である  
適用を受ける 2F(P99)の順守が必要!  
指定区域内土地の土壤を指定区域外へ搬出しようとする者でない  
適用を受けない

[チェック  
へ戻る](#)

**(確認 7: 汚染土壤処理業者ですか?)**

汚染土壤処理業者である 適用を受ける 2G(P100)の順守が必要!  
汚染土壤処理業者でない 適用を受けない

**2 順守内容**

**2A 一定規模以上の面積の土地の形質の変更者**

**(1) 土地の形質の変更の届出(法第4条、則第22条、第23条)**

土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が3000平方メートル以上である規模のものをしようとする者は、その土地の形質の変更に着手する日の30日前までに所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

**2B 使用廃止有害物質使用特定施設の敷地であった土地又は都道府県知事から土壤汚染状況調査を命じられた土地の所有者等**

**(1) 土壤汚染状況調査と報告(法第3条、第5条)**

その土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、所定の者に所定の方法による調査をさせて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

**2C 要措置区域内の土地の所有者等**

**(1) 汚染の除去等の措置(法第7条)**

要措置区域内の土地の所有者等であって、都道府県知事による汚染の除去等の措置の指示を受けた者は、所定の期限までに、汚染の除去又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として政令で定めるものを講じなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

**(2) 土地の形質の変更の禁止(法第9条)**

要措置区域内においては、何人も土地の形質の変更をしてはならない。

[チェック  
へ戻る](#)

**2D 形質変更時要届出区域内土地の形質変更者**

**(1) 土地の形質の変更の届出(法第12条)**

形質変更時要届出区域内において、土地の形質の変更をしようとする者は、その土地の形質の変更に着手する日の14日前までに所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

**2E 自主的に土壤汚染状況調査を行った者**

**(1) 区域の指定の申請(法第14条)**

当法第3条及び第4条、第5条の規定の適用を受けない土地の自主調査を行った者は、その結果その土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が、法第6条第1項第1号の省令で定める基準に適合しないと思料するときは、都道府県知事に対し、区域の指定をすることを申請することができる。

[チェック  
へ戻る](#)

**2F 指定区域内土地の土壤をその指定区域外へ搬出しようとする者**

**(1) 汚染土壤搬出時の届出(法第16条、則第61条)**

汚染土壤を指定区域外へ搬出しようとする者は、その汚染土壤の搬出に着手する日の14日前までに所定事項を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

(2)汚染土壌の処理の委託(法第18条)

汚染土壌を指定区域外へ搬出しようとする者は、その汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

(3)管理票の交付(法第20条、則第66条、第72条)

汚染土壌を指定区域外へ搬出しようとする者は、その運搬又は処理を他人に委託する場合には、その委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に、その汚染土壌の運搬を委託した者に対して所定の事項を記載した管理票を交付しなければならない。さらに管理票の交付者は、送付を受けた管理票の写しによって、その運搬又は処理が終了したことを確認し、かつ所定の期間保存しなければならない。また所定期間内に管理票の送付を受けないとき又は所定事項記載や虚偽事項記載の管理票の送付を受けたときは、速やかに、その委託に係る汚染土壌の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

2G 汚染土壌処理業者

騒音法  
[チェック](#)  
[へ戻る](#)

(1)許可(法第22条)

汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、汚染土壌処理施設ごとに、その施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

汚染土壌処理業に関する政令(H21環境省令第10号)

3 留意事項

[目次へ](#)

4 土壌汚染対策法「順守評価シート」

対象:秦野・笠寺・名古屋・滋賀

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
8.土壌汚染対策法	・規制対象	法2 法3 則22 法5	・当所は下記の規制対象に該当しますか? (該当項目をへ) 有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場の土地所有者 土壌汚染による健康被害のおそれがあると都道府県知事が認めた土地の所有者 3000㎡以上の土地の形質変更を行おうとする者 (2019/4月より900㎡に変更されます) 措置実施区域及び形質変更時要届出区域の土地所有者 汚染土壌を搬出しようとする者	人事・総務担当	はい いいえ
施行令 施行規則 土壌汚染対策法に 基づく指定 調査機関 及び指定 支援法人 に関する 省令	・土壌汚染調査状況	法2 法3 則22 法5	・土壌の特定有害物質による汚染状況調査を実施していますか? 有害物質使用特定施設だった工場、事業場敷地 3000㎡以上の形質変更をする土地 土壌汚染で健康被害が生ずるおそれがある土地 【調査方法】 調査対象は原則として工場の敷地全体 100㎡(10m四方)の区画毎に1地点の調査 汚染のおそれが少ない部分は900㎡(30m四方)の区画毎に1地点の調査(事務所後等) (例外)都道府県知事が、土地利用から健康被害のおそれがない旨の確認した場合	人事・総務担当	はい いいえ 調査結果No.:
改正土壌汚染対策法の体系図	・届出の義務	法4 則22	・3000㎡以上の土地の形質変更を行おうとする場合は、30日前までに都道府県知事に届出していますか?	人事・総務担当	はい いいえ 届出日:
特定有害物質 一律 排水基準 H29/4/1より クロロエチレン追加	・汚染土壌搬出届出	法16	・要措置区域又は形質変更時要届出区域から汚染土壌を搬出する場合は着手14日前までに都道府県知事に届出していますか? ・届出事項を変更するとき等も14日前までに届出していますか?	人事・総務担当	はい いいえ 届出日:
滋賀県の土壌汚染に関する条例	・汚染土壌搬出管理票(交付者)	法20 法21	・運搬・処理を委託する場合は、管理票を発行していますか? ・写しにより運搬・処理の終了を確認し、保存していますか? ・写しの送付を受けないとき等は、処理状況を確認し、都道府県知事へ届出していますか? ・虚偽の管理票の交付等の禁止を遵守していますか?	人事・総務担当	はい いいえ 管理票:
秦野製作所	・特定有害物質使用状況の記録の管理	県生活条例59 県条例施行規則49	・特定有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する事業所(「特定有害物質使用事業所」という。)を設置している者は、規則で定めるところにより、特定有害物質使用事業所における特定有害物質の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しておかなければならないことを順守していますか?	秦野 人事・総務担当	はい いいえ 実施日: 管理記録( ):

土壤汚染対策法「順守評価シート」 続き

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
秦野製作所	・特定有害物質使用状況の記録の管理	県生活条例 59 県条例施行 規則49	記録をつける内容 (1)特定有害物質使用事業所の敷地の過去の利用の状況の概要 (2)特定有害物質使用事業所の敷地の過去の造成の状況の概要 (3)過去の事業内容の状況 (4)特定有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管料、使用期間及び使用状況 (5)施設の破損、事故等による特定有害物質の漏出の有無、時期、場所及び漏出量 (6)特定有害物質を含む排水、廃棄物等の発生状況等の排出経路 (7)排水の処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所 (8)特定有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量 (9)施設撤去時において特定有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所 (10)地形、地質等の概要	秦野 人事・総務 担当	
	・届出	県生活条例 60	・非常災害時の土地形質変更を行った場合、変更後14日以内に県知事に届出していますか？		ある なし 届出日:
	・届出の適用外	県生活条例 63	上記は汚染され土地の無害化の完了、汚染された土壌搬出完了時は適用外となる		
名古屋 笠寺 滋賀 秦野	・土壤汚染状況調査	法3 (ただし書)	・使用が廃止された有害物質使用特定施設であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣が指定する者に環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている使用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りではない。(ただし書の確認申請書)	人事・総務 担当	はい いいえ 届出日: 届出先: 名古屋:愛知県知事 (尾張県民事務所長) 笠寺:名古屋市長 滋賀:滋賀県知事 (東近江環境事務所) 秦野:神奈川県 環境保全課
		法3	・法3 ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、その旨を都道府県知事に届出していますか？	人事・総務 担当	はい いいえ 届出日: 届出先:同上
	・土地利用状況報告	施行細則2	・法3 のただし書で確認を受けた土地の利用状況の報告の届出していますか？	人事・総務 担当	はい いいえ 届出日: 届出先:同上
環境法規制に対する順守状況の総合評価 *各エビデンスにて確認願います					
総合評価(いずれかに 印を記入)			特記事項	部門長	
法律等が守られている					
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)					

# 騒音規制法

## 1 適用要否の確認

**(確認 1: 指定地域内にあり、特定施設を設置していますか?)**

**指定地域内にあり、特定施設を設置している 適用を受ける 2A(P102)の順守要!**  
**指定地域内にあり、特定施設を設置していない 適用を受けない**

**【指定地域とは】(法第3条)**

指定地域とは、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺地域、その他騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として、都道府県知事が定めるものである。

**【特定施設とは】(法第2条、令第1条別表第1)**

特定施設とは、工場や事業場に設置される施設のうち著しい騒音を発生する施設として、政令で定める下記の施設。

(1) 金属加工機械

ア) 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上) イ) 製缶機械 ウ) ベンディングマシン(ロール式で原動機の定格出力が3.75kW以上) エ) 液圧プレス(矯正プレスを除く) オ) 機械プレス(呼び加圧能力が294kN以上) カ) せん断機(原動機の定格出力が3.75kW以上) キ) 鍛造器 ク) ワイヤフォーミングマシン ケ) プラスト(タンブラスト以外除く) コ) タンブラ サ) 切断機(砥石を用いるもの)

(2) 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上)

(3) 土石用または鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上)

(4) 織機(原動機を使用するもの)

(5) 建設用資材製造機械

ア) 気泡コンクリートプラント以外のコンクリートプラント(混練容量0.45m<sup>3</sup>以上)

イ) アスファルトプラント(混練重量200kg以上)

(6) 穀物用製粉機(ロール式で原動機の定格出力が7.5kW以上)

(7) 木材加工機械

ア) ドラムパーカー イ) チッパー(原動機の定格出力が2.25kW以上) ウ) 碎木機 [目次](#)  
鋸盤(製材用: 原動機の定格出力が15kW以上、木工用: 2.25kW以上) オ) 丸鋸盤(製材用: 定格出力が15kW以上、木工用: 2.25kW以上) カ) かな盤(原動機の定格出力が2.25kW以上)

(8) 抄紙機 (9) 印刷機械(原動機を使用するもの) (10) 合成樹脂用射出成形機

(11) 鋳造型機(ジョルト式のもの)

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(確認 2: 指定地域内にあり、特定建設作業を行っていますか?)**

**指定地域内にあり、特定建設作業を行っている 適用を受ける 2B(P103)の順守要!**  
**指定地域内にあり、特定建設作業を行っていない 適用を受けない**

**【特定建設作業とは】(法第2条、令第2条別表第2)**

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音を発生する作業として、くい打ち機、くい抜き機、びょう打ち機、さく岩機、空気圧縮機、トラクターショベル、ブルドーザー等を使用する作業で、一定規模以上の作業が定められている。

## 2 順守内容

### 2A 特定施設設置者

(1) 施設設置の届出(法第6条、則第4条、様式第1)

指定地域内にて工場や事業場に特定施設を設置しようとする者は、その工事の開始の日の30日前までに市町村長に届出なければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

(2) 規制基準の順守(法第5条、S43.11.27厚生省・農水省・通産省・運輸省告示第1号)

指定地域内に特定施設を設置している者は、指定地域の指定区分(第1種区域~第4種区域)、時間帯区分(朝夕、昼間、夜間)ごとに設定された規制基準(文献1、P163表1)を順守しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)



- (3) 公害防止管理者の選任(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)  
一定規模以上の機械プレス、鍛造機を設置している事業場は公害防止管理者を選任 振動  
の必要がある。 チェック  
へ戻る

## 2B 特定建設作業者

- (1) 施行の届出(法第14条、則第10条、様式第9)  
指定地域内にて、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者はその事業の開  
始の日の7日前までに市町村長に届出なければならない。
- (2) 規制基準の順守(法第15条、S43.11.27厚生省・建設省告示第1号)  
指定地域内にて特定建設作業を行う者は、特定建設作業の場所の敷地境界線におい  
て85デシベルを超えないこと。指定地域の地域区分(1号区域、2号区域)により、時間  
帯、作業時間及び日数、休日による制限が規定されている。

## 3 留意事項

- (1) 深夜騒音等の規制(法第28条)  
飲食店等の深夜の騒音などについて、地方公共団体が必要と認める場合は、営業時間  
を制限するなどの措置を講じなければならない。 目次へ

## 4 騒音規制法「順守評価シート」

対象: 笠寺・名古屋・滋賀(寮野:監視義務)

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス																							
9. 騒音規 制法 施行令 施行規則 特定工場 等におい て発生す る騒音の 規制に関 する基準	・特定施設の適用	法2 令1別表2 則4様式1	・法令で定める特定工場に該当しますか? ・発生施設は何かがあるか整理(一覧表)されていま すか【一覧表確認】(著しい騒音を発生する施設 であって法令で定めるもの)	生産技術 担当	はい いいえ																							
		法7, 8	・法改正等により、既設の施設が特定施設に 該当となった場合、改正された法令の施工後 30日以内に届出していますか? ・特定施設増設及び騒音防止方法を変更する場合、 工事開始30日前に届出していますか? 経過措置 特定施設の数量等の変更	生産技術 担当	はい 該当なし 届出日: 年 月 日 届出書類 はい いいえ 届出日: 年 月 日 届出書類																							
	法10, 11	・届出者の氏名や住所等を変更する場合、全ての 特定施設の使用を廃止した場合、全ての特定施 設を譲受、相続、合併等に届出者の地位を承継 した場合は、事実発生後30日以内に届出をして いますか? 氏名変更 廃止 承継	生産技術 担当	はい いいえ 届出日: 年 月 日 届出書類																								
	・騒音の規制基準の順守	法5	・当該特定工場等に係る規制基準を遵守し、境界 線における測定をしていますか?(1回/年)	生産技術 担当	はい いいえ 実施日:																							
神奈川県 生活条例	寮野(工業専用地域)	県生活 条例規則 38 別表11 神奈川県 生活環境 の保全等 に関する 条例 第10条	・下記騒音基準値を遵守していますか? 時間区分 基準値 朝 (06:00~08:00) < 75 dB 昼間 (08:00~18:00) < 75 dB 夕 (18:00~23:00) < 75 dB 夜間 (23:00~06:00) < 65 dB ・騒音発生施設を変更した場合、30日以内に 市町村長に届出していますか? (該当項目をチェック へ) 経過措置 特定施設の数量等の変更 氏名変更 承継 特定施設の配置の変更	寮野 生産技術 担当	測定結果 朝(06:00~08:00): < dB 昼間(08:00~18:00): < dB 夕(18:00~23:00): < dB 夜間(23:00~06:00): < dB 提出日:																							
特定工場 等におい て発生 する騒音 の規制 基準	名古屋(工業地域) 滋賀(第3種区域) 笠寺(準工業地域)	県民の生活 環境の保全 等に関する 条例施行 規則59条 愛知 規制基準 滋賀: 騒音の規制 に関する 基準	・特定工場等における、下記騒音基準値を遵守し ていますか? <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間区分</th> <th colspan="3">基準値(dB)</th> </tr> <tr> <th>滋賀</th> <th>笠寺</th> <th>名古屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝 (06:00~08:00)</td> <td>&lt; 60</td> <td>&lt; 60</td> <td>&lt; 65</td> </tr> <tr> <td>昼間 (08:00~19:00)</td> <td>&lt; 65</td> <td>&lt; 65</td> <td>&lt; 70</td> </tr> <tr> <td>夕 (19:00~22:00)</td> <td>&lt; 65</td> <td>&lt; 60</td> <td>&lt; 65</td> </tr> <tr> <td>夜間 (22:00~06:00)</td> <td>&lt; 55</td> <td>&lt; 50</td> <td>&lt; 60</td> </tr> </tbody> </table>	時間区分	基準値(dB)			滋賀	笠寺	名古屋	朝 (06:00~08:00)	< 60	< 60	< 65	昼間 (08:00~19:00)	< 65	< 65	< 70	夕 (19:00~22:00)	< 65	< 60	< 65	夜間 (22:00~06:00)	< 55	< 50	< 60	名古屋 滋賀・笠寺 生産技術 担当	測定結果 朝(06:00~08:00): < dB 昼間(08:00~19:00): < dB 夕(19:00~22:00): < dB 夜間(22:00~06:00): < dB
時間区分	基準値(dB)																											
	滋賀	笠寺	名古屋																									
朝 (06:00~08:00)	< 60	< 60	< 65																									
昼間 (08:00~19:00)	< 65	< 65	< 70																									
夕 (19:00~22:00)	< 65	< 60	< 65																									
夜間 (22:00~06:00)	< 55	< 50	< 60																									

環境法規制に対する順守状況の総合評価 \*各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに 印を記入)	特記事項	部門長
法律等が守られている		
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)		

[目次へ](#)

# 振動規制法

## 1 適用要否の確認

**(確認 1: 指定地域内にあり、特定施設を設置していますか?)**

**指定地域内にあり、特定施設を設置している 適用を受ける 2A(P104)の順守要!**  
**指定地域内にあり、特定施設を設置していない 適用を受けない**

**【指定地域とは】(法第3条)**

指定地域とは、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域、その他振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として、都道府県知事が定めるものである。

**【特定施設とは】(法第2条、令第1条別表第1)**

特定施設とは、工場や事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設として、金属加工機械、圧縮機、土石用又は鉋物用の破碎機や摩砕機、織機、木材加工機械その他が定められている。

- (1) 金属加工機械
  - ア) 液圧プレス(矯正プレスを除く)
  - イ) 機械プレス
  - ウ) せん断機(原動機の定格出力1 Kw以上)
  - エ) 鍛造機
  - オ) ワイヤフォーミングマシン(原動機の定格出力37.5 Kw以上)
- (2) 圧縮機(原動機の定格出力7.5 Kw以上)
- (3) 土石用、鉋物用の破碎機、摩砕機、ふるい、分級機(定格出力7.5 Kw以上)
- (4) 織機(原動機を用いるもの)
- (5) コンクリートブロックマシン  
(原動機の定格出力の合計が2.95 Kw以上)並びにコンクリート管製造機械、  
コンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10 Kw以上)
- (6) 木材加工機械
  - ア) ドラムパーカー
  - イ) チッパー(原動機の出力2.2 Kw以上)
- (7) 印刷機械(原動機の定格出力2.2 Kw以上)
- (8) ゴム練用または合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもの、  
原動機の定格出力30 Kw以上)
- (9) 合成樹脂用射出成型機(ジョルト式のもの)
- (10) 鋳型造型機(ジョルト式のもの)

[目次](#)

[チェック  
へ戻る](#)

**(確認 2: 指定地域内にあり、特定建設作業を行っていますか?)**

**指定地域内にあり特定建設作業を行っている 適用を受ける 2B(P105)の順守要!**  
**指定地域内にあり特定建設作業を行っていない 適用を受けない**

**【特定建設作業とは】(法第2条、令第2条別表第2)**

特定建設作業とは、建設作業として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業として、くい打ち機作業、鋼球を使用し建築物を破壊する作業、舗装破碎機を使用する作業、ブレーカー等を使用する作業で一定規模以上の作業が定められている。

## 2 順守内容

### 2A 特定施設設置者

(1) 届出(法第6条、則第4条、様式第1)

指定地域内にて工場や事業場に特定施設を設置しようとする者は、市町村長に届出なめればならない。

[チェック  
へ戻る](#)

(2) 規制基準の順守(法第5条、S51.11.10環境庁告示第90号)

指定地域内の地域区分(第1種、第2種区域)、時間帯区分(昼間、夜間)ごとに設定された

基準を順守しなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

(3) 公害防止管理者の選任(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)

一定規模以上の油圧プレス、機械プレス、鍛造機を設置している事業者は、公害防止管理者を選任する必要がある。

[工立法  
チェック  
へ戻る](#)

2B 特定建設作業者

(1) 届出(法第14条、則第10条、様式第9)

指定地域内にて特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、市町村長に届出なければならない。

(2) 規制基準の順守(法第15条、則第11条、様式1)

指定地域内にて、特定建設作業を行う者は、溶けてい建設作業の場所の敷地境界線において75デシベルを超えないこと。又指定地域の地域区分(1号区域、2号区域)により、時間帯、作業時間及び日数、休日による制限が規定されている。

3 留意事項

4 振動規制法『順守評価シート』

対象: 笠寺・名古屋・滋賀(秦野 監視義務)

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
10. 振動規制法 施行令 施行規則 特定工場 等において発生する振動の 規制に関する基準	・特定施設の適用 振動規制法による特定施設一覧表	法2 令1別表1 則4様式第1	・法令で定める特定工場に該当しますか?	生産技術 担当	はい いいえ 振動規制法による 特定施設一覧表
			・発生施設は何かあるか整理(一覧表)されていますか 【一覧表確認】(著しい振動を発生する施設であって政令で定めるもの)	生産技術 担当	はい いいえ 一覧表No.:
	・特定施設の届出	法6,7,8, 10,11 則6 条例21, 22,25,26 則10,11, 14,15,17, 18	・法改正等により、既設の施設が特定施設に該当となった場合、改正された法令の施工後30日以内に届出していますか?	生産技術 担当	はい 該当なし 届出日: 年 月 日 届出書類
			・特定施設増設及び使用方法及び振動の防止方法を変更する場合、工事開始30日前に届出していますか? 経過措置 特定施設の数量等の変更 使用方法の変更		はい いいえ 届出日: 年 月 日 届出書類
・振動規制基準の順守	法5	・届出者の氏名や住所等を変更する場合、全ての特定施設の使用を廃止した場合、全ての特定施設を譲受、相続、合併等に届出者の地位を承継した場合は、事実発生後30日以内に届出をしていますか? 氏名変更 廃止 承継	生産技術 担当	はい いいえ 届出日: 年 月 日 届出書類	
神奈川県 生活条例	・秦野(工業専用地域)	県生活条例 規則38 別表12 神奈川県 生活環境 の保全等 に関する 条例第10条	時間区分 基準値 昼間(08:00~19:00) <70dB 夜間(19:00~08:00) <65dB ・振動発生施設を変更した場合、30日以内に市町村長に届出をしていますか? (該当項目をチェック へ) 経過措置 特定施設の数量等の変更 氏名変更 承継 特定施設の配置の変更	秦野 生産技術 担当	測定結果 昼間(08:00~19:00) < dB 夜間(19:00~08:00) < dB はい いいえ 届出日:
県民の 生活環境 の保全等 に関する 条例施行 規則	・名古屋(工業地域) ・滋賀(第2種区域( )) ・笠寺(準工業地域)	県民の生活 環境の保全 等に関する 条例施行規 則59条 愛知規制基 準 滋賀:振動 の規制に関 する基準	・特定工場等における、下記騒音基準値を遵守していますか? 時間区分 基準値 昼間(07:00~20:00) <65dB以下 夜間(20:00~07:00) <60dB以下	名古屋 滋賀・笠寺 生産技術 担当	測定結果 昼間(07:00~20:00) < dB 夜間(20:00~07:00) < dB

環境法規制に対する順守状況の総合評価 \*各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに 印を記入)	特記事項	部門長
法律等が守られている		
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)		

[目次へ](#)

# 工場立地法

## 1 適用要否の確認

**(確認 1: 特定工場を新設しようとしていますか?)**

**特定工場を新設しようとしている 適用を受ける 2A(P106)の順守が必要!**  
特定工場を新設しようとしていない 適用を受けない

**【特定工場とは】(法第6条、令第1条、第2条)**

特定工場とは、製造業等に係る工場又は事業場(電気供給業に属する発電所で水力若しくは地熱を原動力とするもの又は太陽光を電気に変換するものを除く)であって、一つの団地内における敷地面積9000㎡以上または建築物の建築面積3000㎡以上のものである。なお、ここでの新設は、敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。

**【工場立地に関する準則等の公表】(法第4条)**

経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に、協議し、かつ産業構造審議会の意見を聴いて、製造業等の業種の区分に応じ、生産施設・緑地及び環境施設それぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項等につき、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則を公表するものとする。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

## 2 順守内容

### 2A 特定工場を設置しようとする者

**(1) 都道府県知事への届出(法第6条)**

特定工場を新設しようとする者は、氏名及び住所、製品、設置の場所、敷地面積及び建築面積、生産施設と緑地及び環境施設の面積等の事項を、特定工場設置の場所を管轄する

[チェック](#)  
[へ戻る](#)  
[目次](#)

生産施設面積の割合(法第4条、則第2条、準則第1条)

業種の区分		割合
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30%
第2種	伸鉄業	40%
第3種	窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろく鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く)	45%
第4種	鋼管製造業及び電気供給業	50%
第5種	でんぱん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	55%
第6種	石油製品・石炭製品製造業(石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石油精製業にならないもの)及びコークス製造業を除く。)及び高炉による製鉄業	60%
第7種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65%

緑地面積の割合(法第4条、則第3条、準則第2条)

20%以上(建築物屋上等緑地施設(他の施設と重複する緑地)は、敷地面積の25%以内で算入可能)

環境施設面積の割合(法第4条、則第4条、準則第3条)

- (1) 25%以上(緑地を含む)
- (2) 15%以上を敷地周辺に配置する
- (3) 工業団地、鉱業集落地の特例

**【生産施設とは】(法第4条、則第2条)**

生産施設とは、物品の製造施設や加工修理施設その他の主務省令で定める施設で、製造業における物品の製造工程、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程、熱供給業における熱発生工程の製造工程等形成施設が設置される建築物及び製造工程等形成施設で建築物の外に設けられた施設されるものをいう。

[公防法](#)  
[チェック](#)  
[へ戻る](#)

[目次へ](#)



**【緑地とは】(法第4条、則第3条)**

緑地とは、主務省令で定める施設で、区画された土地又は当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられた施設であって工場又は事業場の周辺の地域の生活環境保全の保持に寄与するもの及び低木又は芝その他の地被植物で表面が被われている土地又は当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられた施設をいう。

**【緑地以外の環境施設とは】(法第4条、則第4条)**

緑地以外の環境施設とは、緑地及びこれに類する施設で、工場又は事業場の周辺地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定める施設で、噴水、水流、池その他の修景施設・屋外運動場・広場・屋内運動施設・教養文化施設・雨水浸透施設・太陽光発電施設等の施設の用に供する区画された土地及び太陽光発電施設のうち建物等施設の屋上その他の屋外に設置されるものの土地又は施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされているものいう。

**3 留意事項**

**4 工場立地法『順守評価シート』**

対象: 秦野・名古屋・滋賀

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
18. 工場立地法 施行規則 法規施行令 準則			<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定工場に該当しますか? (1)、(2)どちらか該当すれば特定工場</li> <li>(1)敷地面積9,000㎡以上 【工場敷地面積の定義】</li> <li>・工場等の用に供する土地の全面積(所有地、借地は問わない)</li> <li>・社宅、寮、病院の用に供する明確な計画のある土地は工場敷地面積には含まない。</li> <li>・社宅、寮、病院の用に供する土地の範囲に明確な仕切りがない場合には、社宅、寮、病院の建築面積を0.6で除した面積を工場敷地面積から除外することとする。</li> <li>・当面用途不明で予備として確報している土地は工場敷地面積面に含まれる。</li> <li>・子会社、下請工場の土地を貸している場合は、その部分は除かれ、子会社、下請け工場等の工場敷地となる。</li> <li>・道路をはさんで、従業員用の駐車場がある場合は、駐車場も工場敷地面積に含まれる。 (例:名古屋ssの外部駐車場が該当)</li> <li>(2)建物の建築面積の合計3,000㎡以上 【工場敷地面積の定義】</li> <li>・工場等の建物(社宅、寮又は病院の建築物は除く)の水平投影面積</li> </ul>		<p>はい いいえ</p> <p>敷地面積 ㎡</p> <p>建築面積 ㎡</p> <p>確認書類</p>
秦野:工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例	・新設、増築、変更時の届出(軽微な変更の届出不要)	法6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定工場の新設・増設時には、県知事又は市長へ届出していますか? 【届出事項】</li> <li>(1)氏名(社長名)又は名称及び住所</li> <li>(2)特定工場における製品等</li> <li>(3)特定工場における設置の場所</li> <li>(4)特定工場の敷地面積及び建築面積</li> <li>(5)特定工場における生産施設、緑地及び環境施設の配置</li> <li>(6)大気又は水質に係る汚染物質の最大排出予定量及び当該予定量を超えないための当該汚染物質に係る燃料及び原材料の使用に関する計画(指定地域に属する場合のみ)</li> <li>(7)特定工場新設のための工事開始予定日 届出後90日経過後の届出に係る行為の禁止(法11)</li> </ul> <p>届出先: 秦野・笠寺・滋賀 市長、名古屋 県知事</p>	人事・総務担当	<p>はい いいえ</p> <p>届出日:</p> <p>届出書類</p>
名古屋市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例	変更届(軽微な変更の届出不要)	法8第1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の項目の変更がありましたか? (該当の場合は にチェック)あった場合、変更の届出を提出していますか。</li> <li>・変更の届出先 市町村(秦野ss:秦野市、滋賀ss:東近江市、名古屋ss:東浦町)</li> <li>・変更届の受理後90日経過後でなければ該当の変更してはならない。(事前届出が必要)</li> <li>・製品の変更する場合(日本標準産業分類における3ケタ分類の変更が行われる場合)</li> <li>・日本標準産業分類 311 自動車・同付属部品製造業 敷地面積の変更</li> </ul>		<p>はい いいえ</p> <p>届出日:</p> <p>届出書類</p>
東近江氏工場立地法に基づく特定工場の届出について					

対象: 秦野・名古屋・滋賀

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
18. 工場立地法 施行規則 法規施行令 準則	変更届 (軽微な変更の届出不要)	法8第1項	<b>建築面積の変更</b> ・生産施設、緑地及び環境施設の面積並び環境施設の配置の変更を伴わない建築面積の変更は「軽微な変更」として届出の必要なし。 生産施設の面積の変更 ・生産施設の修繕による面積の変更で増加する面積の合計が30㎡未満のものは「軽微な変更」として届出の必要なし。 緑地、環境施設の面積の変更 ・緑地又は緑地以外の環境施設を増加する場合は「軽微な変更」として届出の必要なし。 生産施設・環境施設の配置の変更	人事・総務 担当	はい いいえ 届出日: 届出書類
		法12第1項	以下の項目の変更がありましたか? あった場合、変更の届出を提出していますか、変更の届出は遅滞なく届出する事(変更後、1か月程度を目安に提出) 氏名等の変更の届出 ・会社名称、本社住所が変更になる場合が対象(代表者名、所長名、製作所住所の変更は届出の必要は、なし。次回の変更の届出を提出する際に該当内容を変更する。)		はい いいえ 届出書類
		法13第3項	継承の届出、廃止の届出 該当外する案件は通常ではないので、自主チェックは必要なし。		
秦野: 工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例  名古屋市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例  東近江氏工場立地法に基づく特定工場の届出について	敷地面積との割合	秦野: 条例 工立2条	・緑地面積 緑地の面積の敷地面積に対する割合は、100分の5以上の割合とする(秦野・工専地域)	秦野 人事/総務	敷地面積: ㎡ 緑地面積: ㎡ % 調査報告書等確認資料
		滋賀: 準則 2.3 名古屋: 準則 5	緑地の面積の敷地面積に対する割合は、100分の20以上の割合とする(名古屋・滋賀)	名古屋・滋賀 人事/総務	敷地面積: ㎡ 緑地面積: ㎡ % 調査報告書等確認資料
		秦野: 条例 工立2条	・環境施設 緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、100分の10以上の割合とする(秦野)	秦野 人事/総務	環境施設面積: ㎡ % 調査報告書等確認資料
		滋賀: 準則 2.3 名古屋: 準則 5	緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、100分の25以上の割合とする(名古屋・滋賀)	名古屋・滋賀 人事/総務	環境施設面積: ㎡ % 調査報告書等確認資料
		名古屋: 東 浦町準則	・緑地面積 緑地の面積の敷地面積に対する割合は、100分の5以上の割合とする(名古屋: 工業地域地) ・環境施設面積 緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、100分の10以上の割合とする	名古屋 人事/総務	緑地面積: ㎡ % 環境施設面積: ㎡ %
		滋賀 準則 1	・生産施設面積 生産施設面積の敷地面積のに対する割合は、100分の65以下ですか? (準則別表第1の第7種 その他の製造業に該当: 全製作所とも)  生産施設とは ア. 製造工程等形成施設が設置されている建物(工場建屋) イ. 製造工程等形成施設で建物の外に設置されるもの(屋外プラント) ティラドにはないはず 受入れ、梱包・出荷施設、検査・試験施設、試作・開発施設は含まず ウ. 自家用の発電施設、ボイラー、コンプレッサー、窒素発生装置等の製造工程用の施設は生産施設 エ. 工場建屋の空調施設は生産施設 オ. 半製品又は中間製品の倉庫が工場建屋の中に含まれる場合には当該工場建屋は生産施設	滋賀 人事・総務 担当	はい いいえ 生産施設面積: ㎡ % 調査報告書等確認資料

環境法規制に対する順守状況の総合評価 \*各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに 印を記入)	特記事項	部門長
法律等が守られている		
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)		

目次へ

# 公害防止組織整備法

## (特定工場における公害防止組織の整備に関する法)

### 1 適用要否の確認

**(確認 1: 特定工場を設置していますか?)**

**特定工場を設置している 適用を受ける 2A(P109)の順守が必要!**  
**特定工場を設置していない 適用を受けない**

**【特定工場とは】(法第2条、令第1条)**

特定工場とは、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に属する事業の用に供する工場であって、政令で定められたものをいう。  
特定工場を設置している者を特定事業者という。

**ばい煙発生特定工場(法第2条第1号、令第2条)**

大気汚染防止法施行令表第1(P73)煤煙発生施設)による第9号及び第14号から第26号までに掲げるばい煙発生施設及び排ガス量が10000m<sup>3</sup>以上の施設を設置している工場。

**汚水等排出特定工場(法第2条第2号、令第3条)**

水質汚濁防止法施行令別表第1(特定施設)による第2号から第59号まで、第61号から第63号まで、第63号の3、第64号、第65号から第66号の2まで、第71号の5及び第71号の6に掲げる汚水等排出施設で排水を排出しているもの又は特定地下浸透浸透水を浸透させているもの及び排水量が1000m<sup>3</sup>以上の施設を設置している工場。

**騒音発生特定工場(法第2条第3号、令第4条)**

騒音規制法により指定された地域内において、加圧能力が980キロニュートン以上の機械プレス及び落下部分の重量が1t以上の鍛造機を設置している工場。

[チェック  
へ戻る](#)

**特定粉じん発生特定工場(法第2条第4号、令第4条の2)**

大気汚染防止法施行令表第2の2に掲げる特定粉じん発生施設を設置している工場。

[目次](#)

**一般粉じん発生特定工場(法第2条第5号、令第5条)**

大気汚染防止法施行令表第2に掲げる一般粉じん発生施設を設置している工場。

**振動発生特定工場(法第2条第6号、令第5条の2)**

振動規制法により指定された地域内において、加圧能力が2941キロニュートン以上の液圧プレス及び加圧能力が980キロニュートン以上の機械プレス及び落下部分の重量が1t以上の鍛造機を設置している工場。

**ダイオキシン類発生特定工場(法第2条第7号、令第5条の3)**

ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号まで、及び別表第2の第1号から第12号までに掲げるダイオキシン類の発生施設を設置している工場。

[チェック  
へ戻る](#)

### 2 組織の行うべき内容

#### 2A 特定事業者

**(1) 公害防止統括者の選任(法第3条、令第6条)**

特定事業者は、その特定工場に係る公害防止に関する業務を統括管理するため、公害防止統括者を選任し、当該特定工場の所在地を管轄する都道府県知事に届出なければならない。但し常時使用する従業員の数が20人以下の小規模事業者は除く。

[チェック  
へ戻る](#)

**(2) 公害防止管理者の選任(法第4条、令第8条別表第2、令第10条別表第3)**

特定事業者は、環境省令で定めるところにより、その特定工場において技術的業務等を管理するため、有資格者のうちから公害防止管理者を選任し、当該特定工場をの所在地を

管轄する都道府県知事に届出なければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

(3) 公害防止主任管理者の選任(法第5条、令第9条、令第11条)

排出ガス量40000m<sup>3</sup>以上のばい煙発生施設及び排出水量10000m<sup>3</sup>以上の汚水等排出施設が設置されている特定工場は、技術的事項について公害防止統括者を補佐し公害防止管理者を指揮するため、有資格者のうちから公害防止主任管理者を選任し、当該特定工場の所在地を管轄する都道府県知事に届出なければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

(4) 代理者の選任(法第6条)

特定事業者は、公害防止統括者や公害防止管理者及び公害防止主任管理者が旅行や疾病その他の事故によって職務を行うことができない場合に、その職務を行う代理者を選任しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

3 留意事項

[消防法](#)  
[チェック](#)  
[へ戻る](#)

[目次へ](#)

4 公害防止組織整備法「順守評価シート」

対象: 秦野・笠寺・名古屋・滋賀

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
1. 特定工場における公害防止組織 施行規則 法規施行令 【注記】 秦野は水質のみ 笠寺/名古屋/滋賀は騒音・振動・大気	・特定工場となる施設及び工場	法2 令2～5の3	・当所で、特定施設に該当する施設はありますか？ (該当施設を へ) ばい煙発生施設(総排出量1万m <sup>3</sup> /h) 汚水等排出施設等(有害物質関係施設) 騒音発生施設 振動発生施設	生産技術 担当	あり なし 特定施設一覧表
	・特定工場の指定及び届出	法2(定義) 令2～5の3	・当所は、大気、水質、騒音、振動関係の公害防止組織が必要な特定工場に該当しますか？ (該当項目を へ) 大気 水質 騒音 振動 ・該当する場合、公害防止組織図は記載されていますか？	生産技術 人事・総務 担当	該当する 該当しなし 公害防止組織図 有 無 届出日:
	・公害防止管理者等の役割及び資格及び届出	法3 則2	・公害防止統括者: 工場の公害防止対策の責任者を選任していますか？(資格不要) ・選任すべき事由の発生から30日以内に選任していますか？ ・選任・解任届を都道府県知事に選任後30日以内に届出していますか？	人事・総務 担当	はい * いいえ * 公害防止統括者: 県届出日: 市町村届出日:
		法6	・公害防止統括者代理者を選任していますか？ 公害防止統括者が職務を行う事が出来ない場合、場合、職務を行う(資格不要) ・選任すべき事由の発生から30日以内に選任していますか？ ・選任・解任届を都道府県知事に選任後30日以内に届出していますか？	人事・総務 担当	はい * いいえ * 公害防止統括者代理: 県届出日: 市町村届出日:
	【区分ごとに、それぞれ公害防止管理者を選任】4条	法4 法3	・公害防止管理者(騒音・振動・大気・水質)を選任していますか？ スペシャリストとして公害防止対策の技術的事項担当(国家試験による有資格者) ・選任すべき事由の発生から60日以内に選任していますか？ ・選任・解任届を県または市町村長に選任後30日以内に届出していますか？	人事・総務 担当	はい * いいえ * 公害防止管理者: 県届出日: 市町村届出日:
	【政令で定める区分ごとに行なう公害防止管理者試験に合格した者その他当該区分ごとに政令で定める資格を有する者】令別表第三参照	法7 令10及び 別表第3	・公害防止管理者及びその代理者は、公害防止管理者試験に合格した者から選任していますか	人事・総務 担当	台帳登録: 有 無 登録一覧表 終了証書
秦野 神奈川県 生活環境 の保算等 に関する 条例	・指定事業所の届出 ・指定事業所の変更	県生活条例 3条 県生活条例 10条	・指定事業所の設置の届出をしていますか？ (該当項目を へ) 以下を変更するとき変更届が必要 氏名、名称、住所、法人、代表者氏名 名称、所在地 業種 位置 敷地内建物等の配置、構造、敷地境界線 指定作業の種類工程 種類、種類ごとの数並びに指定施設ごとの規模、能力、構造、用途、配置、使用時間 原材料、燃料、用水の種類、使用量 用水、排水系統 排水の排出先 排水指定物質、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、その他規則で定める物質の排出に係る予測値、その算出根拠	秦野 人事・総務 担当	設置届有り 設置届無し 届出日: 年 月 日 特定施設の設置届出書  変更届有り 変更届無し 届出日: 年 月 日 変更届出書



法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
滋賀 滋賀県公害防止条例 東近江市条例 東近江市条例施行規則	特定施設の構造等の 変更の届出 氏名の変更等の届出	滋賀県条 32条 東近江市 条22,25条、 32条	特定施設の構造等の変更を知事に届出を行って いますか？(市条例により市長に届出) 該当項目を ^ 氏名、名称、住所、法人、代表者氏名 工場等名称、所在地 特定施設種類 特定施設の構造 特定施設設備 特定施設使用方法 特定施設排出汚泥、廃液処理方法 排水汚染状態、量 その他規則で定める事項	滋賀 人事・総務 担当	変更届有り 変更届無し 届出日：年 月 日 変更時の届出書
	特定施設、ばい煙 発生施設等 第3節排水の排出の 規制等：水濁法 ・公害防止等に関する 協定の締結	東近江市 条11 東近江市 施行規則6	規則に定める規模の工場等を有する事業者は、 公害の防止、緑地の確保等に関する協定を市長 と締結していますか？(該当項目を ^) ・規模 敷地面積が3,000㎡以上 建築面積が1,000㎡以上		締結 有 無 締結日：
	事故時の措置	滋賀県条 37条の2	ばい煙が大気中に多量に排出されたときは、直ち に、その事故について応急の措置を講じ、直ちに、 その事故の状況を知事に通報していますか？		有 無 届出日：
名古屋 公害防止 協定 公害防止 協定 <東浦町> 県民の生 活環境保 全等に関 する条例	・公害防止協定の締結		・企業の活動によって発生する公害(大気汚染、 水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及 び悪臭等)の防止について協定の締結を行って いますか？ ・公害防止計画書は、3年毎に見直し提出してい ますか？	名古屋 人事・総務 担当	締結 有 無 締結日：

環境法規制に対する順守状況の総合評価 \*各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに 印を記入)	特記事項	部門長
法律等が守られている		
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)		

目次へ

# 消防法

## 1 適用要否の確認

**【確認 1: 防火管理者(有資格者)を選定・届出を行う必要がありますか?】**

**防火管理者(有資格者)を選定・届出を行う必要がある  
適用を受ける 2A(P115)の順守が必要!**  
防火管理者(有資格者)を選定・届出を行う必要がない 適用を受けない

**【防火管理者とは】(法第8条の2、法36条)**

防火管理者は防火対象物の管理権限者が任命し、その役割は消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施、消防設置・消防施設の点検、整備等を行う。

**【防火管理者(有資格者)の選任・届出が必要となる防火対象物等】: 東京都の例**  
火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等(避難困難施設がある防火対象物で全体の収容人員が10人以上のもの  
劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする用途(特定用途)がある防火対象物で全体の収容人員が30名以上のもの  
共同住宅・学校・工場・倉庫・事務所などの用途(非特定用途)の防火対象物で全体の収容人員が50人以上のもの  
新築工事中の建築物で収容人員が50人以上のうち、総務省令で定めるもの  
建造中の旅客船で収容人員が50人以上のものうち、総務省令で定めるもの  
同一敷地内の屋外タンク貯蔵所又は屋内貯蔵所で、その貯蔵する危険物の数量の合計が指定数量の1,000倍以上のもの  
指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物で、床面積の合計が1,500㎡以上のもの  
50台以上の車両を収容する屋内駐車場  
車両の駐車場のうち、地階に乗降場を有するもの

[チェック  
へ戻る](#)

**【確認 2: 指定数量以上の危険物を取り扱っていますか?】**

**指定数量以上の危険物を取り扱っている 適用を受ける 2B(P115)の順守要!**  
指定数量以上の危険物を取り扱っていない 適用を受けない

**【危険物とは】(法第2条別表、危険物の規制に関する政令第1条の11別表第3)**

危険物(下表)とは、種類と指定数量により定義されている。種類は、第1類(酸化性固体)、第2類(可燃性固体)、第3類(自然発火性物質及び禁水性物質)、第4類(引火性液体)、第5類(自己反応性物質)、第6類(酸化性液体)、である。これを一定以上の量を貯蔵又は取扱う者を危険物貯蔵又は取扱者という。

[目次](#)

[チェック  
へ戻る](#)

【表】 主な危険物の種類と指定数量

種別 性質	品名	令別表3に 掲げる性質	物質[例]	指定 数量
第1類 酸化性 固体	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 無機過酸化物 亜塩素酸塩類 臭素酸塩類 硝酸塩類 よう素酸塩類 過マンガン酸塩類 重クロム酸塩類 その他政令で定めるもの ・過よう素酸塩類 ・過よう素酸 ・クロム、鉛又はよう素 の酸化物 ・亜硝酸塩類 ・次亜塩素酸塩類 上記に掲げるもののいずれか を含有するもの	第1種酸化性固体	塩素酸カリウム 亜硝酸ナトリウム 亜塩素酸ナトリウム 臭素酸ナトリウム よう素酸カリウム 過マンガン酸カリ ウム 過よう素酸ナトリ ウム 無水クロム酸	50Kg
		第2種酸化性固体	硝酸アンモニウム (粒上) 次亜塩素酸カルシ ウム(さらし粉)	300Kg

種別 性質	品名	令別表3に 掲げる性質	物質[例]	指定 数量
第1類 酸化性 固体	その他政令で定めるもの ・塩素化イソシアヌル酸 ・ペルオキシ二流酸塩類 ・炭酸ナトリウム過酸化 水素付加物 上記に掲げるもののいずれ かを含有するもの	第3種酸化性固体	重クロム酸カリウム 硝酸ナトリウム 三塩素化イソシア ヌル酸	1,000Kg
第2類 可燃性 固体	硫化りん 赤りん 硫黄	/	三硫化りん 五硫化りん 七硫化りん	100Kg
	鉄粉 金属粉	第1種可燃性固体	-	500Kg
	マグネシウム その他のもので政令で定め るもの(未制定) 上記に掲げるもののいずれか を含有するもの	第2種可燃性固体	アルミニウム粉 亜鉛粉末 マグネシウム粉 (塊状・棒状のものは非危険物) *指定数量は性状 試験により異なる	100Kg 500Kg
	引火性固体	/	固形アルコール ラッカーパテ ゴムのり	1,000Kg
第3類 自然発 火性物 質 及 禁 水 性 物 質	カリウム ナトリウム アルキルアルミニウム アルキルリチウム	/	/	10Kg
	黄りん	/	/	20Kg
	アルカリ金属(カリウム及びナ トリウムを除く)及びアルカリ 土壌金属 有機金属化合物(アルキル アルミニウム及びアルキル リチウムを除く)	第1種自然発火性 物質及び禁水性 物質	リチウム(粉状) ジエチル亜鉛	10Kg
	金属の水素化物 金属のりん化合物 カルシウム又はアルミニウムの 炭化物	第2種自然発火性 物質及び禁水性 物質	カルシウム バリウム 水酸化ナトリウム りん化カルシウム 炭酸カルシウム	50Kg
その他のもので政令で定める もの ・塩素化けい素化合物 上記に掲げるもののいずれか を含有するもの	第3種自然発火性 物質及び禁水性 物質	トリクロロシラン	300Kg	
第4類 引火性 液体	特殊引火物	/	ジエチルエーテル 二硫化炭素 ペンタン アセトアルデヒド	50ℓ
	第1石油類	非水溶性液体	ガソリン トルエン ベンゼン メチルエチルケトン 酢酸エチル	200ℓ
		水溶性液体	アセトン ピリジン ジエチルアミン アセトニトリル	400ℓ
	アルコール類	/	メチルアルコール エチルアルコール プロピルアルコール	400ℓ
第2石油類	非水溶性液体	灯油 軽油 キシレン	1,000ℓ	

種別 性質	品名	令別表3に 掲げる性質	物質[例]	指定 数量
第4類 引火性液体	第2石油類	非水溶性液体	無水酢酸 n - ブチルアルコ ール	1,000ℓ
		水溶性液体	アクリル酸 氷酢酸	2,000ℓ
	第3石油類	非水溶性液体	重油 クレオソート油 アニリン ニトロベンゼン	2,000ℓ
		水溶性液体	エチレングリコール グリセリン	4,000ℓ
第4石油類		ギヤー油 潤滑油 シリンダー油	6,000ℓ	
動植物油		アマニ油 ヤシ油 オリーブ油	10,000ℓ	
第5類 自己反応性物質	有機過酸化物 硝酸エステル類 ニトロ化合物 ニトロソ化合物 アゾ化合物 ジアゾ化合物 ヒドラジンの誘導体 ヒドロキシルアミン ヒドロキシルアミン塩類	第1種自己反応性物質	硝酸メチル 硝酸エチル ニトログリセリン ピクリン酸 トリニトロトルエン ジアゾジニトロフェ ノール	10Kg
	その他のもので政令で定め るもの ・金属アジ化物 ・硝酸グアニジン ・1 - アリルオキシ - 2,3 - エポキシプロパン ・4 - メチリデンオキセタン - 2 - オン 上記に掲げるもののいずれ かを含有するもの	第2種自己反応性物質	硫酸ヒドラジン 硝酸ヒドロキシルア ミン アジ化ナトリウム 硝酸グアニジン	100Kg
第6類 酸化性物質	過塩素酸 過酸化水素 硝酸 その他のもので政令で定め るもの ・ハロゲン間化合物 上記に掲げるもののいずれ かを含有するもの		過塩素酸 硝酸 過酸化水素 三ふっ化臭素 五ふっ化臭素 五ふっ化よう素	300Kg

[チェック  
へ戻る](#)

【表】 危険物保安監督者を選任しなければならない製造所等  
印は危険物保安監督者を選任しなければならない対象施設

危険物の種類	第4類のみの危険物				第4類以外の危険物	
	指定数量の倍数が 30以下		指定数量の倍数が 30を超えるもの		指定数 量の倍 数が30 以下	指定数 量の倍 数が30を 超えるも の
貯蔵・取扱危険物の数量						
製造所 等の区分	40 以上	40 未満	40 以上	40 未満		
製造所						
屋内貯蔵所						
屋外タンク貯蔵所						
屋内タンク貯蔵所						
地下タンク貯蔵所						
簡易タンク貯蔵所						



危険物の種類	第4類のみの危険物				第4類以外の危険物	
	指定数量の倍数が30以下		指定数量の倍数が30を超えるもの		指定数量の倍数が30以下	指定数量の倍数が30を超えるもの
貯蔵・取扱危険物の数量						
貯蔵・取扱危険物の引火点	40以上	40未満	40以上	40未満		
製造所等の区分						
移動タンク貯蔵所						
屋外貯蔵所						
給油取扱所						
第一種販売取扱所						
第二種販売取扱所						
移動取扱所						
一般取扱所						
ボイラー等で消費又は詰替のみ		—				

[チェックへ戻る](#)

**(確認 3: 消防活動に支障を及ぼすおそれのある物質を取扱っていますか?)**

**消防活動に支障を及ぼすおそれのある物質を取扱っている 適用を受ける 2C(P116)の順守が必要!**  
**消防活動に支障を及ぼすおそれのある物質を取扱っていない 適用を受けない**

**【消防活動に支障を及ぼすおそれのある物質とは】(法第9条の3、危険物の規制に関する政令第1条の10)**  
 消防活動に支障を及ぼすおそれのある物質とは、圧縮アセチレンガスや液化石油ガスなど、火災予防や消火活動に支障のおそれのある物質のことである。これを一定以上の量を貯蔵又は取扱う者を消防活動阻害物質貯蔵又は取扱者という。

[チェックへ戻る](#)

**(確認 4: 指定可燃物を一定量以上集積していますか?)**

**指定可燃物を一定量以上集積している 適用を受ける 2D(P116)の順守が必要!**  
**指定可燃物を一定量以上集積していない 適用を受けない**

**【指定可燃物とは】(法第9条の4、危険物の規制に関する政令第1条の12別表第4)**  
 指定可燃物とは、指定数量未満の危険物又は消火活動困難物質で政令で定める以下の物質をいう。  
 (1)綿花類: 200Kg  
 (2)木毛及びかんくず: 400Kg  
 (3)ぼろ及び紙くず・糸類・わら類・再生資源燃料: 1,000Kg  
 (4)可燃性固体類: 3,000Kg  
 (5)石炭・木炭類: 10,000Kg  
 (6)可燃性液体類: 2m<sup>3</sup>  
 (7)木材加工品及び木くず: 10m<sup>3</sup>  
 (8)合成樹脂類(発砲させたもの): 20m<sup>3</sup>  
 (その他のもの): 3,000Kg

[チェックへ戻る](#)

**2 順守内容**

**2A 火災の予防等**

**(1)防火管理者の任命・届出(法8の2、法36)**  
 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、複合用途防火対象物全体の収容人員が50人以上の者が出入し、勤務し、または移住する場合は、防火対象物の管理権限者は、自衛消防組織を設置、防火管理者を任命と届出しなければならない。  
 役割: 消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施、消防設置・消防施設の点検、整備等

[チェックへ戻る](#)

**2B 危険物取扱者**

**(1)危険物の取り扱い(法第10条)**  
 指定数量以上の危険物は製造所、貯蔵所、取扱所以外の場所で取り扱ってはならない。製造所、貯蔵所、取扱所における構造や設備、取扱方法は政令で定める基準を順守しな

ければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

**(2) 施設の設置と変更の届出(法第11条、第11条の2)**

危険物製造所や貯蔵所又は取扱所の設置や変更は市町村長等の許可を受けなければならない。

設置や変更を行う場合には市町村長等の検査を受けなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

**(3) 施設の維持管理(法第12条)**

危険物製造所や貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が、政令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

**(4) 危険物保安監督者・危険物取扱者(法第13条)**

所定の危険物施設の所有者や管理者又は占有者は、危険物取扱の有資格者で6ヶ月以上の実務経験を有する者を危険物保安監督者と定め、遅滞なく市町村長に届出なければならない。また、危険物取扱者以外の者は、危険物取扱者の立ち会いがなければ危険物を取扱ってはならない。

[チェック  
へ戻る](#)

**(5) 保安業務(法第14条、第14条の2、第14条の3)**

所定の危険物施設の所有者や管理者又は占有者は、危険物施設保安員を定め、その設備に係る保安のための業務をおこなわなければならない。さらに所定の危険物施設の場合は、その設備の火災を予防するため予防規定を定め市町村長等の許可を受けなければならない。またその施設について定期的に点検し、その点検記録を作成し保存しなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

**(6) 危険物の運搬(法第16条、第16条の2)**

危険物の運搬は、その容器や積載方法及び運搬方法については技術上の基準に従って行わなければならない。移送時には危険物取扱者を乗車させなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

**(7) 事故時の措置(法第16条の3)**

その施設について危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止や流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講じなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

**2C 消防活動阻害物質取扱者**

**(1) 届出(法第9条の3)**

消防活動に支障を及ぼすおそれのある物質を貯蔵したり取り扱う場合は、消防署長等へ届出なければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

**2D 指定可燃物取扱者**

**(1) 取り扱い基準の順守(法第9条の4)**

指定可燃物を取り扱う場合には、市町村条例に定める基準に従わなければならない。

[高圧ガ法  
チェック  
へ戻る](#)

**3 留意事項**

4 消防法「順守評価シート」

対象: 全社

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス					
16. 消防法	[火災の予防等]・防火管理者の任命・届出・資格	法3 令4	・防火管理者を任命・解任したときは所轄消防署長に届出していますか ・防火管理者は、防火に関する講習会を受講していますか	人事・総務 担当	はい いいえ 防火責任者氏名: はい いいえ					
	・防火管理者の役割	法8	・防火対策について、消防計画を作成していますか ・消防計画は消防署長に届出されていますか	人事・総務 担当	はい いいえ はい いいえ はい いいえ					
施行規則 法規施行令 危険物の 政令	・避難施設の管理	薬条43条 知条40条 近40条 名条64条	・防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに在置されないように管理されていますか[避難経路の確保]	人事・総務 担当	はい いいえ					
危険物の 規則	・消防活動阻害物質の届出	法9の3 危険令 1の10	・下記消防活動阻害物質を取扱っていますか (該当項目を 〇) 圧縮アセチレンガス: 40Kg 無水硫酸: 200kg 液化石油ガス: 300Kg その他 ・消防活動阻害物質を所轄消防署長へ報告していますか	人事・総務 担当	はい いいえ  はい いいえ					
栗野:栗野 市火災予防 条例 名古屋:知 多火災予防 条例	・危険物貯蔵施設の 設置許可	法11 政令10条1 の2	・製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、各所毎に、各所区分ごとに市町村長の許可を受けていますか ・貯蔵倉庫の空地を保有していますか? (該当項目を 〇) 指定数量の倍数が5以下は不要 5~10の屋内貯蔵所は m以上の空地の幅	人事・総務 担当	はい いいえ 届出日:  はい いいえ 届出日:					
笠寺:名古 屋市火災予 防条例 滋賀:東近 江火災予防 条例	・危険物貯蔵施設の設置 及び変更届	法11の4	・前回のチェック以降、届出が必要な変更がありましたか(該当項目を 〇) 貯蔵施設の位置変更 貯蔵施設の構造変更 貯蔵施設の設備変更 危険物の品名変更 危険物の数量変更 変更がある場合、変更の10日前に市町村長に届出しましたか	人事・総務 担当	変更有 変更無 変更届出:  該当有 該当無 廃止届出日:					
		法12の6	・危険物貯蔵施設を廃止した場合、遅滞なく市町村長に届出していますか							
栗野市危険 物の規制に 関する規則 知多中部広 域事務組合 危険物規制 規則	指定数量 【表1】主な危険物の種類 と指定数量	法9の4 危険令1の12 火災予防条例31	・屋内危険物貯蔵所の貯蔵量は指定数量以下になっていますか	人事・総務 担当	はい いいえ					
		分類	指定数量			登録料	指定数量・倍	保管量	指定数量・倍	
		第一石油類	非水溶性			200ℓ	ℓ		ℓ	
			水溶性			400ℓ	ℓ		ℓ	
		アルコール				400ℓ	ℓ		ℓ	
			非水溶性			1000ℓ	ℓ		ℓ	
		第二石油類	水溶性			2000ℓ	ℓ		ℓ	
			非水溶性			2000ℓ	ℓ		ℓ	
		第三石油類	水溶性			4000ℓ	ℓ		ℓ	
			非水溶性			6000ℓ	ℓ		ℓ	
	合計									
栗野市危険 物の規制に 関する規則	・危険物製造所等管理者 選任及び届出	薬則19条 知則7条 近則11条 名則19条	・危険物製造所等管理者の氏名変更届出書を選任・解任後、遅滞なく消防署長に届けていますか?	人事・総務 担当	はい いいえ 届出日:  危険物製造所等管理者 (代表者): はい いいえ 届出日: 保安監督者氏名: はい いいえ 届出日: はい いいえ 受講日:					
東近江行政 組合危険物 規制規則	・危険物保安監督者の選 任及び解任届	法13 危険則48 条 薬 則14条 知則12条 近則16条 名則11条	・危険物保安監督者を選任・解任したとき、市町村長に届出していますか? ・危険物保安監督者は、甲種又は乙種の危険物取扱免状を持っていますか ・危険物を取扱っている有資格者は、3年毎に保安講習を受けていますか	人事・総務 担当	はい いいえ 届出日: 保安監督者氏名: はい いいえ 届出日: はい いいえ 受講日:					
名古屋市危 険物規制規 則	・危険物の取扱作業	危険則49 条	・危険物を取扱う作業は、有資格者が実施するか 立会いをしていますか (上表の指定数量以上取扱う場合には立会が必要、指定数量未満の場合は立ち合い不要)	受入 生産部 試験 担当	当初の取扱作業の種類					
						資格	取扱作業	立会		
						甲種危険物取扱者	全類可能	全類可能		
						乙種危険物取扱者	指定された類	指定された類		
丙種危険物取扱者	指定された危険物	不可								
					取扱作業 場所 評価 プレス油 灯油配管 塗装作業場 洗浄装置 屋内貯蔵所					
定期点検	・定期点検	法14の3 14の3の2	・屋外タンク貯蔵所等は市町村長の保安検査: (10000kg以上)を受けていますか (最大貯蔵量:1900ℓ 少量危険物貯蔵取扱所の 為対象外) ・定期点検を実施していますか(地下タンクは全て 点検義務)	人事・総務 担当	該当有 該当無 実施日 年 月 日  はい いいえ 実施日 年 月 日					
		法14の3、 3の2 危険則62 条 危 令第8条の 5 危 則第9条の 2	・屋内危険物貯蔵所を定期点検し、その点検記録 を作成していますか? ・点検実施記録を3年間保存していますか?	人事・総務 担当	該当有 該当無 屋外貯蔵所:指定数量 の倍数が100以上  はい いいえ 実施日 年 月 日					

消防法「順守評価シート」 続き

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
16. 消防法	・予防既定の制定	法14の2	・貯蔵所又は取扱所の火災を予防するため、総務省令で定める事項について予防規程を定め、市町村長等の認可を受けていますか？。これを変更するときも、同様とする。 ・貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者及びその従業員は、予防規程を順守していますか？	人事・総務担当	はい いいえ 作成日:
	・予防既定の順守				はい いいえ
施行規則 法規施行令	・消防設備等の設置	法17 則31条の6	・消防設備を設置したいとき、工事着工前に所轄消防署長に届出していますか？ ・消防設備は、定期的に検査していますか？ 機器点検(6ヶ月に1回以上) (総合点検1年に1回以上) ・点検結果は、3年ごとに消防署長に報告していますか？	人事・総務担当	はい いいえ 届出日:
					はい いいえ 実施日:
	・各種届出	秦野: 秦野市火災予防条例 名古屋: 知多火災予防条例 笠寺: 名古屋市火災予防条例 滋賀: 東近江火災予防条例	・防火対象物の使用開始の届出等をしていますか？ : 秦条46条、知条43条、近条44条、名条66条 ・火を使用する設備等の設置の届出をしていますか？ : 秦条47条、知条44条、近条44条、名条68条 ・少量危険物貯蔵所設置(変更・廃止)の届出をしていますか？ : 秦条49条、知条46条、近条46条、名条70条 ・下記指定可燃物(可燃性液体類)貯蔵・取扱(変更)届出をしていますか？ : 同上 (別表) 可燃性固体類(3t) 例: 石油アスファルト クレゾール等 ・可燃性液体類(2m <sup>3</sup> ) 例: 潤滑油 自動車用グリス等 ・木材加工品(10m <sup>3</sup> ) 例: 家具類 建築廃材 パレット等 ・合成樹脂(発泡させたもの(20m <sup>3</sup> )-その他(3t)): 発泡ウレタン 発泡スチロール 断熱材 等 ・「指定可燃物取扱所」看板の掲示をしていますか？	人事・総務担当	はい いいえ 提出日:
					はい いいえ 提出日:
				生産部 試験担当	はい いいえ 提出日:
					はい いいえ

環境法規制に対する順守状況の総合評価 \*各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに 印を記入)	特記事項	部門長
法律等が守られている		
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)		

[目次へ](#)



# 高圧ガス保安法

## 1 適用要否の確認

### (確認 1: 高圧ガスの第1種製造者ですか?)

高圧ガスの第1種製造者である 適用を受ける 2A(P120)の順守が必要!  
高圧ガスの第1種製造者でない 適用を受けない

#### 【高圧ガスとは】(法第2条、第3条)

高圧ガスとは、常温で圧力が10kg/cm<sup>2</sup>(1メガパスカル)以上となる圧縮ガス、2kg/cm<sup>3</sup>以上となる圧縮アセチレンガス、2kg/cm<sup>3</sup>以上となる液化ガス、温度35度で0kg/cm<sup>3</sup>を超える液化ガスのうち政令で定めるものである。  
但し、法第3条に規定する高圧ガスは適用を除外される。

#### 【第1種製造者とは】(法第5条)

第1種製造者とは、一日100m<sup>3</sup>以上のガスを使用して高圧ガスを製造しようとするものをいう。また、冷凍のためのガスを圧縮・液化して高圧ガスを製造する設備で、一日の冷凍能力が20トン以上の設備を使用して高圧ガスを製造しようとするものである。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

### (確認 2: 高圧ガスの第2種製造者ですか?)

高圧ガスの第2種製造者である 適用を受ける 2B(P120)の順守が必要!  
高圧ガスの第2種製造者でない 適用を受けない

#### 【第2種製造者とは】(法第5条)

第2種製造者とは、一日100m<sup>3</sup>未満のガスを使用して高圧ガスを製造しようとするものをいう。また、冷凍のためのガスを圧縮・液化して高圧ガスを製造する設備で、一日の冷凍能力が3トン以上の設備を使用して高圧ガスを製造しようとするものである。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

### (確認 3: 高圧ガス貯蔵所を所有していますか?)

高圧ガス貯蔵所を所有している 適用を受ける 2C(P121)の順守が必要!  
高圧ガス貯蔵所を所有していない 適用を受けない

[目次](#)

#### 【貯蔵所とは】(法第16条、第17条の2)

●貯蔵所とは、容器300m<sup>3</sup>以上の高圧ガスを貯蔵する施設である。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

### (確認 4: 高圧ガスの販売業者ですか?)

高圧ガスの販売業者である 適用を受ける 2D(P121)の順守が必要!  
高圧ガスの販売業者でない 適用を受けない

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

### (確認 5: 特定高圧ガスの消費者ですか?)

特定高圧ガスの消費者である 適用を受ける 2E(P121)の順守が必要!  
特定高圧ガスの消費者でない 適用を受けない

特定高圧ガスとは…

法第24条の2

『特定高圧ガス』とは、公共の安全の維持や災害発生の防止に特別に注意を要するもので、300m<sup>3</sup>以上の圧縮水素、300m<sup>3</sup>以上の圧縮天然ガス、3000kg以上の液化酸素、3000kg以上のアンモニア、3000kg以上の液化石油ガス、1000kg以上の液化塩素の6種類である。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

### (確認 6: 特定高圧ガスの容器製造者ですか?)

特定高圧ガスの容器製造者である 適用を受ける 2F(P122)の順守が必要!  
特定高圧ガスの容器製造者でない 適用を受けない

## 2 順守内容

### 2A 第1種製造者

(1) 都道府県知事の許可(法第5条)

都道府県知事の許可を受けなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

(2) 技術上の基準の順守(法第11条)

施設は技術上の基準を順守しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

(3) 保安教育計画の策定(法第27条)

従業員に対する保安教育計画を策定し、保安教育を実施しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

(4) 保安統括者の選任(法第27条の2)

業の内容に応じて、高圧ガス保安統括者、高圧ガス製造保安管理技術者(有資格者)、高圧ガス製造保安係員(有資格者)、高圧ガス製造保安主任者(有資格者)、高圧ガス製造保安企画推進員、冷凍保安責任者(有資格者)などを選任し、法第32条に規定する職務を行わなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

(5) 保安検査(法第35条)

都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

(6) 定期の自主検査(法第35条の2)

規則で定める保安のための定期自主検査を行い、検査記録を作成し、保存しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

(7) 高圧ガスの移動(法第23条)

高圧ガスを移動する場合には、容器、積載方法、移動方法に関する技術上の基準を順守しなければならない。一定量以上の移動を行う場合には、移動計画書の提出・携帯・移動確認者による監督などを行わなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

(8) 危険時の措置(法第36条)

危険な状態になった時は、災害防止のための応急処置を講じなければならない。また、直ちに都道府県知事などに届け出なければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

#### 【高圧ガス 周知文書】

一般社団法人 全国高圧ガス溶接材組合連合会では、高圧ガス保安法第20条の5第1項(周知させる義務等)に基づいて高圧ガスの消費者に対し販売契約を締結したとき及び周知後1年に1回、使用時の周知事項を知らせる目的で周知文書を発行しています。

注意事項が解説図をまじえ非常に分かりやすくまとめられています。是非インターネットで検索し社内の周知に活用して下さい。

### 2B 第2種製造者

(1) 都道府県知事への届出(法第5条)

都道府県知事に届け出なければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

(2) 技術上の基準の順守(法第12条)

施設は技術上の基準を順守しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

(3) 保安教育の実施(法第27条)

従業員に対する保安教育を実施しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

(4) 保安統括者、冷凍保安責任者の選任(法第27条の2)

業の内容に応じて、高圧ガス保安統括者、冷凍保安責任者(有資格者)などを選任し、法第32条に規定する職務を行わなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

(5) 定期の自主検査(法第35条の2)

規則で定める保安のための定期自主検査を行い、検査記録を作成し、保存しなければならない。(一定条件に該当する事業者のみ)

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(6) 高圧ガスの移動(法第23条)**

高圧ガスを移動する場合には、容器、積載方法、移動方法に関する技術上の基準を順守しなければならない。一定量以上の移動を行う場合には、移動計画書の提出・携帯・移動確認者による監督などを行わなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(7) 危険時の措置(法第36条)**

危険な状態になったときには、災害防止のための応急措置を講じなければならない。また、直ちに都道府県知事などに届け出なければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**2C 高圧ガス貯蔵所の所有者**

**(1) 都道府県知事の許可・届出(法第16条、第17条の2)**

都道府県知事の許可または届け出なければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(2) 技術上の基準の順守(法第18条)**

施設は技術上の基準を順守しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(3) 保安教育の実施(法第27条)**

従業員に対する保安教育を実施しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(4) 高圧ガスの移動(法第23条)**

高圧ガスを移動する場合には、容器、積載方法、移動方法に関する技術上の基準を順守しなければならない。一定量以上の移動を行う場合には、移動計画書の提出・携帯・移動確認者による監督などを行わなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(5) 危険時の措置(法第36条)**

危険な状態になったときは、災害防止のための応急措置を講じなければならない。また、直ちに都道府県知事などに届け出なければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**2D 高圧ガス販売業者**

**(1) 都道府県知事への届出(法第20条の4)**

都道府県知事に届け出なければならない。

**(2) 技術上の基準の順守(法第20条の6)**

販売方法は技術上の基準を順守しなければならない。

**(3) 保安教育の実施(法第27条)**

従業員に対する保安教育を実施しなければならない。

**(4) 高圧ガス販売主任の選任(法第28条)**

高圧ガス販売主任(有資格者)を選任し、法第32条に規定する職務を行わなければならない。

**(5) 購入者に対する周知義務(法第20条の5)**

購入者に対して、災害の発生防止に必要な事項を周知しなければならない。

**(6) 高圧ガスの移動(法第23条)**

高圧ガスを移動する場合には、容器、積載方法、移動方法に関する技術上の基準を順守しなければならない。一定量以上の移動を行う場合には、移動計画書の提出・携帯・移動確認者による監督などを行わなければならない。

**(7) 危険時の措置(法第36条)**

危険な状態になったときには、災害防止のための応急措置を講じなければならない。また、直ちに都道府県知事などに届け出なければならない。

**2E 特定高圧ガス消費者**

**(1) 都道府県知事への届出(法第24条の2)**

都道府県知事に届け出なければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(2) 技術上の基準の順守(法第24条の3)**

消費者は技術上の基準を順守しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

(3) 保安教育の実施(法第27条)

従業員に対する保安教育を実施しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

(4) 特定高圧ガス取扱主任の選任(法第28条)

特定高圧ガス取扱主任を選任し、法第32条に規定する職務を行わなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

(5) 高圧ガスの移動(法第23条)

高圧ガスを移動する場合には、容器、積載方法、移動方法に関する技術上の基準を順守しなければならない。一定量以上の移動を行う場合には、移動計画書の提出・携帯・移動確認者による監督などを行わなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

(6) 危険時の措置(法第36条)

危険な状態になったときは、災害防止のための応急措置を講じなければならない。また、直ちに都道府県知事などに届け出なければならない。

[毒劇法](#)  
[チェック](#)  
[へ戻る](#)

2F 高圧ガス容器製造業者

(1) 高圧ガス容器の基準及び検査(法第41条～第57条)

高圧ガスの容器については、容器の基準、刻印、検査などが定められている。また、容器製造業者についても順守すべき事項が定められている。

3 留意事項

4 高圧ガス保安法「順守評価シート」

対象: 秦野・笠寺・名古屋・滋賀

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
17. 高圧ガス保安法  施行規則 法規施行令 一般高圧ガス保安規則 液化石油ガス保安規則  高圧ガス保安法体系  [表1] 政令で定めるハイドロフルオロカーボン(令1条)	・規制対象の高圧ガス 第一種ガス 特定高圧ガス [表1] 適用外高圧ガス(法3) [表2] 特定高圧ガス	法2 令1 令3 令4 法24の2 令7	・当所には、規制対象となる高圧ガスがありますが 液化ガス(液化シアン化水素、液化ブチメル、 液化酸化エチレン) 圧縮液化ガス(ヘリウム、ネオン、アルゴン、窒素、 二酸化炭素、フロン等)	生産技術 担当	ある ない 製造施設等変更 明細書、等
			冷凍のためのガス(フルオロカーボン 、アンモニア等)		ある ない
			消費に際し災害の発生を防止するため、特別注意 するもの モニシラン、ホスフィン、アルシン、ジボラン、 セレン化水素、モノゲルマン、ジシラン		ある ない
			貯蔵、消費する際に公共の安全を維持又は 災害発生防止のために特別の注意を要するもの (圧縮水素、液化酸素、LPG液化アンモニア、 圧縮天然ガス)		ある ない
			□空気圧縮機(対象:5Pa以上)		ある ない
製造の許可 第1種製造者	製造の許可 第1種製造者	法5 令3, 4	・下記(1),(2)に該当する場合に都道府県知事の 許可申請の届出をしていますか? (1).圧縮、液化その他の方法で処理することが できるガスの容積 ①.第1種ガス300m <sup>3</sup> /日以上 ②.第1種ガス以外100m <sup>3</sup> /日以上 ・第1種ガスと以外のガスの両方が含まれる 場合は、経済産業省令で定める100～300 m <sup>3</sup> /日の値以上である設備を使用して高圧 ガスの製造をしようとする者(液化ガスの 場合は10kgを1m <sup>3</sup> と換算) (2).冷凍のためガス圧縮し、又は液化して高圧ガ スの製造をする設備での冷凍能力が20t/日 以上、但し、フルオロカーボン及びアンモニア の場合は50t/日以上のもを使用して高圧ガ スの製造をしようとする者 【例外】 冷凍のため高圧ガスの製造をしよう とする者及び「液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律」(液化石油ガス 法)に規定する液化石油ガスを充てんしよう とする者	生産技術 担当	(1) はい いいえ 届出日: 窒素保安検査証
			(2) はい いいえ 届出日:		
製造の許可 第2種製造者	製造の許可 第2種製造者	法5 令4	・下記に(1)に該当する場合に事業開始までに、 また、(2)に該当する場合は製造開始日の20日 前までに、都道府県知事へ届出をしていますか? (1).高圧ガスの製造の事業を行う者(第1種製造 者及び冷凍のため高圧ガスの製造をする者 並びに液化石油ガス法に規定する液化石油 ガスを充てんする者を除く) ①.第1種ガス300m <sup>3</sup> /日未満 ②.第1種ガス以外100m <sup>3</sup> /日未満 ・第1種ガスと以外のガスの両方が含まれる 場合、経済産業省令で定める100～300m <sup>3</sup> /日 の値未満		(1) はい いいえ 届出日: 申請書 等



法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
17. 高圧ガス保安法 施行規則 法規施行令 一般高圧ガス保安規則 液化石油ガス保安規則	製造の許可 第2種製造者	法5 令4	(2)冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造する設備でその冷凍能力が3t/日以上、但し、フルオロカーボン(不活性)の場合は20t/日以上、フルオルカーボン(不活性を除く)及びアンモニアの場合は5t/日以上のもを使用して高圧ガスの製造をする者	生産技術 担当	(2) はい いいえ 届出日:
	・第1種製造者 第2種製造者 都道府県知事の許可	法14 則14	・液体酸素が第1種貯蔵所に該当し、施設の届を県知事に届出していますか ・前回のチェック以降、製造施設又は貯蔵施設に移設改造修理(部品交換を含む)の届出を必要とする変更がありましたか(事前申請)	生産技術 担当	はい いいえ 届出日: 申請書
		法14 則15	・軽微な変更工事は変更後に都道府県知事へ完成後遅滞なく届けてますか? (軽微な変更工事の解釈 参照) ・第2種製造者は届出は不要		はい いいえ 届出日: 変更届
	・技術上の基準の順守	法24の3 一般則55	・一般則で定める技術上の基準順守されていますか(警戒標の掲示、バルブ開閉方向の明示、配管にガスの種類及び方向の表示等)	生産技術 担当	はい いいえ 状況確認
	・危害予防規程の制定	法26	・第一種製造者は危害予防規程を作成し、県知事に届けることになっていますが届出していますかこれを変更したときも、同様とする。 ・第一種製造者及びその従業者は、危害予防規程を守らなければならない	生産技術 担当	はい いいえ 届出日: 届出書類
	・法定責任者の選任	法27の2 則64~68	・保安統括者の選任・解任届を県知事に届出していますか	生産技術 担当	保安統括者氏名: 届出日: 届出書類
			・保安統括代理者の選任・解任届を県知事に届出していますか		保安統括代理者氏名: 届出日: 届出書類
			・保安係員及び保安代理係員の選任・解任届を県知事に届出していますか (一般高圧ガス・液化石油ガス保安係員)		一般高圧ガス保安係員: 届出日: 届出書類 一般高圧ガス保安代理係員: 届出日: 届出書類
			・保安主任者の選任(第1種製造者)を行っていますか(製造保安責任者免状取得者) ・保安企画推進員の選任(第1種製造者)を行っていますか(高圧ガス製造保安知識経験者)		液化石油ガス保安係員: 届出日: 届出書類 液化石油ガス保安代理係員: 届出日: 届出書類 保安主任者: 届出日: 届出書類 保安企画推進員: 届出日: 届出書類
	・保安教育	法27	・第一種製造者は、その従業者に対する保安教育計画を定めていますか ・第一種製造者は、保安教育計画を忠実に実行しなければなりません ・従業者に対する保安教育の実施、その記録は保存されていますか	生産技術 担当	はい いいえ 計画書
			・保安監督者の選任をしていますか?		はい いいえ 実施日: 教育記録
	・取扱主任者の選任	法28	・特定高圧ガス取扱主任者の選任と県知事へ届出していますか?	生産技術 担当	保安監督者: 保安管理組織 特定高圧ガス取扱主任者: 届出書、免許
	・保安検査	法35	・協会又は指定保安検査機関が行う定期的保安検査を受け記録を保管していますか 液化ガス石油ガス(LPG): 1回/年 窒素・酸素・アルゴン: 1回/3年 液化窒素 液化酸素 アルゴン	生産技術 担当	はい いいえ 実施日: 保安検査記録
			空気圧縮機(圧縮エア: 5.0MPa以上、ガス: 1.0MPa以上) 特定施設: 1回/年 特定施設以外: 1回/2年		はい いいえ 実施日: 保安検査記録
			・定期的自主検査の実施を行い、検査記録を保存していますか? 窒素 酸素 液化ガス石油ガス(LPG) アルゴン 圧縮空気(空気圧縮機等)		はい いいえ 実施日: 自主検査記録 はい いいえ 実施日: 自主検査記録 はい いいえ 実施日: 自主検査記録 はい いいえ 実施日: 自主検査記録 はい いいえ 実施日: 自主検査記録 はい いいえ 実施日: 自主検査記録
	・自主検査の実施	法35の2 液化則81 条4 一般則83 条3	・開放検査(液化ガス石油ガス(LPG)・空気圧縮機)については別紙にて計画・実施 液化ガス石油ガス(LPG) 空気圧縮機(定期と同時検査実施)	生産技術 担当	計画表 開放検査記録 実施日: 実施日:
			・経済産業省令で定める災害の発生の防止のための応急措置を講じていますか ・事態を発見した者は、直ちに、その旨を都道府県知事又は警察官、消防署員若しくは消防団員若しくは海上保安官に届出していますか		はい いいえ 事故災害措置基準 発生有 発生無 届出書類
環境法規制に対する順守状況の総合評価 *各エビデンスにて確認願います					
総合評価(いずれかに 印を記入)		特記事項		部門長	
法律等が守られている					
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)					

# 毒物及び劇物取締法

## 1 適用要否の確認

### (確認 1: 毒物劇物営業者ですか?)

**毒物劇物営業者である 適用を受ける 2A(P125)の順守が必要!**  
**毒物劇物営業者でない 適用を受けない**

#### 【毒物とは】(法第2条第1項表第1)

毒物とは、法別表1に示す水銀、ヒ素等、その他政令で定めるものである。ただし、医薬品・医薬部外品を除く。  
対象品の使用有無についてはSDSで確認のこと。

#### 【劇物とは】(法第2条第2項表第2)

劇物とは、法別表2に示すアンモニア、塩化水素等、その他政令で定めるものである。ただし、医薬品・医薬部外品を除く。

#### 【毒物劇物営業者とは】(法第3条)

毒物劇物営業者とは、毒物・劇物の製造業者、輸入業者、販売業者をいう。

### (確認 2: 特定毒物研究者・使用者ですか?)

**特定毒物研究者・使用者である 適用を受ける 2B(P125)の順守が必要!**  
**特定毒物研究者・使用者でない 適用を受けない**

#### 【特定毒物とは】(法第2条第3項表第3)

特定毒物とは、別表第3に示す四アルキル鉛等、その他政令で定めるものである。

#### 【特定毒物研究者・使用者とは】(法第3条の2、令第1条～第32条)

特定毒物研究者とは、学術研究のため『特定毒物』を製造・使用できると都道府県知事の許可を得たものをいう。『特定毒物使用者』とは、『特定毒物』を使用することができるものとして、品目ごとに政令で指定するものをいう。例えば、四塩化アルキル鉛については、石油精製業者がガソリンの混入することのみが認められている。

[目次](#)

### (確認 3: 特定事業における業務上取扱者ですか?)

**特定事業における業務上取扱者である 適用を受ける 2C(P125)の順守が必要!**  
**特定事業における業務上取扱者でない 適用を受けない**

#### 【特定事業における業務上取扱者とは】(法第22条、令第41条)

特定事業における業務上取扱者とは、電気メッキ事業及び金属熱処理事業では無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤。一定量の毒物劇物運送事業では政令別表第2に掲げるもの。白蟻防除事業では砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を取り扱う者をいう。

[チェック  
へ戻る](#)

### (確認 4: その他の業務上取扱者ですか?)

**その他の業務上取扱者である 適用を受ける 2D(P126)の順守が必要!**  
**その他の業務上取扱者でない 適用を受けない**

#### その他の業務上取扱者とは・・・

法第22条、則第18条の2

『その他の業務上取扱者』とは、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び特定事業における業務上取扱者以外の者であって、省令で定める毒物劇物を業務上取り扱う者をいう。

## 2 順守内容

### 2A 毒物劇物営業者

#### (1) 登録(法第3条、第4条)

製造業・輸入業は主務大臣の、販売業は都道府県知事などの登録を受けなければならない。

#### (2) 毒物劇物取扱責任者の設置(法第7条)

薬剤師などの中から選任の毒物劇物取扱責任者を設置し、都道府県知事等に届け出なければならない。

#### (3) 毒物劇物の取り扱い(法第11条)

毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講ず事なければならない。

#### (4) 表示(法第12条)

毒物劇物の容器及び被包並びに貯蔵する場所に「医薬用外」の文字、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

#### (5) 帳簿の記録・保存(法第15条)

帳簿を備え、購入者の氏名・住所などを記載しなければならない。帳簿は5年間保存しなければならない。

#### (6) 事故時の措置(法第16条の2)

取扱に係る毒物劇物及び一定の毒物劇物を含有する物が飛散し漏れ流れ出、しみ出又は地下に染み込んだ場合において不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがある時は直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに保健衛生上の危害を防止するために必要な応急措置を講じなければならない。また取扱に係る毒物劇物が盗難にあい又は紛失した時は直ちにその旨を警察署に届け出なければならない。

### 2B 特定毒物研究者・使用者

#### (1) 許可(法第6条の2)

学術研究のため特定毒物を製造し若しくは使用することができる者として都道府県知事の許可を受けなければならない。

#### (2) 毒物劇物の取り扱い(法第11条)

毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐために必要な措置を講じなければならない。

#### (3) 表示(法12条)

毒物劇物の容器及び被包並びに貯蔵する場所に「医薬用外」の文字、毒物については赤字に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」のもじを表示しなければならない。

#### (4) 事故時の措置(法第16条の2)

取扱に係る毒物劇物及び一定の毒物劇物を含有する物が飛散し漏れ流れ出、しみ出し又は地下に染み込んだ場合において不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがある時は直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに保健衛生上の危害を防止するために必要な応急措置を講じなければならない。また取扱に係る毒物劇物が盗難にあい又は付紛失した時は直ちにその旨を警察署に届け出なければならない。

### 2C 特定事業における業務上取扱者

#### (1) 届出(法第22条)

その毒物劇物を取り扱うこととなった日から30日以内にその事業場の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

#### (2) 毒物劇物取扱責任者の設置(法第7条)

[チェック  
へ戻る](#)

薬剤師などの中から選任の毒物劇物取扱責任者を設置し、都道府県知事等に届け出なければならぬ。

[チェック  
へ戻る](#)

(3) 毒物劇物の取り扱い(法第11条)

毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならぬ。

[チェック  
へ戻る](#)

(4) 表示(法第12条)

毒物劇物の容器及び被包並びに貯蔵する場所に「医薬用外」の文字、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

[労安法  
チェック  
へ戻る](#)

(5) 事故時の措置(法第16条の2)

取扱に係る毒物劇物及び一定の毒物劇物を含有する物が飛散し漏れ流れ出、しみ出又は地下に染み込んだ場合において不特定または多数の者について健康衛生上の危害が生ずるおそれがある時は直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。また取扱に係る毒物劇物が盗難にあい又は紛失した時は直ちにその旨を警察署に届け出なければならない。

2D その他の業務上取扱者

(1) 毒物劇物の取り扱い(法第11条)

毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

(2) 表示(法第12条)

毒物劇物の容器及び被包並びに貯蔵する場所に「医薬用外」の文字、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

(3) 廃棄(法第15条の2)

毒物劇物の廃棄については、政令で定める技術上の基準に従わなければならない。

(4) 事故時の措置(法第16条の2)

取扱に係る毒物劇物及び一定の毒物劇物を含有する物が飛散し漏れ流れ出、しみ出又は地下に染み込んだ場合において不特定又は多数の者について健康衛生上の危害を生ずるおそれがある時は直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに保健衛生上の危険を防止するために必要な応急措置を講じなければならない。また取扱に係る毒物劇物が盗難にあい又は紛失した時は直ちにその旨を警察署に届け出なければならない。

3 留意事項

[目次へ](#)

4 毒物及び劇物取締法「順守評価シート」

対象: 秦野(技術含む)・笠寺・名古屋・滋賀(技術含む)

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
14. 毒物及び劇物取締法  法規 施行規則 法規施行令	・適用条件 業務上取扱者(非届出業者)	法22 則18の2	・毒物劇物業者、特定毒物研究者、業務上取扱者(届出業者)を除くすべての毒物劇物取扱者	品証部 品管部 製造G 受入G 試作試験部 秦野技術	
	・定義 毒物、劇物、 特定毒物	法2 表1, 2, 3	・(表1/P319)に掲げる毒物(医薬品及び医薬部外品以外のもの)を使用していますか? ・(表2/P319)に掲げる劇物(医薬品及び医薬部外品以外のもの)を使用していますか? ・(表3/P321)に掲げる特定毒物(医薬品及び医薬部外品以外のもの)を使用していますか?		はい いいえ はい いいえ はい いいえ
	・毒物、劇物の管理	社内規定	・使用部署は、選定した毒劇物を全て登録し「毒物劇物一覧表」にて管理されていますか? 登録台帳(一覧表) ・使用部署の部門長は、管理責任者を任命していますか?(毒物劇物の取扱についての知識の有る者) ・管理責任者は、副管理責任者を指名することができる[管理責任者不在時(管理責任者が指名)](毒物劇物の取扱いについての知識の有る者) ・使用量及び残存量(保管量)を日々管理帳表に記入されていますか?(管理帳表コピー提出) ・管理責任者は、使用量・保管量を把握し1回/月 棚卸の実施していますか?(管理帳表コピー提出)		はい いいえ 登録台帳No. はい いいえ 管理責任者 はい いいえ 副管理責任者 はい いいえ はい いいえ



毒物及び劇物取締法「順守評価シート」

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
14. 毒物 及び劇物 取締法  施行規則 法規施行令  毒物劇物取 扱管理要領	・毒物劇物の取扱い	法22 (法11)	・毒物又は劇物の盗難又は紛失を防止するための措置を講じていますか？(該当項目を ^) 保管棚に施錠 始業前、始業後施錠確認	品証部 品管部 製造G 受入G 試作試験部 秦野・技本	はい いいえ チェックシート 措置状況確認
			・毒物又は劇物の飛散、流失、地下浸透の防止措置を講じていますか？(該当項目を ^) 指定容器内保管 受け皿 その他		はい いいえ チェックシート 措置状況確認
			・毒物又は劇物の誤飲防止の措置を講じていますか？(該当項目を ^) 紙コップ 飲食物容器		はい いいえ チェックシート 措置状況確認
	・毒物劇物の表示	法22 (法12、 )	・毒物又は劇物の容器に「医薬用外」、赤字に白色「毒物」の文字、白地に赤字の「劇物」の文字を表示されていますか？		はい いいえ チェックシート 措置状況確認
			・毒物又は劇物の貯蔵・陳列場所に「医薬用外」の文字、「毒物」又は「劇物」の文字を表示していますか？		はい いいえ チェックシート 措置状況確認
	・事故時等の措置	法22 (法16)	・事故時等は保健所、警察署又は消防署に届出し 応急処置を講じていますか？ ・盗難、紛失時は警察署に届出していますか？		はい いいえ 届出書
	・情報提供	社内規定	・使用場所には、SDSが常備されていますか？		はい いいえ
	・廃棄処分		・毒物又は劇物で不要となったもの又は混合水は、 適切に処分していますか？ 該当項目を 技術上の基準に従う 産廃処理廃棄		はい いいえ マニフェストNo.
	・教育の実施		・管理責任者は、1回/年、毒物劇物を取扱う全ての 者に対して教育・訓練の実施を行い又、教育・ 訓練実施記録を残していますか？		はい いいえ 教育記録No.

環境法規制に対する順守状況の総合評価 \*各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに 印を記入)	特記事項	部門長
法律等が守られている		
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)		

目次

目次

# 労働安全衛生法

## 1 適用要否の確認

## 2 順守内容

### (1) 管理者の選任(法第10条～第16条)

事業者の規模や事業内容に応じて、管理者を選任しなければならない。

衛生管理者の選任 製造業は従業員50名以上の事業場(法12、令4、則7～10)その事業場に専属する者を選任事由発生から14日以内に選任。  
第1種衛生管理者、第2種衛生管理者、衛生工学衛生管理者の各免許所持者等から業種、作業内容により選任。規模に応じて1～6名選任。  
所轄労働基準監督署へ選任報告書の提出。  
週1回以上作業場の巡視実施。  
管理者が病気、旅行等で職務の遂行が出来ない場合代理者を選任。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

安全衛生推進者等の選任 常時従業員10名以上の事業場(法12の2、則12の2～4)その事業場に専属する者を選任事由発生から14日以内に選任。見やすい箇所に使命を掲示する等周知。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

産業医(医師)の選任 製造業は従業員50名以上の事業場(法13則13～15)選任事由発生から14日以内に選任。  
所轄労働基準監督署へ選任報告書の提出。  
月1回以上作業場の巡視実施。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

作業主任者の選任(法14、令6、則18)

下記作業を行う場合は作業主任者の受講、選任をしなければならない。また、氏名等を作業場に掲示し周知しなければならない。

高圧室内作業、金属溶接作業、林業架線作業、ボイラー取扱作業、エックス線作業、ガンマ線透過写真撮影作業、木材加工用機械作業、プレス機械作業、加熱乾燥作業、コンクリート破砕作業、地山掘削作業、土止支保作業、ずい道等の掘削作業、ずい道等の履工作業、採石のための作業、はい作業、船内荷投作業、型枠支保工の組立または解体の作業、足場の組立作業等、建築物等の鉄骨組立作業、鉄橋架設等作業、木造建築物の組立作業等、コンクリート造の工作物の解体等作業、コンクリート橋架設等作業、第1種圧力容器取扱作業、特定化学物質等の取扱等の作業、鉛業務に係る作業、四アルキル鉛等業務に係る作業、酸素欠乏危険場所における作業、有機溶剤取扱等作業、石綿等に係る作業

[目次](#)

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

統括安全衛生管理者の選任(法10、令2、則2、3)

以下の業種・規模の事業場において選任事由発生から14日以内に選任。

- (1) 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業:従業員100人以上
- (2) 製造業(物の加工業含む)、電気業、ガス業、熱提供業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業:従業員300人以上
- (3) その他の業種:従業員1000人以上

安全管理者、衛生管理者を指揮するとともに、安全衛生管理業務を統括管理。  
所轄労働基準監督署長へ選任報告書の提出。  
管理者が病気、旅行等で職務の遂行が出来ないときは代理者を選任。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

安全管理者の選任(法11、令3、則4、5)

統括安全衛生管理者の選任が必要な(1)、(2)の業種に属する従業員50人以上の事業場につき、原則としてその事業場に専属する者を、選任事由発生から14日以内に選任。  
所轄労働基準監督署長に選任報告書の提出。  
設備、作業方法等の危険防止のための作業場の巡視。  
管理者が病気、旅行等で職務の遂行が出来ないときは代理者を選任。

衛生管理者の選任(法12、令4、則7～10)

従業員50人以上の事業場につき、原則としてその事業場に専属する者を、選任事由発生から14日以内に選任。

第1種衛生管理者、第2種衛生管理者、衛生工学衛生管理者の各免許所持者等から業種、作業内容等により選任。

事業場の規模に応じて1～6人を選任。

所轄労働基準監督署長に選任報告書の提出。

設備、作業方法等の危険防止のための作業場の巡視。

管理者が病気、旅行等で職務の遂行が出来ないときは代理者を選任。

## (2) 委員会の設置(法第17～19条)

事業者の規模や事業内容に応じて、委員会を設置しなければならない。

安全委員会の設置 製造業は従業員50名以上の事業場

衛生委員会の設置 製造業は従業員50名以上の事業場

月1回以上の開催。

開催の都度遅滞なく議事録を作成し周知。3年間保存。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

## (3) 危険物、有害物に関する規制

製造等の禁止(法第55条、令第16条)

労働者に重度の健康障害を生ずるものは、製造・輸入・譲渡提供又は使用してはならない。但し、試験研究のため製造・輸入・使用する場合で政令で定める要件に該当する場合はこの限りではない。

対象物質は1. 黄りんマッチ、2. ベンジジン及びその塩、3. 4 - アミノジフェルン及びその塩、4. 石綿、5. 4 - ニトロジフェルン及びその塩、6. ビス(クロロメチル)エーテル、7. ベーターナフチルアミン及びその塩、8. ベンゼンを含有するゴムのり(溶剤の5%を超えるもの)、9. 上記2. 3. 5. ～7. をその重量の1%を超えて含有し又は4. に掲げる物をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物。

製造の許可(法第56条、令第17条別表第3第1号)

労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある物を製造しようとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

表示等(法第57条、令第18条)

労働者に健康障害を生ずるおそれのある物の譲渡又は提供に際しては、その容器等に名称、含有量等を表示しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

文書の交付等(法第57条、令第18条の2別表第9)

労働者に健康障害を生ずるおそれのある物の譲渡又は提供に際しては、交付文書等の方法により、名称、含有量等を相手方に通知しなければならない(SDS)。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

化学物質の有害性の調査(法第57条の3、令第18条の3)

新規化学物質を製造、輸入しようとするときは、あらかじめ有害性の調査を行って、厚生労働大臣に届け出なければならない。

## (4) その他順守すべき事項

その他、事業者の順守すべき事項として次の項目が定められている。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

危険・健康障害の防止措置(法第20～36条)

機械、器具その他の設備による危険等の防止、労働者の健康障害の防止に必要な措置を実施等。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

機械等の規制、製造・設置・管理・検査証・自主検査(法第37～54条)

製造(製造許可、製造検査、構造検査、溶接検査)

設置(使用検査、落成検査、性能検査)

管理(変更検査、使用再開検査、定期自主検査、検査証)

について、特定機械等ごとに順守事項あり。厚生労働大臣の定める規格の具備、個別検定、型式検定。

残留リスクの通知を行い情報提供する。

検査証のない特定機械等(ボイラー等)は使用禁止。譲渡禁止。

特定機械等のほか一定の機械等を定期的に自主検査する。

対象はボイラー、第1種圧力容器、つり上げ荷重が3t以上のクレーン、つり上げ荷重が3t以上の移動式クレーン、つり上げ荷重が2t以上のデリック、積載荷重が

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

1t以上のエレベーター、ガイドレールの高さが18m以上の建設用リフト・ゴンドラ、活線作業用装置、活線作業用機器、フォークリフト、原動を用いかつ不特定の場所に自走できる建設機械、つり上げ荷重が0.5t以上3t未満のクレーン、つり上げ荷重が0.5t以上3t未満の移動式クレーン、つり上げ荷重が0.5t以上2t未満のデリック、積載荷重が0.25t以上1t未満のエレベーター、ガイドレールの高さが10m以上18m未満の建設用リフト、積載荷重が0.25t以上の簡易リフト、ショベルローダー、フォークローダー、ストラドルキャリアー、不整地運搬車、作業床高さが2m以上の高所作業者、第2種圧力容器、小型ボイラー、小型圧力容器、絶縁用保護具、絶縁用防具、動力により駆動されるプレス機、動力により駆動されるシャー、動力により駆動される遠心機械、化学設備及びその付属設備、アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置、乾燥設備及びその付属設備、動力車及び関連装置、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置、特定化学設備、透過写真撮影用ガンマ線照射装置

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

安全衛生教育・就業制限(法第59～61条)

雇入れ時及び作業内容変更時の教育。

危険有害業務従事者の特別教育。記録の3年間保存。

新任職長等の職長教育。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

作業環境測定・健康診断(法第65・66条、令21)

(1) 鉱物、金属等の粉じん作業場、6ヶ月に1回測定(粉防則26)

(2) 暑熱、寒冷、多湿作業場、半月に1回測定(安衛則607)

(3) 著しい騒音を発生する職場、6ヶ月に1回測定(安衛則590、591)

(4) 坑内の作業場、半月～1ヵ月に1回測定(安衛則592、612、603)

(5) 中央管理方式空調設備のある事務所、2ヶ月に1回測定(事務所則7)

(6) 放射線業務を行う職場、1ヶ月に1回測定(電離則54、55)

(7) 特定化学物質製造、取扱職場、6ヶ月に1回測定(特化則36、石綿則36)

(8) 鉛業務を行う作業場、1年に1回測定(鉛則52)

(9) 酸素欠乏危険作業場、その作業開始前に測定(酸欠則3)

(10) 有機溶剤製造、取扱い作業場、6ヶ月に1回測定(有規則28)

上記(1)、(6)、(7)、(8)、(10)の作業場は作業観測士・測定機関が測定(作則法3)

測定結果記録(報告書)の作成(法65)

作業環境評価基準に従い評価(法65の2)

測定、評価記録は3～40年間保存(法65、65の2)

第3管理区分と評価された作業場は直ぐに改善し、第2・1管理区分にする(法65の2)

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

石綿則  
[チェック](#)  
[へ戻る](#)

受動喫煙防止(法第68の2)

労働者の受動喫煙を防止するため、事業者や事業場の実績に応じ適切ね措置を講ずる。

計画の届出(法88)

下記の危険・有害な作業を必要とする機械等の設置、移転等は工事開始30日前までに所轄労働基準監督署長に届出。

動力プレス、金属その他の鉱物の溶解炉、化学設備、乾燥設備、アセチレン溶接装置、ガス集合溶接機、機械集材装置、運材索道、軌道装置、型枠支保工、架設通路、足場、有機溶剤用密閉装置、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、四アルキル鉛をガソリンに混入する業務機械又は装置、第1類物質又は特定第2類物質等を製造する設備、特定化学設備及びその付属設備、特定第2類物質又は管理第2類物質のガス等の発散抑制設備、アクロレインに係る排ガス処理装置、特定化学物質障害予防規則11条1項の廃液処理装置、1・3-プロパンスルトン等の製造・取扱設備、放射線装置、事務所の空調設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの、特定粉じん発生源を有する機械・設備・型ばらし装置、粉じん作業用局所排気装置、プッシュプル型換気装置、石綿等の発散抑制装置、ボイラー、第1種圧力容器、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト、ゴンドラ

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

一定の建設工事、採石業では工事開始の30日前または14日前までに所轄労働基準監督署長または厚生労働大臣に届出。



### 3 留意事項

事業者の措置及び労働者順守事項に関する厚生労働省令  
(1) 特定化学物質等障害予防規則

[チェック  
へ戻る](#)

#### 特定化学物質一覧表(2017.6.1見直し)

**注)赤字 : 特別管理物質**

##### 第1類特定化学物質

ジクロロベンジジン及びその塩  
アルファ-ナフチルアミン及びその塩  
塩素化ビフェニル (PCB)  
オルト-トリジン及びその塩

ジアニシジン及びその塩  
ベリリウム及びその化合物  
ベンゾトリクロリド

##### 第2類特定化学物質

アクリルアミド  
アクリロニトリル  
アルキル水銀化合物  
インジウム化合物  
エチルベンゼン  
エチレンジミン  
エチレンオキシド  
塩化ビニル  
塩素  
オーラミン  
オルト-トルイジン  
オルト-フタロジニトリル  
カドミウム及びその化合物  
クロム酸及びその塩  
クロロホルム  
クロロメチルメチルエーテル  
五酸化バナジウム  
コバルト及びその無機化合物  
コールタール  
酸化プロピレン  
三酸化ニアンチモン  
シアン化カリウム  
シアン化水素  
シアン化ナトリウム  
四塩化炭素  
1,4-ジオキサソ  
1,2-ジクロロエタン  
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン  
1,2-ジクロロプロパン  
ジクロロメタン

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)  
1,1-ジメチルヒドラジン  
臭化メチル  
重クロム酸及びその塩  
水銀及び無機化合物  
スチレン  
1,1,2,2-テトラクロロエタン  
テトラクロロエチレン  
トリクロロエチレン  
トリレンジイソシアネート  
ナフタレン  
ニッケル化合物(粉状の物に限る。)  
ニッケルカルボニル  
ニトログリコール  
パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン  
パラ-ニトロクロルベンゼン  
砒素及びその化合物(アルシン、砒化ガリウムを除く)  
フッ化水素  
ベータ-プロピオラクトン  
ベンゼン  
ペンタクロルフェノール及びナトリウム塩  
ホルムアルデヒド  
マゼンタ  
マンガン及びその化合物(塩基性マンガンを除く)  
メチルイソブチルケトン  
沃化メチル  
リフラクトリーセラミックファイバー  
硫化水素  
硫酸ジメチル

##### 第3類特定化学物質

アンモニア  
一酸化炭素  
塩化水素  
硝酸

二酸化硫黄  
フェノール  
ホスゲン  
硫酸

第1類・第2類物質の取扱い作業場に局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置(特化則3~5)。  
局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難な場合に全体換気装置を設置(特化則5)。  
第1類・第2類物質の粉じんを含む排ガス用局所排気装置又はプッシュプル型換気装置に設置(特化則9)。  
特定排ガス(フッ化水素等)を排出する製造設備の排気筒等に設置(特化則10)。  
特定廃液(塩酸、硝酸等)を排出する装置のための処理設備を設置(特化則11)。  
汚染したぼろ、紙くず等をふた付の不浸透容器に納める(特化則12の2)。  
パルプ等の開閉報告の表示、色分け区分、送給原材料等の表示等(特化則15、17)。  
管理特定化学設備に自動警報設備を設置等(特化則19)。  
自動警報装置の設置が困難なときに監視人を置き化学設備を監視(特化則19)。  
第1種物質等の製造作業場等の床は不浸透性の材料を使用(特化則21)。  
第1・第2類物質製造、取扱い作業場等の立入禁止とその旨の表示(特化則24)。  
有資格者の中から作業主任者を選任(特化則27)。  
局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び除じん装置等については1年に1回定期自主検査を実施。特定化学設備については2年に1回実施(特化則30、31)。

[チェック  
へ戻る](#)

自主検査の記録を作成し、3年間保管(特化則32)。  
 排気装置及び粉じん装置を初めて使用する時又は改造・修理を行ったときに点検を行う。記録を取り3年間保管(特化則33、34、34の2)。  
 第1種・第2種類物質製造、取扱い作業場以外の場所に休憩室を設置(特化則37)。粉状の物質を取扱う作業用休憩室の床は毎日1回掃除(特化則37)。  
 洗眼、洗身、うがい設備、更衣設備、洗たくのための設備の設置(特化則38)。  
 作業場での喫煙及び飲食の禁止とその旨の表示(特化則38の2)。  
 第1種類物質等の製造作業場に注意事項等を掲示(特化則38の3)。  
**特別管理物質** の取扱い作業場の労働者等の記録を毎月行い30年間保管(特化則38の4)。  
 特別有機溶剤を用いる有機溶剤業務を規制(特化則38の8)。  
 特殊健康診断を6ヶ月に1回(一部業務従事者に対する胸部エックス線撮影は1年に1回)実施(特化則39)。  
 特殊健康診断結果から特定化学物質健康診断個人票を作成し5年間保管。  
**特別管理物質** に係る労働者の個人票は30年間保管(特化則40)。  
 特定化学物質健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出(特化則41)。  
 特定化学物質を取扱う作業場に人数以上の呼吸用保護具を備える(特化則43、45)。

## (2)有機溶剤中毒予防規則

有機溶剤(2014.11.4見直し)

### 第1種有機溶剤

1,2-ジクロロエチレン(二塩化アセチレン)      二硫化炭素

### 第2種有機溶剤

アセトン

イソブチルアルコール

イソプロピルアルコール(2-プロパノール)      酢酸ノルマル-プロピル

イソペンチルアルコール(イソアミルアルコール)      酢酸ノルマル-ペンチル(酢酸ノルマル-アミル)

エチルエーテル      酢酸メチル

1,1,1-トリクロロエタン      シクロヘキサノール

1,1,2-トリクロロエタン      シクロヘキサノン

1,1,1-トリクロロエタン      N,N-ジメチルホルムアミド

1,1,2-トリクロロエタン      テトラヒドロフラン

1,1,2-トリクロロエタン      1,1,1-トリクロロエタン

キシレン      トルエン

クレゾール      ノルマルヘキサン

クロルベンゼン      1-ブタノール

酢酸イソブチル      2-ブタノール

酢酸イソプロピル      メタノール

酢酸イソペンチル(酢酸イソアミル)      メチルエチルケトン

酢酸エチル      メチルシクロヘキサノール

酢酸ノルマル-ブチル

### 第3種有機溶剤

ガソリン      石油ベンジン

コールタールナフサ      テレピン油

石油エーテル      ミネラルスピリット

石油ナフサ

有機溶剤の使用量が少ない場合は法適用除外の認定を申請する(有機則3、4)。  
 第1種有機溶剤等又は第2種有機溶剤に係る業務を行う屋内作業場等に、密閉設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置のいずれかを発生源ごとに設置(有機則5)。

第3種有機溶剤によるタンク内の作業等(吹付作業を除く)に、上記の排気装置以外に全体換気装置を設置してもよい(有機則6)。

有資格者の中から作業主任者を選任(有機則19)。

局所排気装置等の定期自主検査を1年に1回実施(有機則20)。

局所排気装置を初めての使用時及び分解して改造又は修理を行った時に点検(有機則22)。

自主検査の記録を3年間保管(有機則21)。

屋内作業場に有機溶剤の取扱上の注意事項等を掲示(有機則24)。

[チェック  
へ戻る](#)

第1種:赤、第2種:黄、第3種:青で表示(有機則25)。  
 特殊健康診断を6ヶ月に1度定期的を実施。健康診断結果から有機溶剤等健康診断個人票を作成し5年間保存(有機則30)。  
 有機溶剤等健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出(有機則30の3)。  
 屋内に貯蔵する場合、ふた付の堅固な容器に入れる(有機則35)。  
 有機溶剤が入っていた空容器は密閉するか屋外に集積保管(有機則36)。  
 局所排気装置等の定期自主検査を1年に1回実施(有機則20)。  
 局所排気装置を初めての使用時及び分解して改造又は修理を行った時に点検(有機則22)。  
 自主検査の記録を3年間保管(有機則21)。  
 屋内作業場に有機溶剤の取扱上の注意事項等を掲示(有機則24)。  
 第1種:赤、第2種:黄、第3種:青で表示(有機則25)。  
 特殊健康診断を6ヶ月に1度定期的を実施。健康診断結果から有機溶剤等健康診断個人票を作成し5年間保存(有機則30)。  
 有機溶剤等健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出(有機則30の3)。  
 屋内に貯蔵する場合、ふた付の堅固な容器に入れる(有機則35)。  
 有機溶剤が入っていた空容器は密閉するか屋外に集積保管(有機則36)。

### (3)鉛中毒予防規則

鉛作業を行う作業場に密閉設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置、除じん装置を設置(鉛則5~27)。  
 はんだ付け作業場に局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を設置(鉛則16)。  
 有資格者の中から作業主任者を選任(鉛則33)。  
 局所排気装置及び除じん装置の自主権さを1年に1回実施(鉛則48)。  
 自主検査の記録を作成し3年間保管(鉛則36)。  
 休憩室は鉛業務を行う作業場以外の場所に設置(鉛則45)。  
 作業場、休憩室、食堂の床を毎日1回掃除(鉛則48)。  
 作業場に手洗い用溶液、つめブラシ、石けん、うがい液を用意(鉛則49)。  
 屋内の作業場所での喫煙及び飲食を禁止し、その旨を表示(鉛則51)。  
 特殊健康診断を6ヶ月(一部1年)に1度定期的を実施。健康診断結果から有機溶剤等健康診断個人票を作成し5年間保存(鉛則53)。  
 特殊健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出(鉛則55)。  
 粉状の鉛等を取扱う作業者は作業衣を着用する(鉛則59)。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

### (4)四アルキル鉛中毒予防規則

四アルキル鉛及びこれを含有する製剤は、毒物及び劇物取締法において用途が規制されており、石油精製業者によるガソリンへの混入のみが認められている。

### (5)電離放射線障害予防規則

電離放射線は、線、線、紫外線、Y線、中性子線がある。レントゲン、放射線治療、食器や調理器具の消毒、非破壊検査、原子力発電等に利用されている。

### (6)粉じん障害防止規則

鉱物等を採掘したり、粉碎する等の作業。一般粉じん発生施設はテキストP62表を参照のこと。

### (7)石綿障害予防規則

#### 事前調査(第3条の1項)

事業者は石綿等による労働者の健康被害を防止するため、あらかじめ当該建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。以下同じ。)について、石綿等の使用の有無を目視、設計図等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

#### 事前調査(第3条の2項)

事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の素養の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

#### 石綿等の使用の状況の通知(第8条)

石綿を有する建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業(石綿の除去の作業を含む)、石綿等の封じ込め又は囲い込み作業を行う仕事の発注者(注文者のうち、その仕事を他の者から請負わないで注文している者をいう。)は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物、工作物又は船舶における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

#### 建築物の解体工事等の条件(第9条)

石綿を有する建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業(石綿の除去の作



業を含む)、石綿等の封じ込め又は囲い込み作業を行う仕事の発注者は、石綿等の使用の有無の調査、当該作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の順守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

#### 石綿等にはく露するおそれがある建物等における業務に係る措置 (第10条の1項)

事業者はその労働者を就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物に吹き付けられた石綿等又は貼り付けられた保温材、耐火被覆材等が破損、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある時は、当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

#### 石綿等にはく露するおそれがある建物等における業務に係る措置 (第10条の2、3項)

事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物に吹き付けられた石綿等又は貼り付けられた保温材、耐火被覆材等が破損、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある時は、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならない。また、労働者は事業者から保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない(第10条の2、3項)。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

#### 石綿等にはく露するおそれがある建物等における業務に係る措置 (第10条の4項)

建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受けた事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等又は貼り付けられた保温材、耐火被覆材等が破損、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある時は、当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない(第10条の4項)。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

#### 業務に係るその他の措置(作業に係る設備等)(第12条の1、2項)

事業者は、石綿等の粉じんが発散する屋内作業については、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。ただし、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、この限りではない。ただし、発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置を設けない場合は全体換気装置を設け、又は当該石綿を湿潤な状態にする等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

#### 管理(石綿作業主任者の選任)(第19条)

事業者は、令第6条第23号に掲げる作業については、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

#### 定期自主検査(第21、22、23条)

令第15条第1項第9号の厚生労働省令で定める局所排気装置等は、1回/年、定められた事項に関し自主検査を行い、記録を残し3年間保存しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

## 4 労働安全衛生法の改正された法律

### (1) 化学物質管理のあり方の見直し～危険性又は有害性等のリスクアセスメントの

#### 義務化(法57の3 令別表9則34の2～34の2の7:平成29年3月1日改正施行)

事業者は、第57条第1項に規定する表示義務の対象物および通知対象物(667物質)を新規に採用する場合等には、リスクアセスメントを実施しなければならない。事業者はリスクアセスメントの結果に基づく、事業場に合った労働者の危険または健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

### (2) 心理的な負担の程度を把握するための検査等(法66の10則52の9～52の21)

労働者に対し、1年に1回定期的に、心理的な負担の程度を把握するための検査を実施、面接指導の実施(労働者数50人未満の事業場は、当面猶予)。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

### (3) 受動喫煙の防止(法68の2)

事業者は、労働者の受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わないことをいう。)を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする(第68条の2)。

国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする(第71条)。

家電リ法  
[チェック](#)  
[へ戻る](#)



対象:全社 (15)労働安全衛生法 「環境法規制、その他の要求事項順守評価シート」

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
15.労働安全衛生法	・総括安全衛生管理者の選任・解任届	法10 令2 則2 即2	・従業員300人以上の製造業に於いては、総括安全衛生管理者(資格不要)を選任していますか？ ・また、選任事由発生から14日以内に労働基準監督署長に届出をしていますか？	人事・総務担当	はい いいえ 選任者氏名: 届出日:
		則3	・また、代理者の選任をしますか？(他との重複は可)		代理者氏名: 組織表
施行規則 法規施行令	・安全管理者(認定者)の選任・解任届	法11 令3 則4.5	・総括安全衛生管理者を有する事業場に於いては、安全管理者(認定者)を選任していますか？ ・また、選任事由発生から14日以内に労働基準監督署長に遅延なく届出をしていますか？ ・安全管理者は研修修了者を選任していますか？	人事・総務担当	はい いいえ 選任者氏名(認定者): 届出日: 修了証
		則4	・代理者の選任をしますか？(他との重複は可) 安全管理者の資格を持った者から選任する。かつ、安全に関して可能な限り知識や経験を持った者の中から選任するのが望ましい。		代理人氏名: 組織表 修了証
労働安全衛生法の体系	・安全管理者の作業場の巡視	則6	・作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれのあるときは、直ちに、その危険を防止するための必要な措置を講じていますか？ (例:安全パトロール等)	安全衛生委員会事務局	はい いいえ
		法12 令4 則7~10 則7(4) 則7	・従業員50人以上の事業場に於いては、原則としてその事業場に専属する衛生管理者を事業の規模に応じて選任し、専任事由発生から14日以内に所轄労働基準監督署長に提出していますか？ 事業場の規模(常時使用する労働者数) 衛生管理者数 50人以上200人以下 1人 200人を超え500人以下 2人 500人を超え1000人以下 3人 1000人を超え2000人以下 4人 2000人を超え3000人以下 5人 3000人を超える場合 6人 ・代理者の選任をしますか？(他との重複は可)	人事・総務担当	はい いいえ 選任者氏名(有資格者): 届出日: 選任者氏名(有資格者): 届出日: 選任者氏名(有資格者): 届出日: 代理者氏名(有資格者):
	・衛生管理者の作業場の巡視	則11	・衛生管理者は、少なくとも毎週1回以上作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害なおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康被害を防止するための必要な措置を講じていますか？	安全衛生委員会事務局	はい いいえ
	・安全衛生推進者(衛生推進者)の選任	法12の2 則12の2~4	・常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場では、選任が必要な状態になった日から14日以内に選任していますか？ ・また、その者の氏名を事業場の見やすい場所などに掲示しますか？(労働基準監督署長への届出は不要)	本社・神田	はい いいえ 選任者氏名:
	・産業医の選任・解任届	法13 令4,5 則13(1) 則13	・産業医を選任し、専任事由発生から14日以内に所轄労働基準監督署長に提出していますか？	人事・総務担当	はい いいえ 選任者氏名: 届出日: 選任報告書
	・産業医の作業場の巡視	則15	・産業医は、少なくとも2ヶ月1回以上作業場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害なおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康被害を防止するため必要な措置を講じていますか？	安全衛生委員会事務局	はい いいえ
	・作業主任者の選任及び氏名等の周知	法14 令6 則18	・作業主任者の選任及び作業は明確にされていますか？(表1:一覧表確認) 例:ガス溶接作業、ボイラー取扱作業、プレス機械作業、有機溶剤取扱作業、鉛作業(メッキ半田等)、X線 ・氏名等を作業場に掲示していますか？	製造	はい いいえ
	・安全衛生委員会	法19 令8 則23	・安全衛生委員会を設置していますか？ ・月1回以上の開催していますか？ ・議事録の作成及び保存(3年間)していますか？		安全衛生委員会事務局
	・危険健康妨害処置	法20~36	・機械、器具その他の設備による危険等の防止、労働災害の防止に必要な措置の実施していますか？ 設備安全審査 安全パトロール その他		はい いいえ 実施日:
	・機械等の規制	法45	・特定機械等の検査証:検査証のない特定機械等は使用禁止、譲渡禁止の順守をしますか？ ・定期自主検査:特定機械等を定期的に自主検査を実施していますか？ ・自主検査結果の記録と保存をしますか？ 例:ボイラー、プレス機械、つり上げ荷重0.5t以上3t未満のクレーン、動力により駆動するシャー等	生産技術	はい いいえ 実施日: 機種検査記録No.:
	・安全衛生教育	法59	・雇入れ時及び作業内容変更時の教育の実施していますか？ 【教育記録確認】雇入れ教育実施、OJT教育・スキル管理表	人事・総務担当	はい いいえ 実施日:
	・安全衛生	法59 則36	・特別教育:危険有害業務従事者に当該業務に関する安全又は衛生のための特別教育の実施していますか？【教育実施記録】		はい いいえ 実施日:
		法60	・新たに職務につくこととなった職長・班長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、教育の労働者を直接指導又は監督する者に対し、教育実施していますか？ 【教育記録確認】		はい いいえ 職長教育参加報告書資料

対象:全社								
法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス			
15.労働安全衛生法	・就業制限	法61 令20	・クレーンの運転その他の実務で、政令で定めるものについての取扱い業務は有資格者が就業していることを確認していますか？[有資格者一覧表]	製造	はい いいえ 技能組織表			
		危険物・有害物の規制 (リスクアセスメント規制) (平成28年6月1日施行) (平成29年3月1日改正施行) 【別表9】 危険物及び有害物-640 667 追加27物質	法57 副令18, 別表9 則30~33	[名称等の表示等] ・爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生じおそれのある物について、容器、包装への名所等の「表示」をしていますか？ (下記に該当する場合) ・令別表第9に掲げる667物質が対象 ・粉状の物以外の固形物は適用除外 法律上の実施義務(該当項目をへ) ・化学物質対象物を原材料などとして新規に採用したり、変更した。 対象化学物質を取り扱う業務の作業の方法や作業手順を新規に採用したり変更した。 上記2つに掲げるもののほか、対象物による危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあった。 新たな危険有害性の情報が、SDSなどにより提供された。	人事・総務 担当	はい いいえ ・対象物質名:		
			法57の3 令別表9 則34の2の7	[危険性または有害性等の調査] ・上記対象物について、危険性または有害性の調査(リスクアセスメント)を実施しましたか？		はい いいえ		
	法57の3 57の4 則34の2の8		[調査の結果等の周知] ・調査を行った結果を、調査対象物を清掃・取り扱う業務に従事する労働者に周知しましたか？	はい いいえ				
	・作業環境測定	令21 粉防則26 令21 安衛則607 令21、安衛 則590 591 令21 事務所則7 令21 特化則36 石綿則36 令21 鉛則52 令21 酸欠則3 令21 有機則28	(1)鉱物、金属等の粉じん作業場 6ヶ月に1回測定 記録確認	人事・総務 担当	はい いいえ			
			(2)暑熱、寒冷、多湿の作業場 6ヶ月に1回測定 記録確認		はい いいえ			
			(3)著しい騒音を発生する作業場 6ヶ月に1回測定 記録確認		はい いいえ			
			(5)中央管理方式空調設備のある事務所 2ヶ月に1回測定 記録確認		はい いいえ			
			(7)特定化学物質製造、取扱い作業場 6ヶ月に1回測定		はい いいえ			
			(8)鉛業務を行う作業場 1ヶ月に1回測定		はい いいえ			
			(9)酸素欠乏危険作業場 その作業開始前に測定		はい いいえ			
			(10)有機溶剤製造、取扱い作業場 6ヶ月に1回測定		はい いいえ			
			・作業環境測定士の測定		法28、作業 環境測定3	上記の(1)(7)(8)(9)の作業場は作業環境測定士・測定機関が測定していますか？	人事・総務 担当	はい いいえ 測定機関:
			・測定結果の記録の作成		法65	・測定結果記録(報告書)を作成していますか？	報告書:	
	・測定結果の評価	法65の2	・作業環境測定評価基準に従い評価していますか？	評価結果:				
・測定評価記録の保存	法65 65の2	・測定結果、評価の記録は3~40年間保管していますか？	保管状況					
・作業環境測定評価、測定の記録の保存	法65、6 5の2	・作業環境評価基準に従い評価し、測定、評価の記録は3~7年間保存されているか(報告書の作成・作業評価基準にて評価)	はい いいえ					
・作業場の改善	法65の2	・測定結果を評価し、第1~第3管理区分に分類していますか？ ・第3管理区分の場所は、直ちに施設、作業工程又は作業方法改善その他作業環境を改善のための措置を講じていますか？	はい いいえ 第3管理区分: 有 無 改善措置: 有 無					
・健康診断	法66 則4 3~44の2	・定期健康診断実施していますか？ (雇入れ時、定期健康診断) 定期健康診断1回/年以内	人事・総務 担当	はい いいえ 実施日: 検診計画書、実施記録				
	法66 令22 則45 特化則39	・有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に、特別な健康診断を実施していますか？ 特殊健康診断 1回/6ヶ月以内 (一部業務従事者に対する胸部X線撮影1回/年実施)		はい いいえ 実施日: 特別検診計画書、実施記録				
・健康診断	特化則40	・特定化学物質健康診断個人票を作成し5年間保管していますか？ ・特別管理物質に係る者の個人票は30年間保管していますか？	はい いいえ 特化物検診個人票					
安衛則 別表第7	・心理的な負担の程度を把握するための検査等(メンタルヘルス対策) ストレスチェック制度	法66 則52の9~ 21	・各地区の安全衛生委員会で決定された“有害な業務”で、政令で定めるものに従事する労働者に、歯科医師の健康診断を実施していますか？ 特殊歯科診断 1回/6ヶ月以内 ・常時五十人以上の労働者を使用する事業所が、健康診断を行ったときは、遅滞なく定期健康診断結果報告書(様式第六号)を所轄労働基準監督署に提出していますか？	はい いいえ 届出日: 定期・特定・有機・特殊 健康診断結果報告書				
		法66 令22 則4 8 特 化則39	・労働者に対し、1年に1回定期的に、心理的な負担の程度を把握するための検査等(ストレスチェック)を実施、面接指導の実施をしていますか？ (労働者50人未満の事業所は当面努力義務)		はい いいえ			
		則52 特化則41	・検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施していますか？		はい いいえ			

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
15.労働安全衛生法	・心理的な	法66の10 則52の9~ 21	・常時50人以上の労働者を使用する事業者は、検査、面接指導の実施状況などについて、毎年1回定期的に、所轄労働基準監督署長に報告していますか？	人事・総務 担当	はい いいえ
安衛則 別表第7	【計画の届出】 ・機械等の設備及び変更	法88 則88	・別表第7(則86)記載の機械を設置、移転、主要構造部品の変更は工事開始30日前までに所轄の労働基準監督署長に届け出ていますか？	生産技術 担当	はい いいえ 届出日: 年 月 日
	・労働安全衛生関連法令 点検等要求事項	安衛則、ク 安則、有機 則、消防 法、消防 令、粉防則	・労働安全衛生関連法令点検等(定期点検・日常点検)が確実に実施されていますか？	各部署	はい いいえ 点検記録
特定化学物質等障害予防規則	・排気装置の設置	特化則3~5	・排気装置を設置していますか？ (該当項目を へ) 全体換気装置 局所排気装置	生産技術	はい いいえ 設置状況確認
特定化学物質	・作業主任者の選任及び 氏名等の周知	特化則27	・作業主任者を有資格者の中から選任していますか？	製造	はい いいえ 作業主任者: 掲示状況確認
H27年11月 特化則改正 概要 RFC他	・定期自主検査	特化則30,31	・局所排気装置、プッシュプル型換気装置等について1年に1回実施されていますか？	生産技術	はい いいえ 点検記録
		特化則32	・特定化学設備については2年に1回実施されていますか？		はい いいえ 点検記録
エチルベン ゼン	・点検	特化則33,34	・局所排気装置を改造、修理を行った時に点検を実施していますか？	生産技術	はい いいえ 点検記録
			・点検結果の記録を3年間保存していますか？		はい いいえ 記録管理台帳
Notes ナフタレンと リフラクト リーセラミック ファイバー について健康 障害防止 措置が義務 づけられました。 (H27・ 11・1施行)	・掲示	特化則38の 3	・作業場に取扱い上の注意事項等の掲示が作業に従事する者が見やすい場所に掲示されていますか？	製造	はい いいえ 掲示状況確認
	・作業の記録	特化則38の 4	・特別管理物質の常時取扱い作業者はいますか？ ・その作業記録を毎月録っていますか？ ・上記の記録は、30年間保存されていますか？ (H27年11月以降)	製造	はい いいえ 作業記録: あり なし はい いいえ 記録管理台帳
・保護具	特化則43 特化則45	特化則43 特化則45	・特定化学物質を取扱う作業場に呼吸用保護具が備えられていますか？	製造	はい いいえ 着用状況
			・特定化学物質を取扱う作業者の人数以上の保護具が備えられていますか？		はい いいえ 保護具数
適用:ショット プラスト・ 溶接・溶断	【粉じん】 環境測定結果による濃度 にあった排気装置の設置	粉防則4	・環境測定の濃度にあった排気装置が設置されていますか？(該当項目を へ) 全体換気装置 局所排気装置	生産技術 担当	はい いいえ 設置状況確認
	・排気装置の定期点検	粉防則 17,18	・1回/年定期点検を行っていますか？ ・検査結果の記録を3年間保存していますか？	生技技術 担当	はい いいえ 点検日 点検記録
		粉防則 19,20	・排気装置及び粉じん装置等を改造、修理を行った時に点検を実施していますか？ ・点検結果の記録を3年間保存していますか？		はい いいえ 点検日 点検記録
・呼吸用保護具	安衛則593	・当該業務に従事する労働者に使用させるために、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を備えていますか？	製造	はい いいえ 設置状況確認	
適用:塗装、 脱脂、洗浄	【有機溶剤】 ・排気装置の設置	有機則5	・第1種有機溶剤等又は第2種有機溶剤に係る業務を行う屋内作業場等に、以下のいずれかを発生源ごとに設置されていますか？ (該当項目を へ) 密閉設備 局所排気装置 プッシュプル型換気装置	生産技術 担当	はい いいえ 設置状況確認
	・局所排気装置の定期点検	有機則 20,21	・1回/年定期点検を行っていますか？ ・検査結果の記録を3年間保存していますか？	生技技術 担当	はい いいえ 点検日 点検記録・台帳
		有機則22	・局所排気装置を改造、修理を行った時に点検を実施していますか？ ・点検結果の記録を3年間保存していますか？		はい いいえ 点検日 点検記録・台帳
	・呼吸用保護具	安衛則593	・当該業務に従事する労働者に使用させるために、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を備えていますか？	製造	はい いいえ 設置状況確認
・有機溶剤区分表示	有機則25	・第1種:赤、第2種:黄、第3種:青、で表示していますか？(職場区分)	製造	はい いいえ 表示状況確認	
適用:メッキ、 半田付	【鉛】 ・排気装置の設置	鉛則25~ 27	・排気装置を設置していますか？ (該当項目を へ) 全体換気装置 設備・局所排気装置 作業場・局所排気装置	生技技術 担当	はい いいえ 設置状況確認
	・排気装置の定期点検	鉛則35 鉛則36	・1回/年定期点検を行っていますか？ ・検査結果の記録を3年間保存していますか？	人事・総務 担当	はい いいえ 点検日 点検記録・台帳
	・手洗い用溶液等の用意	鉛則49	・硝酸水溶液その他の手洗い用溶液、つめブラシ、石けん及びうがい液を作業場ごとに備え、作業終了後及び必要に応じ、作業者にこれらを使用させていますか？		はい いいえ 設置状況確認
15.労働 安全衛生 法	・呼吸用保護具等	鉛則58、5 9	・有効な呼吸用保護具及び作業衣又は労働衛生保護衣類を使用させていますか？	人事・総務 製造	はい いいえ 設置状況確認
	・作業場以	鉛則45	・入り口には水を流し、又は十分湿らせたマットを置く等労働者の足部に付着した鉛等又は焼結鉛等を除去するための設備を設けていますか？ ・入り口には、衣服用ブラシを備えていますか？ ・床は、真空そうじ機を用いて、又は水洗いによって容易にそうじできる構造になっていますか？	人事・総務 担当	はい いいえ 設置状況確認 設備・管理記録等



法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
適用:メッキ、半田付	・作業衣等の汚染の除去	鉛則50	・洗たくのための設備を設ける等作業衣等の鉛等を除去するための措置を講じていますか?	人事・総務担当	はい いいえ
	・作業衣等の保管設備	鉛則46	・作業衣を鉛作業以外の衣服等から隔離し保管し、作業には隔離した作業衣を使用させていますか?	人事・総務担当	はい いいえ 設置状況確認 設備・管理記録等
改正女性労働基準規則(対象26物質) 労安法と改正女性則の関係	・女性労働者の就業を禁止する業務	法65の2 女性労働基準規則 18	・下記の作業場において女性労働者の就業を禁止していますか? 環境測定結果における第3管理区分の屋内作業場での全ての業務。 タンク内、船倉内などで規制対象の化学物質を取り扱う業務で、呼吸用保護具の使用が義務づけられている業務。	生産部 試験 人事・総務 品管・品証	はい いいえ 関連帳票
【事務所衛生】	・換気の実施	事衛則3	・事務所においては、下記の環境測定を行っていますか?(1回/6か月) ・一酸化炭素ガス濃度50ppm以下、炭酸ガス濃度5,000ppm以下にする	全社	はい いいえ 事務所 環境測定結果
	・照度等の基準適合	事衛則10	・作業区分に応じた室の作業面積の照度を基準に適合させる 精密な作業 300ルクス以上 普通の作業 150ルクス以上 粗な作業 70ルクス以上		はい いいえ 事務所 環境測定結果
受動喫煙防止	防止の処置 職場の受動喫煙パンフ	法68の2	・労働者の受動喫煙を防止するため、事業者や事業場の実情に応じ適切な処置を講じていますか?(H27.6.1施行~努力義務)		はい いいえ 就業規則等
適用: ボイラー	【ボイラー】 ・設置届	ボイラー則 10	・ボイラーを設置しようとしたときは、ボイラー設置届を労働基準監督署長に提出していますか?	生産技術担当	はい いいえ 提出日:
	・管理 就業規則 ボイラー室の管理等	ボイラー則 23	・ボイラー取扱員ボイラー技士免許を受けた者を就かせていますか?		はい いいえ 取扱者(免許のコピー):
		ボイラー則 28	・安全弁その他の附属品の管理を適切に実施していますか?		はい いいえ
		ボイラー則 29	・ボイラー室の管理等について、次の事項を行っていますか? ボイラー室その他のボイラー設置場所には、関係者以外の者がみだりに立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい個所に掲示すること ボイラー室には、必要がある場合のほか、引火しやすい物を持ち込まないこと ボイラー室には、水面計のガラス管、ガスケットその他の必要な予備品及び修繕用工具類を備えておくこと ボイラー検査証並びにボイラー取扱作業主任者の資格及び氏名をボイラー室その他のボイラー設置場所の見やすい個所に掲示すること 燃焼室、煙道等のれんがに割れが生じ、又はボイラーとれんが積との間にすき間が生じたときは、すみやかに補修すること		はい いいえ はい いいえ はい いいえ はい いいえ
	定期自主検査	ボイラー則 32~34	・毎月1回自主検査を実施し、記録の保存3年間行なっていますか?		はい いいえ
	変更休止及び廃止	ボイラー則 41	・ボイラーの変更届(株式会社第二十号)にボイラー検査証及びその変更の内容を示す書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出していますか?		はい いいえ
		ボイラー則 45	・ボイラー使用を休止しようとする場合は、当該ボイラー検査証の有効期間中にその旨を所轄労働基準監督署長に報告していますか?		はい いいえ
	特別の教育	ボイラー則 92	・小型ボイラーの取扱いの業務につかせるときは、当該作業員に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を実施していますか? (該当項目を ) ボイラーの構造に関する知識 ボイラーの附属品に関する知識 燃料及び燃焼に関する知識 関係法令 小型ボイラーの運転及び保守 小型ボイラーの点検		はい いいえ
石綿障害予防規則	事前調査等	石綿則2~5	所内設備・建造物等において、以下の石綿の使用の有無を調査していますか?(アスベストやアスベストを重量で0.1%以上含有する物) ・レベル1(発じん性著しく高い): 吹付石綿 ・レベル2(発じん性高い): 耐火被覆板(ケミカル板2種)、断熱材(煙突・屋根折板)、保湿剤等 ・レベル3(発じん性が比較的低い): スレート石綿含有岩綿、音板、Pタイル、ケイカル板1種、サイジング、石綿セメント板	生産技術 人事・総務 担当	はい いいえ 調査記録 有 無 調査記録 有 無 調査記録 有 無 調査記録
アスベスト建材 アスベスト対策Q&A	吹付け石綿等、保湿剤、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の処置等	石綿則10	上記において損傷・劣化による飛散の恐れのある設備・建造物を把握していますか? 建造物等で石綿の飛散の恐れがあるときは、除去、封じ込め、囲い込み等の処置を講じていますか? 石綿等の封じ込め・囲い込みの作業等は事前に所轄労働基準監督署に届出していますか?		はい いいえ 調査記録 はい いいえ 調査記録 はい いいえ 調査記録 提出日: 届出書類
環境法規制に対する順守状況の総合評価 *各エビデンスにて確認願います					
総合評価(いずれかに 印を記入)			特記事項		部門長
法律等が守られている					
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)					



# 家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)

## 1. 適用可否の確認

### 【特定家庭用機器とは】(法第2条、令第1条)

特定家庭用機器とは、一般消費者が通常生活の用に供する電気機械機器その他の機械機器であって、市町村等の廃棄物処理において再商品化が困難なもの、資源の有効利用を図る上で再資源化が特に必要なもの、その設計又は原材料の選択が再商品化の実施に影響を及ぼすもの、小売販売業者による円滑な収集が確保できるもののいずれにも該当するものとして政令で定められた、ユニット型エアコンディショナー、テレビ受信機(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機をいう。

特定家庭用機器廃棄物とは、特定家庭用機器が廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物となったものをいう。

### (確認 1: 特定家庭用機器を販売していますか?)

特定家庭用機器を販売している 適用を受ける 2A(P139)の順守が必要!  
特定家庭用機器を販売していない 適用を受けない

### (確認 2: 特定家庭用機器を製造又は輸入していますか?)

特定家庭用機器を製造又は輸入している 適用を受ける 2B(P140)の順守要!  
特定家庭用機器を製造又は輸入していない 適用を受けない

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

## 2. 順守内容

### (1) 事業者の責務(法第6条)

事業者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用し特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制し、排出する場合には再商品化等が確実に実施されるよう適切な者に引渡し、料金の支払いに応じることにより再商品化等の措置に協力しなければならない。

[目次](#)

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

### (2) 製造事業者等の責務(法第4条)

特定家庭用機器の製造等を業として行う者は、特定家庭用機器の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実を図る等により特定家庭用機器廃棄物の発生を抑制するよう努めるとともに、その設計及びその部品又は原材料の選択を工夫すること等により特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に関する費用を低減するよう努めなければならない。

### (3) 小売業の責務(法第5条)

特定家庭用機器の小売販売を業として行う者は、消費者が特定家庭用機器を長期間使用できるよう必要な情報を提供するとともに、消費者による特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を確保するため協力するように努めなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

## 2A 特定家庭用機器小売業者

### (1) 引取義務(法第9条)

小売業者は、自らが過去に販売した物や販売に際し同種の特定家庭用機器廃棄物の引き取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

### (2) 引渡義務(法第10条)

小売業者は、特定家庭用機器廃棄物を引取ったときは、自ら特定家庭用機器として再度使用する場合や再度使用又は販売する者に有償又は無償で譲渡する場合を除き、その特定家庭用機器廃棄物を引取るべき製造業者等に引渡さなければならない。

### (3) 引取料金の公表(法第11条、第12条、第13条)

小売業者は、廃棄物を引渡すために行なう収集及び運搬に關し料金を請求することができる。その料金について、あらかじめ公表しなければならない。

### (4) 特定家庭用機器廃棄物管理票の交付(法第43条、則第33条)

小売業者は、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引取るときは、管理票に所定の事項

を記載し、排出者に管理票野写しを交付しなければならない。

#### (5) 指導及び助言(法第15条)

主務大臣は、小売業者に対し、特定家庭用機器廃棄物の引取り又は引渡しの実施を確保するため必要があると認めるときは、その引取り又は引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

#### (6) 勧告及び命令(法第16条)

主務大臣は、正当な理由がなくて特定家庭用機器廃棄物の引取り又は引渡しをしない小売業者があるときは、その小売業者に対し、その引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。また勧告を受けた小売業者が正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、その小売業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

### 2B 特定家庭用機器製造業者等

#### (1) 引取義務と指定引取場所の公表(法第17条、則第16条)

製造業者等は、自らが製造・輸入した特定家庭用機器廃棄物の引き取りを求められた場合には、正当な理由がある場合を除きこれを引き取らなければならない。また指定引取場所について所定事項を公表しなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

#### (2) 再商品化等実施義務(法第18条、第22条、令第3条)

製造業者等は、引き取った特定家庭用機器廃棄物について遅滞なく再商品化をしなければならない。再商品化を行う場合には、毎年ごとに政令で定める基準に従わなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

#### (3) 再商品化等料金の公表(法第19条、法第20条、則第8条)

製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為に関し料金を請求することができる。その商品化に必要な料金の金額を予め時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙へ掲載、インターネットの利用その他の適切な方法で公表しなければならない。

小家リ法  
[チェック](#)  
[へ戻る](#)

#### (4) 指導及び助言(法第27条)

主務大臣は、製造業者等に対し、特定家庭用機器廃棄物の引取り又は特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、その引取り又は再商品化等に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

#### (5) 勧告及び命令(法第28条)

主務大臣は、正当な理由がなくて特定家庭用機器廃棄物の引取り又は再商品化等に必要な行為をしない製造業者等があるときは、その製造業者等に対し、その引取り又は再商品化等に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。また勧告を受けた製造業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

### 3 留意事項

#### (1) 基本方針(法第3条)

主務大臣は、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を総合的かつ計画的に推進するため、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針を定めるものとする。

[目次へ](#)

# 小型家電リサイクル法

## 1. 適用要否の確認

### 【小型電子機器等とは】(法2条、令第1条)

小型電子機器等とは、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法に規定するものを除く)であって、当該電気機械器具が廃棄物となった場合においてその効率的な収集及び運搬が可能であると認められるもの及び当該電気機械器具が廃棄物となった場合におけるその再資源化が廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再資源化に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるものとしてのいずれにも該当するものとして政令で定められた、電話機やファクシミリ装置その他の優先通信機械器具、携帯電話端末やPHS端末にその他の無線通信機械器具、デジタルカメラやビデオカメラ及びDVDレコーダーその他の映像用機械器具、パーソナルコンピューターやプリンターその他の印刷装置等(一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具であるものに限るものとし、これらの付属品を含む)をいう。

使用済小型電子機器等とは、小型電子機器等のうち、その使用を終了したものをいう。

### (確認 1:再資源化認定事業者ですか?)

**再資源化認定事業者である 適用を受ける 2A(P141)の順守が必要!**  
**再資源化認定事業者でない 適用を受けない**

### 【再資源化認定事業者とは】(法第10条)

再資源化認定事業者とは、使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集運搬及び処分の事業を行おうとする者であって、主務省令で定めるところにより使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画の認定を受けた者をいう。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

## 2. 順守内容

### (1)事業者の責務(法第7条)

事業者は、その事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合にあっては、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、当法により認定を受けた者その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引渡すよう努めなければならない。

[目次](#)

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

### (2)製造事業者等の責務(法第9条)

小型電子機器等の製造を業として行う者は、小型電子機器等の設計及びその部品又は原材料の種類を工夫することにより使用済小型電子機器等の再資源化に要する費用を低減するとともに、使用済小型電子機器等の再資源化により得られた物を利用するよう努めなければならない。

### (3)小売業者の責務(法第8条)

小型電子機器等の小売販売を業として行う者は、消費者による使用済小型電子機器等の適正な排出を確保するために協力するよう努めなければならない。

## 2A 再資源化認定事業者

### (1)再資源化事業計画の認定(法第10条、則第2条～第7条、第13条)

使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集運搬及び処分の事業を行おうとする者は、主務省令で定めるところにより使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

認定事業は、当該認定に係る再資源化事業を廃止したときは、その旨を速やかに主務大臣に届け出なければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

### (2)使用済小型電子機器等の引取りに必ずする義務(法第12条、則第14条)

認定事業者は、再資源化事業計画における区域内の市町村から当該市町村が分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、主務政令が定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済小型電子機器等を引き取らなければならない。

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

**(3)表示等(則第8条)**

認定事業者は、毎年、その一年間における当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行うときは、所定事項を当該運搬車の外から見やすいように表示するものとする。及び当該運搬車に所定事項を記載した書面又は電磁的記録を備え付けるものとする。

[チェック  
へ戻る](#)

**(4)報告(法第16条、則第15条)**

認定事業者は、毎年、その一年間における当該認定に係る再資源化事業の実施の状況に関し所定事項を記載した報告書を主務大臣に提出しなければならない。

自動車リ  
[チェック  
へ戻る](#)

**(5)指導及び助言(法第15条)**

主務大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る再資源化事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

**3 留意事項**

**(1)基本方針(法第3条)**

主務大臣は、使用済小型電子機器等の再資源化を総合的かつ計画的に推進するため、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を定めるものとする。

[目次へ](#)



# 自動車リサイクル法

## 1. 適用要否の確認

### 【対象となる自動車とは】(法第2条、令第1条、特殊用途使用自動車を定める省令)

対象となる自動車は道路運送車両法第2条2項に規定する自動車のうち、被牽引車、及び同法第3条に規定する小型自動車や軽自動車であって二輪のもの、大型特殊自動車や小型特殊自動車、並びに政令で定める農業林業機械用自動車、カタピラやソリを有する自動車、競走用自動車、自衛隊装甲車輛、及び政令で定めるホイール式高所作業車、無人搬送車等を除いた自動車とされている。

### (確認 1: 所有自動車を廃棄しますか?)

所有自動車を廃棄する 適用を受ける 2A(P144)の順守が必要！  
所有自動車を廃棄しない 適用を受けない

[チェック](#)  
[へ戻る](#)

### (確認 2: 引取業者ですか?)

引取業者である 適用を受ける 2B(P144)の順守が必要！  
引取業者でない 適用を受けない

### (確認 3: フロン類回収業者ですか?)

フロン類回収業者である 適用を受ける 2C(P144)の順守が必要！  
フロン類回収業者でない 適用を受けない

### (確認 4: 解体業者ですか?)

解体業者である 適用を受ける 2D(P145)の順守が必要！  
解体業者でない 適用を受けない

### (確認 5: 破砕業者ですか?)

破砕業者である 適用を受ける 2E(P146)の順守が必要！  
破砕業者でない 適用を受けない

[目次](#)

### (確認 6: 自動車製造業又は自動車輸入業ですか?)

自動車製造業又は自動車輸入業である 適用を受ける 2F(P147)の順守要！  
自動車製造業又は自動車輸入業でない 適用を受けない

## 2. 順守内容

### (1) 自動車所有者の責務(法第5条)

自動車所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより自動車が使用済自動車となることを抑制すること、及び自動車の購入に当たっては再資源化実施に配慮して製造された自動車を選択すること、並びに自動車の修理に当たっては使用済自動車の再資源化によって得られたもの等やそれを使用するものを使用すること等により使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。

### (2) 関連事業者の責務(法第4条)

関連事業者は、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理と資源の有効利用の確保を図るため再資源化に関する知識や能力の向上に努めなければならない。

### (3) 自動車製造業者等の責務(法第3条)

自動車製造業者等は、自動車の設計及び部品や原材料の種類を工夫することにより、自動車が長期間使用されることを促進し、使用済自動車の再資源化等を容易にすること、再資源化等に要する費用を低減すること、及び再資源化の実施を適正かつ円滑に行うために関連事業者に対し自らが製造等をした自動車の構造と部品や原材料に関する情報を適切に提供することや再資源化の実施に協力するよう努めなければならない。

## 2A 自動車の所有者

### (1) 使用済自動車の引渡義務(法第8条)

自動車の所有者は、自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に使用済自動車を引き渡さなければならない。

[チェック  
へ戻る](#)

### (2) 再資源化預託金等の預託義務(法第73条)

自動車の所有者は、自動車が最初の自動車登録ファイルへの登録を受けるまでに、自動車に係る再資源化等料金に相当する額に金銭を再資源化等預託金として資金管理法人に預託しなければならない。

## 2B 引取業者

### (1) 登録及び標識掲示義務(法第42条、第50条)

引取業を行おうとする者は、事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

### (2) 引取義務(法第9条)

引取業者は、使用済自動車の引取を求められたときは、再資源化預託金等が預託されていることを確認し、正当な理由がある場合を除き、引取を求めた者から当該使用済自動車を引取らなければならない。

### (3) 引渡義務(法第10条)

引取業者は、使用済自動車を引取ったときは、速やかに、使用済自動車に特定エアコンディショナーが搭載されている場合はフロン類回収業者に、搭載されていない場合は解体業者に、その使用済自動車を引渡さなければならない。

### (4) 書面交付(法第80条)

引取業者は、使用済自動車を引取るときは、引取を求めた者に対し、氏名・名称、車台番号等をその他の事項を記載した書面を交付しなければならない。

### (5) 報告(法第81条、第82条)

引取業者は、使用済自動車等を引取ったとき又は引渡したときは、使用済自動車等の車台番号その他の事項を電子情報処理組織を使用して情報管理センターに報告しなければならない。

### (6) 指導及び助言(法第19条)

都道府県知事は、その登録を受けた引取業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し、特定再資源化等物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、その引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

### (7) 勧告及び命令(法第20条)

都道府県知事は、正当な理由がなくて引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をしない関連事業者があるときは、その関連事業者に対し、その引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。また勧告を受けた関連事業者が正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、その関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

## 2C フロン類回収業者

### (1) 引取義務(法第11条)

フロン類回収業者は、引取業者から使用済自動車の引取りを求められたときは、当該使用済自動車を引取らねなければならない。

### (2) 回収義務(法第12条)

フロン類回収業者は、使用済自動車を引取ったときは、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従い、エアコンディショナーからフロン類を回収しなければならない。

### (3) フロン類の引渡し義務(法第13条)

フロン類の回収業者は、フロン類を回収したときは、自らフロン類の再利用をする場合を除き、自動車製造業者等にフロン類を引渡さなければならない。自動車製造業者等が引

取基準を定めているときは、引取基準に従いこれを引渡さなければならない。

フロン類を引渡すときは、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従い、当該フロン類を運搬しなければならない。

#### (4) 使用済自動車の引渡義務(法第14条)

フロン類回収業者は、速やかに、フロン類を回収した後の使用済自動車を解体業者に引渡さなければならない。

#### (5) フロン類回収料金(法第23条)

フロン類回収業者は、自動車製造業者等にフロン類を引渡したときは、主務省令で定めるところにより、自動車製造業者等に対し、フロン類の回収及びフロン類を引渡すために行なう運搬に要する費用に関し、フロン類の回収の適正かつ確実な実施を確保する観点から主務省令で定める基準に従って当該自動車製造業者等が定める額の金銭(フロン類回収料金)の支払いを請求することができる。

#### (6) フロン類回収業者の登録及び標識掲示義務(法第53条、第59条)

フロン回収業を行おうとする者は、事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

#### (7) 報告(法第81条、第82条)

使用済自動車等を引取ったとき又は引渡したときは、使用済自動車等の車台番号その他の事項を電子情報処理組織を利用して情報管理センターに報告しなければならない。

#### (8) 指導及び助言(法第19条)

都道府県知事は、その登録を受けたフロン回収業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し、特定再資源化等物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、その引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

#### (9) 勧告及び命令(法第20条)

都道府県知事は、正当な理由がなくて引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をしない関連事業者があるときは、その関連事業者に対し、その引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。また勧告を受けた関連事業者が正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、その関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

## 2D 解体業者

#### (1) 引取義務(法第15条)

解体業者は、使用済自動車の引取りを求められたときは、引き取らなければならない。

#### (2) 再資源化実施義務等(法第16条)

解体業者は、引き取った使用済自動車の解体を行うときは、使用済自動車から有用な部品を分離して部品その他製品の一部として利用することができる状態にすることその他の使用済自動車の再資源化を行わなければならない。

再資源化は、解体業者による使用済自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

解体業者は、使用済自動車から指定回収物品を回収し、自動車製造業者等に指定回収物品を引渡さなければならない。

解体業者は、引き取った使用済自動車の解体を行ったときは、他の解体業者又は破砕業者に当該使用済自動車に係る解体自動車を引渡さなければならない。

#### (3) 指定回収料金(法第23条)

解体業者は、自動車製造業者等に指定回収物品を引渡すときは、主務省令で定めるところにより、自動車製造業者等に対し、指定回収物品の回収及び指定回収物品を引渡すために行なう運搬に関する費用に関し、指定回収物品の適正かつ確実な実施を確保する観点から主務省令で定める基準に従って当該自動車製造業者等が定める額の金銭(指定回収料金)の支払いを請求することができる。

#### (4) 解体業の許可及び標識掲示義務(法第60条、第65条)

解体業を行おうとする者は、事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

#### (5) 記録保持義務(法第16条)

解体業者は、解体自動車全部利用者(解体自動車を引取り、当該解体自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する方法その他の残さを発生させないものとして主務省令で定める方法によりこれを利用する者)に解体自動車を引渡したときは、その事実を証する書面として主務省令で定めるものをその引渡しの日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

#### (6) 報告(法第81条、第82条)

使用済自動車等を引取ったとき又は引渡したときは、使用済自動車等の車台番号その他の事項を電子情報処理組織を使用して情報管理センターに報告しなければならない。

#### (7) 指導及び助言(法第19条)

都道府県知事は、その許可を受けた解体業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し、特定再資源化等物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、その引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

#### (8) 勧告及び命令(法第20条)

都道府県知事は、正当な理由がなくて引渡し若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をしない関連事業者があるときは、その関連事業者に対し、その引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。またコン国を受けた関連事業者が正当な理由がなくて、その勧告に係る措置を取らなかったときは、その関連事業者に対し、その勧告に係る措置を取るべきことを命ずることができる。

### 2E 破砕業者

#### (1) 引取義務(法第17条)

破砕業者は、解体業者から解体自動車の引取りを求められたときは、解体自動車を引取らなければならない。

#### (2) 再資源化実施義務等(法第18条)

破砕事業者は、その引取った解体自動車の破砕前処理を行うときは、破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準として主務省令で定める基準に従い、その破砕前処理を行わなければならない。

破砕業者は、破砕前処理を行ったときは、自ら破砕前処理を行った後にその解体自動車の破砕を行う場合を除き、他の破砕業者(破砕前処理のみを業として行う者を除く。)に解体自動車を引渡さなければならない。

破砕業者は、その引取った解体自動車の破砕を行うときは、解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態にすることその他の解体自動車の再資源化を行わなければならない。再資源化は、破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

破砕業者は、破砕を行ったとき、自動車製造業者等に自動車破砕残さを引渡さなければならない。当該自動車製造業者等が引取り基準を定めているときは、引取基準に従い、引渡さなければならない。

#### (3) 破砕業の許可及び標識掲示義務(法第67条、第72条)

破砕業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

#### (4) 報告(法第81条、82条)

使用済自動車を引取ったとき又は引渡したときは、使用済自動車等の車台番号その他の事項を電子情報処理組織を使用して情報管理センターに報告しなければならない。

#### (5) 指導及び助言(法第19条)

都道府県知事は、その許可を受けた破砕業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車に引取り若しくは引渡し、特定再資源化物品等の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、その引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

#### (6) 勧告及び命令(法第20条)

都道府県知事は、正当な理由がなくて引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をしない関連事業者があるときは、その関連事業者に対し、その引取り若しくは引渡し又は



再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。また勧告を受けた関連事業者が正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、その関連事業者に対し、その勧告に係る措置を取るべきことを命ずることができる。

## 2F 自動車製造業者等

### (1) 引取義務(法第21条)

自動車製造業者等は、フロン類回収業者、解体業者又は破砕業者から自らが製造等をした自動車に係る特定再資源化等物品の引取りを求められたときは、指定引取場所において、特定再資源化等物品を引取らなければならない。

### (2) 引取基準(法第22条)

自動車製造業者等又は指定再資源化機関は、特定再資源化等物品の適正かつ確実な引取りを確保する観点から主務省令で定める基準に従い、特定再資源化等物品の引取基準を定めることができる。

### (3) フロン類回収料金及び指定回収料金(法第23条)

自動車製造業者等は、請求があった場合には、フロン類回収料金又は指定回収料金を支払わなければならない。

自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、フロン類回収料金及びして回収料金について、あらかじめ公表しなければならない。

### (4) 再資源化実施義務等(法第25条)

自動車製造業者等は、特定再資源化物品を引取ったときは、遅滞なく、当該特定再資源化物品の再資源化を行わなければならない。

再資源化(指定再資源化機構が行うものを除く)は、特定再資源化物品ごとに主務省令で定める再資源化を実施すべき量に関する基準に従い、行わなければならない。

### (5) フロン類の破壊義務等(法第26条)

自動車製造業者等は、フロン類を引取ったときは、遅滞なく、フロン類の破壊をフロン類破壊業者に委託しなければならない。自動車製造業者等は、フロン類をフロン類破壊業者に引渡すときは、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従い、当該フロン類を運搬しなければならない。

### (6) 再資源化等に係る料金の公表等(法第34条)

自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、自らが製造等をした自動車に係る自動車破砕残さの再資源化、指定回収物品の再資源化及びフロン類の破壊について、これを販売するときまでに、当該各号に定める料金を定め、これを公表しなければならない。

### (7) 再資源化預託金等の払渡し(法第76条)

自動車製造業者等は、特定再資源化等物品を引取ったときは、特定再資源化等物品に係る再資源化等預託金について、資金管理法人に対し、払渡しを請求することができる。

### (8) 報告(法第81条、第82条)

自動車製造業者は、使用済自動車等を引取ったとき又は引渡したときは、使用済自動車等の車台番号その他の事項を電子情報処理組織を使用して情報管理センターに報告しなければならない。

### (9) 帳簿備付け義務(法第27条)

自動車製造業者は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、特定再資源化等物品の再資源化等に関し主務省令で定める事項を記載し、記録し保存しなければならない。

### (10) 指導及び助言(法第37条)

主務大臣は、自動車製造業者等に対し、特定再資源化等物品の引取り又は再資源化等に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、その引取り又は再資源化等に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

### (11) 勧告及び命令(法第38条)

主務大臣は、正当な理由がなくて特定再資源化等物品の引取又は再資源化等に必要な行為をしない自動車製造業者があるときは、その自動車製造業者に対し、その引取り又は再資源化等に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。また、勧告を受けた自動車製造業者等が正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、その自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置を取るべきことを命ずることができる。